

R288.1-081ウ
1200500766557

R288.1
081
⑤

×
複写



始



貴重書室

ナキ-3-5

姓家系大辭典
第五卷・又一マヤ
索引

マ	ホ	ヘ	フ	ヒ	ハ	ノ	ネ	又
五五〇八—五六七〇	五三五四—五五〇七	五三二四—五三九三	五一二六—五三三三	四九三四—五一二五	四六四四—四九三三	四五八七—四六四三	四五七六—四五八六	四五五三—四五七五

C 285

0.81

一併

太田亮著



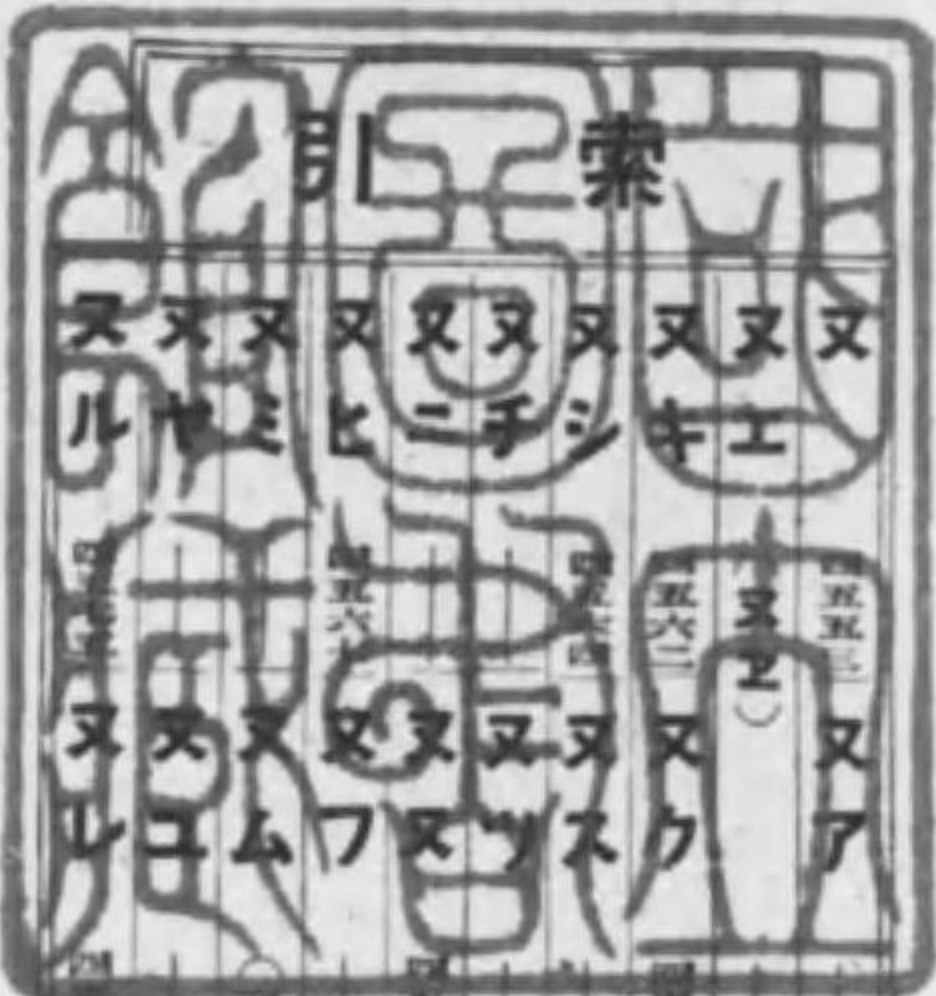
姓氏家系大辭典

第五卷

ヌーマトヤ



又 (ぬ)



又イ	又オ	又ケ	又セ	又テ	又ネ	又ヘ	又ヨ	又ロ
又ウ	又カ	又コ	又リ	又ト	又ノ	又ホ	又メ	又ワ
又力	又サ	又タ	又ナ	又ハ	又マ	又モ		

野 又 ノ條を見よ。
 鶴代 又エシロ 飯尾條を見よ。猶ほニヘシロ、ハマナ條參照。遠江發祥也。

額 又カ 次條氏に同じ、加賀に此の地名あり。

奴可 又カ
 1 備後の奴可氏 當國に奴可郡あり、和名抄に奴加と註し、建長二年關白道家莊圖處分狀に「備後國奴可東條」を載せたり。此の地より起りし氏にして大族也。平家物語卷六に「備後國の住人額入道四寂は、平家に志深かりければ、其の勢三

又—又カ

千餘騎で、伊豫國へ押渡り、道前前後の境なる高直の城に押寄せて散々に攻めければ、河野四郎通清討死す。子息河野四郎通信は、安藝國の住人奴田次郎は母方の伯父なりければ、其れへ越えて、有り合せず、父を討たせて安からず思ひけるが、如何にもして、四寂を討取らんとぞ窺ける。
 額入道四寂は、四國の狼藉を鎮めて、今年正月十五日、備後の額へ押渡り、遊君遊女共・召集めて遊び戯れ、酒もりける所へ、河野四郎通信・思ひ切りたる者共百餘

又カ

人・相語つて、はつと押寄す。四寂が方にも三百餘人有りけれ共、俄か事にて有りければ、思ひ儲けず、周章てふためきけるが、立合ふ者をば射伏せ、切り伏せ、先づ四寂を處りて伊豫國へ押渡り、父が討たれたる高直城迄、提げ持ち行き、鏝にて頸を切りたり共聞え、又礮にしたりと共聞えけり。其の後は四國の者共、河野四郎に隨ひ附く」と。又源平盛衰記に「備後國住人額入道四寂・額入道より數千艘の兵船を調えて、高繩城に推寄せ、通清をば討取りて侍しか共、云々」と載せ、又豫章記には「備中國住人奴可入道四寂」とあり。河野條を見よ。
 藝備古蹟志に「奴可郡龜石城は、榮和中、額入道四寂の築く所」と見ゆ。
 2 攝津の奴可氏 前項の條の後か。太平記卷九、足利殿打越大江山事の條に「爰に備前國の住人中吉十郎と、攝津國住人に奴可四郎とは、兩陣の手合に依りて、搦手の勢の中に在りけるが、中吉十郎・大江山の麓にて道より上手に馬を打擧げて、奴可四郎を呼びつけて云ひけるは、心得ぬ様かな、大手の合戦は火を散らして今朝の辰越より始まりたれば、搦手は芝居

又カ

五月、三好長元、湯川光春等・植長と廣城合戦の時、義正城中東の丸にて自殺す。義正の男三郎左衛門清安、叔父池永孫三郎清徳の義子となり、高山高政に仕へて、在田郡廣の莊内を領す。其の子五郎右衛門清信は湯川民部少輔直春に屬し、天文十三年、湯川家没落の時、領地に放れ、廣莊柳瀬村に豊居す。元和五年、御入國の時、柳瀬村にて地士となり、代々相續す。後當所に移り、姓を池永と改む。今の惠次郎は命士の格を賜ふ」と見ゆ。又那賀郡柑本大藏道安の二男額田角兵衛は上杉景勝に仕へ、その弟額田佐吉は額田家に仕ふ。一三八一頁を見よ。

18 雜載 萬葉歌人に額田女王あり、鏡王女とも云ふ、卷頭皇室御系圖を見よ。又徳川時代、小見川内田藩御用人に此の氏あり、又備前等に存す、又片岡條參照。その他、以下各條を見よ。

怒加田 又カタ 前條氏に同じ。東鑑卷十五に奴加田太郎・を載せたり。
糠田 又カタ 伊豆田方郡に糠田庄・見え、その他、武藏、岩代等に此の地名存す。而して美作三尾山城土に糠田又右衛門あり。その他は額田條を見よ。

額田部 又カタ 職業部にして田部の一種と考へらる。姓氏錄には「尤恭天皇の御世、額田馬を獻す。天皇此の馬の額は田町の如しと勅し、仍りて姓を額田連と賜ふ」と載せ、また「御馬を一疋・獻す。額に町形の鬚毛あり、天皇・之を喜び給ひて、姓を額田部と賜ふ」など傳ふれど信じ難し。京師なるは、姓氏錄左京神別に「額田部。同命（天津彦根命）の孫意富伊我都命の後也」と載せたり。

1 大和の額田部 和名抄、平群郡に額田郷を收め、奴加多と註す。額田條參照。
2 攝津の額田部 姓氏錄攝津神別に「額田部。額田部宿禰と同祖、明日名田命の後也」と載せたり。
3 河内の額田部 河内郡に額田郷ありて、和名抄に沼加多と註す、後世額田村は豊浦の北にあり。當國には額田首、額田部、湯坐連等見ゆ。

4 伊勢の額田部 和名抄、當國桑名郡に額田郷を收め、沼加多と註し、又延喜式、當郡に額田神社を載せたり。此の部民の住居せし地にして、神社は此の部の氏神也。今は糠田に在れど、舊は増田に鎮座し、社址遺り、又額田山源流寺の名を止

む。當社は大福田寺文龜元年勅進帳によれば、額田部祖神を祭ると云ひ、大福田寺は、後宇多院の朝弘安中、額田部賀澄（神宮祠人伊勢長官）の再建とし、彼の先祖をば桑名神戸開發の領主門謙と傳へ、大神・五十鈴川鎮座の初め、社職に補任せられてより、實澄まで累代不易の神職なりと。蓋し額田郷に居り、桑名神戸司に補せられしなるべく（神祇志料）、凡河内氏の族桑名首の一族と考へらる。第二十七項、三十七項、及び桑名條を見よ。
又朝明郡にも額田郷ありて、沼加多と訓じ、神宮雜例集に額田神田・見ゆ。又羽津邑大宮四志氏神社に額田部天津彦根命の孫・意富伊我都命の墓と稱するものありて、嘉永五年三月、曲玉、古器等を發掘す。又當國に額田庄、額田納所等、莊園目録に見ゆ。

5 尾張の額田部 天平六年十二月の當國正稅帳に「主領外大初位上勳十二等額田部某」見ゆ。額田國造の族人ならん。
6 三河の額田部 當國に額田郡ありて、和名抄に奴加多と註し、郡内に額田郷を收む。
7 伊豆の額田部 糠田、及び奴加田條を

和名抄に奴加倍と註す。此の部民のありし地にて、もと額田部なりしと思はる。又天平十二年紀に「長門國豐浦郡少領外正八位上額田部廣麻呂」見ゆ。藤原廣嗣征伐の際、精兵を率ゐて、先づ板櫃河を濟る。

見よ。
8 武藏の額田部 足立郡に糠田邑あり。
9 上總の額田部 周准郡に額田郷ありて和名抄に見え、又湯坐郷あり。額田部湯坐條參照、此の氏はその族人にして、末國造の配下なるべし。
10 常陸の額田部 久慈郡（那珂郡）に額田村あり。地理志料に「姓氏錄に額田部は高市の連と同祖なりと。郡に高市郷あり、必ず由あらん」と。何れも凡河内氏の族人也。その他額田條、額田部湯坐條等を見よ。
11 美濃の額田部 池田郡に額田郷ありて、和名抄に見ゆ。額田國造のありし地也。又席田郡に名太郷あり、又カタかと云ふ。當國の此の氏は額田國造配下の民なるべし。次項參照。
12 各田部 前項氏に同じく、各は額の略字にして、音も通ず。美濃國大寶二年春部里戸籍に「各田部刀良實」外妻に一、寄人に一を載せ、また栗栖田里戸籍に寄人に一人、其の他にも一人・見えたり。額田國造配下の民也。
13 上野の額田部 甘樂郡に額部郷ありて和名抄に見え、奴加倍と載せ、高山寺本

には額田部を作る。後に額部莊・起る。
14 越前の額田部 足羽郡に額田郷ありて和名抄に見え、奴加太と註す、額田條參照。
15 加賀の額田部 江沼郡に額田郷ありて和名抄に見え、奴加多と註す。
16 丹波の額田部 天田郡に額田邑あり。
17 出雲の額田部 天平六年の出雲國計會帳に「移盜人額田部羊事、部下大原郡屋裏郷賀太里戸主額田部字麻戸口」と云ふを載せ、また賑給歴名帳に「杵築郷因佐里額田部堅石、外三人」及び「漆沼郷深江里額田部伊毛女」など見ゆ。
18 石見の額田部 神護景雲二年二月紀に「石見國美濃郡人額田部蘇提賣」なる者見ゆ。
19 播磨の額田部 正倉院天平寶字六年文書に此の部人裔見ゆ。
20 備中の額田部 哲多郡に額部郷ありて、和名抄に奴加多倍と訓ず。
21 備後の額田部 三輪郡に額田郷ありて和名抄に見ゆ。
22 周防の額田部 當國延喜の玖珂郷戸籍に「額田部牧刀良實」なる者見ゆ。
23 長門の額田部 豐浦郡に額部郷ありて、

和名抄に奴加倍と註す。此の部民のありし地にて、もと額田部なりしと思はる。又天平十二年紀に「長門國豐浦郡少領外正八位上額田部廣麻呂」見ゆ。藤原廣嗣征伐の際、精兵を率ゐて、先づ板櫃河を濟る。
24 讃岐の額田部 寛弘元年の大内郡戸籍に「戸主額田部並山」外十五人の名を載せたり。
25 美前の額田部 早良郡に額田郷ありて、和名抄に奴加多と訓じ、川邊里戸籍に「額田部平太實」等六名を載せたり。
26 豐後の各田部 正倉院文書當國の戸籍に各田部多流美實あり。
27 額田部連 凡河内氏の族人にして、額田部の伴造家也。神代紀一書に「天津彦根命は、此れ茨城國造、額田部連等の遠祖也」とある後にして、氏は、欽明紀二十二年條に「掌客額田部連」を載せ、推古紀十六年條に「額田部連比羅夫、次いで孝徳紀大化元年條に「額田部連勢」等見ゆ。大族たりしを知るべし。天武朝に至り、宿禰姓を賜ふ。されど、そは本宗の家にして庶流には連姓の者なほ諱からず。以下各項を見よ。

- 28 大和の額田部連 大同類聚方七十六に「大和國城上伊久瀨子乃神社に傳ふる所にて、額田部連等の家方也」など見ゆ。
- 29 角凝會齋の額田部連 前々項氏との關係・未だ詳かならず。後に宿禰姓を賜ふ。
- 30 參河の額田部連 大同類聚方に「穴加差。三河國額田郡調攝神社の宮造・額田部連長の藥方」と載せたり。されど物部氏の族に額田臣あれば、此の氏は三河國造の一族にして、額田部連と云ふは誤りなるやもはかり難し。調攝神社は三河國造の氏神なれば也。
- 31 播磨の額田部連 播磨風土記に「額田部連久等々」を載せ、また「攝保郡鼓山。昔額田部連伊勢・神人腹太と相關ふ」などあり。
- 32 筑前の額田部連 觀音寺文書に「國政所歴、觀音寺三綱、早良郡額田郷戶主三家連豐繼云々、史正從八位上額田部連君万呂、正六位上行大典伊部造祐麻呂、天平寶字三年八月五日」など載せたり。
- 33 額田部首 出雲國なる額田部の伴造家にして、天平六年の計會帳に「秋鹿郡人額田部首眞昨」なる者見ゆ。
- 34 額田部直 長門國なる額田部の部分的

- 件造家にて、豐浦郡領として中古大いに榮ゆ。天平十年の周防國正稅帳に「長門國豐浦郡大領正八位下額田部直廣麻呂」を載せ、また神護景雲元年四月紀に「長門國豐浦郡外正七位上額田部直塞守、錢百萬、稻一萬束を獻じて、外從五位上を授け、豐浦郡大領に任ず」など載せたり。長門國造族なるべし。豐浦、長門等の條參照。
- 35 豐後の各田部直 當國なる各田部の伴造家なるべし。
- 36 額田部臣 出雲臣出雲國造の庶流にて、當國額田部の伴造たりし氏なるべし。出雲風土記に「大原郡少領外從八位上額田部臣」及び「前少領額田部臣押島、今少領伊去美の從父兄也」など見ゆ。
- 37 額田部宿禰 第七項額田部連の宿禰姓を賜へる氏にして、天武紀十三年條に「額田部連云々、姓を賜ひて宿禰と曰ふ」と見ゆ。なほ天平寶字二年七月紀に「正六位上額田部宿禰三宮云々、三宮・本姓は額田部川田連也」とあるも此の族なるべし。

- 38 角凝會齋の額田部宿禰 第廿九項氏の宿禰姓を賜へるものにて、前項氏との關係は詳かならず。姓氏錄、右京神別天神の部に收め「額田部宿禰、明日名門命三世の孫天村雲命の後也」と見えたり。
- 39 攝津の額田部宿禰 前項氏の族人にて、姓氏錄、攝津神別に「額田部宿禰、同神（角凝魂命）の男五十狹經魂命の後也」と載せたり。
- 40 山城の額田部宿禰 同上。姓氏錄、山城神別に「額田部宿禰、明日名門命六世の孫天申（申は一本に甲又由に作る）久富命の後也」とあり。
- 額部 又カタベ 又カベ カクブ カクム 前條氏に同じ。
- 各田部 又カタベ カクカベ 額田部氏に同じ、各は額の略字にて、音も通ず。
- 額田部位甲 又カタベノキカフ 正訓不明。次條を見よ。
- 額田部位田 又カタベノキダ ○額田部位田連 凡河内氏の族か。拾芥抄に見ゆ。姓名錄抄には「額田部位甲連」に作る、河田を誤りしならん。
- 額田部川田 又カタベノカハダ 前二條參照。

- 1 大和の額田部川田連 凡河内氏の族なり、詳細はカタハタを見よ。猶ほ額田部條參照。
- 2 河内の額田部河田連 錦部郡に河田村あり。此の氏・天平寶字二年七月に額田部宿禰姓を賜ふ。額田部條參照。
- 額田部位田 又カタベノカハタ 前三條參照。
- 額田部位田連 凡河内氏の族人也。位田は河田なるべしと云ふ。姓氏錄、大和神別に收め「額田部位田連、同神（天津彦根命）三世の孫・意富伊我命の後也。尤恭天皇の御世、額田馬を獻ず。天皇・此の馬の額・田地の如しと勅して、仍りて額田連を賜ふ」と載せたり。
- 額田部槻本 又カタベノツキモト ○額田部槻本首 千熊長彦の裔なり。ツキモト條を見よ。
- 額田部玃玉 又カタベノミカタマ 角凝會の裔也、ミカタマ條を見よ。猶ほミカタマ條參照。
- 額田部湯坐 又カタベノユエ 湯坐條參照。大族也。
- 1 額田部湯坐連 凡河内氏の族・額田部連の庶流にして、湯坐の事に携りし氏也。

- 古事記、神代卷に「天津日子根命は、凡河内國造、額田部湯坐連、木國造、倭田中直、山代國造、馬來田國造、道尻岐閉國造、周芳國造、倭淹知造、高市縣主、蒲生稻寸、三枝部造等の祖也」とある後也。姓氏錄には、左京、及び河内神別に收む。前者は額田部湯坐連。天津彦根命の子明立天御影命の後也。尤恭天皇の御世に、薩摩國に遣はされて、卑人を平ぐ。復奏の日、御馬一疋を獻ず、額に町形の鬚毛あり。天皇・之を喜び給ひ、姓を額田部と賜ふ也」と註し、後者は「額田部湯坐連。天津彦根命五世の孫乎田部連の後也」と載せたり。
- 2 天神齋の額田部湯坐連 前項と同族か。天神本紀に「天斗麻彌命は、額田部湯坐連等の祖」と見えたり。
- 3 上總の額田部湯坐連 額田部條第九項を見よ。
- 4 常陸の額田部湯坐連 額田部、湯坐、木、高市、茨木、三枝部等の條參照。
- 糠塚 又カツカ 岩代、羽後等に此の地名存す。
- 1 奥州の糠塚氏 岩代國會津郡糠塚邑より起りしなるべし。義相なる者を祖とす

- と云ふ。家紋四疊扇、石疊。南部の參考諸家系圖に糠塚主計義相、糠塚久右衛門義倚等見ゆ。
- 2 近江の糠塚氏 大石良雄の祖母は田原の人糠塚氏女とあり、オホイン條を見よ。
- 額戸 又カト ガクト カホド 1 清和源氏新田氏族 上野國の豪族にして、尊卑分脈に「新田義重一經義（額戸三郎）」と載せ、中興系圖には「額戸。清和源氏、三郎經義・之を稱す。又合田五郎・之を稱す」などありて、額戸三郎太郎政氏、新三郎氏長等見ゆ。額田條、及び合田條を見よ。
- 2 信濃の額戸氏 水内郡飯山城の守將に此の氏あり。
- 糠野 又カノ
- 糠信 又カノフ 武藏國多摩郡の名族にして、新編風土記、小比企村條に「糠信氏。同姓のもの村内に三人あり。此の氏は先祖某が時、額朝より白旗に記して賜はりしと云ふ。後に其の旗を權現に祝ひし由、村内に鎮座する所の白旗權現・是なりと云ふ。家の墓所に文正、應安等の石塔あり、土地開けしよりの民なりと知らるれど、其の傳ふる所はさだかならず」と見ゆ。

りて、奴乃之と訓ず。次に土佐國安藝郡に布師郷ありて奴乃之と見ゆ。又河内國丹比郡に布忍莊あり、後に丹北郡に入る。

1 布師臣 武内宿禰の子葛城縣津彦命の裔也。布師は地名なるべけれど、何地の布師か、此の地名・諸國に多ければ決して。姓氏録は和泉皇別に收め、「布師臣・同上（坂本朝臣と同祖、産内宿禰の男葛城縣津彦命の後也）」と註す。

2 布數臣 前項氏の族にして、讃岐の古族也。靈異記中卷の廿五に「薩岐國山田郡に布數臣衣女あり。聖武天皇の代、衣女・忽ちに病を得、云々。同國難羅郡にも同姓衣女あり」と載せたるは、此の氏人也。第十一項參照。

3 布師首 第一項布師臣の族也。天智紀に「布師首鬘」なる者見え、姓氏録、右京皇別に收めて「布師首。生江臣と同祖。武内宿禰の後也」と載せたり。

4 布數首 前項氏と同じ。姓氏録、攝津皇別に「布數首。玉手と同祖。葛木襲津彦命の後也」と見ゆ。和名抄、死原郡に布數郷を收む、その地にあらしなるべし。

5 布忍首 前項と同じく、布師首の族也。河内國丹比郡に布忍村あり。此の氏の住

居せし地とす。姓氏録、河内皇別に「布忍首。的臣と同祖、武内宿禰の後也。日本紀に漏る」と載せたり。

6 土佐の布師首 安藝郡に布師郷ありて和名抄に見え、奴乃之と註す。此の氏によりての地名也。類聚符實抄卷一、康保四年五月七日の太政官符に「應に土佐國安藝郡に坐す從四位下乃業神社祝に、從八位下布師首勝士丸を補すべし」と見ゆ。

7 無戸の布師氏 和泉の古氏にして、無姓なるは、布師臣又は首の部曲なるべし。正倉院天平勝寶九年文書に「布師淨足（河内國和泉郡八木郷戸主布師乎万呂戸口）」など見ゆ。

8 上野の布師氏 布師氏部曲裔か。貞觀三十年十月紀に「上野國の人神人繼道・布師貞を故殺す」と見ゆ。

9 越中の布師氏 射水郡に布師郷あり。

10 周防の布師氏 延喜年間同の玖珂郷戸籍に「伊實戸主布師淨益」なるもの見ゆ。

11 讃岐の布師氏 第二項を見よ。その後、寛弘元年の大内郡戸籍に布師弘信、外二人を載せ、又續左承抄、建長八年八月の日吉社額讚岐國伴田庄四至榜示書上に「國使位布師一見ゆ」。

又今川津村に川津神社ありて、其の縁起に「天平八年、布師首宮麻呂の創祀する所」と傳へたり。

布敷 又ノシ 又ノシキ 前條に併せ云へり。

布下 又ノシタ 前數項參照。

1 信濃の布下氏 佐久郡布下邑より起り、村上氏に屬す。天正年間、布下新左衛門あり、信府統記に「天正十六年丁未、常田山の此の方に布下新左衛門・陣場を構ふ」と。

2 滋野姓 信濃の名族にして、前項氏に同じかるべし。されど家譜には、滋野氏の族と稱す。家紋九曜。寛政系譜に「下總豐正—伊勢豐明—豐友（與五左衛門）」等を載せ、又小給地方由緒書に「布下與五左衛門。高祖父布下伊賀儀は青田布左衛門佐旗下にて罷り在り、權現様御代、曾祖父與五左衛門云々」と。

3 雜載 甲斐にも存す。

布師部 又ノシベ 布師氏の部曲裔也。法隆寺に傳ふる聖武帝御几帳記に「天平十八年、讚岐國鶴足郡川津郷布師部宮麻呂の調籍」と見ゆ。

渭後 又ノシリ 和名抄、武藏國入間郡に

渭後郷を收む。

布田 又ノタ 信濃に存す。

布西 又ノニシ 和名抄、越前國射水郡に布西郷を收む。フセ條を見よ。

布廣 又ノヒロ 安西軍策に布廣左近・見ゆ。

布目 又ノメ 高田柳原藩重臣に見え、又加賀藩給帳に「二百石（紋丸内上羽織）布目多七郎」を載せたり。

布本 又ノモト 備前に存す。

布屋 又ノヤ 和泉の豪族にあり、享保十三年、布屋清兵衛等十人は内川を擱壁す。

奴白 又ハク 又シロ 一本武田系圖に「加々美次郎遠光—長光（奴白四郎）」と見ゆ。

沼濱 又ハマ ヌマハマ條を見よ。

縫 又ヒ キヌヌヒ條を見よ。

縫田 又ヒタ

縫殿 又ヒトノ 縫殿寮の官人たるもの、その官名を冠せしにて、東鑑卷三十九、四十一、四十二、四十四、四十五、四十八、四十九、五十、五十一、五十二等に縫殿頭師連・見ゆ。

縫伴 又ヒトモ

怒麻 又マ ノマと通ず、ノマ條を見よ。

○ 怒麻國造 安藝國造族にして、怒麻國とは、後の伊豫國島根郡の地を云ふ。和名抄、此の郡に英多郷を收む。此の國造治所のありし地にて、英多は縣也。國造と云ふも、縣主の直姓を賜ひたる小國造なるを知るべし。國造本紀に「怒麻國造神功皇后の御代、阿岐國造と同祖、龜連玉命が三世の孫若瀨尾命を國造に定め賜ふ」と載せたり。神名式、野間郡野間神社あり。ノマ條を見よ。

沼 又マ 安房、羽後、備前、淡路等に此の地名あり。

1 安房の沼氏 安房郡沼邑より起る。保元物語、官軍汰の條に「安房には沼平太」と。著名の豪族たりし也。この地に國守たりし源親元を祀る國司神社あり、關係あるか。地名辭書に「里見代々記に「館山は平判官貞政の城跡なり。里見義康之に居る」と。平判官・今考ふべからず、然れども保元物語に「沼平太・安四、金餘、丸等と源義朝に従ひ、院御所を攻めたる」事を載せ、又東鑑、建久四年に「安房平太・新恩に浴する」事を載す。蓋し其の居の安房郡沼村に在りたるを以つて、或は沼平太と云ひ、或は安房平太と稱し

たるならん。而して、沼村は館山の近傍にあり。則ち所謂平判官は安房の平太なるか」と。アハ條參照。

2 蒲生氏族 蒲生家臣に沼左衛門二郎あり、蒲生信俊と稱す。

3 雜載 紀伊在田郡沼田邑地土に沼源右衛門・見ゆ。又浪花の詩人に沼進あり、古濂と號す。

沼間 又マ ヌママ 和泉、伊勢等に沼間庄、相摸にも此の地名あり、又日用重寶記等に此の訓見ゆ。

1 安藝國造族—怒麻、及び野間條を見よ。

2 大中臣姓 和泉の名族にして、家傳に「先祖大中臣沼清輔、關東より出で、和泉國沼野に住し、後改めて沼と稱す。清輔の後胤清忠、房前の子を養ひて子とし、清次と云ふ。從二位に至る。川邊大臣・藤原の姓を賜ふ。其の子を家清と云ふ。其の裔清春、後醍醐天皇に忠良をはげむ」と、談苑隨信ずべからず。

大島郡綾井城（取石村綾井）は、應仁年間、沼日向守入道任世の據城にして、任世は紀伊の淺野氏と兵を構ふと云ふ。後惠稱寺となる。子孫・江戸幕府に仕へ、寛政系譜に「兵助清春—清定—行清—武清—

清直—清良—清勝—兼清—國清—與一右衛門清道—與吉右衛門助清—越後守清成(任世、信長に仕ふ、和泉國綾井城主)—越後守義清—主膳興清—兵右衛門清許(與吉、源兵衛)—新五左衛門清貞—新五郎清芳、—弟日向守廣隆(爲政、頼母)—隆清—と見ゆ。内・清成は越後守と云ひ、入道して任世と號す。綾井城主にして、其の子越後守義清・信長に仕へ、天正四年七月十八日、大坂川口にて戦死す。家紋左藤巴、丸に間の文字。

又幕末佐幕黨の名士に沼間守一あり、舊は高梨横次郎と云へり。後沼間氏を繼ぐ。3 相摸の沼間氏 三浦郡(鎌倉郡)沼間邑より起る。小田原分限帳に「沼間齋藤分、十貫文」と見ゆ、四脇條參照。

沼井 又マキ 南朝の遺臣にして、兵部卿尹良親王に従ひ、信濃伊那に戦死すと云ふ。又沼井大膳介は常陸の豪族にして、前小屋城主なりと。

沼江 又マエ 武藏の豪族、四藤の一にして、西氏系圖に「由井三郎—沼江又二郎(沼江大夫)—由井五郎、弟時安、弟弘持」と載せ、七黨系圖には沼江に作る。

沼尾 又マヲ 又マノヲ 和名抄、甲斐國

八代郡に沼尾郷を收め、奴萬乃乎と註す。その他、常陸、上野に此の地名存す。

1 桓武平氏大掾氏族 常陸國鹿島郡沼尾邑より起る。大掾系圖に「林六郎左衛門頼幹—重頼(沼尾平太)—幹政(同又太郎)」

幹茂—右幹—幹政

幹親—義幹

幹直—胤幹

胤直—胤幹

胤直—胤幹

胤直—胤幹

胤直—胤幹

胤直—胤幹

胤直—胤幹

胤直—胤幹

胤直—胤幹

胤直—胤幹

胤直—胤幹

沼川郷を收め、奴乃加波と訓ず。後に沼川保と云ふ。此の氏この地より起るか。

沼上 又マカミ 武藏國橋本郡の名族にして、新編風土記に「沼上氏は笠原美作守が家人沼上出羽守が子孫なり」と云ふ。沼上がことは、小田原役帳にも見ゆ。又豊松院の文書にも見ゆたり、されど舊記、古器等今傳ふることなし」と。

沼木 又マキ 又キ

和名抄、伊勢國度會郡に沼木郷を收め、奴木と註す。その他、陸前、羽前等に此の地名あり。

1 伊勢の沼木氏 朝明郡の豪族にして、柿城に據る。正平十五年、防州の人沼木宗喜・來りて仁木氏に屬すと傳へらる。又「柿城主沼木太郎宗治は、神戸の奥力にて、後に入道して宗喜と云ひ、弘治三年小倉三河守に滅さる」とあり。詳細は佐藤(二七一—七頁)、澤木等の條を見よ。

2 雜載 安西軍策に沼木新右衛門・見ゆ。

沼口 又マクチ 柳本織田藩用人に見ゆ。

沼宮内 又マクナイ 陸中國岩手郡沼宮内邑より起る。秀郷流藤原姓、川村周防次郎の裔也と云ふ。奥南舊指録に見えたり、川村條參照。

沼倉 又マクラ 陸前國栗原郡沼倉邑より

起る。源平時代、沼倉小次郎高次ありて高次館に據る。館は上願高山に在り。義經自盡するや、此の地に葬りて墓を立つ」と傳へらる(平泉志、製置閣老志)。又中尊寺建武元年文書に「當寺の修理は、先に關東に於いて御沙汰を經られ、沼倉少輔三次隆經、小野寺彦次郎入道々々・檢見を遂げ、注進狀を捧ぐるの處、京都と鎌倉との途に依り、自然延引せしめ訖んぬ。今亦彼の兩使に仰せ、起請文を以つて召し置かる」とあり。

沼越 又マコエ

沼崎 又マサキ 常陸、陸奥等に此の地名存す。

沼澤 又マサハ 岩代、羽前等に此の地名存す。

1 山内氏族 岩代國大沼郡沼澤邑より起る。新編會津風土記に「館造。横田の城主山内氏の支族沼澤出雲實通と云ふ者住せり。天正十三年、關榮備中・伊達政宗に内應し、幕名家に叛きし時、出雲討手に加はり、備中を討ち取る。同十七年、備上の役散じて、幕名義廣・佐竹に奔りし時、出雲・澁川助右衛門と共に、義弘に従つて常陸の國に赴きしと云ふ。出雲が子

孫。當家に仕へて、今に存す」と見ゆ。又耶麻郡高柳村諏訪神社に、天正中、幕名氏の臣關榮村の領主松本備中・幕名氏に叛き、伊達の軍兵を引入れし時、沼澤出雲實通・自ら討手を請ひて、關榮村に馳せ向ふ。其の時、叛臣降伏の祈願を當社にこらし、速に松本を誅戮し、伊達の軍勢を討ち取りしと傳ふ。その他、山内、金上條參照。

又沼澤郡出原村の觀音堂は、天正七年、沼澤出雲實通と云ふ者、此を修理すと云ひ、又同郡牛尾村若宮八幡宮の神職に沼澤治部あり、「享保中、莊大夫光詮と云ふ者、此の社の神職となりき。今の治部光廣は五世の孫なり」と見ゆ。

2 雜載 その他、鯖江藩に沼澤院太郎あり。

沼尻 又マシリ 武藏、下野、岩代等に此の地名存す。

1 高階姓 武藏國播磨郡の沼尻邑より起る。沼尻太郎三郎高品忠家あり。岩松家の重臣にして、又康正三年文書に沼尻和泉守・見え、又「前和泉守忠久」等とも載せたり。武藏の此の氏は丸に立澤瀉を家紋とす。

2 下野の沼尻氏 那賀郡沼尻邑より起ると云ふ。

3 岩磐の沼尻氏 耶麻郡沼尻邑より起りしか。三坂元弘三年十二月文書に沼尻與五太郎を載せたり、三坂、鎌田條參照。

4 雜載 常陸の儒者に沼尻修平(龍運)あり。

沼迫 又マセコ 又マハザマ 會津三坂元弘三年十二月文書に沼迫十郎見ゆ。鎌田條參照。

沼田 又マタ 和名抄、上野國利根郡に沼田郷を收め、奴末太と註す。

沼田 又マタ 又タ 和名抄、常陸國新治郡に沼田郷、次に出雲國橋本郡に沼田郷を收む。風土記に「字乃治比古命・此の地に御座せり」と。次に安藝國に沼田郷あり、仁徳紀に沼田と見ゆる地にして、和名抄も奴末と註し、郡内に沼田郷を收む。その他、上野、加賀等に沼田庄、また相摸、武藏、常陸、上野、羽前、備前、紀伊等にも此の地名存す。

1 佐伯沼田連 安藝國沼田郡より起る。淳田佐伯部の伴造家なるべし。延暦二年紀に「右京人外從五位下佐伯部三國等に姓を佐伯沼田連と賜ふ」と見ゆ。又マノ

2 サヘギへ、サヘギ、マタ等の條参照。
 2 後世の安藝沼田氏 前項氏の後か。源平時代、沼田次郎あり。平家物語に奴田次郎と載せ、源平盛衰記に沼田太郎とあり。マタ條を見よ。又カウノ、マカ等の條参照。藝蓬通志、豊田郡條に「高木山下北方村にあり。源貞世の道行ぶりを以つて考ふれば、元暦中に、沼田次郎が籠りしは、此の城ならんか。今に至りて、武器を掘出すことあり」と見ゆ。

3 沼田小早川氏 桓武平氏土肥氏の族にして、小早川景平の男本庄守茂の嫡男雅平の子孫を云ふ。コバヤカハ條に詳か也。

4 丹後の沼田氏 第十項参照。加佐郡の豪族にして、中山城(東雲村中山)は沼田幸兵衛の居城也。幸兵衛は、また小兵衛とも見ゆ。落城後、長岡(細川)に降り、名を改めて長岡勘解由と云ふ。三家物語に「細川家の時、當城に有田四郎右衛門・居る」とあり。

5 但馬の沼田氏 太田文に「氣多郡八幡宮領・圓山別當八友、地頭沼田小太郎入道順四」を擧ぐ。

6 備作の沼田氏 備前國赤坂郡沼田邑よる起る。藤波行尊軍忠狀に「文明五年、

愚兄掃部介・沼田越中入道と合戦す」と。その後、戦國の時、沼田左衛門大夫あり、赤坂郡鳥取庄千光寺を再建す(天正十八年)。

7 大神姓 豊後國の豪族にして、佐伯系圖に「緒方三郎惟榮—惟榮(沼田四郎)」。惟樹—惟豐四郎—惟樹—惟氏五郎等と載せたり。此の裔・第十六項を見よ。

8 肥後の沼田氏 薩摩國建久の圖田嶺に「高城郡公領、云々。得吉二町、名主肥後國住人沼田(江田)太郎實秀。寺郷公領、得末四町、名主肥後國住人沼田太郎實秀。郡答院得末十三町、本名主肥後國住人沼田太郎實秀」など見ゆ。

9 伊勢の沼田氏 一志郡の豪族にして、沼田伊豫守は北高氏に屬し、永祿十二年、阿坂城に戦死す。大阿佐邑の西方に沼田宅跡・存し、廣見に墓あり。

10 若狭の沼田氏 康正造内理段錢引付に「三貫五百文、沼田彌三郎殿、若州滋生庄也、段錢。三貫文、同歸院領、丹後國、木津郡段錢」と載せたり。熊川城は此の沼田氏の所領なりと。

11 室町幕臣 永祿六年諸役人附に「外樓詰兼・沼田三郎左衛門尉、沼田彌七郎、二番沼田彌七郎統兼、沼田勘解由左衛門尉、沼田徳松」等を載せ、又細川兩家記に沼田上野介・見ゆ。

12 清和源氏木曾氏族、木曾氏の家譜に、「基家の子家仲・沼田を稱す」と云ひ、又一本木曾系圖に「旭三郎義基—源三郎基家—沼田左馬助家仲—木曾讚岐守家教—讚岐守家村(須原館)—右京亮家通—伊豫守家頼—彈正忠家親—彈正忠親豐」と見え、又大石系圖に「義仲裔爲重(源左衛門尉、母は沼田右馬允宗仲の女)」とあり。

13 秀郷流藤原姓波多野氏族 相摸國足柄沼田邑より起る。波多野系圖に「波多野七郎大夫經秀(秀盛)—藤大夫秀逸—(佐藤)眞後權守遠義」



14 武藏の沼田氏 足立郡の沼田村より起る。東鑑嘉祿二年四月廿日の條に「御所中騒動、武藏國御家人沼田四郎父子、白井太郎父子、忽ち鬪諍を起して互に殺害す。聊か宥意ありし也」と見ゆる沼田氏は、此の沼田村より起りしなるべし。後世、高麗文書、しゆいの次第に沼田殿・見ゆ。

15 上野の沼田氏 利根郡沼田莊より起りし豪族にして、上州八家、東郡四家の一なり。出自につきては諸説ありて、或は緒方惟榮の子三郎惟泰の後と云ひ、或は三浦泰村の二男景泰の後など云へど信じ難し。東鑑建久四年に既に沼田太郎あれば也。又新田氏の族黨と云ひ、或は大友の族利根親秀の裔とも云ふ。今次にそれ等を列擧すべし。

16 緒方氏族説 第七項の後と云ふにて、

17 桓武平氏三浦氏説 上野國志に「利根郡沼田城は沼田氏・代々の居なり。茲に景義・倉内の城に討死して、沼田氏亡ぶ。三浦若狭守泰村の二男勘解由左衛門尉景泰・始めて上州利根庄沼田を領して沼田と號し、代々居住す。十三代平八郎景義・天正九年三月十四日、倉内城水手に於いて討死す」と見ゆ。

18 新田氏説 地名辭書沼田郷條に「太平記、新田義貞が義軍を擧げし時、沼田の要害に橋籠らんとの評議ありし事を載

傳説に、豊後國の大名・緒方三郎大神惟榮は、故ありて建久年中、其の所帯を没收せられて、上州利根郡に流され、年を経て配所にて、三郎惟泰と云ふを設けた。其の後、惟榮・教に遣て本國に歸り、惟泰は止りて月上に住し、沼田氏と稱して、子孫相續せりと。後上野志、鎌倉武鑑等に見えたり。又關八州古戦録に「建久年中、豊後の緒方惟榮・當國に流罪、其の子惟泰・所産の地に留り、井戸上の郷・庄田と云ふ處に住して、沼田の家を嗣ぎ、子々運緒して、後深草院の朝に至り、沼田勘解由左衛門尉・利根郡町田の郷に館を構へ、箕吹城と號したり」と。

す。即ち此なり。新田の族葉は、西上州より越後に蔓延したれば、滑田郷にも其の族葉の在りしや必せり。長門本平家物語の新田の一門交名に、利根四郎あり」と。

19 大友氏族説 名跡考に「大友左近將監能直の子利根二郎親秀を沼田氏の祖」と載せ、又上野志に「大友記に大友豊前守左近衛將監能直の子を利根次郎親秀と云ひ、大友二代目なり」と。此に依りて考れば、利根氏・或は沼田と稱せるならん。恰も秩父氏が一に高山と云ふが如きかと云ふ。

20 氏人 東鑑卷五、九、十、十一、三十五に沼田太郎、二十一に沼田次郎、沼田七郎、二十五に沼田小太郎、その他、沼田太郎四郎等見ゆ、多くは此の族なるべし。又傳説雜記、及び和訓栞等に「上野國沼田三郎家政の女が名譽の歌ありて、後伏見院の御製を賜れる由を載せたり。又前太平記に「上野國沼田庄の美女」の事見ゆ。その他、利根條參照。又博多日記に「大番衆・大和道、沼田社別當勝」と云ふを擧げ、又太平記卷三十二に沼田小太郎見ゆ。下りて相州兵亂記

に沼田丹後守(永享)、加澤記に沼田晴雲齋入道等多し。又傳へ云ふ、深草院の御宇、第十六項所載惟泰が裔沼田勘解由左衛門正泰・館を町田と云ふ所に建て、前吹城と號す。その裔上野介景忠入道了齋齋・保靈社の地を轉じて、倉内城を築き、傳へて其の子勘解由左衛門尉顯泰に至る。夫文の頃、顯泰・家を三郎種泰に譲り、其の身は入道して萬鬼齋と稱し、三男平八郎景義と俱に、下河場の別業に隱居せり。

萬鬼齋・後に小子の愛に迷ひ、長子三郎を舐み、不意に倉内の城を襲ひて種泰を殺し、景義を立て、家督とす。種泰が妻は白井の長尾景春入道伊豆が女にて、長野左衛門大夫業正が妻と姉妹なる故、白井と箕輪と軍兵を合せて、沼田を討つ(長尾、長野等條參照)。萬鬼齋・戦ひに負けて、深山を越えて奥州楡枝に遁れ、幕名盛氏に屬す。此の時、上州は上杉憲政の分國なる故、倉内をば其の臣猪股左近大夫則頼に與ふとぞ。その他、發知、吳桃等の條參照。又前橋風土記に「女酒壺は勢田郡女淵村西北隅に在り、沼田平八なる者は是に築く」と。

21 大三輪姓 上州沼田より起るとぞ。後世群馬郡仲尾邑の人沼田與市の男顯義は學和漢に亘る。盲人也。

22 上總の沼田氏 鎌倉基氏狀に「上總國鴻井郷の事、沼田藤七入道妙覺・子細を申すと雖、妙覺に於いては其の替を宛て給ふべく、當郷に於いては、觀應三年十月十五日の御寄進狀の旨に任せ、領掌相違あるべからざるの狀・件の如し。貞治二年二月廿七日、光明寺長老」と。

23 越後の沼田氏 居多文書に「魚津城主沼田豐前守」見ゆ。

24 雜載 その他、徳川時代、細川藩重臣、河越松平藩重臣等に見え、又秋田藩士沼田信挺は横手の人、學博くして藩の教授となり孤松と號し、その女野野は詩をよしく香雲と號す。又享保長命譜に沼田伴藏・見ゆ。又喜多流諸曲家沼田含翠は前述細川藩重臣の家に生れ、勤王の志厚かりき。又信濃、陸奥、阿波、越前等にも此の氏多し。

沼津 又マツ 駿河、登岐等に此の地名あり。此等より起るか。狩野派の畫家に沼津乘昌、その男乘天・共に名高し。

又マナミ 又ナミ 沼波抄、近江國犬上郡に沼波郷を收む、後世沼波庄と云ふ。此の地より起りしか。

沼浪 又マナミ 産業事蹟に「伊勢の萬古燒は、近世盛んに行はれ、一種の式となれり。此の陶器は、元文中沼浪弄山なる者の創製せるに權與す。弄山は通稱五左衛門と云ふ(但し一説に、萬古燒の祖を柿沼館次郎とし、世に此を弄山とするは誤りなり)。弄山は朝明郡小向村に住し、製陶を好み、その作・極めて雅致あり。彩紋は多く唐草を描き、又草花を寫し、着色は、赤、青、淡青等にして、就中瑠璃の一種・大に世人の稱贊を得たり。五左衛門の家は萬古屋と號すを以つて之を陶器の名とせしと。其の名漸く遠近に傳はり、後に江戸に出で小梅村に住し、幕府御用陶師となりしが、數年にして罷め、安永六年歿す」とぞ。

沼貫 又マヌキ 高山寺本和名抄、丹波國水上郡に沼貫郷を收む。後に沼貫莊起り、東寺元弘三年文書に「丹波國沼貫莊」永和元年文書等にも見ゆ。

沼野 又マノ 沼間條を參照せよ。1 東國の沼野氏 武州忍城士に沼野兵庫あり。又埼玉郡に存し、又野州郡賀郡小

山天王社の社家に沼野氏あり、名家なりとぞ。

2 大和の沼野氏 安西軍東に大和の住人沼野伊賀守、沼野越後守等を載せたり。

3 備作の沼野氏 天文九年六月、吉田の戦に沼野左衛門忠行なる者、殊功を樹て、其の子平八郎忠秀も亦嚴島の合戦に高名を擧げ、其の子右京忠國に至り、備前に居る。後毛利守喜多の兩氏和睦して志を失ひ、忠國の子左京は天正十五年浪人して、美作國久米郡南畑村に至ると云ふ。

4 雜載 徳川時代、宮津松平藩重臣に此の氏・見え、又紀伊日高郡上野村地土に沼野次郎兵衛あり(續風土記)。

沼濱 又マハマ 又ハマ 和名抄、相模國鎌倉郡に沼濱郷を收む。

沼部 又マベ 相模、武藏、磐城、陸前に此の地名存す。

沼邊 又マベ 和名抄、相模國大住郡に沼邊郷を收む、後世沼部郷とも見ゆ。その他、信濃、陸前等に此の地名存す。

1 藤原性陸 前國柴田郡の沼邊邑より起る。伊達世臣譜略に「沼邊・姓は藤原、其の先・世々柴田郡沼邊邑に住し、以つて稱號と爲す。當家一族の臣也。先祖攝

津某以前は家系傳はらず。故に其の出身、及び一族に列する由、共に詳かならず。攝津は十五世晴宗君の時の人也。今その子孫千石の地を領して、江刺郡人首館に住す」と。

2 清和源氏太田氏族 前項氏に同じけれど、家紋の由來に「柴田郡沼邊に沼邊某あり、二稻葉を紋章とす。この家は清和源氏の太田氏にて、もとの家紋は桔梗なり。初め太田某・鎌倉管領家の命を以つて陸奥に下り、大崎教兼の女を伊達成宗に嫁せしむる媒せしが、葛西、大崎等の客となりて、遂に同國に居住せしならむ。されば葛西氏の紋章を襲用したるなるべし。清重十六世の孫清信にいたり亡ぶ。沼邊頼母といふあり、伊達政宗に仕へて、葛西氏故地江刺郡に移り、世々伊達家の重臣たり」と。

沼本 又マモト 次條氏に同じ。景直は久世の多田山城(多田村)に據る。又東北條郡北高田庄下横野邑田村氏所藏永祿十二年七月、豐盛花押文書に「沼本彦右衛門」を載せ、又久米郡弓削邑の名族に存し、傳へ云ふ、もと内田氏家臣にて、其の滅後

流瀝して赤松氏に従ひ、沼元彦右衛門豊國は赤松氏衰へたるも、其の姪新左衛門と共に、威を久米郡に奮へり。後宇喜多氏に従ひて管納三郎左衛門等と共に蓮花寺山城に占據して、浦上勢と戦ひ功あり。其の子彦右衛門豊常に至り、宇喜多氏滅亡したるを以つて弓削に籠居す(名門集)とぞ。

又津山藩分限頼に「五十石沼本權大夫、五十石沼本謙福」等を載せ、備前等にも存す。

沼山 又ヤママ 陸奥の豪族にして、瀨岡御所に仕ふ。文明、明應の頃、沼山備中は補佐の臣なりき。後相内と云ふ。アヒナイ條を見よ。

漆 又リ ウルシ條を見よ。

漆土 又リド 漆部の裔か、美作笠庭寺記に「四西條郡乃介庄(綾千疋)漆土武弘」と云ふ者見ゆ。

漆戸 又リド ウルシド條を見よ。

塗師谷 又リシヤ

漆部 又リベ ウルシベ 職業部の一にして、漆器を製するを職とせし品部なり。以て、漆器を製するを職とせし品部なり。以て、漆器を製するを職とせし品部なり。以て、漆器を製するを職とせし品部なり。

呂波字頼抄に「後武皇子・宇陀阿貴山に遊蕩し給ひし時、手を以つて木枝を牽折す。其の木の汁・黒くして美、皇子の手を染む。爰に舍人床石足尼を召して曰はく、此の木

汁を塗干して之を獻すべしと。床石・塗干して之を獻す。皇子・大いに悦び給ひ、之を取りて翫好の物に塗らしめ、床石足尼を以つて、漆部官に任ず」と見ゆ。

而して令集解に「漆部廿人、別記に云ふ、漆部廿人の中、伴造七人、倭國・年を経て役す。造を免じて(?)伴造と爲し、漆部を品部と爲す。漆部十月、年を経て毎月役し、調役を免ずる也。泥障二月、革張三月、右の三色人等は品部と爲し、調を取りて播役を免ず。但漆部の伴部並に考を得」とあり、こは中古に於ける漆部也。

1 大和の漆部 和名抄、宇陀郡に漆部郷あり。奴利信と註す。此の部民のありし地也。氏人は天武前紀に漆部友背と云ふ者見ゆ。

2 播磨の漆部 四成郡美努郷庄地賣買券に漆部伊波なる者見ゆ。

3 遠江の漆部 天平十二年の濱名郡輪租頼に「漆部牧夫」外二人を收む。

4 相摸の漆部 當國に多し。第十一項及び第十八項を見よ。

5 武藏の漆部 國分寺より發掘されし文字瓦に漆部と見ゆるあり。但し漆の下の字不明なれど、漆部は隣國相摸の著姓な

れば、恐らく然るべし。

6 丹後の漆部 東大寺奴婢帳、天平勝寶元年十二月十九日の丹後國司解に「加佐郡戸主漆部三使」見ゆ。大日本史氏族志には「孝謙帝の時、丹後加佐郡人漆部三使(東大寺古文書)」とあれど、こは漆部を誤りし事明白なり。

7 出雲の漆部 正倉院文書、當國版給歴名帳に漆部金身女、及び「出雲郷朝妻里漆部伊毛賣」などを載せたり。

8 漆部造 漆部の伴造なるが、第十項の漆部連との關係は詳かならず。用明紀に漆部造兄を載せ、また靈異記上卷の十三に「大和國宇太郡漆部里に風流女あり。是れ即ち彼の部内漆部造麿の妾也、云々。是れ難波長柄豊前宮の時、甲寅年、其の風流・神仙に感應す」など多く物に顯はる。

9 遠江の漆部造 文武紀に「遠江守漆部造道麻呂に二十戸を授く」と。長上郡に漆島あり、此の地蓋し漆部造の遺跡ならんか。

10 漆部連 物部氏の族にして、漆部の總領的伴造也。漆部條に云へる床石足尼・漆部官に任ずと云ふ。即ち此の氏の祖か。

- 天孫本紀には「(建日命)四世の孫・三見宿禰命は、漆部連等の祖」とあり。後天武朝に至り、宿禰姓を賜ふ。
- 11 漆部直 出雲氏の族也。相摸國漆部の伴造たりしか。その直を稱するにより當國國造の族なるを知るべし。神護景雲二年二月紀に「從五位下勳六等漆部直伊波に、姓を相摸宿禰と賜ひて、相摸國々造と爲す」とあり。庶流より宗家を嗣ぎしなるべし、相摸條參照。
- 12 出雲の漆部直 前項氏の族なるべし。出雲と相摸とは其の國造・同族なれば也。天平十一年の賑給歴名帳に「漆沼郷工田里漆部直毛呂女」等八人、及び「犬上里漆部直玉手」などを載せたり。
- 13 (神)漆直 神社領の漆部を掌りし氏なるべし。正倉院天平勝寶七年文書等に見ゆ。
- 14 漆部直族 第十二項の族人にして、賑給歴名帳に漆部直族二人見えたり。
- 15 漆部宿禰 第十項氏の宿禰姓を賜ひしものにして、天武紀十三年條に「漆部連云々、姓を賜ひて宿禰と曰ふ」と見ゆる後なり。
- 16 造流の漆部宿禰 第八項漆部造の宿禰

姓を賜へる氏也。慶雲元年正月紀に「漆部造道麻呂」とあるを天平寶字八年十月紀に「漆部宿禰道麻呂」とあるを以つて、其の間に宿禰姓を賜へるを知るべし。

17 漆部宿禰 姓名錄抄、拾芥抄等に見ゆ。漆部宿禰に同じかるべし。

18 相摸の漆部氏 第十一項漆部直の族なり。東大寺別當次第に「少僧都良辨、天平勝寶四年五月一日に始めて補す(年六十四、相摸國の人、漆部氏云々)」とあり。

泥戸 又リベ 職業部の一也。ハツカシ條を見よ。

塗部地 又リベチ 津經に此の氏存す。

怒留湯 又ルユ 豐後の著姓也。

1 大友氏族 大友系圖に「親秀—重秀(戸次之祖、庶流怒留湯)」と載せ、戸次系圖に「戸次左衛門尉重秀—太郎時親—豐前國司貞直—丹後守頼時—怒留湯(井上)」など見え、諸家系圖纂には「頼時—直光—直世(戸次庶子十一人、怒留湯)」と舉げ、又堤系圖には「親秀—賴泰—親吉—久茂(堤駿河守)—重秀(戸次次郎左衛門、怒留湯等—これより出づ)」と見ゆ。

2 豐前の奴留湯氏 天文中、大友氏・企

教部門司城を著ひ、奴留湯主水・その城主たりと。

3 雜載 その他、筑後五條家文書に怒留湯帶刀・見ゆ。又肥後に存す。

奴留湯 又ルユ 前條氏に同じ。

濡髮 又レガミ 濡髮長五郎は上野沼田藩士岩村長右衛門の子也。名を改め都倉與惣兵衛と稱す。

ネ (ね)

ネ	ネア	ネイ	ネウ
ネエ	ネオ	ネカ	ネク
ネキ	ネク	ネコ	ネチ
ネシ	ネス	ネセ	ネソ
ネチ	ネツ	ネテ	ネト
ネニ	ネヌ	ネネ	ネノ
ネヒ	ネフ	ネヘ	ネホ
ネミ	ネム	ネメ	ネマ
ネヤ	ネユ	ネヨ	ネモ
ネル	ネレ	ネロ	ネワ
			ネリ

根 ネ 太古神話に根國あり、上國(高天原)に對して、出雲を云ふ。賤稱也。後に黃泉國と混同し、地下を指すに至れり。詳細は日本古代史新研究「根國と出雲國」を見られたし。次に和泉國日根郡は根とも稱し、後に根庄・起る。

1 根連 春日氏の族にして、和泉國日根郡日根神社などある地より起りたるならむと云ふ。天武前紀に根連全身・見ゆ。姓氏録は和泉皇別に收め「根連。同上(布留宿禰同祖)」と載せたり。その他、日根條參照。

2 無戸の根氏 正倉院寶龜五年文書等に見ゆ。前項氏の族なるべし。

3 雜載 肥前大村記に見ゆ、根岸條第七項を見よ。
根井 ネキ ネネキ ネノキ ネネキ條を見よ。
根居 ネキ 同上。
根井澤 ネキサハ 陸奥の名族にして、家紋彌次なりと。
根市 ネイチ 陸中國門井郡根市邑より起る。鎮西八郎爲朝の子閉伊十郎行光の後と云ふ。閉伊條を見よ。

根尾 ネヲ 美濃國本巢郡の根尾邑より起る。南朝の忠臣を出せし氏にて、太平記卷二十一、先帝崩去條に「官軍を敷ふるに、美濃に根尾入道、尾張に熱田大宮司」と。根尾神所山城(根尾村)は、延元中根尾右京亮の據りて南朝に隸せし地にして、同三年九月、藤原義助も亦來りて之に據る。後土岐賴遠の陥る所となり、右京亮は戦死し、義助は伊勢に走る。新撰志神所村古城跡條に「太平記に、藤原利部頼義助・九月、美濃の根尾の城に立籠しかども、土岐彈正少弐頼遠、利部大輔頼康に賣落され、熱田の大宮司が城、尾張國波津が崎へ落ち、伊勢、伊賀を経て、吉野殿へ參らるれけると見ゆ。此の根尾城は是れ也。また根尾右京亮、神所の寺谷に住し、其の嫡子鳥右京も當村に住みし後、大井に移り、又飛騨の高山に落行く。二男林出羽(鳥右京が弟也)も當村中屋敷に住し、後徳山に移る」と見ゆ。

此の根尾氏は、外山、徳の山等と共に清和源氏土岐氏の族と云ふ。外山、土岐條を見よ。又戰國の頃、根尾板戸城(根尾村)に根尾和泉守と云ふ者あり、神所寺谷の住人根尾右京亮の四男にて、信長時代・住し、永祿中戦死すとぞ、一柳條を參照せよ。

福賀 ネカ 東鑑卷十に福賀次郎・見ゆ。
子川 ネガハ 石見に此の氏存す。
寢上 ネガミ 加賀國石川郡寢上邑より起る。三州志に「石川郡寢上は中村郷上福増村領に在りて、寢上市左衛門・住めり。傳なし」と。

根山 ネガヤマ ネヤマ
唱 ネキ
 1 唱朝臣 姓氏録卷末に見ゆ。
 2 無戸の唱氏 前項氏の裔なり。

根木 ネギ
 1 根木神主 伊勢三神主の一にして、元慶三年五月紀に「伊勢國度會郡太神宮の氏人に、三神主姓あり。荒木田神主、根木神主、度會神主、是れ也」と見ゆ。傳へて眞桑枝太命の後なりと云ふ。
 或は思ふ、三代實錄の根木神主とは、彌宜神主の意にして、かゝる氏なきに、三實編者は、此の彌宜神主と云ふを一氏と思ひて、三神主にせしものか。かく誤りしは、その根本史料に、彌宜を根木と載せたるが爲ならん。神宮彌宜松木氏に何ふも、かゝる氏は全く所見なしと。
 2 雜載 この氏、備前に存す。
彌宜 ネギ 職名を氏とせし也。又把伊等

に此の地名存す。
 1 中臣姓伊香氏族 近江の豪族にして、伊香系圖に「厚行(雅樂頭、神祇大副)一厚方(彌宜次郎、大監物)一政純(彌宜大和助)一政方(彌宜左衛門尉、備中守)一厚尹(左衛門尉)一政元(中監物、又太郎)一と。又厚尹の弟(政近(右衛門尉)一近直(六郎、左近將監)、第七郎親泰」と載せたり。

2 雜載 その他、神社の彌宜職の人に於て此の職名を氏の如く用ふる場合多し。
根木内 ネギウチ 下總國葛飾郡根木内邑より起る。一には小金の事なりと。小金本土寺過去帳に「根木内新左衛門・慶長十一年五月、根木内吉兵衛」等見ゆ。

根岸 ネギシ 武藏に此の地名多く、東京、横濱の外、入間郡、北足立郡、比企郡等にも在り、その他、上總、陸前、陸奥等に此の地名存す。
 1 根武平氏熊谷氏族 武藏の名族にして中興系圖に「根岸。平姓、本國武州高麗郡」と載せ、幕臣根岸氏の家譜に「熊谷次郎直實の末孫・新左衛門長直に二子あり。長男兵庫頭重實(高力氏祖)、二男佐渡買勝にして、買勝・比企郡根岸村に住

せしより根岸と云ふ。其の六世の孫佐渡直は根岸村と和泉村とを領す。その男主計定直は豐臣氏の時代に當る」とあり。家紋寓生葛、頭合三萬。寛政系譜には藤原支流として五家を收む。

次に新編風土記、大里郡甲山村條に「根岸氏。先祖は根岸長兵衛とて、上田上野介に屬す。天正十八年、松山の城に籠りしが、落城の後民間にくだり、寛永四年十月十七日死す。法名洞繁淨雲禪定門、箕輪村法安寺に葬あり。其の子帶刀より相續いで今の伴七に至る。寛永諸家譜に「根岸主計定直・上田上野介に仕へ、天正十八年、松山の城を守り、後召されて旗下の士に列す」と載す。されば此の先祖長兵衛と定直とは、兄弟にてもありしにや。先祖傳來の物とて、太刀、鐵帷子、鞍轡を今に藏す」と載せたり、上田條參照。

その系は「佐渡俊直(上田家衛家臣)一主計定直一長兵衛定仍(與太郎)一長兵衛直勝(久太郎)一同直利」にして、長兵衛直利は暫軒と號す、俳句に名あり。その子眞英は友我と號す。
 2 藤原姓 本國山城にして江戸幕府に仕ふ。寛政系譜に「全左衛門衛向一同衛忠

ネカ—ネキ

ネキウチ—ネキシ

ネキシ

6 鑑載 相州兵亂記に、根來石金齋を載せ、又加賀藩給帳に「三百石（七寶内花菱）根來九兵衛、百石（同）根來三左衛門」等見ゆ。又畝客根來八九郎重明は獨身齋と號す、丹羽長次の家臣也。

根崎 ネサキ

根澤 ネサハ 信濃に存す。

根嶋 ネシマ 小金本土寺過去帳に「根島兵右衛門・元祿」見ゆ。

根占 ネジメ 次條に併せ云へり。

福寝 ネジメ 和名抄、大隅國大隅郡に福寝郷を收む、福寝の誤にして、後に福寝郡と稱し、又大根占、小根占等の邑ありて、肝屬郡に入る。圖田帳には「福寝南俣四十丁、本家八幡。郡本三十丁、丁別廿七、建部清重・所知（福寝郡司）。佐法十丁、丁別廿七、大將殿御下文を賜ひ、建部高清・之を知行す。福寝北俣四十丁五段四丈、島津御庄寄郡」と見ゆ。

此の氏は此の地より起りしにて、當國の大族也。而して古より二流あり、建部姓と藤原姓とにて、前者は桓武平氏清盛の後裔と稱す。

1 建部姓 前述大隅國大隅郡福寝郷より

起る。建部宿願親の子親助の後にして、福寝家譜に「桓武平氏にして、維盛の子高清・字は六代律師妙覺、その子清重・清重と稱するは、清盛の清と重盛の重とを用ふる也云々。建仁三年七月、三家・將軍頼家卿・彼の院（福寝南俣院）の地頭職に補するの旨、抽列下文を賜ふ矣、云々。茲に於いて平氏を改めて、建部氏と稱する者也」とあれど、其の信ずるに足らざる事、先覽既に論あり。（タケルベ條參照）。

系譜と傳記に「富田城（小根占村、川南）は一に南谷城と云ふ。この地・古くは福寝南俣院とて、國分正八幡の神領で、菱刈重延が地頭であつたが、建仁三年七月に至り、將軍頼家・平清重（福寝氏祖）を南俣院の地頭職とした。清重は平惟盛の孫、高清の子で、その名は清盛、重盛の諱字を摘んだと云ふ。しかし此の地の地頭となるや、源家を懼かつて、舅建部清房の氏を冒して、建部氏と云ふなど、系圖に見ゆるが事實ではあるまい。清重より第八代を清有（清保—清成—清有）と云ふ。足利氏に屬し、大福寝院、鹿屋院の地頭職であつた。その子久清が七世の孫重長・島津氏と戦ひ、敗れ降る。此の重

長に至り、又平姓を冒した。その子重張に至り、吉利に轉封せらる。此の地に居る事四百年であつた。清重以來、代々福寝を氏として居たが、二十三代式部清重に至つて小松氏と改めた」と。

その詳細はコマツ條、及びタケルベ條を見よ。その子孫の事は第三項を見よ。

2 藤原姓 系譜と傳記に「大根占の高城（神之川村）は一に神川城と云ふ。福寝五郎大夫藤原義光の舊城である。一體福寝には、藤原流と建部流とがあつて、福寝院を分領し、藤原福寝氏は、大給良と當地とを併せて居た。其の大給良は當地の隣りで大給良、尖目、濱田、横山の四家があつたけれど、皆義光の一族である。義光の子を義良と云ふ。後當地は建部福寝氏に兼併せられ、藤原福寝氏は大給良のみを有して居たが、それも肝付氏に取られてしまつた。此の地が建部福寝氏の有に來してからは、其の臣島濱氏が當城を守る」と。

「又大給良城（大給良村）は、内城、松尾城、淺井城、西城、富山城、獅子目城、參河城、尾崎城、野首城、中城、南城、修須賀城等の十二區劃に別る。鎌倉の初

め福寝五郎大夫義光の領土であつた。義光は長岡右大臣内膳の後と云ひ、一に壽永二年、北陸道葦原に戦死した四郎大夫義兼の子小太郎藤原義明・當地を領した」とも云ふ。此の外、前述の如く平清重後裔の福寝氏（小松氏祖）もある。藤原福寝氏は又富山氏とも云ひ、その族に、横山氏、尖目氏、大給良氏、濱田氏等がある。後肝屬氏・當地を領し、南北朝の頃には、兼重・三俣院高城に據り、弟兼成が當城に居つた。兼成卒後、或は檢井頼仲の有となり、或は福寝清成、清種の有となり、屢々微職があつたと見ゆ。

又地理纂考、菱刈郡大根占郷神之川村高城條に「今俗に神之川城といふ。元暦年中、福寝五郎大夫藤原義光が居城なり。按ずるに、文治建久の頃、福寝小太郎義明・大隅の國人にて大給良を領す。大職冠鎌足公の後裔にして、父を四郎大夫義兼といふ。始め日向國肥前侯の郡司なり。福寝・或は富山を以つて家號とす。二代福寝小太郎義朝、三代掃部介義宗、四代掃部介清義等なり。其の子孫・大給良の弁濟使にて、其の族數多に分れ、富山、大給良、横山、尖目等を分領し、各

地名を以つて家號とす。義光は義兼が同族なるべし。又田代長右衛門家藏の文書に「伊豆守平時盛・鎌倉殿に見參し、大隅國福寝院を賜ひ、福寝院城下に建部神社を勧請し、姓を改め、野上田伊豫坊建部時盛と名乘り」し由見ゆ。伊豫坊時盛は、舊記に福寝院佐多の城主とあり。是に據れば、當時・福寝、野上田の兩氏・福寝院の内、北俣、南俣の兩院を分領せしなるべし。福寝が建部氏の領地となりし後、其の臣島濱某・城主と舊記に見ゆ。文祿四年、建部氏・吉利に移り、其の後、家號を小松と改む」と。

又馬場村川上神社に天正十二年十二月、建部重壁、同重虎（小松氏の祖）が再建の棟札あり。その他の事は大給良條（一〇八四頁）を見よ。

3 氏人 建久九年大隅國御家人交名に福寝郡司を載せ、又小松氏家譜に「元徳元年十一月、福寝三郎次郎清武、父清保（福寝六代）の讓を請けて、佐多西方等の地を領し、康永二年十二月、兄清成（清成は清保の嗣子）に讓り、清成の子右馬清有、文和二年六月、父に繼いで、佐田西

方邊田等を領す」と。又「觀應二年十一月、福寝清成・佐田城を攻め、その後、永徳元年六月、福寝右馬久清・當城を奪ふ」と。佐多條を見よ。又福寝清種、清増あり。福占文書ありて、福占又五郎建部清増軍忠狀等多し。又地理纂考、諸縣郡大崎胡麻ヶ城條に「延文二年、檢井頼仲・其の弟重重と俱に、當城に據る。同年正月大隅國福占領主福占重種、福占清増・是を陷ると。又一説に、延文二年、富山直顯・是を攻めて城陷る。頼仲・實地庵にて自殺す」といふ。又大永の頃、福寝掃部あり、島津實久の谷山郷を奪ふや、同七年播磨をして千々輪城（本城）を守らしめしが、後天文八年三月、鹿兒島紫原に於いて、島田實久に破らる。富山、輪井、伊集院、島津、平田、谷山等の條を見よ。

又肝付系圖に「兼久の妹は福寝大和守曉重の室」と。又福寝山城坊あり、右京重長の支族にして、その女近衛信輔の寵を受く、近衛、村岡條を見よ。又山城坊二男猪之助、及び三男久作は堀ノ内治之丞公に従つて上洛し、公の吹率に因つて、紀伊國、安藝國に仕へ、久作は後禁廷に

仕へて、一之宮修理亮と號し、老いて後致仕して藤原に歸り、參河守と號せりと云ふ。又系圖に「第十代藤原清平の弟能登清忠は竹崎と稱す」と見えたり。

4 居城 藤原氏は始め、小根占那川南邑富田城(一名南谷城)に居る。小松條を見よ。その後、同那川北邑同見城に移る。地理備考に「同見城。藤原氏は元祖清重より第七代清成までは、富田城に在りしに、清成に至りて當城に移る。文和元年十二月、檢井頼仲・當城を攻めしが、城堅固にして抜く事能はず。後清成、又治城を富田に移し、麾下の將をして當城を守らしむ」と。

5 島津氏族 島津系圖に「家久の子重永、根占七郎」と見ゆるより出づ。諸家系圖纂には「根占七郎兼子」と載せたり。6 雜載 一に云ふ「藤原院には根占氏以前、長田次郎致將・これを領す」と、長田家に詳か也。又日南記に根占殿・見ゆ。

その他、島津、肝付、建部、小松等の條を見よ。又武藏に此の氏あり。根締 ネジメ 中興系圖に平姓とす、前條氏に同じかるべし。

根地目 ネジメ 前條氏に同じ。鼠山 ネズミヤマ 同上。根反 ネソリ 陸奥國二戸郡根反邑より起る。彌曾利 ネソリ 同上。根田 ネダ 上總、岩代等に此の地名存す。彌知 ネチ 越後國蒲原郡の名族にして、道君の後裔かと云ふ。興國二年頃、彌知大炊助あり、池一黨と見ゆ。

彌地目 ネチメ 黒木及び彌藤條を見よ。根津 ネツ 次條氏に全く同じきを以つて併せ收む。後世は多く此の字を用ふ。彌津 ネツ 武藏、信濃、伊豫等に此の地名存す。1 諏訪神族 諏訪系圖に「大祝良方—同貞光—貞直(彌津神平、本性滋野、貞光猶子)と(諏訪條に詳か也)。次項氏に同じ。諏訪條、及び次項參照。2 滋野氏系圖に「右衛門督爲通—武藏

守則廣—平三大夫重通—道直(彌津)—貞直(神平、覺上手)—美濃守宗直—小二郎宗道—左衛門尉致宗—小二郎宗光—光長(神平)—四郎光義—長泰—小二郎泰綱—民部丞氏直—藤原守遠光—女子—上總介時直—三郎信真—光直—覺直—宮内少輔元直」と載せ、また滋野氏三家系圖にも「滋野氏(信濃守)—爲廣(三寅大夫)—爲通(左衛門督)—道直(彌津小二郎)—貞直(神平、覺名譽あり、院より寶球、並に御銀を賜ふ)—宗直(美濃守、彌津小二郎)—小二郎宗道(左衛門尉)—左衛門尉致宗(弟に七郎宗俊、八郎重能あり)—神平宗光(法名光佛)—神平四郎光長—光義—重綱—光頼(彌津)—頼直—時直—長泰—泰綱—氏綱—遠光」と見え、又中興武家諸系圖に「根津。滋野姓、本國信州小縣郡。モン丸内日。海野小次郎直家・之を稱す」と見ゆ。また拙著信濃に「平福大夫重道(滋野條を見よ)が二男彌津左衛門尉道直(海野小太郎の弟)—神平貞直—美濃守宗直(盛衰記に「根津泰平の子息根津次郎貞行、同三郎信真」と見ゆ。信真を宗直の弟浦野三郎貞信とすれば、小二郎宗直は次郎

貞行にて、泰平は神平の號、貞直に當るべし。左衛門宗直」と。その他は、滋野、海野、望月等の條を見よ。神平貞直以後は、系圖に「貞直—



美濃守氏綱(一に氏直、民部丞)—鶴後守遠光(從五位下)—女子(男子なくして女子相續)—宮内大輔時貞(龍雲)—上總介信真(三郎、法名正山)—宮内大輔光直(竹史)—同覺直(一茶)—同元直(元山)—美濃守信直(榮安、長孫戰死)とあり。3 氏人 保元物語、官軍勢次第に「信濃には云々、根津神平」と、第五項參照。その後、源平合戦には根津甚平泰平、そ子根津二郎貞行、同三郎信真ありて、

ネツ

ネツ

源平盛衰記に「根津泰平が子息根津次郎貞行、同三郎信真と載せ、東鑑卷十、十三、十五に彌津二郎、十、十五に彌津小次郎、承久紀卷三に「ねづの三郎」、また繪詞に彌津神平貞直、下りて太平記卷二十に彌津掃部助、新田義貞に從ひて勤王す。また卷三十一に「根津小次郎とて大力の剛者あり」と。また「彌津小二郎、會弟修理亮」等を載せたり。而して「長尾彈正、根津小次郎は、今日の合戦に打負ぬる事、一の地母也と思ひければ、紛れて敵の陣へ馳せ入り、將軍を討ち奉らんと相談つて、二人乍ら俄に二引兩の笠符を著替へ、人に見知れじと、長尾は亂れ髪を顔へ煽と振り懸け、根津は刀を以つて、己が額を穿切つて、血を面に流しかけ、切つて落したりつる敵の頸、鋒に貫き、とつ付けに取著て、只二騎將軍の陣へ馳入る。數萬の軍勢・道に横たはつて『誰が手の人ぞ』と問ひければ、是は『將軍の御内の者にて候が、新田の一族に宗徒の人々を組討ちに討つて候間、首實檢の爲に將軍の御前へ參り候也。開けて通され候へ』と、高らかに呼ばはりて氣色ばらて打ち通れば『目出たう候』

ネツ

と感ずる人のみ有つて、思ひとがむる人もなし『將軍は何くに御座候やらん』と問へば、或る人『あれに扣へさせ給ひて候也』と、指差して教ふ。馬上よりのびあがり見れば、相隔てたる事、草鹿の的の山計りに成りにけり。あはれ幸や、たゞ一太刀に切て落さんずる者をと、二人屹と目くばせして、中々馬を隔々と歩ませける處に、猶も將軍の御運や強かりけん、見知る人有つて『そこ、に紛れて、近付く武者は、長尾彈正と根津小次郎にて候は、近付けてたばからるな』と呼ばはりければ、將軍に近付け奉らせじと、武藏、相摸の兵共、三百餘騎、中を隔つて、左右より煽と馳せ寄る。根津と長尾と支度相違しぬと思ひければ、鋒に貫きたる首を抛つて、亂髪を振り揚げ、大勢の中を破つて通る。彼等二人が鋒に廻る敵、一人として甲の鉢を胸板まで、眞二に破り著けられ、腰のつがひを切つて落されぬは無かりけり。され共、敵は大勢也、是等は只二騎なり。十方より矢を射つて散々に射ける間、叶はじと思ひけん『あはれ運強き足利殿や』と高らかに歎いて、閑々と本陣へ歸りける

四六三

と。實に尊氏の惡運強く、根津等・長蛇を逸す、惜しむべし。

また卷三十四に「日本第一の太刀と聞えたる彌津小次郎が、六尺三寸の丸鞘の太刀も捨たりけり」と。又文和四年五月、足利義詮列書に「彌津孫四郎以下の内徒云々」と、これも勤王の士也。

其の後、應永七年、大文字一揆に仁科、彌津云々見え、永享結城合戦に彌津小二郎・出づ。また甲陽軍鑑に「根津甚平・三十騎」と載せ、又生島足島社起請文に「松島軒(彌津)被官の士・菅野、別府、金井、彌津、小田中、水野、藤岡、須藤」等あり(千曲真砂)。

4 居城 彌津城(彌津村)は彌津氏の居城にして、天文十四年正月、美濃守信直に至り、武田に降る。後徳川氏に仕へ、上州碓氷郡豊岡一萬石を領せしが、寛永二年、根津神平吉直卒し、嗣子なくして除封となれり。上野國志に「八幡山常安寺は彌津甚平開基也。七千石を領す」と。

5 信濃彌津雜載 一に「海野幸恒の二子直家(彌津小太郎)の後也」と云ふあり。又新編美濃志に「保元物語の義朝白河殿を攻落す條に『信濃國住人根津神平(同じ

物語の中井本には、根津新平とかき、京師本には甚平とす。系圖に滋野道直子、彌津神平貞直と見えたり。門の中へ攻め入て散々に戦ひける云々」と見え、白鷹記(嘉暦二丁卯三月の古書也)に「近頃世に弄せる奇書あり。爰に信濃國彌津の神平が奉る處の白鷹云々」など見ゆ。

6 越前の彌津氏 延元三年(曆應元年)七月五日、根津越中守遠光を始め、風間等、脇屋義助に屬し、越前諸城を陥る。太平記卷二十一に「越前には彌津越中守」と見ゆ。

7 佐々木氏族 尊卑分脈に「加地信實―左衛門尉信朝―五郎泰朝―五郎太郎氏朝―同長朝―彌三郎朝房(奥州彌津郷地頭)」と見ゆ。

8 甲斐の根津氏 第二項の移住せしものにして、滋野姓と稱す。東山梨郡、及び北巨摩郡那岐等の名族也。殊に現今根津嘉一郎あり、富裕を以て天下に名あり。又徳川時代、一族の郡山柳澤藩年寄となるものあり。

小彌太―親忠(備前守、治部大夫)ともあり。こは時代を誤れる也。而して行親は、中原師茂家記に「根井滋野行近」と載せられたれば、滋野族なるや明白なりとす。また「小諸光兼は信州の住人にして根々井大彌太滋野行親が一族」など見ゆ。

大、根津神平、志妻の小次郎、熊坂四郎を始めとして、二十七騎ぞ驅けたりける。門の中へ攻め入つて散々に戦ひければ、手取の與次、鬼田の與三、松浦の小次郎も撃たれにけり」など見ゆ。

羽山利に下る、ユリ、矢鳥等の條を見よ。3 河築氏族 應仁私記に「根居彦五郎(河築助長)」を載せたり。又根井彦五郎ともあり。

左衛門光貞(初め光慶、熊之丞)等見ゆ。10 雜載 その他、鶴岡酒井藩重臣に彌津氏、また徳川綱重家臣に根津宇右衛門あり、死して其の主を諱む。家宣の將軍嗣子となるや、綱吉に請ひ、之を根津に記る、根津權現社これなりと。又浪花の俠客に根津四郎右衛門あり、變名に過ぎず。

根子 子子 中興系圖に此の訓あり、而して伊豆、陸中等に此の地名存す。猶ほコゴ條を見よ。出雲の古族也。

根戸 根戸 根武平氏相馬氏の族にして、下總國相馬郡(今東葛飾郡)根戸邑より起る。相馬系圖に「胤村の子胤光(根戸三郎)」と載せたり。

三人扶持野川時綱」を載せ、又武藏等に存す。

野河 ノガハ 前條氏に同じ。

能河 ノカハ ノウカハ

野上 ノガミ ノノヘ ノノウヘ 和名抄

美濃國不破郡に野上郷を收め、又伯耆國日野郡にも野上郷を載せたり。その他、武藏、上野、磐城、紀伊、豊後等に此の地名存す。

1 野上連 國族にして、延暦四年二月紀に「近衛將監外從五位下筑紫史廣島に、姓を野上連と賜ふ」とある後也。姓氏錄は河内諸蕃に收め「野上連。河原連と同祖、陳思王植の後也」と載せたり。なほ野上連參照。

2 奥州の野上連 前項氏の後裔か。佐藤系圖に「秀郷支孫公光—公仲—(佐藤)公輔—曾孫師則(野上連朝臣)」と見えたり。説・サトウ條にあり、更に信夫條を參照せよ。

3 野上宿禰 萬葉集に野上宿禰麻呂あり、太宰府大令史たりき。

4 桓武平氏 常陸の野上氏にして、久慈郡野上邑より起る。佐竹系圖に此の氏見え、又永正の頃、野上監助兼良あり、江戸、古徳等の條を見よ。又新編國志に

「平氏、野上。久慈郡野上村より出づ。本氏は三浦なり、佐竹譜に出たり。佐竹知行目錄に、永正元年六月廿八日、八貫五百文、久慈藩之内、野上太郎左衛門あり」と。

5 上總の野上氏 義經記卷三に「上總の國の住人のかみの勢、都合一千餘騎」と載せたり。

6 丹治姓丹黨 武藏國秩父郡野上邑より起る。白鳥七郎二基政の後にして、丹黨系圖に「岩田七政廣(右大將家御代の人)野上三政經」と見え、また井戸葉栗系圖に「野上三郎政經—某」とあり。野上下郷に野上三郎爲氏の墓所、存すとぞ。

7 多々良姓 紀伊國那賀郡野上莊より起る。多々良、牝川、江川等の條を見よ。その譜に「多々良五郎義春(高山記には大内六郎重興に作る)三浦大助義明が第四女に贅婿と成る。其の縁によりて、保元平治の逆亂に謀叛を遭れ、治承年中、源賴朝勅に従ひて功をなし、伊豆國江川莊を領して、三代を經たり。承久亂後、多々良太郎重範、當國那賀郡野上莊に移る。楠村部頭盛仲が女を娶りて三子を産む(盛仲は正成の祖父)。嫡子野上孫三郎

賴重、次男性川三郎左衛門賴俊(高山記には三男とす)、三男江川左衛門重幸(高山記には二男とす)、是を紀伊の官軍多々良の三家といふ。皆楠正成に従ひて、南朝の功臣なり。嫡子賴重は熊野新宮に退き、明德三年、大内義弘が紀泉兩國を領せし時、縁を以つて大内に從ひて、周防國に下向す」と見ゆ。

此の氏の事は太平記に見え、又應永記に野上豐前の當職の事を載せたり。杉、大内等の條に詳か也。又周防に移りし流の事は第十一項を見よ。なほ俗書に「天授四年、長慶天皇讓位、和泉國日根郡土丸城に御幸、野上等の諸將、迎へ奉りて高山に登り給ふ」と云ふ。又續風土記、水稻村舊家條に「六十八地士野上九助。其の祖を野上藏人とす。多々良三家の内、野上孫三郎賴重が末孫なり。承久の亂後、多々良太郎重範、當國野上莊に來り、楠村部頭盛仲が女を娶りて、三子を産む。長を野上孫三郎賴重といひ、二男を性川三郎左衛門賴俊といひ、三男を江川左衛門重幸といふ、是を多々良三家といふ。元和元年、大内氏の後に戰死す。

12 御神本氏族 石見の名族にして、家系錄に「三隅孫二郎兼連入道信光—光信—兼時—正時—正武(野上氏)」と。

13 清和源氏武田氏族 これも石見の名族にして、同國木東庄を領し、御神本氏より妻帯せし後は藤原氏を稱す、と。石見國那賀郡木都賀野上家譜に「義光—義清(甲斐國市川居住、號刑部三郎)—義光(號逸見冠者)—義貞(安田三郎、壽永二壬寅年、平家一統追討の時屬同氏義經有軍功、任從五位下叙遠江守)—義輔(安田太郎、治部少輔と改む。梶原景時の時義經に因り、當家斷絶、一族諸所に退居)—義廣(太郎左衛門尉、後に逸見右馬允。母は三浦兵衛尉義具の女。信濃國諏訪家祖は同族たるに因り、彼所へ移住)—義正(源太郎、後に太郎左衛門尉に改む。母は野上右兵衛尉正任の女。當代野上氏に改む。野上庄司正任、屋敷に於いて相育つ。而して其の後、石見國に下りて御神本家に有り。正治二庚申年、梶原一家斷絶、之に依り、後建仁元酉年、益田兼榮に頼り、鎌倉の權門北條武藏守義時朝臣に懇訴に及び、茲に因りて石見國木東郷に於いて一所懸命の地田百三十町を賜ふ。義

其の甥九助といふもの家を襲ぐ。元和五年、地土に命ぜられ、代々當村に住す」と。また地理志料に「按ずるに野上莊檢知職は、葛葉氏萬壽四年の廳宣に見え、野上御莊守護藤原宗道は、中原氏承久二年宣旨に見えたり」と。8 越中の野上氏 賀茂社領新保、倉垣の二庄に多く、野上甲斐守の裔と傳へらる。殊に射水郡加茂邑加茂社々家野上氏は名族として知らる。9 伯耆の野上氏 二部の長龍寺は野上山と號し、寺記に「野上邑主野上氏の創建」と見ゆ。10 安藝の野上氏 藝澤通志に「豊田郡青木山は和草村にあり、土屋長門の所居と云ふ。又城跡の下に城主の墓ありて、野上長門守とするす、別人なりや」と見ゆ。11 周防の野上氏 第七項參照。大内家臣にして、應永記に野上豐前を載せ(第十項參照)、下りて安西軍策に「陶全盛が郎等野上」また野上豐前守等見え、吉川記に「陶が家人野上隆岐守、同入道道友」等を擧げ、又中園治亂記に「野上隆岐守を大将として、相良遠江守武任を花尾城に攻めしめ、腹を切らしむ」と。

皇の皇子・菟道稚郎子命を齋き奉ると云ひ、一説に阿弭留次郎義昭の獵とも傳へらる。

5 氏人 野木氏は太平記卷十四に「武藏守師直が内に、野木與一兵衛入道頼玄とて、大刀の早業、打物取つて世に知られたる兵ありけり」と。又三十八に野木備前次郎を載せたり。猶ほ次條を見よ。

乃木

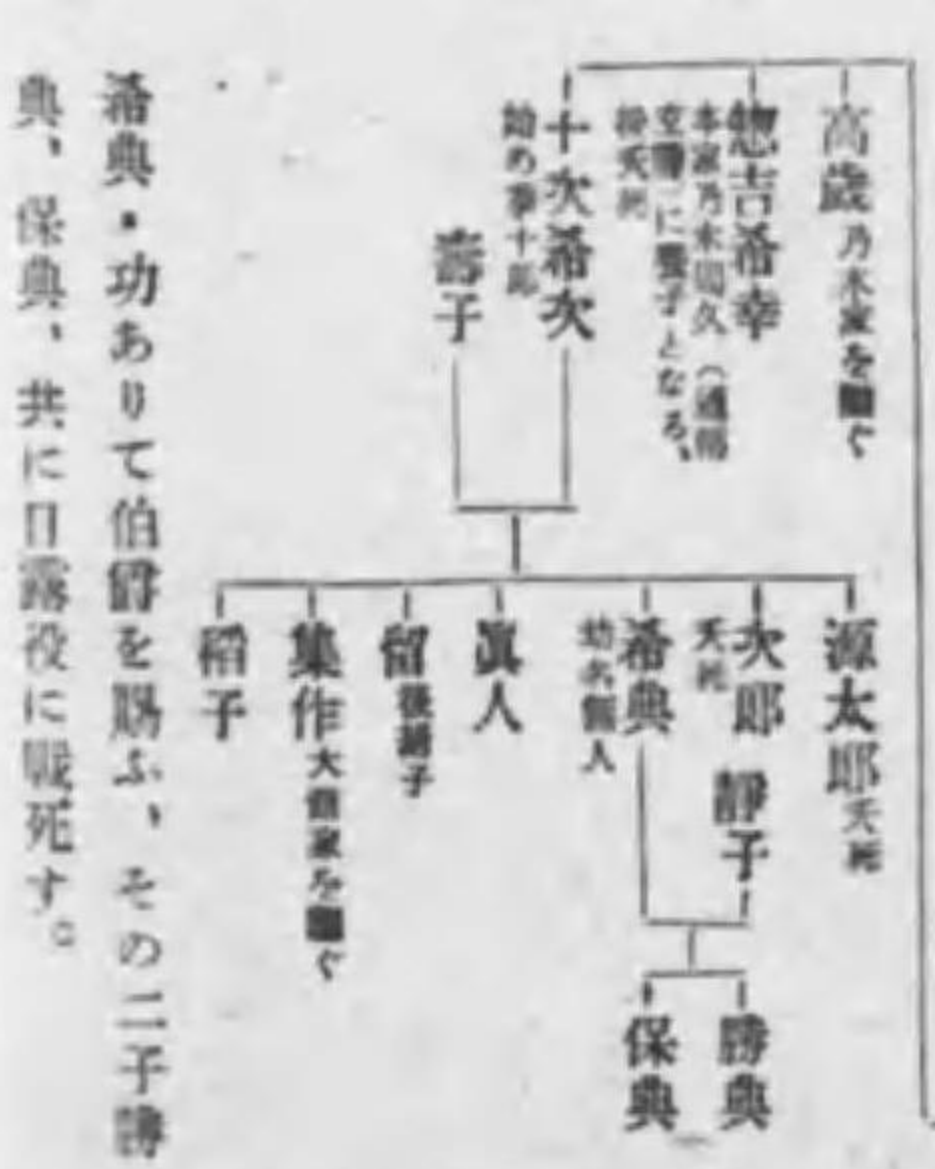
1 乃木 前條數條と通じ用ひらる。乃木氏族 出雲發祥の豪族にして、前條第一項野木氏の裔と傳へらる。その條所載能義郡野城郷(能義邑)の外、意字郡(八東郡)にも乃木邑ありて、佐々木出雲守義職高綱の墓と傳へらるものあり。又隣地に野白(乃白)邑ありて、延喜式内野白神社・鎮座す。蓋し乃白入道泰高のありし地なるべし。これ等より思へば、乃木氏の佐々木氏と云ふは疑ひなからん。

乃木將軍は此の裔にして、系譜と傳記に『乃木將軍の系圖は、近江安土村の沙々貴神社に奉納した自筆の乃木系圖と、玉木正之の書いた乃木玉木兩家系圖に詳記されて居る。乃木家は人皇五十九代宇多天皇の第八皇

子敦實親王に出で、親王の子雅信・始めて源姓を稱したのが、宇多源氏(或は近江源氏)の祖先となつて居る。雅信より、扶義一成頼一章經一經方一秀實一秀義一を経て、四郎高綱に至り、その子光綱・始めて出雲野木村に住し、野木次郎左衛門尉と稱し、後に隱岐守義清(一に清養)の皇子となる。是より「左衛門尉泰綱一太郎景光一源次左衛門尉高範一治郎信行一源三郎綱俊一源大左衛門高常一二郎兵衛高壽一出雲守秀綱一孫四郎頼綱一源五郎希綱一七郎頼玄一兵部爲綱一三郎幸綱一三郎左衛門利綱一源大夫高利一源次左衛門清高(島山尾張守に從ひ、明應二年、河内正覺寺に討死)一治郎左衛門秋綱一次左衛門高家(齋藤左京大夫に仕へ、永祿五年小牧山合戦に加はり、故あつて自害す)一三大夫高春(古田兵部に仕へ、文祿元年朝鮮にて討死す)一三大夫高泰一九郎兵衛冬繼」に至る。是れ迄は多く佐々木姓を用ひて居たが、冬繼から乃木姓に改め、毛利利部少輔に仕へ、後故あつて眞人となる。その後は「冬繼一助左衛門段政(藤堂和泉守に仕ふ)、弟瑞榮(通稱傳摩、醫者也、長門長

府城主毛利甲斐守に仕ふ)一金右衛門春政(玉木氏の祖)、弟隨安(實は打它壽庵の二男)也。

乃木家から出た春政が、何うして玉木姓を名乗つたか、是には理由がある。瑞榮の妻は染といつて、若い時から毛利綱廣公の生母昌壽院附の年寄役を勤め、玉木局と呼ばれて居たが、その長男春政が綱廣公の五男監物元重のお側役に出されたから、母の功を思召されて、玉木姓を賜つたのである。隨安は幼名を六千代と云つて、宗對馬守の家來打它壽庵の二男である。是より「隨安一希和(道泊と稱す。武藝に長じ、萩の毛利家に仕へ、馬廻り役を勤む、二百五十石)一次郎右衛門希健」



禾

2 種族 尾山守城傳に「八石乃木結成」を載せ、又幕末、長門種親王家に乃木初太郎高知あり。又信濃等にも存す。ノギ 備前に存す。

乘木

ノキ 清和源氏足利氏の族にして、今川範國の子仲秋(乘木を稱す)より出づ。ノリキ條を見よ。

軒部

ノキ 備後に軒部庄あり。野口 ノグチ ノグチ 和名抄、丹波國船井郡に野口郷を收む、後世野之口郷と云ひ、屬村十あり。又野口莊とも云ふ、應永二十七年文書、康永二年文書に野口莊上村など見え、醍醐三寶院文安六年文書に「篠村八幡領丹波野口莊」と。次に周防國玖珂郡に野口郷を收む。その他、山城に野口庄、大和、三河、遠江、武藏、常陸、美濃、信濃、下野、播磨、紀伊等、此の地名多し。

1 清和源氏佐竹氏族、常陸國那珂郡野口邑より起る。佐竹系圖に「行義の子景義、馬淵四郎、後野口」と載せ、又野口小三郎など見ゆ。其の子「義有」義本「義景」時義也。諸家系圖にも同様載せたり、高久、馬淵等の條を見よ。野口邑は、鹿島久壽神領目録に、那珂東の内に「野口五斗」と見ゆる地にて、館

ノキ—ノグチ

ノグチ

址あり、御城と稱す。南北六十間、東西四十間、東西に三重の堀を設け、北に二重の堀をめぐらし、南を造手口とす。傳へて野口景義の居れる所と云ひ、一に「佐竹行義の七男貞義(城持部介)、奥州白川郡堀城より當城に移居す。後同族大澤義祐(野口彈正左衛門)之に居り、子孫在城せしが、慶長壬寅、佐竹氏に從ひ、羽州に移り城廢す」と見ゆ。大澤、堀等の條、及び次項參照。

2

那珂氏族、これも前項所載野口邑より起る。地理志料、川邊郷條に「小野崎舊譜に「伊勢守藤原公道の次子通直、始めて常陸に居りて河邊の大夫と稱す」と、蓋し此に居る也。其の子通實・那珂郷に移る、是れを那珂氏の祖と爲す。又鹿島神領目録に「於波三斗、野口五斗」と、武田兼光寺天文九年の佛像識に「河東郡弘丸郷野口大畑村」と。於波は即ち小嶋也、那珂氏の族に野口氏あり、此處より出づ」と。

江月氏配下の將に野口周防守(永正)ありて、小生瀬寶泉寺佛龕の記に「野口周防守義國・六十三、永正七年」とあり。世々野口の地に居る。野口三郎の時に至て、天正の末に佐竹義重に滅せらる。戸村・佐竹家譜に見ゆ(新編國志)。

3

橋姓 又常陸多珂郡藤原村に野口氏あり、相傳へて橋氏とす。家紋菊水を用ゆ。その他、天正十五年十二月、多賀谷氏の將・野口豐前等、谷田郡域にあり、出でて小壘、高壘を略し、遂に東輪寺城を攻む(家譜、記録、野口覺書)と。

4

秀郷流藤原姓小山氏族 下野國都賀郡野口邑より起る。小山系圖に「藤井出羽守宗朝・藤井、大橋、野口等の祖」と載せたり。下總小金本土寺過去帳に「野口權左右衛門、承應二癸巳六月、小山住人」とあるは此の氏人か。

5

上野の野口氏 桐生家の重臣に此の氏あり。

6

武藏の野口氏 多摩郡に野口村ありて、同郡大久保七騎の一に此の氏存す、新編風土記に「此の内、野口氏は村民御兵衛が祖先なり。世々匠人にて、今も其の業をなせり、家に北條氏照よりの文書二通を藏す。又元和三年、江戸四丸御普請の御用をはじめとして、同七年川越御殿、寛永十三年同所、同十七年府中御殿等の御普請の時も御用を勤めしと云ふ。其の

ノグチ

度々の書き物數通を藏せり。この餘六人の子孫も土人となりて村内に居住す」と見ゆ。また日向和田村の野口氏は「先祖を判部丞秀房と云ひ、別に松月と號せり。三田彈正少弼綱秀が家臣なり。綱秀・永祿年中、岩槻にて自害せし時、秀房からうじて命助かり、遂に當所に来り、民間に土着し、寛永年中八十九歳にて歿せしと云ふ。其の後のこと詳ならざれど、かの子孫たる事は疑ひなし、北條家よりの文書八通所持」すとあり。

又平井村の名族に存し、又新座郡上保谷の名族にあり、開發の事に與りし氏也。保谷條を見よ。又高麗郡にも存す、天正の頃、「野口判部丞・五十五貫文、高麗郡の内平澤郷本郷」を宛行はる。又都筑郡市野澤村長見寺の開基者に野口氏あり。又埼玉郡實ヶ谷村の野口氏は「古へ隣村江ヶ崎村に住し、後當所に移りしと云ふ。小田原北條氏より與へし文書一通を藏せしが、二十年前焼失せるよし、其の文・村民の傳へには、武藏國川々奉行たるべきものなりとありて、武藏國埼玉郡江ヶ崎村野口彦五郎殿と記し、虎の印ありしものなりと云ふ」と載せ、又葛飾郡の野

口次郎左衛門は海邊新田を開發し、又足立郡に存し、又總社の社家に見え、又入間郡川角村の俳人に野口有柳あり。

7 藤原南家工藤氏族 信濃國安曇郡に野口邑あれど、こは伊那郡野口邑より起ると云ふ。狩野家次の裔家傳を祖とす、伊那武鑑に「野口氏の宅跡は手良村野口にあり。其の先・小出大房丸の末孫、世々傳士十八貫文を領す。天正十年二月、織田信忠討入の時、主家と共に没落、民間に降る」と載せ、又諏訪の此の氏は菊槐を家紋とす。

8 三河の野口氏 加茂郡の野口邑より起る。次の二項參照。

9 藤原性葉室氏族 葉室宗頼の庶流也と云ふ。家紋表結繪扇、右頭三巴、丸に打違鷹羽。江戸幕臣にして、寛政系譜に「瀬兵衛度英一辰之助直方」と見ゆ。

10 藤原姓 家紋根條。丸に劍鳩、鷲草、鷲草に花九囀、三河國住人基次郎吉重、清左衛門一兵左衛門成次、また清左衛門の弟「甚右衛門吉成」才兵衛吉次一喜左衛門吉種也。寛政系譜に見ゆ。

11 佐々木氏族 佐々木系圖に「古橋定範(盛定(野口三郎)爲定(武佐海太))と

見ゆるより出づ。12 蒲生氏族 近江國蒲生郡の名族にして、蒲生族也と郡史に見ゆ。又當國野口氏は「ダキズノ」を家紋とす。

13 丹波の野口氏 水上郡にあり、丹波志に「野口五郎左衛門、子孫大多利、本知村。柏原館主織田上野介殿源人」と見ゆ。

14 清和源氏三好氏族 三好氏の一族にして、初め淡路にあり、野口肥前守の男萬五郎冬長に至り、原田城主備中守直正の養子となり、原田氏を嗣ぐ。孫四郎基之に至り、元祿年間、野口姓に復し、領主鈴木氏の代官となる。文化中、基隆あり狂歌を善くし、非太菅根、又百尺樓と號す。攝津國豐島郡の名族にして、第十七項氏の族也。猶ほ第十九項を見よ。

15 攝津の野口氏 前項參照。又天正三年の頃、野口與市兵衛は花隈城(八郡郡神戶)主となる、荒木氏の配下也。其の頃、石山の門徒・信長に叛き、四國の諸侯が兵帳を石山に送るを恐れ、野口をして監視せしむ。然るに荒木村重、別所長治と結びて、信長に叛くや、紀州一揆雜賀孫市、根來の渡邊藤左衛門、村重を援く。信長の將池田信輝・之を長闔し、天正八年七

月二日終に抜き、野口以下盡く戰歿す。16 隅田郡 紀伊國伊都郡隅田郡に野口角右衛門、野口七兵衛、後に中島村野口太郎等あり。又續風土記に「地土野口國太郎、隅田一族の一人なり。天文の饑饉に野口澄秀とあるは、此の家の祖なり。其の孫角右衛門・封初三十石を賜ふ。後地士となりて代々當村に住す」と。

その他、吉仲庄調月村の地士に野口奎之進ありて「家系詳ならず、當時大歲明神の神職なり」と見ゆ。

17 清和源氏小笠原氏族 板東郡の豪族にして、故城記に「野口殿。小笠原、源氏、圓中石疊四」と載せ、一本には野江殿に作る。又板西郡分に「野口殿。小笠原、源氏、松皮に竹の丸」と。

また三好系圖に「三好筑前守長基(始め元長)の子冬長(野口彈正少弼、萬五郎、若狹守清嗣)と見ゆ。第十九項淡路の野口氏を嗣ぎしならん。信長譜に「淡路安宅、野口等は三好の族にして、實休の弟攝津守冬康・安宅木家を繼ぎ、冬長は野口家を繼ぐ」と。冬康は冬長の兄也。安宅、安宅木條參照。又第十四、十九項を見よ。

18 清和源氏多田氏族 これも阿波の豪族にして、故城記、上郡美馬三好郡分に「野口殿、多田、家紋雲二童子、駒ノ犬」と見ゆ。

19 菅原姓 淡路國の豪族にして、三原郡志知庄を領し、松本城に據る。蓋し南北朝の頃、志知とあるものと同一家かと云ふ、シナ條を見よ。一に「野口氏、遊佐氏の一族也」とあり。

常磐草等に據るに「松本村伊勢明神棟札に「天正四丙子年仲冬日、野口孫五郎長宗建立」と。志知城即ち松本城の跡も、同村にありて、城臺は方一町許、四方に壕あり。第二の壕は田となり、東は松本河、西は鯉河なり。城主久して南朝に屬せしが、細川師氏の下向して淡路の官軍を撃ち、守護職となりしより、志知も細川に服従せしが如し。此の時の城主も野口氏なりけむ。細川氏の衰弱に及んで、野口氏も三好の族となれり、將軍家譜に「淡路安宅、野口等、三好一族也。實休弟冬長・野口家を繼ぐ」と。又南海記に「阿波撫養の住人藤原自通・信長の四國を征せんといふを聞きて、羽柴秀吉に和親を乞ふ。是より先き、淡路の諸將等も首領を姫路に通じて親和せり。思ふに此の

時、孫五郎長宗も秀吉に歸服せしなるべし。土人の傳説に「秀吉・由良攻の時、長宗嚮導せし」となり」など見ゆ。

三好家成立記に「淡州へ人數を呼び遣す、野口肥前守を大將と爲して、千餘騎渡海す、云々。淡州の住人野口肥前守則守は野田内藏助と組む」と。第十七項及び、三好、野田等の條參照。

20 播磨の野口氏 賀古郡野口邑より起る、長井條參照。黒田家臣野口左馬一成は此の族にして、幼名彦次郎、後に藤九郎、晩年左助と號す。父を八右衛門と云ふ、剃髮して淨金と號す。佛者なれど常に孝高のもとに來り、笑談の友となり、團扇の相手とも成る。彦次郎は十七歳の時、孝高に仕へ、藤九郎と改名す。(父淨金は後豐前中津に下り、筑前精原郡原上村にて、慶長七年七月六日、七十九歳にて死す)。天正四年十一月廿八日佐用の城責に、神吉小傳次と槍を合せて首を得、同八年春三木の城責には第一の高名を顯し、同十四年冬、豐前障子岳の城責に應九郎一人城戸口を槍一本にておさへ歸れり。筑前入國の後、二千五百石の地を與へられ、鐵砲大頭となる。後家譜を續孫

に譲り、卜宗と號し、寛永廿年四月八日歿す、妻は毛利但馬が妹也。又長子八右衛門、次子萬右衛門なりと。

21 土佐の野口氏 野口長善は天文年間、伊賀國より土佐に行き、安藝備後守橘國虎に仕へ、其の命により野老山氏となる。虎に仕へ、其の命により野老山氏となる。

22 筑後の野口氏 承久年中、三浦郡八町幸田村の人に野口道覺あり。開基帳に「八町幸田天神、承久二庚、野口道覺勸請」と。又領主附に見え、又野口小右衛門、見習野口俊藏等あり。

23 藤原性 藤原の名族にして、櫻島の庄司也。向の島は、京八幡持にて野口殿被暖候など見ゆ。又三國名勝圖會に「長門城(横山村)は一に三角城とも云ふ。野口氏の居城也。野口氏は男山八幡社領向島莊の下司にして、藤原氏の族、もと東條と云ふ。護倉の初期、當地に入る。その子安房、本島の地頭となり、村名を氏として横山氏と云ふ。其の後、文明年間島津忠國の七子忠弘、當島を領し、子孫數世傳領す。これを喜入氏と稱す。元龜年中、鎌田政近・當城を守り、肝屬氏に備へし事あり」と。東條、横山等の條を見よ。

24 雜載 その他、安西軍軍に「華隈の野口(十五項參照)、また美作流江安室記に「倉敷村野口孫六」と、流江條を見よ。又徳川時代、小城鍋島藩重臣、西條松平藩用人、守山松平藩重臣、大聖寺前田藩重臣たり、又加賀藩給帳に「三百石(丸内スハマ)野口五郎左衛門」と見え、又増山正麿事實に「野口新五左衛門を老役とす」と。

又儒者に野口松陽、その男一太郎・寧齋は詩人として名あり。又老人賀家次第に「野口仙之助」、狩野派畫家に野口文竹、畫家に野口巳之助(幽谷)等皆名あり。又幕末、水戸勤王家野口北川の男爵一(河北)は、明治に名を擧ぐ。又岩嶽、武藏、信濃、讃岐、備前、志摩、肥前、越後等に多し。

能藏 ノクラ ノウクラ 甲斐巨摩郡の名族にして、一本武田系圖に能藏常陸、見ゆ。

野倉 ノクラ 攝津國有馬郡に、野倉庄あり。

野鞍 ノクラ 攝津に野鞍庄あり。

野七里 ノクラ 箱根山中野七里邑より起る。後北條氏の家臣に野七里虎次郎あり(伊豆志願)。

野崎 ノサキ ノサキ 河内、下野、紀伊、肥前、大隅等に此の地名あり。

1 根平武野與黨 武藏の豪族にして、七蕨系圖に「八條左衛門光平—遠江二郎左衛門光茂—光員(野崎兵衛尉)」と載せたり。岩崎條五二〇頁、及び野與黨參照。豐島郡下流谷邑の名族、又埼玉郡、又橘樹郡小向邑等に此の氏見ゆ。

2 甲斐の野崎氏 上野原七騎の一にして、富田、安藤、中島、上條、石井、市川等の諸氏と共に名族たり。又富國儒者に野崎藤橋あり。

3 河内の野崎氏 讚良郡の野崎邑より起る。長祿寛正記に「高柳野崎與五郎」を載せ、又永祿二年交野郡郷士連名帳に「藤坂村野崎藤左衛門尉了澄」見ゆ。

4 肝付氏族 大隅の名族にして、三雁金を家紋とす。肝付系圖に「四代河内守兼員の三男兼廣・野崎の地を領して氏とす」とあり。

5 薩隅日の野崎氏 前項參照。その他、日向記に野崎惣五郎、また近き世、鹿兒島藩士に野崎貞澄(將軍)あり、功を以つて男爵を賜ふ。

能難 ノケ 和名抄、美作國吉野郡に能難郷を收め、高山寺本に乃計と註す。

能解 ノケ 和名抄、筑前國早良郡に能解郷を收め、乃計と見ゆ。後に野介庄と云ふ。

野介 ノケ 周防國の豪族にして、源平盛衰記に「野介太郎有朝(周防國)」を載せたり。

野毛 ノゲ 武藏、常陸等に此の氏あり。野下 ノゲ ノシモ 日向の名族にして、日向記に野下彌七郎、見ゆ。

野古川 ノコガハ 藤原北家姉小路家流飛騨國司の族也。其の系圖に「良頼(號能古川國司)」とあり。ヒダ條を見よ。

農古田 ノコダ 偶田 ノコギリダ 三河の名族にして、播豆郡矢田村城は三ヶ城あり、その一は偶田助左衛門の居所なりと。

野五 ノゴ 小野五郎の意也。野坂 ノザカ 和名抄、因幡國高草郡に野坂郷を收め、乃左加と註し、次に筑前國宗像郡に野坂郷を載せ、乃佐加と訓ず。後に野坂庄・興る。又筑後に野坂庄、その他、肥前國葦北郡に野行郷あり、野坂の誤かと云ふ。又越前等に此の地名存す。

1 佐伯族 安藝國居指の名族にして、嚴

高神社の社家なり。豊島社六箇年中、祝師(禰宜)は此の氏にして、近世野坂兵部を通稱とす、佐伯姓也。又大宮桐守左近將監(社奉行)も野坂氏にして、佐伯景弘の後裔と云ふ。嚴島、佐伯、桐守、友田、小方、大友、羽仁、櫻尾等の條を見よ。室町時代には兵馬にも携はれり。

2 筑前の野坂氏 野坂郷より起る。

3 雜載 津和野龜井藩表用人に此の氏あり。又加賀藩給帳に「二百石(丸内四ツ目)野坂守衛、七十石(同)野坂享次郎」

野崎 ノサキ ノサキ 河内、下野、紀伊、肥前、大隅等に此の地名あり。

1 根平武野與黨 武藏の豪族にして、七蕨系圖に「八條左衛門光平—遠江二郎左衛門光茂—光員(野崎兵衛尉)」と載せたり。岩崎條五二〇頁、及び野與黨參照。豐島郡下流谷邑の名族、又埼玉郡、又橘樹郡小向邑等に此の氏見ゆ。

2 甲斐の野崎氏 上野原七騎の一にして、富田、安藤、中島、上條、石井、市川等の諸氏と共に名族たり。又富國儒者に野崎藤橋あり。

3 河内の野崎氏 讚良郡の野崎邑より起る。長祿寛正記に「高柳野崎與五郎」を載せ、又永祿二年交野郡郷士連名帳に「藤坂村野崎藤左衛門尉了澄」見ゆ。

野里 ノザト 和名抄、若狹國遠敷郡に野里郷を收む。その他、攝津、播磨に此の地名存す。

野澤 ノザハ ヌサ ヌサハ 信濃、下野、岩代、陸前、陸奥等に此の地名あり。

1 小野性横山黨 武藏の豪族にして、横山義季の子、資季の弟家光の後にして、七蕨系圖に「横山大夫義季—家光(六、

野澤大夫六郎と載せたり。その弟を七郎某と云ふ。

2 成田氏族 成田助廣の後也と云ふ。陸奥の名族也。中興系圖には「野澤。藤姓、本國武藏、成田太郎大夫助廣の男三郎、之を稱す」と見ゆ。

3 藤原姓 下野國河内郡の野澤邑より起る。東國擾亂記に野澤將監保長を載せ、又大村藩士系録に「野澤。藤原俊勝・野澤丹波と稱す。下野國下館の産」と見ゆ。

4 岩代の野澤氏 河沼郡の野澤邑より起る。會津拾要抄に「蟻川庄野澤如法寺・辨島追観音緣起に曰く、昔大同中、徳一法師・野澤邑に來り、一字を建立して、金剛山如法寺と號す。正慶元年壬申、野澤地頭荒井信濃守頼任造營。館跡・今館内と云ふ。大般若經書續、延徳元年供養執行、凡そ百有八十四年にして成就す。此の時、本願主大旦那諏訪宮神主菅原利部三郎宗貞、地頭大槻城主伊藤長門守藤原盛定なり。此の子孫野澤政所なり。天正六年、太郎左衛門政道、謀叛を企て、家斷絶す」と。關係諸氏條を見よ。

5 清和源氏南部氏族 陸奥國三戸郡野澤邑より起る。三戸郡左衛門佐信時の三男重

義・野澤與九郎を稱す」と、南部家語、南部深秘抄等に見ゆ。又寛政系譜に「二十一代信義の弟重義・與九郎、野澤村知行、野澤を稱す」とあり。

6 清和源氏佐竹氏族 佐竹氏の族野澤遠江守秀辰の末裔なりと云ふ。家紋丸に扇七本骨、丸に一字。寛政系譜に「次郎左衛門清次―五右衛門清房(源太左衛門、源左衛門)―源太左衛門清位―源左衛門清昌」等を載せたり。深澤條參照。

7 信義の野澤氏 佐久郡の野澤村より起る。伴野氏の野澤城主たりし以前、長門本平家物語に野澤太郎あり。古くより野澤氏のありしを知るべし。

8 清和源氏小笠原氏族 前項參照。もと伴野を稱す。太郎左衛門義一に至り野澤に改む。家紋丸に三柏、丸に扇十本骨。寛政系譜に「牛之丞義忠―牛太郎義益(牛七郎)」等見ゆ。

9 甲斐の野澤氏 八代郡の名族にして、前項信義伴野氏より出づ。大水中、野澤善助・武田家に仕ふ、其の孫伴左衛門は下新兵衛の聖也。又野澤衆とて、野澤、白田、伴野、下村等の諸氏を云ふ、各條を見よ。又次項參照。

10 清和源氏武田氏族 新羅三郎義光十七世孫野澤豐後の後と云ふ。その子太郎右衛門也。この氏・山梨、甲府、巨摩等の名族に存し、又山縣大貳も此の流也とぞ。ヤマガタ條を見よ。

11 藤原姓 家紋丸に三柏、藤丸。寛政系譜に「惠左衛門諸延―同諸喬―同諸聲等見ゆ。

12 宇多源氏 佐州役人附に「宇多源氏・野澤市助」を擧ぐ。

13 和泉の野澤氏 名族にして、天保年間、野澤龜之助なるもの溜池を築く、今の己之池也。

14 雜載 長崎の螺鈿工に野澤久右衛門あり。又幕府賄頭に野澤伴次郎、越前、信義、岩祭等にも存し、又三味の名手に野澤助(辰次郎)、喜八郎等あり。

能澤 ノザハ ヨシザハ條を見よ。

野三 ノサン ヤサン 東鑑卷八、九、十二、十五、十九に野三利部丞成綱(尾張野間内海の領主也)、十四に野三利部丞成經、また源平盛衰記には野三利部盛綱と見ゆ。小野、野等の條を見よ。内、文治四年三月十四日條に「阿波國麻殖保地頭職、野三利部丞成綱、」また正治二年六月廿九日條に、

野三利部丞成綱あり、その女梶原景高の妻にして、尼將軍に仕ふ。

野晒 ノサラシ 浪花俠人野晒悟助は、佐々木家臣梅津彦丸の事也と。

野次 ノジ ヤジ 小野、野、及びヤジ條を見よ。

野敷 ノシキ 原田家臣にありて、その文書に見ゆ。

野下 ノシタ ノゲ條を見よ。

野島 ノシマ 武藏、安房、陸前、紀伊、淡路、阿波等に此の地名存す。

1 桓武平氏野與黨 武藏の豪族にして、七黨系圖には、一に野崎に作れり。澁江二郎左衛門光茂の子光貞・野島兵衛尉(一に野崎)と稱す。其の後にして、久良岐郡に野島村あり。野與、野崎條參照。

2 相馬氏族 武藏足立郡の名族也。元淺井長政の家人なりしが、その滅後、同人妾腹の子を伴ひ、埼玉郡立野畑村に來り、氏を野島と改むと云ふ。相馬條を見よ。

3 河内の野島氏 交野郡の名族にして、延元の頃、楠氏に從ひ勤王せし士に野島一族あり。又下りて寛永三宮拜殿着座に「杉野野島氏」見ゆ。

4 伊豫の野島氏 次條に併せ云へり。

5 雜載 下總小金本土寺通主頼に野島小二郎を載せ、又水戸藩勤王志士に野島佐三郎惟孝あり。その他、伊勢、志摩等にも存す。

能島 ノシマ 伊豫國越智郡の能島より起り、一に野島、乃島に作る。來島、因島の二族と共に屈指の海賊衆にて、軍功頗る多く、八幡船の根拠地たり。南海治亂記に「明國世宗嘉靖年中に方り、倭國船・明國に攻め入りて、其の邊境を侵す事あり。是れ薩摩、肥後、肥前、博多、長門、石見、伊豫、和泉、紀伊の賊船なり。伊豫の能島、來島、院島の氏族・將帥と成りて、諸州を誘き來らすもの也。各々八幡宮の幟を立て、洋中に出で、四番の市舶を侵し掠めて、其の財産を奪ふ故に、其の賊船を稱して八幡船と呼ぶ。野島流兵守備船隊口義に八幡は當流の船驗なり。八幡の文字を用ふることは、八幡は武神なる故に、戦守護の意を以つて、乃島にて是を用ひたり。是をばペハンと云ふことは異國の音なり」と。

野島氏は村上氏にして、傳へ云ふ、昔村上氏・伊豫國野間郡を知行し、嫡男は久留島、次男は能島、三男は因島を知行すと、詳細は村上、及び久留島、因島等の條を見よ。

氏人は、安河軍家に、野島大和守、野島掃部助、また「伊豫國住人能島掃部助武吉、同久留島道安」など見え、また吉川記に能島武吉、元就記に「野島云々」など多し。

農島 ノシマ 東鑑卷四十に農島左衛門。見ゆ。

野島之海人 ノシマノアマ 職業人にして、履仲紀に「淡路野島の海人也。阿曇連濱子・仲皇子の爲めに、太子を追はしめ給ふ云々。亦濱子に從ひし野島海人等の罪を免して、倭將代屯倉に役せしむ」など載せたり。

野後 ノシリ 上野國碓氷郡に野後郷ありて、高山寺本に能之利と訓ず。上野志略に「野尻の城には窪田圖書・居る」と。

野尻 ノジリ 山城に野尻庄、鴨河野尻庄、その他、大和、伊勢、下總、信濃、上野、岩代、陸前、陸奥、羽前、越中、越後、丹波、丹後、豊後、日向等に此の地名存し、又伊勢に野志理神社あり。

1 大神性緒方氏族 豊後國直入郡野尻邑より起る。緒形惟榮の子伊村、野尻二郎と稱す。平家物語に「緒方惟義が二男・野尻次郎惟村、源平盛衰記に「緒方三郎惟義が次男野尻次郎惟村」また「尾形三

郡が子野尻次郎惟村」など見え、また伊村に作る。その系は大神系圖に「惟基」

惟則三男

惟平一貞綱 助綱 有綱 清綱 惟綱

忠綱 遠綱 季綱 通綱

惟盛 惟衡 惟用 惟榮 惟村

惟義 惟親 惟正 惟恒 惟合

と。又中興系圖に「野尻。大神、緒方三郎維榮男次郎維村・之を稱す」と見ゆ。徳四引付に「一番・野尻五郎太郎」と云ふは此の族か。下りて安西軍軍に野尻支蕃・見ゆ。

2 河内の野尻氏 天正年間、松永久秀の旗下に野尻備後大夫あり、交野郡清岡に城を築く。

3 丹後の野尻氏 奥郡の野尻村より起る。野尻城(野尻村)は野尻輝岐守の居城なりと。又野間城(野間村野中)は、嘗て上野殿と云ふ入・籠居すと云ひ、後野尻輝岐守居住す。一色氏の滅亡後、細川氏に属す。

る。畑氏とも云ふ、本名吐生也。兩條参照。丹波志に「波部乾(紋丸ニツ引)一掃部一掃部一四郎大夫(文祿三午年より寛永三甲年に至る、郷代官)一甚右衛門(郷代官)一平大夫(大庄屋)一平大夫」とあるは此の族にて、又初代掃部の弟に「渡邊又右衛門、庄内、平助」等あり。

又郷井家記に「七組の家は云々、第六に野尻の城主野尻支蕃康長なり。鎌田兵衛政清が末孫也」と見ゆ。

5 大和の野尻氏 吉野郡十津川野尻邑より起る。十津川郷鎮役由緒に「郷頭分・玉置野坊、野尻助左衛門の兩人云々」と載せ、又「野尻村野尻作兵衛」を擧ぐ。

6 備前 尾張國愛知郡の豪族にして、日比津乾屋敷城(日比津村乾屋敷の南)に據る。尾張志に「城主は野尻掃部といひ傳へたり。同村大圓寺は、この城主野尻氏二家の菩提寺なるよしにて、古き書上帳の草案あり。其の記に「野尻藏松と申す仁・居られ申し候。只今は御新田に成り申し候。野尻掃部と申す仁・居られ申し候」とあり。又野尻氏の墓所なるよし云ひ傳へて、寺境内にいと古き五輪二基あり」と。また同郡山崎(同村栗山)の

城主も野尻藤松といひて、掃部の家老なりきと郷民・傳へいへりとぞ。織田信長の家臣に野尻吉景あり、家紋丸に構。子孫・江戸幕府に仕ふ。寛政系譜に「猪兵衛吉景一丸右衛門吉正一七兵衛正元」と載せたり。

7 藤原姓 これも江戸幕臣にして、家紋上り藤、抱裏荷なり。

8 清和源氏木曾氏族 信濃發祥の名族にして、義仲十二世孫豊方の次子家益を祖とすと云ふ。木曾系圖には野路里右馬頭と見ゆ、ノチリ條を参照。

9 清和源氏深栖氏族 信濃國伊奈郡野尻邑より起る。家傳に「深栖光重の子波多野仲重の庶流にして、保義に至り、此の氏を稱す」と云ふ。家紋糸輪に右三巴、征龍圖、稻三巴。寛政系譜に「久大夫高豊(七郎兵衛)一彦九郎高保(源之丞)」等見ゆ。

10 利仁流藤原姓 越中國暖波郡野尻邑より起る。井口氏の一族にして、大族也。源平盛衰記に「越中國には野尻」と載せ、承久記卷三に「越中の、のじり」など多し。その地の野尻城は此の氏の居城にして、建武年間、野尻支蕃允高知あり。後

永年中、信濃の土御合(同二郡)此の城に據る。其の後裔大屋三郎長斯・謙信と戦ひ、敗死。其の子河合十兵衛出家す。

三州志に「野尻城は野尻郷野尻村領にあり。慶長記、天和元年に、越中には野尻、河上、石黒の一黨とあり。太平記理靈抄、建武二年に、越中に野尻支蕃允高知ありて、之に據ると云ふ」と。姓名、名越、普門等の條参照。其の城址と傳ふるは、野尻村徳仁寺の境地、是れ也とぞ。

11 秀郷流藤原性波多野氏族 松田系圖に「波多野義通一右馬允義輝一申務丞忠経一出羽守義重一左衛門尉時光(號野尻、四井二郎)一二郎長義、第四郎左衛門尉重通(出雲守)一朝通(左衛門尉、四郎、母義泰女)」と載せ、又重通の弟に五郎景秀、孫五郎時綱等あり。

12 常陸の野尻氏 新編國志に「野尻氏は、新治郡野尻村より出づ。今茨城郡笠間邊なり村今亡す。野尻主馬は笠間長門守の臣なり、後佐竹義重に仕へて、秋田に赴く」と見ゆ。

13 雜載 日向に野尻地頭數根頼豐あり、シキネ條参照。又出雲尼子家臣に野尻下

野あり、宮田系圖

その他、牛久山日藩重臣に存し、又豊後國藩に野尻藤介一成あり、熊澤善山の弟也。又加賀藩給帳に「二百石(角入角内花菱)野尻英之丞、百五十石(同)野尻吉五郎」等を載せ、又武藏、甲斐、攝津、羽後秋田藩等に存す。

野後部 ノジリ、神龜三年の山城國出雲郷計帳に「野後部正月」なる者見ゆ。また上野國碓氷郡野後郷も此の部のありし地か。

野代 ノシロ、和名抄、伊勢國桑名郡に野代郷を收め、乃之呂と註す。その他、羽後、加賀等に此の地名あり。而して下野の豪族に此の氏ありて、關八州古戦録等に見ゆ。

野白 ノシロ 同上。及びマク條参照。

乃白 ノシロ 佐々木氏の族にして、出雲國意宇郡(今八東郡)乃白邑より起る。佐々木系圖に「野木光綱の子泰高(號乃白入道)」と見ゆ、野木、乃木等の條を見よ。

能代 ノシロ ノフシロ 羽後に能代藩あり、マシロ條参照。

又越後國蒲原郡の能生代城(能生代村)は能代氏の居城也。傳へ云ふ、「鎌倉の家人に能代左衛門尉なるものあり、顯徳天皇の皇子顯成王・當郡小口村間入道閉齋方に忍び給

野城 ノシロ、殺害し奉る一と云ふ。

野城 ノシロ ノギ條を見よ。

苗代川 ノシロ、系譜と傳記に「ノシロ川と云ふ。鹽分面白い村で、千餘軒もあるが、全部高麗人の子孫だと傳へられて居る。西遊記に「大閩秀吉公・朝鮮を征伐し給ふ時、此の國の先守、彼處の一郷の老若男女悉くを擒生と成して歸り給ひ、薩摩國にて一郷の土地を賜ふ、今數百家となれり」と、また地理備考に「慶長三年の冬、朝鮮降の男女八十餘人、串木野に着船し、同八年、伊集院郷寺脇の野に移され、壺を割して生活の業をなす。寶永元年、三十餘戸、六十餘人を大隅國鹿屋郷野原に移さる」など見えて嘘ではない。初め擒はれて来た十六氏は、伸、李、林、鄭、車、姜、崔、盧、沈、金、白、丁、何、朱などである。

太宰管内志に「今の庄屋の名を伸作屯と云ふ。伸は元來の姓にはあらず、日本に來たりて、申をサルとよむ人のあるに依て、人を加へたる由なり。其の外、金慶山、白學基など云ふ類なり。又寄屋の名を朴榮貞と、其の子を朴榮安と云ふ。妻をロレンと云ふ。さて此處にて高麗燒を造れば、その陶場を

- 七年廢す、小田條參照。
- 11 清和源氏南部氏族 陸奥國九戸郡野田邑より起る。一戸行朝の後裔也、一戸、千徳(仙徳)等の條を見よ。天正二十年南部四十八城注文に「野田、山城、破却」と、又深秘抄に「野田氏、蛇川より繼ぐ」とあり。關係あるべし。又野田内匠あり、南部利直の命にて、和賀郡十二介村土澤城を築く、郷村志に見ゆ。
- 12 源姓 江戸幕臣にして、家紋藤一巴、一巴。寛政系譜に「甚五兵衛古美―甚五兵衛古武―武衛(丹宮)―喜四郎信美(喜兵衛)」と見ゆ。
- 13 近江の野田氏 蒲生郡に野田氏あり、佐々木氏の家臣にして、貞治年間、野田五郎左衛門・見ゆ。又野田黨あり、甲賀武士五十三士の一なり、カフガ條一六九六頁を見よ。
- 又蒲生家臣に野田十郎左衛門正忠あり、又勢州四家記に「野田龜之進(氏郷の侍)」を擧ぐ。
- 14 村上源氏北畠氏族 伊勢發祥の豪族にして、家譜に「北畠中將滿雅より出づ。其の男野田兵部丞顯房、其の子「内匠頭滿成―七郎兵衛親成―成次(松木氏)―忠成―安成(野田に復す)」にして、成次、甲州に住す。家紋左片藤の丸、割菱。寛政系譜に九家を收む。「奥左衛門重成(北畠家臣)―與兵衛親成―七左衛門成次(了存)―七郎兵衛忠成(三七、紹哲)―七郎兵衛安成(三七、淨安)」なり。
- 又「成次―忠成―三郎左衛門忠繼―彌惣左衛門久忠―七右衛門德勝(備者として名あり、剛齋と號す)」など多し。
- 15 大和の野田氏 葛下郡の名族にして、岡崎氏の家老に此の氏あり。
- 16 狛宿嗣姓 高麗王夫の裔、山城の豪族にして、家傳に「狛宿高の男野田判官則高の末葉にして、子孫・上を稱し、代々樂人也」と。家紋丸に杏葉、五三桐。寛政系譜に「主馬助近方(左衛門)―帶刀譜成(岩之丞、助敷)―富之助師古」等見ゆ。
- 17 山城の野田氏 前項參照。又富國僧原城主に野田伯耆宗集あり、永正年中、舟岡山の戦に敗れ、安藝に逃れて毛利弘元に頼る、子孫・古河内條を見よ。
- 18 河内の野田氏 丹比郡の野田庄より起る。南朝の忠臣にして、同郡野田城(野田村野田)は、嘉禎元年二月、補氏の
- 部將野田四郎正勝の築造なりと。正勝は淡川に戦死し、其の子四郎正氏、又四條暖にて正行に殉す。孫の兵部正康・北軍と戦ひしも、延文元年、城を燒き、狹山東野に戦死す。
- 太平記卷二十六に「正行、正時、野田四郎子息二人云々、今度の軍に一足も引かざ一處にて討死せんと約束す」など見ゆ。又石川郡若山寨は正成の屬城にして、野田四郎、和田正氏等據る。又上猶路寨、下猶路寨等、皆正成の屬城なりと。
- 19 橋姓楠木氏族 前項參照。玉林院橋系圖に「正武―正種(中井左源太。正武二男成長の後、僧を兼ひ、河内上郡野田宗滿覺養子と成り、貞治元の生、應永の頃、石川郡にて野伏の爲めに死)―某(野田新兵衛、住丹州、田邊に子孫あり)」と見ゆ。
- 20 嵯峨源氏渡邊氏族 攝津國四成郡野田邑より起ると云ふ。渡邊系圖に「赤田七郎備十世孫光の子道(野田孫三郎)」とあるより出づ。ワタナベ條を見よ。後世當國國學者に野田善兵衛忠顯あり、長流、契仲等に學ぶ。
- 21 多々羅姓大内氏族 周防國吉敷郡野田邑より起る。大内間田氏の一族にして、

- 大内家の重臣たりき。正平中の文書に見え、又花營三代記に「野田勘由・康勝二年戦死」の事載せ、應永十二年文書に野田左馬助弘安、永享七年に長門守護代野田爲弘、その子弘賀、また海東諸國記に「義長。戊子年、使を遣はして、來りて觀音現像を賀す。書して長門州實重關大守野田藤原朝臣義長と稱す」と載せたり。
- 下りて大永八年、大内義興の知行狀、其の袖に義興の花押ありて「下す、野田兵部少輔與方、早く豊前國上毛郡市丸四十二町五段五代の地・杉十郎左衛門尉跡を領知すべき事。右の人を以つて宛行ふ所也。早く先例を守りて全領知すべきの狀、件之如し」と。また天文廿二年十月、大内義長の花押文書に「石見國樹摩郡仁万郷・百二十石足、周防國吉敷郡字野令内・三十石足、同郡宮野庄内・十五石足、長門國阿武郡字生賀郷内・三十石足、同郡福田郷内・十五石足、小川郷内・五十石足、豊前國京都郡久保庄内・百二十石足、同國上毛郡市丸村・百二十石足等の事、當知行の由、申請の旨に任せ、野田兵部少輔隆徳・領掌、相違あるべからざるの
- 成、作の如し」と。その他、陶、杉、内藤、右田、間田、笠井等の條參照。
- 22 中國の野田氏 前項の外、藝備雲石に野田氏多く、安西軍軍に野田左衛門、野田左衛門尉等を載せ、又藝備通志に「備後の國體烟城は光守村にあり、水龍山ともいふ。野田將監の所居なり」と。又石見國瀧野郡野田村屋敷守將に野田左衛門尉あり、石州には野田氏の名族跡からず。又周防山口に野田神社ありて、毛利親親を奉祀す。
- 23 紀伊の野田氏 在田郡に野田村ありて野田氏あり、第十八項の裔と云ふ。續風土記野田村舊家、地土野田伊平次條に「傳へ云ふ、野田四郎金光の後なり。金光は、元弘建武の亂、四條繩手に楠正行と共に討死す。末子金五郎正信・野田村に歸り、住みて代々農民となる。明和三年地土となる」と。
- 24 伊豫の野田氏 當國野田屋敷守將に野田左衛門尉あり。
- 25 土佐の野田氏 當國の豪族にして、一
- 條國司に屬す。後長曾我部氏に屬す。野田中云々、野田、一組にて親泰に降る」と見え、その後、元親若手家老に野田甚左衛門・見ゆ(南海通記)、甚左衛門は元親記に「幡多郡宿毛城の守將」と載せ、「此度にて幡多弓矢靜謐す」とあり。
- 26 肥前の野田氏 當國の名族にして、龍造寺家兼配下の將に野田兵部あり、又要略永祿三年十二月に「野田氏討死」の事見ゆ。又大村藩に野田氏あり、士系録に「肥前小城より來る」と見ゆ。
- 27 薩隅日の野田氏 應永中、伊集院頼久配下の將に野田氏あり、「給黎郡喜八本體城を守る」と。又日向記に野田又五郎・見ゆ。
- 28 雜載 上杉景勝家臣に、野田丹右衛門(武藤條參照)、關長門守侍候に「二百石野田與右衛門、四十石野田勝藏」を載せ、又加賀藩給帳に「百五十石(角入角内巴)野田太左衛門」を擧ぐ。
- 又陸中一關の名族に野田氏見え、又筑後國津江社天文中棟札に「大工棟梁野田帶刀」を載せ、又寛永の頃、當條村野田大藏宗之「見ゆ。又丹後田邊の備者に首浦野田番一逸あり(牧野藩士)又假面譜に

「野田新助(秀能非と影附あり)」と見ゆ。また松山藩備に野田吉右衛門孝典、石陽と號す。又江戸村木商に野田市郎右衛門あり、橋新田開發に功あり。辻内、橋等の條を見よ。

又石州流茶人に醉翁野田左衛門久忠、水戸藩茶人に知足庵野田道意、藝師影工に野田忠左衛門安宣、野田字八喜寛、又金工に野田四郎兵衛敬明あり、皆有名也。また備中、筑前、美濃、伊勢、志摩、豊前、備前、信濃、肥後等にも多し。

能田 ノダ ノウダ、及びヨシダ條参照。

乃臺 ノダイ 石見に存す。

野大夫 ノダイフ ヤダイフ 讃岐の在野官に野大夫あり。綾(阿野)氏ならん、一に三野氏と云ふ。「阿野郡・松山御所跡は林田村に在り。阿野の郡司野大夫高遠、此に居り、崇徳上皇の本州に播遷せられ給ふや、此に館し給ひ、雲井御所と稱し奉り」しとぞ。綾、及び三野條参照。

野高 ノダカ 信濃に此の氏あり。

野竹 ノダケ 信濃に此の氏あり。

野谷 ノダニ 備前に此の地名あり。

野平 ノダヒラ ヤヘイ 東鑑卷十に野平右馬允を載せたり。

又安藝國高宮郡下町屋村に此の氏あり。先祖野平藤馬丞は、甲斐の國の人にて、熊谷氏に從ひ來り、始め大林村に居る。後子孫、此の村に來る(藝藩通志)とぞ。又石見、信濃等にも存す。

野田丸 ノタマル 伊勢國員辨郡の豪族にして、野田丸右京は丹生川久下城に據る。服部氏也。ハトリベ條を見よ。

野馳 ノチ 和名抄、備中國智多郡に野馳郷を收め、乃知と註し、高山寺本には野馳と載せ、平狀と訓ず。

野路 ノチ 近江に此の地名あり。野路家は清原氏の族にして、清原系圖に「夏野、或は野路大臣と號す」と載せ、また「始め野菰大臣と號す」など見えたり。

野地 ノチ 肥後等に此の地名存す。

野智 ノチ 尾尾山城守給頼に「三百石野智治」ノチ 尾尾山城守給頼に「三百石野智喜太郎」を載す。

乃路 ノチ 藤井條参照。

乃童 ノチ 藤井條参照。

後家 ノチヤ ウシロヤ 正倉院天平賣字二庫文書等に見ゆ。

野路里 ノチリ 信濃の名族にして、清和源氏木曾氏の族なり。木曾系圖に「左京大夫家方の子家益(野路里左馬頭)」と見えたり。野尻條を見よ。

笹津 ノツ 和名抄、伯耆國八橋郡に笹津郷を收む、後世野津邑と云ふ。この地より起りて、退休寺は正平九年、笹津敦忠の建立也と。又田實日記に「八橋郡笹津城は笹津野後の據る所」とあり。

乃津 ノツ

○乃津家 雲上家の稱號にして、藤原北家也。尊卑分脈に「良門一利基一兼輔(堤中納言)一雅正一爲長一頼經一泰經一頼綱一義經一義保(右馬頭、號乃津冠者)一仲義(四院藏人)」と見えたり。

野津 ノツ 前二條参照。又伯耆、豊前、肥後等に此の地名存す。

1 大友氏族 豊後國大野郡野津院より起る。大友系圖に「親秀の子頼宗(初名親直、野津五郎。法名阿一、嘉元三乙巳年三月十六日卒去。母は小河左衛門督の女。野津の祖也。庶流吉岡、波津、久戸、上椎原、荒瀬、久土知、岩屋、御久里、笠良木、佐渡原、小河内、長小野等」と載せ、又其の兄(頼宗一頼時一頼親(四郎

福人、國守、從五世下、法名正清。號勢家、又野津、又利根。母は志多里氏)など見ゆ。又諸家系圖には「庶子の次第・波津久、戸上、佐土原」と載せ、又一本に「頼宗・母北川左衛門女、野津五郎と號す」と。

2 雜載 その他、尼子氏の最後、上月城に籠りし士に野津次郎四郎、また出雲日御碕社家に野津氏(被官)、米澤上杉藩に野津將監、金津條一五九四頁を見よ。又廣島淺野藩重臣に見え、又鹿兒島藩士野津柴介鎮圭の子鎮雄(七左衛門)・幕末明治に功ありて陸軍中將に至る。その弟道實は日清日露役に大功ありて、元帥號を賜ひ、侯爵を賜ふ、その子野津鎮之助也。

能津 ノツ ノウツ ノウツ條を見よ。

能塚 ノツカ ヨシツカ條参照。

野月 ノツキ

野附 ノツキ

野津原 ノツハラ 豊後の豪族、大友氏の族にして、大分郡野津原より出づ。大友系圖に「親秀の子能泰・三郎藏人、修理亮、法名道喜、號野津原、又田北、母は冷泉局」と載せ、他の諸系圖、皆同じ。野津五郎の兄也。

野手 ノテ 下總、岩代、陸前、陸中等に此の地名存す。内下總國匝理郡野手邑は、匝理野手氏の起りし地にして、千葉大系圖に「椎名胤光一胤知(野手次郎)」と見ゆ。匝理條参照。

老尼社の祠官に野手祝氏あり、其の祭事次第記に載せたり。

野出 ノテ 蒲生家臣に野出三綱・見ゆ。又俠客野出喜三郎は、腕の喜三郎とて名高し。

野條 ノテウ

1 唐族清川氏流 清川忠寸の末裔と稱す。家紋丸に三葛。寛政系譜に「越前守一越前成宣一彦兵衛利友」等見ゆ。

2 雜載 その他、津山藩分限圖に「七拾石野津院殿」を擧ぐ。

野出末 ノテスエ

野寺 ノテラ 三河、常陸、美濃、岩代等に此の氏見ゆ。

1 小田氏族 常陸國新治郡(茨城郡)野寺邑より起る。此の地は弘安太田文に「南部志誠三十七町五反、野寺七町、荒張一町一反、土田一町一反三百歩」など見ゆ。惣社文書文保中、造管によりて、近郷の地頭に課せらるゝ時、野寺忠行の請文に「野寺郷に於いては、一切造營の例なく候、云云」と見ゆ。忠行は小田氏の族なるべし。一通には「野寺郷一分地頭、益月四郎兵衛尉」ともありて、二分せしを知る(郡郷考、地名辭書)。

2 美濃の野寺氏 海津郡寺邑より起る。常陸院江州勘定着到に「外様衆・野寺左馬介入道」を擧ぐ。

能登 ノト 能登國の外、若狹國三方郡に能登郷・和名抄に見え、また近江等に此の地名あれど、此の氏・多くは能登國名を貢ひし也。

1 能登國造 古代の能登國は、後の能登郡(鹿島郡)を中心とする地にして羽咋國

と共に、國郡制定の際、越前に屬し、養老二年五月分歸し、天平十三年十二月、越中國に併せ、天平寶字元年五月、再び一國となりし也。能登郡は、中古國府のありし地にして、郡内に能登比咩神社、能登生國玉比古神社・鎮座し、延喜式神名帳に見ゆ。蓋し國名の起原地なるべし。又若狹能登郷に式内能登神社あり(能登野村)、關聯する所あらん。

此の國造は崇神天皇皇子の裔なれど、國造本紀には「能登國造。志賀高穴穗(成務)朝の御世、活目(垂仁)帝の皇子・大入杵命の孫・彦狹島命を國造に定め賜ふ」とあり。されど大入杵命は活目帝、即ち垂仁帝の皇子にあらず。古事記、崇神段に「此の天皇云々、又尾張連の祖・意富阿麻比賣を娶りて、御子大入杵命を生む」と見ゆる方にて、崇神帝の皇子とす。又彦狹島命は、景行段に「彦狹島王を以つて、東山道十五國の都督と拜す。是れ豐城命の孫也」と載せ、大入杵命の御孫にあらずして、其の御兄弟なる豐城入彦命の御孫に其の名見ゆ。但し此の書に見ゆるは、豐城命の孫なる彦狹島命にあらずして、孝靈皇子なる彦狹島命を指

し奉るにあらざるかとも思はるゝ節あるも、次項の如く、「大入杵命は能登臣の祖」と古事記に明記するを見ゆれば、此の國造家の崇神帝裔なるは疑ふを得ず。

2 能登臣 前項國造家の氏姓なるべし。古事記、崇神段に「大入杵命は、能登臣の祖也」と見ゆ。氏は「齊明紀、六年三月條に「阿倍臣を遣はし、船師二百艘を率ゐて、肅慎國を伐たしむ云々。能登臣馬身龍、敵の爲に殺さる」と、載せたるは、國造家の人にして、また萬葉集卷十八に「四月一日、採久米朝臣廣繩の館にて宴歌、四首云々。右一首は羽咋郡擬主能登臣乙美作」など載せたるは其の族裔ならん。また性靈集に能登臣廣成・見ゆ。

3 能登公 前項の族か。西宮記に、應和四年頃の人に能登公藤可ありて、「檢非違使と爲す」と見ゆ。能登國造の裔なるべし。

4 能登連 除目大成抄、長徳四年に「出雲介能登連守忠」なる者あり。

5 能登宿禰 外記日記、姓名錄抄、拾芥抄等に見ゆ。能登國造の裔なるべし。

6 無戸の能登氏 正倉院天平八年文書等

に見ゆ。前項諸氏の族人なるべし。

7 山城の能登氏 西宮記卷二十三に、長徳二年の人に能登氏あり。

8 宇多源氏 能登守たりしを稱號とせしにて、尊卑分脈に「大原少時時方一太藏少甫仲舒(仲信)一仲頼(能登守)一仲棟(號能登三郎大夫)一仲親(天皇太后宮大進)」



など載せ、中興系圖に「能登。宇多、雅信五代三郎大夫仲棟・之を稱す」と見ゆ。武藤系圖に「資頼(三男)爲頼、經平(左衛門尉)、經廣(能登守)、貞廣(能登彦四郎、建武三年三月一日、坂付諸國原に討

死) また其の弟「經家(能登三郎、諸國に討死)」と見えたり。

10 清和源氏多田氏族 土岐系圖に「能登判官代國能一判官代重綱一皇后宮權大夫頼定一廣綱(能登太郎)」とあり。

11 赤松氏族 應仁記に「赤松四郎は能登四郎を以つて申さる云々」と見ゆるは此の氏人にて、赤松家風條々事に「御一族衆、能登殿」とあり。

12 白石氏族 大和の豪族に能登太郎あり、白石條を見よ。

13 能登守護 地誌提要に「文治の初め、源頼朝・鳳至郡を以つて長信連に與へ、大屋莊に居り、地頭職に補し、羽咋郡を以つて得田章通に授け、徳田に居る。兩氏・皆子孫に傳ふ。元弘元年、少將中院中將定清・州守に任じ、建武の初め越中に轉ず。既にして、越中人普門利清・足利尊氏の反に應じ來り侵す。定清・遊へて利清を石動山に撃ち敗死す。信連五世の孫盛連・官軍に屬し、兵敗れて京師に奔る。是の時に當りて州人吉見氏頼・尊氏に應じ、數々官軍と争ひ、州豪齋背常なし。正平五年、盛連の孫宗連・足利義詮に屬し、采邑を復し、州事を知る。

天授中、將軍義滿、島山義深を守護とし、子基國・職を襲ぎ、應永五年・守護を其の弟滿則に傳ふ。滿則・七尾城に治し、子孫世襲し、長、得田、諸豪皆之に屬す。應仁の亂、滿則の孫義統・初め西軍に屬し、後東軍に降り、管領となる。其の五世の孫義隆に至り、家宰游佐續光に誘せられ、子義春・幼冲、國勢日に衰ふ。天正五年、上杉輝虎、將を遣して來り攻む。義春・病んで歿す。長綱連(宗連十三世の孫)拒守を計る。續光・綱連を殺して輝虎に降り、地遂に輝虎に歸す。島山氏十一世二百餘年にして亡ぶ。七年、島山の故臣温井景隆・上杉氏の成將を襲殺し七尾に據り、自立す。明年長遠龍(綱連の弟)款を織田氏に送る。信長・景隆を伐ちて之を降し、續光を誅し、遂に全州を併す」と。各條を見よ。

14 雜載 東鑑卷三に能登守教經、三十三、三十五、三十八、四十、四十一、四十三、四十五に能登右近大夫仲時、三十四に三浦能登守、三十四に能登前司仲能、三十五、四十二、五十、五十一に能登右近藏人、三十五に能登守光村、三十六に能登四郎左衛門尉、三十六、三十七、三十八

能登部 ノトベ 能登條を見よ。

野友 ノトモ

野鳥 ノトリ 和名抄、肥前國高來郡に野鳥郷を收め、乃止利と註す。

野名 ノナ 志摩に此の氏あり。

野内 ノナイ ノウナ條參照。

野仲 ノナカ 豐前の豪族也。次條を見よ。

野中 ノナカ 和名抄、河内國丹比郡に野中郷を收め、乃奈加と註す。後の丹南郡野中邑の地也。次に遠江國磐田郡に野中郷ありて、乃奈加と訓ず。次に豐前國下毛郡に野仲郷を收む。その他、陸前、丹波、紀伊、筑後等に此の地名あり。

1 春日氏族 河内國丹比郡野中郷より起りしなるべし。姓氏錄、右京皇別に收め

「野中。伺(孝昭天皇皇子)彦國押人命の後也」と載せたり。

2 赤松氏族 赤松義範の弟貞國の後なりと云ふ。太平記卷十七に「播磨國の住人野中八郎貞國」見ゆ。

3 清和源氏小笠原族 阿波國の豪族にして、故城記板四郡分に「野中殿。小笠原、源氏、家紋松皮に竹の丸」と載せ、一に野口に作る。

4 土佐の野中氏 當國の豪族なりしが、長曾我部氏起るに及び、假倉、小野、國吉、高場、萩野等の諸氏と共に親泰に降る事、諸書に見ゆ。後に野中傳右衛門止(良繼、幼名左八郎、登山と號す)あり、大いに著はる、傳へ云ふ「其の先は播磨の人、高祖道永・移りて、美濃清水邑に住す。曾祖白仙・聖祖を善くするを以つて開ゆ、皆仕へず。祖良平・山内一豊の妹を娶りて良明を生む。一豊・美ふて子とし、後土佐幡多の二萬九千石を給す。故有りて去り、京都に卒す。良明・秋田氏を娶り、元和元年六月を以つて、良繼を播磨姫路に生む。是れより先、良平の弟益繼・一豊に近江長濱に仕へ、仕置役と爲る。後從つて土佐に來り、歳二千三

百石を食み、町奉行に任ず。元和八年十月卒す。

初め直繼に子無し、小倉政平・之に謂つて曰く、公子無し、幸に左八郎君の在るあり、僕を以つて之を見るに、他日必ず大器と爲らん。盡ぞ養つて、以て嗣と爲さざると。直繼・乃ち之に従ふ。此に至りて、藩主忠義も亦良繼をして後を受け、且つ其の職を襲がしむ。爾來藩主の親任と、その學才とにより、如鏡頗る多く擧げて數へ難し。又其の藩主に從うて江戸に往くや、列侯顯官・素より其の名を聞いて、私舍を訪ふ者・甚だ衆し。國政を掌ること殆んど三十年、一國の事・咸な一人に繫る。縁を加へて一萬石に至る。されど屬々功を立つるを貪み、夜々奢侈に流れしと云ふ。且つ性・本剛介にして惡を疾む甚だしく、人の過を容る能はず。故以つて忤ふ所多し。藩主の眷遇・愈々薄くして、群臣の媚妬・益々深し。會々俗吏・排克を以つて事と爲す者あり。是に於て諍議、喧嘩し、寛文三年七月、老臣連署して之を訟ふ。良繼・自勤して致仕を請ひて之を許さる。

其の後は香美郡中野の對面・對居し、自

ら明夷軒と號し、門を杜ぎ、讀書を以て自ら娛む。故舊來り訪ふ者、談・時政に涉れば、則ち笑つて應へず。此の年十二月十五日暴に疾んで歿す、年四十九。城内潮江山に葬る。其の臣古樞重國・殉死し、又後世人民追慕して、或は祠を建て之を祭る。六男四女あれど皆庶出なり。長子一明(一名魯繼)家を嗣ぐ。明年三月、父の故を以つて、墨家・幡多郡宿毛に歸せられ、諸子相率いで講所に歿す(近世説語、先哲叢談、野史、鑑定便覽)と人名辭書)。

その三女は安福亭と號す。宿毛に遷り、禁錮せらる事四十年、學を勤めて怠らず。後谷重遠を師として、其の説を尊信し、能く四書五經を講談す。野中一族の墓は今宿毛東福寺址に在りとぞ。

5 宇都宮氏族 豐前國下毛郡野中郷より起る。宇都宮宗房の三男野中重房の後にして(野中記)、その系圖に「野中重房―兼綱―兼紀―重澄―重世―隆種―房直―兼輔―道棟―道清―助道―保道―道俊―直雄―道氏―政道―重通―弘道―成道―弘昌―重胤―兼兼―重貞」とあり。建久七年、信房、弟伊藤守重房を下毛郡

津波庄に討つ。重房、負りて長岩城を築き、常に大屋敷に住す(若宮實録、豐前古城志)。その後、小代康永三年十一月二日の大宰少貳賴尙狀に「小代八郎左衛門尉重氏申す、豐前國山國郷安於曾木村地頭職云々。野中郷司殿」と載せ、又五條家文書に野中兵庫頭、また野中重兼等多く見え、天文正の頃には、野中兵庫頭鎮兼、野中作右衛門、又野中種貞あり。又九州軍記に「弘治二年・長岩城主野中鎮種一戦の後、大友氏に降る」と。又豐前國志に「長岩城は、城井宇都宮大和守信房の二男伊藤守重房以後、代々相續して、野中兵庫介重兼・在城す。比は永祿年中、下毛郡にて、大友の銳氣を避け、其の幕下に降る人々には、大丸、福島、如來、成恒、大江、澤津、小城、池永、上野、赤村、重松等、打連れ降禮を勧めける。長岩の城主野中重兼は、又血塗らずして軍門に降るは、正兵の義にあらざると、家の子孫備前、野依彈正、大神太夫を始めとして、一千五百人、己が堅城に籠籠る。大友方より討手の大將には佐伯惟教、志賀親教に、豐後參千餘騎を附けて向はしむ。城方より八百人、一

里許り出で、愛を先遣し戦ひしが、城方勢力盡きて降參し、龍王の本陣にこそ參られける」と。

又豐前軍記略に「野中左京大夫は、下毛郡長岩城に居り、其の弟野中兵庫助は上毛郡馬良城に據る」と載せ、又筑上郡志に「大原城跡は東上村にあり、野中鎮兼の抱城、雁股山の出城なり。大切城、東上村城、共に野中家の出城なるべし」と。又百富、矢方、友枝等の條參照。

6 豐後の野中氏 東鑑卷二、養和元年二月條に野中次郎あり、緒方三郎惟能に從ふ。

7 筑後の野中氏 三井郡の野中村より起る。天文廿年の高良山神領檢地帳に野中治部丞・見ゆ。

8 肥後の野中氏 弘治中、野中孫七郎あり、オホツヤマ條を見よ。

9 源姓 堀江氏の後也。家紋丸に三日月、木瓜の内二重龜甲に花菱。寛政系譜に「三右衛門政友(重旨、千之助)―五郎兵衛政甫」等見ゆ。

10 甲斐の野中氏 山梨郡室伏村の名族にして甲金座の役人也。また源氏にして、甲府一蓮寺過去帳に多く見ゆ。

11 備前 紀伊の豪族、熊野八庄司の一族にして、太平記卷五に「眞前に進みたる武者・大音聲を掲げて、紀國の住人野長瀬六郎、同七郎・其の勢三千餘騎にて、大塔宮の御迎ひに參る所に、悉くも此の君に對ひ進らせて、弓を控き楯を列ぬる人は誰ぞや。玉置庄司殿と見たるは餅目か。只今滅ぶべき武家の逆命に隨ひて、即時に運を開かせ給ふべき親王に敵對しては、一天下の間、何の處にか身を置かんと思ふ。天罰違からず、是を鎮めん事、我等が一戦の内に入り、餘すな漏すなと、をめき叫んでぞ懸けたりける。是れを見けん、玉置が勢五百餘騎、叶はじと思ひけん、楯を捨て旗を巻いて、忽に四角八方へ逃げ散りぬ。

その後、野長瀬兄弟・甲を脱ぎ、弓を脇に挟んで、遙に長る。宮の御前近く召されて、山中の爲體、大儀の計略・叶ひ難かるべき間、大和、河内の方へ打出で勢を付けん爲、進發せしむる處に、玉置の庄司・只今の舉動、當手の兵・萬死の内にも一生をも得難しと覺えつるに、不慮の扶に逢ふ事、天運尚ほ懸みあるに似たり。抑も此の事何として存知たりければ、此の戦場に馳合ひて、逆徒の大軍をば靡けぬると、御尋有りければ、野長瀬長りに申けるは、昨日の晝程に年十四五計りに候ひし童の、名は老松といへりと名乗りて、大塔宮・明日十津河を御出で有りて、小原へ御通りあらんずるが、一定道にて難に逢はせ給ひぬと覺ゆるぞ、志を存せん人は、急ぎ御迎ひに參れと觸れ廻り候つる間、御使ぞと心得て、參りて候とぞ申しける。宮・此の事を御思案あるに、直事に非ずと思食し合せて、年來御身を放されざりし膚の御守を御覽するに、其の口少し開けたりける間、彌々怪しく思食し合せて、則ち開けて御覽せられければ、北野天神の御神體を金網にて縛進らせたる其の御眷屬・老松の明神の御神體・

運身より汗かいて、御足に土の著きたるぞ不思議なる。さては佳運神慮に叶へり、逆徒の退治・何の疑か有るべきとて、其れより宮は檜野上野房聖賢が持えたる檜野の城へ御入りありけるが、此も尙ほ分内狭くて暮るかるべしと御思案ありて、吉野の大衆を語らばせ給ひて、愛善實塔を城郭に構へ、岩切通す吉野河を前に當つて、三千餘騎を隨へて橋籠らせ給ひけるとぞ聞へし」と。

し、伊勢國司左中将滿隆と共に討死すと也。(小倉、色川條參照)野長瀬莊司は、吉野十津河郷・中古分裂して、今十二村郷と云ふ所の野長瀬村の人にして、紀州近露村を領すと云へど、野長瀬は今近野村大字野中にして、之を吉野郡十津川郷に求むるは誤れるなり(地名辭書)と。

る。阿波に近き處にして、此の氏は御昨別の祖賢住王の男・野根命の裔なりと云ふ。御昨、讃岐等の條を見よ。

野々垣 ノノガキ ノガキ條參照。
1 中西氏族 丹波國水上郡の名族にして丹波志に「野々垣氏、本名中西氏、太田村、先祖は多紀郡野々垣より、中西道喜、浪人にて來住す」と見ゆ。
2 美濃の野々垣氏 新撰志に「野々垣氏は代々木曾川並の事を掌る、これを圓城寺奉行といふ」と見ゆ。
3 雜載 また甲斐の名族に存し、又室町幕臣に野垣氏あり、ノノガキか。

野々下 ノノシタ
野々瀬 ノノセ
野々都 ノノツ
野於 ノノへ 正倉院天平神護三年文書に「越前國上家郷戸主野於斐多なる者あり。野上氏に同じかるべし。
野上 ノノへ ノガキ條を見よ。
野々部 ノノベ 尾張國中島郡の名族にして、尾張大國靈神社の神主家也。中島海部連の後裔と傳へらる。中島、海部、久田、鹽川等の條參照。
野宮 ノノミヤ ノミヤ 山城、三河、武藏、土佐等に此の地名存す。
1 野宮家(藤原北家徳大寺流) 雲上家の稱號にして、尊卑分脈に「徳大寺公繼(號野宮左大臣)曾孫實季(號野宮)孫實時(號野宮太政大臣)一公俊(號後野宮太政

大臣孫公有(號野宮左大臣)と見えたり。

2 野宮家(藤原北家花山院流) 花山院定照の二男忠長の後にして、其の子權大納言定逸・此の家號を稱す。忠長—定逸—定録(權中)—定基(中院通茂の子、權中、國學者)—定俊—定之—定晴—定顯—定業—定靜—定功—定毅)也。

徳川時代、羽林家、新家、花山院流にして、百五十石、後二百石、(明治二百八十石餘)。侍四池、大塚。寺は盧山寺。内々。現今子爵。



野宮



御印

3 武藏の野々宮氏 當國野々宮村より起り、野々宮社の社家也。

4 雜載 津輕に野宮氏あり。

野々宮 ノノミヤ 前條氏に同じ。

野々美谷 ノノミヤ 日向國野々美谷邑より起る。北郷、伊集院等の條參照。

野々村 ノノムラ 野村條を參照せよ。
1 尾張の野々村氏 海部郡津島の名族にして、十五家の一也。野々村三十郎は織田信忠に仕へて殉死し、同才水正は佐々田信忠に仕へて殉死し、同才水正は佐々田

成政に仕へ、加賀國河北郡俱利伽羅城を守る。

系圖には「(中興)幸許(野々村常陸守、本國丹波、公方家に仕ふ)—幸之(野々村主計頭、機田備後守殿に仕ふ)—幸政(野々村三十郎、生國尾州、天正十年六月二日、信忠卿に供奉し、二條にて戦死、時に四十八歳)—幸成(野々村伊豫守、始め吉成と號し、後に吉を改めて、幸と爲し、秀吉公、秀頼公に仕ふ。元和元年五月七日、大坂にて戦死、時に五十五歳)—幸次(野々村次兵衛、秀頼公に仕へ、慶長十七、父に先だつて卒去、時に二十九歳)と。次に幸成の弟一退政(野々村因幡、始の名は右衛門九郎、内記、後に因幡と號す。生國尾州、始め秀吉公に仕へ、御勳氣を蒙りて、高野山へ蟄居、後に山内對馬守一豐・遠州長濱浪人分にて忍んで罷り有り、慶長五年、一豐・土佐國を拜領し國政を司る。慶長十九年五月廿一日卒、四十五歳)。其の弟幸包(野々村四郎右衛門、生國尾州、始め中村式部少一氏に仕へ、後家康公、秀忠公に仕へ、千五百石を領し、御使番役たり。寛永二年正月廿一日卒、五十五歳)と見ゆ。

寛原 ノハラ 和名抄、壹岐國石田郡に寛原郷を收む。
能原 ノハラ 伊勢に此の地名あり。
野原 ノハラ 信濃に野原庄、その他、武藏、下野、讃岐、豊後、肥後等に此の地名あり。
1 吉備侯部姓 伊豫國の古姓にして、弘仁四年紀に「伊豫國人勳六等吉備侯部勝麻呂、吉備侯部佐奈布留の二人に姓を野原と賜ふ」と見えたり。
2 紀姓(平群黨) 豊後國速見郡野原邑より起り、豊後、其後等に榮ゆ。永松系圖に「家紋銀上酸醬。永井民部五郎基永(野原民部丞)—野原民部茂綱(速見郡山香郷にて、所領野原邑に賜ひ、之に依りて、氏を野原と改む)—茂方(野原民部丞)—勝久(野原二郎)—頼久(野原四郎)と。その他は永井、永松條に詳か也。
3 秀郷流藤原姓 久賀民部重宗の五男宗久・野原小次郎と稱す。
4 佐藤氏族 丹波國天田郡、氷上郡等の名族也。丹波志に「野原勘解由左衛門吉次。子孫下竹田村。下村。福智山稻葉淡

2 丹波の野々村氏 野村條を見よ。

3 藤原姓 寛永年中、野々村清兵衛仁清あり、仁和寺宮に仕へ、播磨大津藤原政と曰ふ。土佐國尾戸村にて朝鮮陶法を學び、入京して又清閑寺陶工宗伯に其の業を問ひ、遂に名匠となる。産寧坂に窯を建て、専ら茶器を作る、其の製太だ雅麗なり。清水焼・是より大に起る。

4 雜載 その他、秀吉の臣に野々村伊豫守雅春・忍城攻撃に皿尾口寄手の將たり。又美濃に存し、又堀尾山城守給帳に「五百石野々村奎兵衛、百石野々村辰之助」等を載せ、又京都の畫家に野々村治兵衛通正(信武)、又備前にも存す。

野家 ノノヤ ノヤ 正倉院天平六年文書、遺佛所物帳等に見ゆ。

野々山 ノノヤマ
1 清和源氏島津氏族 三河國の豪族にして、家傳に「先祖は島津の庶流にして、三河國野々山に住せり」と。「新兵衛政兼(廣忠家臣)—藤兵衛元政—新兵衛頼兼—丹後守兼綱—新兵衛兼周(一郎左衛門)—兼武」にして、家紋丸に十文字、丸に三笹也。寛政系譜に見え、又中興系圖に「野々山。清和、本國三河野々山、モン丸内

十文字、島津家庶流、一に美濃源氏とも云ふと見ゆ。

2 雜載 その他、松本松平藩重臣に存し、又桶大工頭野々山氏書上に「拜領屋鋪・下谷長者町二丁目、坪數百二十六坪、御切米十五俵。本國三河、生國武藏、野々山孫助(亥四十一歳)。玄祖父野々山彌兵衛・權現様の御代、三河より御供仕る。其の節より桶大工頭を仰せ付けられ、御切米を下し置かれ、年始の御目見えに罷出で扇子を献上仕り、御用を相勧め申し候」と見ゆ。
また畫家に野々山彌兵衛正誠あり、横山と號す。又志摩、伊勢、信濃等にも存す。

野場 ノバ

野畑 ノバタ

野林 ノバヤシ 狩野派畫家に野林了真あり。

笑原 ノハラ 和名抄、讃岐國香川郡に笑原郷を收め、乃波良と註す、又淡路國三原郡にも此の地名存し、式内笑原神社鎮座す。
○ 笑原連 物部氏の族にして、天孫本紀に「物部麻作連公。借馬連、笑原連等の祖」とある後也。天平三年の越前國正税帳に「丹生郡司主政外從八位上勳十二等

野比 ノヒ 桓武平氏三浦氏の族にして、相模國三浦郡野比邑より起る。三浦系圖に「佐原十郎左衛門義連—二郎左衛門尉盛連(惡遠江守)—五郎左衛門尉盛時(野比)七郎盛氏—太郎二郎盛章—二郎五郎盛忠」と載せ、又盛章の弟に「七郎三郎盛良(その子彌七盛直)、七郎五郎氏連(その子三浦若狭五郎氏明)、彌七盛澄、六郎頼氏、九郎盛頼」等見ゆ。

野平 ノヒラ ノダヒラ條を見よ。

延生 ノブ 桓武平氏千葉氏の族にして、下野國芳賀郡延生邑より起る。千葉支族系

野原 ノハラ 和名抄、壹岐國石田郡に寛原郷を收む。
能原 ノハラ 伊勢に此の地名あり。
野原 ノハラ 信濃に野原庄、その他、武藏、下野、讃岐、豊後、肥後等に此の地名あり。
1 吉備侯部姓 伊豫國の古姓にして、弘仁四年紀に「伊豫國人勳六等吉備侯部勝麻呂、吉備侯部佐奈布留の二人に姓を野原と賜ふ」と見えたり。
2 紀姓(平群黨) 豊後國速見郡野原邑より起り、豊後、其後等に榮ゆ。永松系圖に「家紋銀上酸醬。永井民部五郎基永(野原民部丞)—野原民部茂綱(速見郡山香郷にて、所領野原邑に賜ひ、之に依りて、氏を野原と改む)—茂方(野原民部丞)—勝久(野原二郎)—頼久(野原四郎)と。その他は永井、永松條に詳か也。
3 秀郷流藤原姓 久賀民部重宗の五男宗久・野原小次郎と稱す。
4 佐藤氏族 丹波國天田郡、氷上郡等の名族也。丹波志に「野原勘解由左衛門吉次。子孫下竹田村。下村。福智山稻葉淡

圖、及び君島系圖に「君島備中守胤時(十郎)の子胤光(延生次郎左衛門尉)」と見ゆ。

乃生 ノフ 讃岐の豪族にして、全讃史に「高木城は下田井に在り。乃生孫兵衛元忠、之に居る。初め北條郡高屋に神谷兵衛忠實なる者あり、是に於いて乃生村に移りて居り、遂に乃生を以つて氏と爲す。後に多肥郷を食采し、城を高木に築いて居る。其の家相・行司市正の家は其の北門に在り、天正末、邑を失ひて庶人と爲る」と見ゆ。

信江 ノフエ

信岡 ノフヲカ

野深 ノフカ

延川 ノフカハ 石見に此の氏あり。

能生川 ノフカハ 越後國頸城郡能生川邑より起る。菅原姓なりと。

野吹 ノフキ

信木 ノフキ

延木 ノフキ 伊賀國の豪族にして、延木左馬頭は其の所領黒田邑に金比羅社を創立すと云ふ。

信國 ノフクニ

信坂 ノフサカ

延澤 ノフサハ ノベサハ條を見よ。

信澤 ノフサハ 津山藩分限帳に「五十石

信澤茂平」を載せたり。

信敷 ノフシキ シヌブ 和名抄、備後國三上郡に信敷郷あり。シノブ條參照。

野武島 ノフシマ 下野の名族にして、秀郷流藤原姓、小山氏の族中沼津路守秀行の男宗久・野武島に住し、仍りて氏と爲し、野武島四郎と稱す。

能生代 ノフシロ

延島 ノフシマ

信田 ノフタ 桓武平氏也、その他多し、シノダ、シダ等の條を見よ。

延武 ノフタケ 能登國若山邑の名族也。

信谷 ノフタニ

野藤 ノフチ 岡中川藩川人にあり。

信近 ノフチカ 備前に存す。

信次 ノフツク

信常 ノフツネ 安西軍策に信常太郎兵衛見ゆ。

延常 ノフツネ 六郷衆の一也。六郷條參照。

信戸 ノフト 下總に登戸の地名あり。

延時 ノフトキ 薩摩國、曆應の頃に延時法師あり、薩摩郡定山城に據る。

延長 ノフナガ 丹後の豪族にして、次條氏に同じ。

延永 ノフナガ 丹後國の豪族にして、丹後國諸庄郷保惣田數目録帳に「加佐郡□□社十六町九段二百七十歩内、六町五反百八十歩、延永左京亮。志樂庄二百町九反百八十歩内、二十二町二段二百三十八歩、但し十五町致御公事、同半濟、延永左京亮。與佐郡拜師郷七町四段二百五十六歩内、一町二反九歩、延永左京亮。同郡宮津庄百五十五町三百二十二歩内、七町五段二百八十九歩、公文分延永左京亮。竹野郡吉澤保三十八町二反百八歩内、二町七段百六十歩、延永右京亮。熊野郡、川上本庄百七町九反百九十歩内、五十町二反二百八十四歩、延永左京亮」と見ゆ。後世、與謝郡府中城(府中村新熊野山)に據る。文明應仁の頃、延永源六あり、八千餘騎を率ゐて若狹を攻む。武田條を見よ。又宮津府志に「明應年中、府中の城主延永修理進は一色の旗下」とあり。また「大谷の方大森右左衛門居守」と傳ふ。又三家物語に「府中城主延永修理進」と見え、後細川氏に降る。

信長 ノフナガ 前條氏に同じ、應仁略記卷下、一色氏の騎馬衆に此の氏見ゆ。

延野 ノフノ 阿波國の豪族にして、那賀郡延野邑より起る。故城記、那賀郡分限帳に延

野殿、清澄、藤原氏、家親大寺下、丸逆

純」と見ゆ。而して八幡松尾關社神靈典書

に「延野郷和會大明神、時に明徳三年、且

那藤原實俊」と載せ、又「長山延野郷、八

幡宮法樂の爲に、六百卷内百卷、實俊、至

徳四年」などあるは、此の氏人ならん。又

宣俊と云ふ人も見ゆ。

延原 ノフハラ

菅原姓 備作の豪族にして、安西軍策

に延原内藏丞、又浦上宗景家臣六員の一

に延原正忠・見え、又「宗景家臣延原

内藏亮家次・作州に入り、その子次郎左

衛門貞俊に至り、天正七年八月、浦上氏

滅び、宇喜多直家に仕へ、延原正忠景

能と改め、花房職秀、岡家利、戸川秀安

(少弼)と並び、宇喜多四天王の一たり」と

と傳ふ。

彈正は美作古城記に「天正年中、延原彈

正景光・軍勢を引具し、倉敷山の城を攻

め、江見市之丞を討取る」と。江見條參

照。又山陽道美作記に「延原彈正景光の

倉掛山」など載せ、又東作志に「英田郡

川會庄小山川村高鉢山は、延原彈正の居

所、又「勝南郡公文庄勝間山(鳥貝山)。

城主延原彈正少弼景光。延原は矢田山方

の地士たり。浦上源江守宗景に仕へて武名あり。一字を賜ふて景光と號す。作州英田郡上山、勝間郡勝間、二城の主たり。天正六年、浦上滅亡の後、本庄矢田山方に歸住する處、宇喜多直家に頼まれ、天神山の城を攻落し、亞いで作州の先鋒の將となり、天正七年三月上旬、岡山を立つて、先づ手始めに奮部勲次郎貞利が周匠の城を攻落し、作州海田邑靈樂城に江見次郎が籠り居るを焼討にし、同四月下旬、延原・倉掛山へ押寄する處、敵・後を取切りて、前後より攻め立つるにより、彈正・佐洲邑迄引取り、耶等十七騎を討たせ、自身も深手を負ひ、位田邑鳥貝山の城へ引退く。爰に延原方の敗兵・再び色を直して、三星城へ押寄せたりしに、城兵切て出で、火花を散らして戦ふにより、旗を巻いて湯郷へ引返へして、其の後、景光は和助四郎と内談して、位田鳥貝山に陣を張り、名を改めて勝間の城と號し、寄せ城にぞ仕たりける。時に宇喜多直家より、左京亮治家に四尾六五郎を相副へ、加勢として遣はす。爰に於て勝間城中にて評定して謀を巡し、後藤勝元を撃ち取り、三星城を乗つ取る。

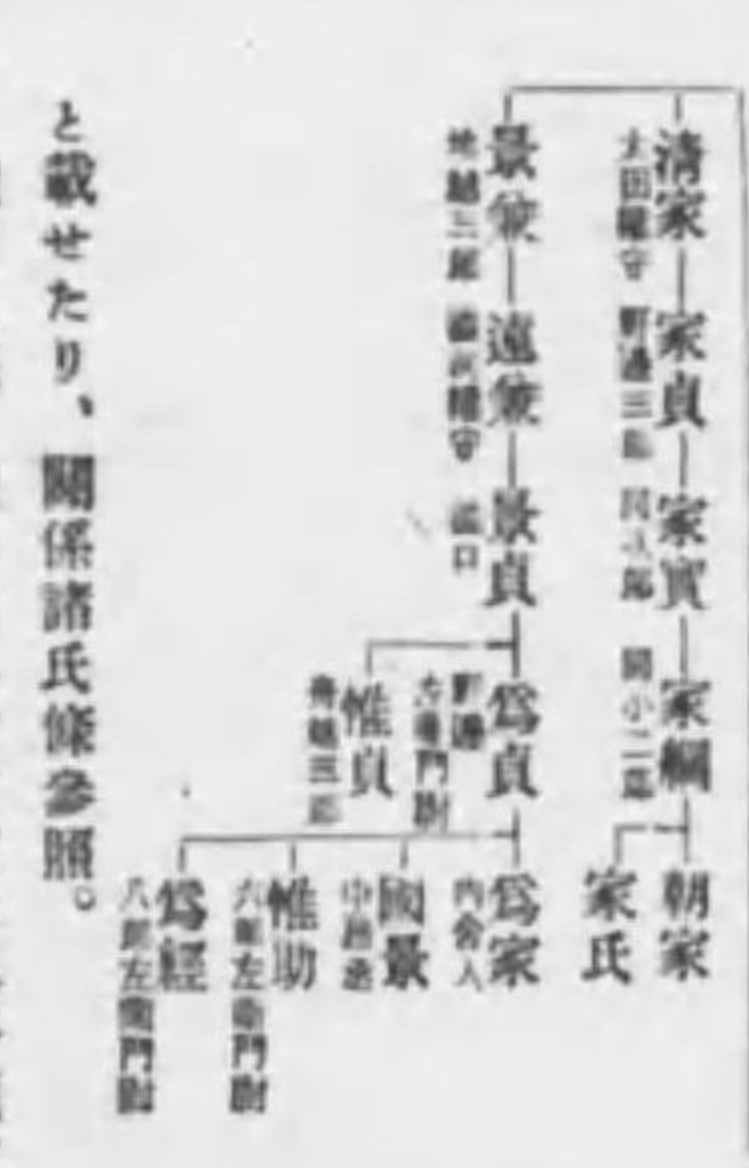
其の後、岡山の城を攻めて、城主花房左衛門・和を乞ふにより、無事を歸へ、夫より備前をさして歸陣す。後年、本庄矢田邑へ引籠りて病死す。則ち矢田邑に葬る。憤上に杜の木あり」と。
後世、勝北郡梶並庄西谷馬桑村庄屋に延原七右衛門、又英田郡江見庄國貞色に延原嘉兵衛なるものあり「元弘の時、兒島高徳・此の家に一宿す」と。後には前述次郎左衛門貞俊の裔と稱す。備前にも多し。藤井、甲元、江見等の條參照。
信正 ノフマサ 備前にあり。
延松 ノフマツ 清原氏族 豐後の豪族にして、紀氏系圖に「中納言長谷雄—諸雄—季國—女(夫清原實恒、波多方村)—實吉(延松)—吉道」
道宗—道元—家通—有道—道平—道次—女子(全同之妻)と。
2 紀姓 又豐後紀姓にして、上田氏より分ると。紀條第七十一項を見よ。
延本 ノフモト
信吉 ノフヨシ

野部 ノベヤベノブ 大和に野部庄あり、其の他、遠江、近江等に此の地名存す。

- 1 小野姓横山黨 武藏國四多磨郡野邊邑より起りしか、或は小野姓なるより野部と云ふか。小野氏系圖に「横山野大夫隆兼—藍原二郎(二大夫)隆遠—義兼(野部三郎)」と載せ、又七黨系圖に「孝兼(新大夫)—孝遠(藍原二大夫)—義兼(野部三)—兼光(山崎野太)」と見ゆ。
- 2 小野性猪股黨 前項参照。小野氏系圖に「猪股野兵衛時範—野七郎家兼—廣兼(野部六郎)」と載せ、七黨系圖には「野七家兼—廣兼(野部六)」と見ゆ。木里、尾園等の條参照。
- 3 清和源氏稻垣氏族 近江の豪族にして、蒲生系圖に「蒲生権七惟賢—女(源氏、伊勢國稻垣三郎源重泰の室)」と見ゆ。



- 4 藤原南家工藤氏族 遠江國磐田郡野邊邑より起る。藤原分脈に「入江權守清定」と載せたり、關係諸氏條参照。
- 5 織田氏族 織田左馬助景宗の男平藏當(秀富)・遠江國野邊庄を領せしより起る。



- 6 陸奥の野邊氏 建武元年十二月の津輕降人文名に「野邊左衛門五郎十一月二十三日死去了」と載せ、又建武二年三月文書に「津輕平賀郡法師尾郷内野邊左衛門五郎跡、曾我貞光に領知せしむ」とあり。
- 7 荒木田氏族 伊勢内宮社家にして、二門氏人系圖に「(船江)定滿—能滿—定氏—興氏—仲滿(二爾宜)—定勝(野邊、一爾宜)、弟維氏、弟定清」と見ゆ。
- 8 小野姓 前條第一項、第二項兩氏の後也。紀伊國の豪族にして、續風土記、紀伊國日高郡西本莊村城跡條に「平須山城跡、村の長、山上にあり。幡山城跡は村の西北にあり、要害城といふ。兩城とも、野邊彈正左衛門尉の居城と云ふ。高山家の文書に、野邊六郎右衛門尉と云ふあり、御靈社永正十年の棟札に「地頭小野氏、野邊六郎慶景」といふあり、皆此の城主なるべし」と。
- 9 薩隅の野邊氏 博多日記に「廿六日、

景宗の二男義行は、野部村に住す」と見ゆ。

- 野邊 ノベノムベ 備中國總社永享元年文書に「曾多郡野邊郷を收む、神風抄に「備中國野部御尉」とあると同地也。又越中に野邊庄、その他、遠江、武藏、信濃、淡路等に此の地名存す。前後兩條参照。
- 1 清和源氏伊那氏族 信濃國高井郡野邊邑より起りしか。藤原分脈に「滿快五世孫伊那公家の子快次(林二郎、又野邊二郎)」と載せ、又中興系圖に「野邊、清和、滿快裔林次郎快次、之を稱す」とあり、林條、及び伊那條を見よ。
- 2 藤原南家工藤氏族 遠江國磐田郡野邊邑より起る。藤原分脈に「入江權守清定」と載せたり、關係諸氏條参照。
- 3 織田氏族 織田左馬助景宗の男平藏當(秀富)・遠江國野邊庄を領せしより起る。

ると云ふ。家紋桐、五三桐、丸に堅引兩、寛政系譜に「越後正則(平藏、當信、秀當、天正二年遠江馬伏塚戦死)—傳十郎正久—助左衛門當常—權大夫正武」等見ゆ。

- 4 武藏の野邊氏 野部條参照。權澤郡の名族にして、新編風土記に「水田村野邊氏。先祖を將監といひ、鉢形北條氏邦に仕へ、戦忠を勵みし感狀五通を賜はる。天正四年十月十二日卒す、法名野邊院將監康忠居士と號す。其の子大學之助、地頭吉田與右衛門と同じく、大阪御陣に従ひ、頗る軍功ありと。先祖將監が書きし天正年中の日記あり。其の子大學之助、又志をつぎ書つゞけし故、彼の御陣供養の事委しく載せたり。其の日記、及び感狀・地頭に借られ、今に遺さずと云ふ。慶長五年、地頭與右衛門正景、永田村境内知行拜領の書付に、庄屋野邊大學之助とのあり。されば地頭の當所を賜ひしは、此の頃なるべし。又同十九年、年貢石盛の書付にも大學之助とあれば舊家なる事知るべし」と。又埼玉郡等にも存す。
- 5 磐城の野邊氏 大須賀次郎兵衛入道の

- 10 日向の野邊氏 應永の頃、野邊薩摩九郎あり、本田、熊田原等の條参照。又梶山城(都城石寺村)は榊山氏の居城、後島津氏、和田氏、高木氏をして守らしむ。應永年間、今川貞兼・當城を攻め、島津氏と戦へり。伊集院時代、其の將野邊彦一、谷口丹波等當城を守るとぞ。又日向記に野邊宮内左衛門尉を載せたり。
- 11 雜載 その他、六郷藩用人、榎倉小笠原藩重臣等に此の氏あり。
- 能部 ノベノウベ 東鑑卷五に能部五郎左衛門尉、見ゆ。
- 野平 ノヘイノダヒラ條を見よ。
- 延岡 ノベツカ 日向以下に此の地名存し、備前に此の氏あり。
- 延澤 ノベサハ 羽前國村山郡延澤邑より起る。權太平記に延澤冠者昭光を擧ぐ、此の氏の祖かと云ふ。その後、天童家配下八

究竟の郎等共に具して、用心懸しかりければ、何者かしたりけん、其の門の扉に『信景に有地、能原なかりせば、山形殿へ首を延澤』と、一首の狂歌を張りつけけり」と也。

野邊澤 ノベサハ 前條氏に同じ。

野邊田 ノベタ

野邊地 ノベチ 清和源氏南部氏の族にして、陸奥國北郡野邊地より起る。この地は建武二年文書に「能原郡七戸内野邊地、伊達五郎宗政云々」と。七月氏の庶流にして、直次を祖とす。家紋井桁の内銀花菱、割菱。奥南書指録に「七月氏の分れ、野邊地、云々」とある、これ也。

又南部天正二十年四十八城注文に「野邊地、山城、現存、七月將監」と載せ、參考諸家采圖に野邊地助五郎慶明等見ゆ、又幕末明治に野邊地尙義あり、京都女學校（日本最初の女學校）の事務たりき。

野堀 ノホリ

登坂 ノホリ 伊勢、志摩、安藝等にあり。

1 越後の登坂氏 次項氏と同一か。魚沼郡荒戸城（神立村）は、天正六年、景勝・小田原勢を防禦する爲、登坂與右衛門を遣

し當城を築く。後天正九年、富里三郎左衛門・當城にありと。又その後、北越軍記に「甘糟備後守清長の弟に登坂式部あり、逆心して白石城・陷る」と。徳川時代、此の氏は米澤上杉藩の重臣たりき。

2 藤原性 登坂式部少輔勝長を祖とすと云ふ。

登戸 ノホリド

常陸の名族にして、和光院過去帳に「慶長七年壬辰十二月廿七日、登戸讃岐守」を載せたり。又新編國志に「登戸。和光院過去帳を按ずるに『水鏡四年閏三月七日、登戸讃岐守歿す、法名、道鑑。慶長七年十二月二十七日、登戸、浪路守歿す、法名通忠』と云ふ。思ふに江戸氏の臣と見えたり」と。

2 その他、武藏に此の地名存す。

昇 ノボル

濃満 ノマ 伊豫國に濃満郡ありて、和名抄に乃高、又能滿と注す。能滿、野間等の條を見よ。

野摩 ノマ

ヤマ條を見よ。

野磨 ノマ

同上。

能滿 ノマ

前後各條參照。

天平五年六月紀に「能滿郡少領外從八位上栗麻呂等九百六十九人、地に因りて直姓を賜ふ」と見えたり。タネ、タネガシマ條參照。

2 後の能滿氏 種子島の豪族にして、舊記に「高野入道、能滿入道、能毛入道と云ひし者共、在島して分領す」とあり、蓋し前項の裔ならん。

乃萬 ノマ

次條に併せ云へり。

乃万 ノマ

同上。

野間 ノマ

前後各條と通じ、又伊豫國に野間郡あり、和名抄に乃高と註し、今・濃満に作る。朝野群載、康和元年十二月の符に「濃満郡大領中原弘忠」見ゆ。その他、播磨國能勢郡に野間莊ありて、東寺應永二十九年文書に「攝津國野間莊」と、今東郷村大字に野間あり。又丹波國多紀郡に野間莊、東寺天元三年文書に見ゆ。又尾張國知多郡に野間莊、その他、大隅、薩摩等に此の地名存し、又薩摩に野間神社あり。

1 野間國造 伊豫國野間郡に在りし國造にして、阿岐國造の一族也。ヤマ條を見よ。神名式に野間郡野間神社を載む、この國造の宗社也。

2 野間連 物部氏の族にして、天孫本紀

に「物部金連公、云々、野間連等の祖」とある後裔也。尾張國知多郡野間庄より起りしか。

3 攝津の野間連 能勢郡に野間神社あり、天孫本紀に「物部金連公云々、野間連等祖」とあるは、此の地にありしかとも云ふ。

4 伊豫の野間氏 伊豫國濃満（野間）郡より起る。豫章記に「好方・越智郡押領使と云ふ、其の子好峰・野間押領使と云ふ。其の子安國・風早大領と號す」と載せ、河野系圖にも同様載せ、一に野間に作る。又後世「乃高多賀谷彦四郎」等見ゆ。

又新居系圖に「久義（高市八郎）—實義（高市三郎、乃高正保）—又三郎（出家佛心房）」と載せたり。

5 美作の野間氏 吉野郡大野保川上村に野間藤三郎屋敷あり。

6 安藝の野間氏 伊豫の野間と關係あるか、對岸なれば也。但し傳説に據れば尾張野間より來ると云ふ。藝藩通志、安藝郡條に「保木城は矢野村にあり。文安二年、野間掃部重能・尾張より來り、此に據守す。曾孫隆則に至り、天文頃、毛利

氏に滅さるといふ。按ずるに、陰德太平記に「建武年間、能谷四郎次郎運覺、矢野城を守る」と見えれば、野間氏は、其の古城に據しなるべし。武家高名記には「野間左衛門實買・矢野城主たり」といひ、後太平記には「野間常陸介實買、保木城に據る」と見えたり。是れ皆歴代の内なりやと思はるれど、家譜にも此の名なし。字形、字調の轉訛にて、隆則と一人なるべし。一説に「文明二年、野間興勝、始めて此に來り、其の子二代にて亡ぶ」といへるは誤なるべし。土官の部併せ見るべし」と。又「掃部山・苗代村にあり、野間掃部の所居」と見ゆ。

氏人は安西軍策に「備後國保木の城主野間隆實、陶方、また野間刑部大輔隆實を載せ、又藝藩通志に「野間氏。先祖野間隆則・矢野落城の後、中野村に隱る、其の子藤右衛門、農となる」と。また「野間氏、矢野村。先祖野間隆則が弟滿五郎則全より十三世に至る」と見ゆ、共に安藝郡の名族也。

7 大隅の野間氏 大隅郡野間の豪族にして、國史の臣に野間武藏あり。但し地理參考、小根占堀川北村條に「野間城は

國史氏家臣野間武藏の居城なり。因りて城の名に呼ぶとぞ」とあり。

8 攝津の野間氏 能勢郡野間庄の豪族にして、野間城（野間中）は、天正中、野間豐後守實持の持ちし地也と云ふ。この野間氏は前述せし野間連と關係あるか。一に第十二項と同族とも云ふ。

氏人は細川兩家記に野間豐前守見ゆ、伊丹城中にあり。また野間右兵衛尉、また三好義次の老臣に野間左吉あり、後信長に仕ふ。又野間近盛あり、その孫は名和長興の妻也。

9 伊勢の野間氏 鈴鹿郡下之莊村の人に野間喜兵衛あり、三國地志に「峰氏の從屬」と見ゆ。又關長門守侍帳に「三百石、野間四郎右衛門」を載せ、又地名辭書に「永松庵。朝熊村に製薬家あり、世俗に朝熊萬金丹と云ひ、實季入道の遺法と爲すは非なり。尾州知多郡野間氏の家傳のみ」（神郡志）と。秋田條參照。

10 尾張の藤姓 當國野間庄より起りし豪族にして、文安年中御番帳に「外據衆・野間右馬助入道」、又常陸院江州勅座着到に「外據衆・野間氏部大輔」見ゆ。又見聞諸家紋に



野間

又富士山大日坐像銘に「尾州海道郡宮田庄江四郡、野間三郎。大永八年戊子、五月十三日、藤原敏文」と載せ、又織田家々臣に野間佐大夫・柑木條を見よ。猶以下三項、皆尾張の野間氏也。その他一族各項に多し。

11 清和源氏 頼光の孫頼綱が曾孫行盛三男高頼を祖とすと云ふ。

12 秀郷流藤原性波多野氏族 第十項と同族か。家譜に「波多野義通の後裔にして、次郎左衛門宗善・尾張に住し、野間を稱す」と。江戸幕臣にして、家紋葵葉、義衛、打違鷹の羽。寛政系譜に「宗善一長榮一右兵衛(三好長慶に仕へ、攝津小清水城を守る)、長榮の弟左衛門次郎宗安一次郎(宗印)一成岑(玄塚、法橋、法印、白雲老人)一成大(三竹、靜軒)一成長(允通、玄塚)一三綱一成一(安節)」とあり。又藝者の書付に「二百俵、醫師野間安五郎、今以つて同高御番醫師野間玄塚」と見ゆ。

に住せしより家號とす」と。家紋横銀木瓜、抱裏荷。「忠右衛門安信(重信。信長の臣)一忠左衛門重安一與五右衛門政次一藤市郎政成一與五右衛門正利一藤右衛門武正(四郎右衛門、藤助)」等見ゆ。又重安四男「金三郎重成一金左衛門宗親一同宗俊」五百石也。



野間金三郎

14 加賀の野間氏 神名式、加賀郡に野間神社を收む。

15 上野の野間氏 新田岩松系圖に「遠江守義純の妹は、野間三郎朝氏の妻也」と。現代野間清治氏あり、當國の人也とぞ。

16 河野氏族 第四項の族か。肥前大村藩に野間氏あり、河野氏裔と云ふ、河野、及び甲野條を見よ。

17 雜載、二條家侍に此の氏あり。又秀康繪給帳に「百五十石、御鷹匠野間久三郎」を載せ、又京極殿繪帳に「百五十石野間忠三郎」、堀尾山城守繪帳に「三百五十石野間權之助、百石野間吉三郎」等あり。又津山分限帳に「七人扶持野間宗慶」見ゆ。又幕臣に源氏軍、墨花菱を紋とする

野馬

あり、藤原姓と云ふ。

野馬 ノマ 磐城標葉郡の舊家に野馬一道あり、墨竹仙人と號す。その他、ヤマ條參照。

野馬 ノマ 信濃に在り、次條氏と同族か。

野卷 ノマキ ヤマキ 武藏七黨の一にして、小野姓、横山黨義兼の子盛兼より起る。七黨系圖に「横山義孝一義兼(横山八)一盛兼(八、野卷大夫)一季兼(三、姓を源に改む)」と、ヤマキ、エビナ等の條參照。又中興系圖に「野卷。小野姓、本國相摸。横山大夫義孝の男大夫義任・之を稱す」と載せ、又「同二郎經兼・之を稱す」とあり。

野間口 ノマクチ 肥後國菊池郡野間口邑より起る。菊池、延壽等の條參照。

野俣道 ノマタチ 伊勢に野俣道庄あり。

野町 ノマチ

野實 ノミ 以下數條參照。

○野實連 三輪氏の族にして、姓氏錄、未定雜姓、左京の部に「野實連、大穴牟運命の後と云へり、見えず」と載せたり。攝津國島上郡鹿味郷は、此の氏のありし

地にして、野身神は此の氏神なりしをるべし。次條參照。

野身 ノミ 前後數條參照。

1 攝津の野身氏 島上郡の野身郷より起る。この地は東大寺奴婢領帳、天平十五年攝津職移に「島上郡野身郷」と載せ、同帳また鹿味里とあり。鹿味郷に同じ。2 その他、加賀國能美郡に野身郷を收め、乃美と註す。

野見 ノミ 前後數條參照。

1 野見連 三輪氏の族にして、前述野實連に同じ。山城の計帳と思はるゝ正倉院文書に「野身連玉賣、外二人」を載せたり。

2 雜載、參河國賀茂郡に野見神社、野見村あり、此の氏のありし地か。その他、土佐にも此の地名存し、又幕末幕臣に野見鼎次郎(與力)あり。

能味 ノミ 野見連の族か。正倉院和銅七年文書に見ゆ。

能彌 ノミ 能實連の族か。姓名錄抄、拾芥抄等に見ゆ。

能美 ノミ 前後數條參照。その他、加賀國に能美郡あり、和名抄に國府と載せ、郡内に野身郷を收む。後に能美庄あり。次に

乃美 ノミ 前後數條參照。

1 桓武平氏土肥氏族 安藝國豐田郡乃美邑(能美郷)より起る。當地方の豪族にして、小早川系圖に「備後守源平一定景(乃美安藝守)」と載せたり。一に小早川景興、乃美と稱すと見ゆ。

その居城は、安藝古跡志に「乃美城は乃美村に在り、乃美元仲の築く所」と云ひ、又藝藩通志、豐田郡條に「茶白山は乃美村にあり。乃美正(一)に安藝守と稱す」降興より、孫の三郎兵衛元興(一)に元仲、また高興)まで三世の所居。宇都山も同村にあり」と見ゆ。

また賀茂郡條に「三津城は、奥屋、冠二村の間にあり。守者しれず、豐田郡乃美氏が家系を按ずるに、其の先、乃美定景は賀茂の三津城主たりと見えたり」と。また安西軍策に「乃美安藝守(小早川方)」大内系圖に乃美安藝守隆興等を擧ぐ。また乃美兵部丞あり、別所長治記に「大村合戦。中國の加勢、吉川駿河守、小早

川左衛門佐の兩大将、見續くべき身、三木の城に兵船二百餘艘、明石の魚住に押しす。侍大将には乃美兵部、兒玉内藏大夫、其の外紀州雜賀の武士ども、海邊に要害を構へ、舟を引付居たり」と。但し此の人は地名辭書、安藝郡能美島條に「乃美庄は後宇多院御領目録に載せ、又高山の上人料たりとの建仁二年應宣、并に明德三年當時不知行の由の注文、實簡集に見ゆ。安藤庄と相分れて、各々一庄を成し、之を知る。大内家壁書に「山口より分國行程日數、安藝國能美島・四日」と見え、又豫章記に「貞治二年、河野・高繩落城によりて、中村十郎左衛門尉・久枝北方の所縁たる故に、六郎通堯を能美島三吉浦に奉送、通堯は能美嚴島兩所に御滞留也。其の比、鎮西征夷大將軍吏部親王御座の間、參るべきの由、申し入れらるゝの處、子細なく令旨を成さる」とも見ゆ。伊豫海賊衆の寓止したるは、最も形勢の當然を憶ふべし。

又陰徳記に「伊豫海賊衆へは、周防の陶入道より使者を以つて、合戦勝利の後は、能美鞍橋を始め、此の邊の六箇所を勸賞に充て行ふべし」と云ひ送らる。元就も同

ノミ

ノミ

ノミ

じく云ひ送らる云々」と。また海東諸國記に「甲甲年(我が寛正五年)使を遣はして來朝し、書して安藝州海賊大將藤原朝臣村上備守國重、圖書を受け、歲毎に一般を遣はすを約す」と。これ即ち能美領の伊豫衆歟。

永祿天正の頃の乃美兵部丞、其の子少輔四郎は、秀吉・中國經略の時、其の誘諭をうけし事あり。後故ありて此を去り、細川家に仕へ、子孫・熊本に在りとぞ。

「近日、筑前守出勢に付、御内證仰せを蒙る。近比御分別是非に及ばず候。安藝、周防、長門の事、参らるべく候。并せて黄金五百兩是又別なく候。三月十七日、孝高判、正勝判、乃美少輔四郎殿云々」と。然らば別か、村上條参照。

又藝藩通志、豊田郡條に「下竹仁村乃美氏。乃美村茶白山城主乃美隆興が四世の孫能良亮隆忠、當村に來住し、其の子治右衛門・農に降る。それより今の多四六まで八世。乃美村小島氏。先祖、小島若狭は、柴田勝家が士なりしが、柳瀬藩城の後、二男太郎兵衛・此に來り、其の子六兵衛より農務す。今の徳右衛門まで七代」とあり。

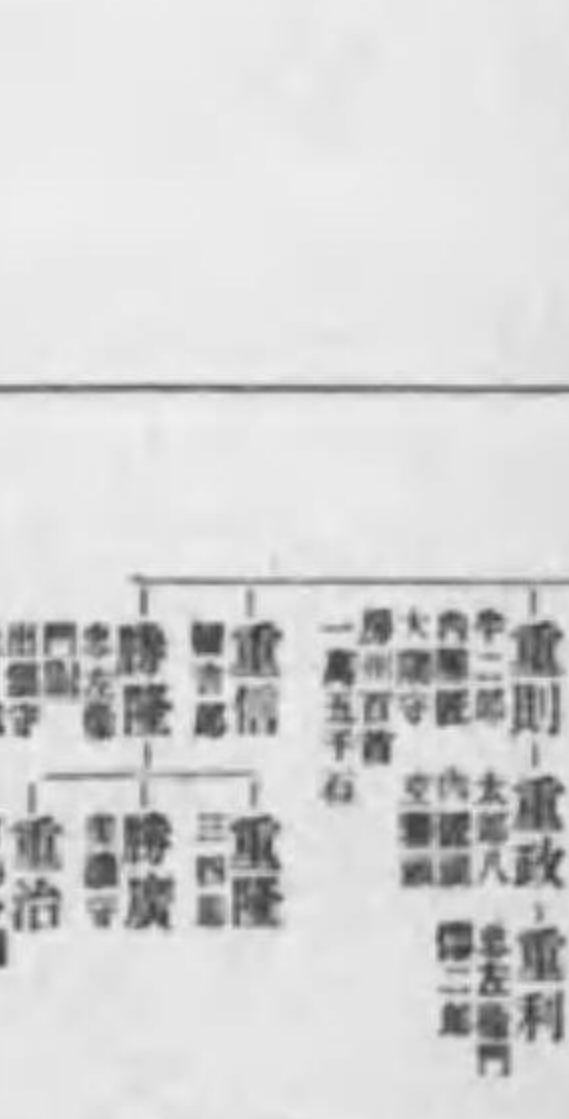
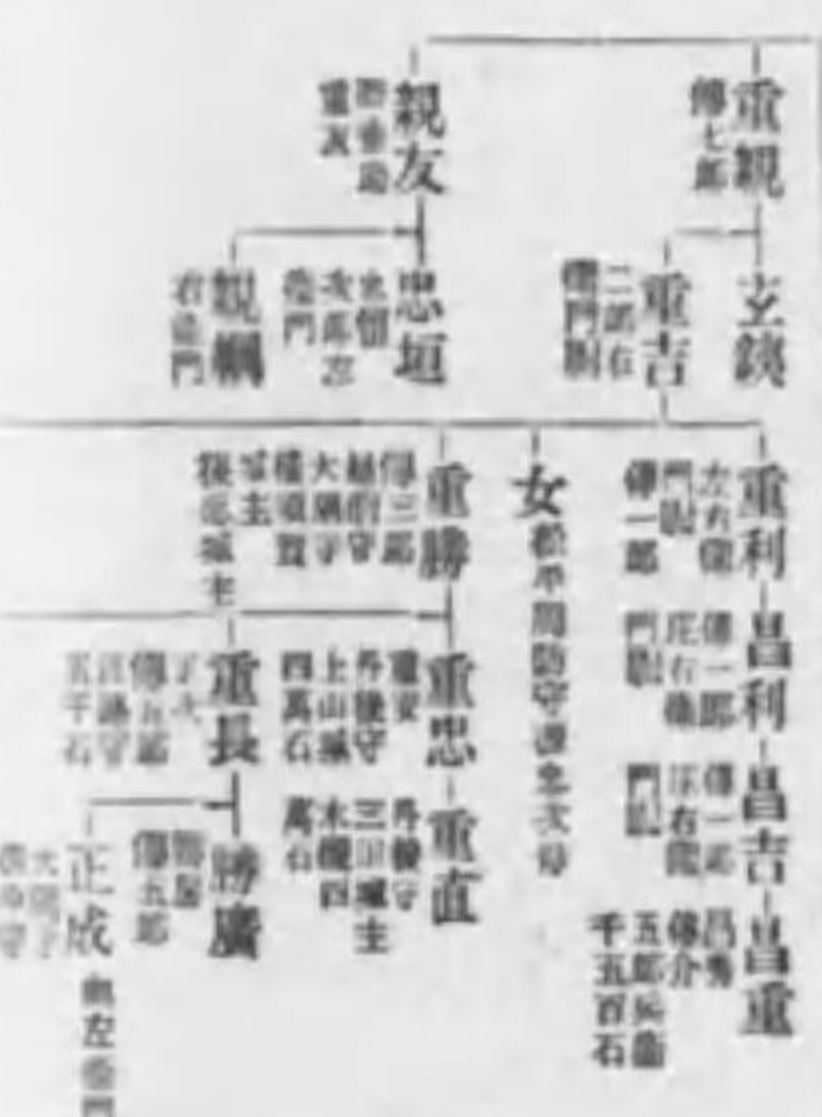
又高宮郡條に「乃美氏。乃美彦兵衛は、吉川家の士なり。其の後農民となる」と見ゆ。

2 浦上氏族 中興系圖に「乃美。本國備後乃美庄。浦上分流、兵部丞宗勝・これを稱す」とあり。

能見 ノミ ヨシミ 安藝に能見庄、一に能美庄に作る。その他、三河等に此の地名あり。

1 安藝の能見氏 前條参照。佐伯郡大野村に能見左馬助宅址あり、其の地を土居といふ。

1 能見松平氏 三河の豪族にして、松平信光の八男光親・額田郡能見邑に住して能見の松平と稱す。諸家系圖纂に「信光光親(次郎右衛門尉)」



と。宗族は家譜に「次郎右衛門光親一傳七郎重親一次郎右衛門重吉一庄左衛門重利一庄右衛門昌利一同昌吉一三左衛門昌重一伊右衛門昌永一同昌吉一庄右衛門親喜一五郎八光寛一庄右衛門親達一次郎右衛門光福」と、庶流十六家。寛政系譜に見ゆ。中にて重吉の四男次郎右衛門重勝は家康・秀忠に仕へ、二萬六千石を領す。

額田郡能見城(廣幡町能見)は能見松平家の居城にして、二葉松に「重吉、重勝、康治等住居す。重吉は小島、大井野、能見領主也」と載せ、藩論譜に「大隅守源重勝は、和泉入道殿第十の御子、次郎左衛門尉光親(入道淨見)の曾孫なり。光親はじめて參河國額田郡能見村に住せしより、其の子孫・能見の松平と申しけり。

十七年十二月廿三日、上總介(忠輝)殿に附けられて、家老となり、越後國三條の城を賜ひ、其の次男傳五郎、父が嗣に補せられ、大番頭となり、淡路守に任ぜらる。上總介殿の御事在于て後、將軍家に召されて、元和三年下總國關宿の城を賜ひ、二萬六千石、同五年遠江國横須賀の城に移る。續子丹後守重忠・父に繼ぎ、元和八年出羽國上山の城に移る(按ずるに、家忠日記追加に「慶長七年秋、松平丹後守・常陸國太田の城にて、佐竹が家人馬場和泉を生捕る」云々と、覺束なし。此の丹後守にはあるべからず、夏日日記を見るに、和泉をば藤田能登守いけどりしなり)男子なくて小笠原兵部大輔秀政の三男(大御所の御外曾孫)に娘をあはせて世嗣とし、市正重直と申す。重直・家を繼ぎ、丹後守、寛永三年攝津國三田に移る、同九年十月十一日に豊後國龍王の地に移る、今迄は、三萬石を領し、これより三萬七千石となる」と見ゆ。

子孫は「大隅守重勝一丹後守重忠一丹後守重直(秀政四男)一市正英親(宋園)一日向守重榮(淨山)一豐前守重休(民部少輔)一市正親純(新庄主殿直註男)一但馬守親

濃味 ノミ 和名抄、攝津國島上郡に濃味郷を收む、東大寺奴婢籍帳に「島上郡野身里戸主輕部弓張」など見ゆ。今高槻村に野見天神あれば、此の地たる事明かなり。

野溝 ノミソ 1 佐々木氏族 信濃の豪族にして、佐々木秀義の曾孫氏信が十五世の孫山崎和保四世孫昌房を祖とすと云ふ。

2 雜載 その他、四國地方に存す。

能見松平 ノミノマツダヒラ 能見、及び松平條を見よ。

野見山 ノミヤマ

乃万 ノムマ ノマ條を見よ。

ノムラ

る。信綱、貞綱より廿餘代なり」と見ゆ。
 大内氏實録に「大永七年、陶、毛利、天野、益田、四家の兵を合せ、安南郡世能島子城を圍む。三月島子城・降を乞ひ、城主野村木工允は切腹す(房顯記、古文書)。夏四月七日、安南府中城を攻む。五月五日、府中城に戦ふ。六日、府中城の西固屋を抜く、八日府中城に戦ふ。十二日又戦ふ。十三日武田兵・府中城に來援し、松笠山を襲ふ。逆戦、これを破る。三十日佐東郡久村に戦ふ(古文書)」など此の族ならん。

又安西軍軍に野村藤藏(吉川方)を載せ、通志、廣島府故家に「十日市大田屋。先祖は京人、野村を氏とす。中ごろ尼子家に仕へ、中尾氏と稱す。元和中、善左衛門といへるもの、始めて府に來り、坊買となる。今の六左衛門まで八代、先祖所持の佛像、府下明教寺に寄納して、今彼寺の本尊たり」なども此の族か。

9 播磨の野村氏 野村太郎兵衛祐勝は常國の人にて、本性曾我、母里但馬の弟なり。野村は播州加古郡の村名也。幼より黒田家に仕へ、天正十二年春、紀州根家諸賢の法師等大坂に打つて出でんとすし

ノムラ

時、味方敗軍の中、只一人留りて大勢の敵を退けたりと云ふ。同十四年十一月七日、豊前築城郡宇留津城を攻め、同十六年春、中津川城に城井中務少輔が推參せし時、命によりて之を切る。慶長二年二月十四日、中津川に於いて死す、行年三十八歳也。その男に、野村市右衛門祐直あり、後大學、又軍人と稱す。朝鮮陣に赴き、慶長二年九月七日、稷山の戦に左膝頭に大傷を負ひ、拐脚となり、將軍の御前にて歸郷して拜謁す。同五年秋、豊後石垣原にて大友義統の先手吉弘加兵衛統幸と、如水の先鋒井上九郎右衛門と攻め合ひし際、市右衛門手勢を引つれ、突掛りて之を追崩し、六千石を賜ふ。寛永八年八月四日高麻郡餘田にて歿す、行年五十一歳。家臣には大藤喜平次、藤倉喜兵衛、酒井綱次郎、瓜田清右衛門、林四郎兵衛などあり。

10 美作の野村氏 新免家侍頼に「野村藤左衛門・下町土居」と見ゆ。
 11 因幡の野村氏 法美郡の名族にして、楠氏被官の裔と云ふ。
 12 伯耆の野村氏 日野郡樂々神社社往古の社家に此の氏あり。その姓にも見ゆ。

ノムラ

13 藤原姓 丹波の野村氏にして、氷上郡野村より起る。當村野村城は野村出雲守藤原家長の居城にして、家老を高橋左助と云ふ。丹波志に「野村出雲守藤原家長、子孫野村徳山」と見ゆ。
 14 賀茂藤主 上賀茂社の社家にして氏人の一たり。
 15 源姓 伊勢神宮大神宮司附屬職掌人家掌に「野村(御厨家主)源朝臣、初代正元」と見ゆ。
 16 佐々木氏族 第一項の族なるべし。伊勢の名族にして、三國地志に「員辨郡島田城は野村兵庫助居守」と、島田條參照。
 17 美濃の野村氏 大野郡野村より起り、野村城(豊木村野)には、弘安年間、野村常陸介住みしが、應永年間放火落城す。後慶長元年より、織田河内守長孝、及び其の子河内守長則二代住す。新撰志、大野郡(掛麩郡)野村條に「古城址。弘安の頃、野村常陸介住みしが、應永の頃放火落城し、後年、織田河内守長孝、こゝにありて、一萬石を領す。其の子河内守長則、家を繼ぎ、こゝにありしが、寛永九年六月卒し、嗣子なきにより家斷絶す。野太郎先生傳清は、美濃源氏、飛騨源太郎國

豊後守に就いて北條氏康が扶助を乞ひしに、永祿元年五月、高麗郡上我野に於いて、五十貫の地を宛行はれて使番をつとむ。其の後、國府臺合戦の時火砲にあたひ、疵を被り廢人となりしかば、澤井村大平と云ふ所に隱居し、七十五、或は八十五歳歿す」と。法説は雲溪道龍庵主と號す。龍城の時、近藤出羽守助實が手に屬して山下の陣にて近藤と共に討死し、屍は由井の心源院に埋葬し、月窟道東と法説す。貞常が子喜兵衛貞常も使番を勤めしが、此の時父と共に討死を心がけしが、父類に制止せるまゝ、圍みを出で、雨間川の邊まで落けるに、家人戸泉、青木、小山、小河等に出合ひて、爾々の事共語るまゝに、南の方に火の手見えければ、今こそ貞常が最後ならんと、主従馬を双べて見やり、なく／＼歸りしと云ふ。後年下山八幡の社内へ納めし貞常が、西の母衣、近年までもありけるが盡朽し畢んぬと。扱又氏照自殺、小田原も落去し、關東御分國となりて、大久保石見守御代官たれば、召出されん品もあらば、うたてしと歎居し、自らおき人のごとくにて、寛永五年十二月七十五歳にて歿す、悅翁

道善と法説す。これより子孫民間に下れりと云ふ。左衛門尉が勤の場所附あり、これは大久保石見守が尋によりて、喜兵衛より披見にいれし寫しなり」と云ふ。
 22 武藏の野村氏 前二項參照。荏原郡に存し、又葛飾郡東葛西領の村民野村次郎右衛門と云ふ者、澤田村民七右衛門と共に野澤村を開墾す。又埼玉郡に見え、又野村外記勝房あり、大石條參照。
 23 越後の野村氏 古志郡町田城主に野村越中守あり、上杉憲顯配下の將也。
 24 雜載 その他、尾州家重臣、飯田堀藩重臣、岸和田岡部藩重臣、福岡黒川藩重臣、福島板倉藩家老、明石松平藩重臣等に此の氏見ゆ。又大垣藩儒に野村煥・藤蔭と號す。龍左衛門の子也。又津藤堂藩儒に野村世業・四樹と號す。又堀尾山城守給帳に「五百石野村孫二郎、二百石野村惣左衛門、百二十石野村與兵衛」等を載せ、又八戸南部藩士野村明宗の子左門宗執は潜龍と號し、又軍記と云ふ、名士也。
 又加賀藩給帳に「千七百石(上羽條)野村與三兵衛、千二百石(同)野村岩之助、八百石(丸内シユロノ葉)野村傳兵衛、三百

ノムラ

成の子、また野太郎國重は頼清の子なるよし、分縣系譜に見えたり。こゝの人か」と見ゆ。
 土岐頼藝家臣に野村氏見え、また野村越中など多し。

18 清和源氏 甲斐の野村氏にして、野村主水助勝英、同清次郎、同兵部助勝政等、國志に見ゆ。又江戸幕臣源姓野村氏は源義光の裔と稱す。家紋瓜。「次郎右衛門」七右衛門「孫右衛門」正詮「政長」等、寛政系譜にあり。

19 菅原姓 これも江戸幕臣にして、家紋梅鉢、五三の桐。寛政系譜に「六兵衛直政(以心)一勝兵衛直次一傳左衛門勝仍一傳左衛門直超一直温」等見ゆ。
 20 小野性横山黨 武藏の名族にして、七黨系圖巻頭に在り、但しその系見えず。
 21 佐々木六角流 これも武藏の野村氏にて多摩郡柚木村の名族たり。新編風土記に「家の一軸、其の余舊記を藏せり。是を閲するに、其の遠祖は『宇多天皇第八の皇子敦實親王より十六代、六角大膳大夫滿經の二男野村左衛門大夫久綱より四代の孫、豊後守高貞が後裔なり。高貞、故あつて江州を去つて關東に下り、山角

ノムラ

ノムラ

石(子持竹)野村傳太郎、百五十石(同)野村昇八郎、百二十石(同)野村要人、八百五十石(同)野村覺之丞、二百石(丸内萬字)野村半兵衛、百三十石(丸内橋)野村次郎左衛門等。又大村藩に存し、又彦根藩の名士に澹齋野村正明(慶原氏家臣野村正重の子也)、その子新左衛門公家(東阜)は野東阜と號す。又慶長伏見銀座頭役に野村新兵衛、伏見役人に野村彦次郎、又儒者野村温は靜宜軒と號す。又國學者に野村琢齋、その名高く、又廣橋家鶴掌に野村氏、岡山の歌人に野村播六尙房あり、一枝軒と號す。又紀伊國牟婁郡下秋津村地土田邊領野村源内あり。又製紙工に野村意徳(庄左衛門)、その子友喜(蜂須賀藩)、同忠吉、その弟子正次、また後藤藤乘の門に野村小左衛門正時(宗徳)、また野村包教(英子)、野村法茂、野村庄左衛門等、皆名あり。又津山分限領に「五十石野村梅之助」を載せ、又能登の社家に存し、又同國畫家に野村宗達(以悦)は倭國宗達と號し、又長崎の書家野村雲洞(思敬)、劉舒庵と號す。又幕府に野村次郎又九老、その弟次郎兵衛傳平、九老の養子野村三郎休重、又四郎兵衛

衛嘉之等、皆名あり、又青具地朱彫刻名人に野村次郎兵衛、堀尾存芳傳に野村某、香宗我部家臣に「野村新左衛門、野村典助、野村彌左衛門、野村孫右衛門、野村亦兵衛、野村與七郎」、また尾州家抱狂言師に野村又三郎(大阪)、鯖江藩に野村富太等見ゆ。また攝津、豐前、備前、備中、安藝、信濃、志摩、加賀、越後、越前、遠江、駿河、尾張、三河等に多し。又長州藩士野村嘉傳次の次男野村靖は松陰門下にして、幕末明治に功ありて子爵を賜ふ、その子益三たり。又同藩士野村維孝も功を以て男爵を賜ひ、又野村素介も幕末明治に功ありて男爵を賜ふ、その子を素一と云ふ。又廣島の人野村正碩の男文夫は關ヶ谷園を創立す。

野邑 ノムラ 前條氏に同じ。

埜邑 ノムラ 同上。

能村 ノムラ ヨシムラ條を見よ。

野室 ノムロ

野母 ノモ 鹿前國後許郡の野母邑より起る。深淵氏の一族なり、フカボリ條を見よ。其前にも此の地名存す。

野本 ノモト 土佐に野本庄、その他、武藏、常陸、備前等に此の地名存す。

1 利仁流藤原姓齋藤氏族 武藏國比企郡野本邑より起る。尊卑分脈に「疋田齋藤鶴前權介爲頼—竹田四郎大夫頼基—基親(堀河院瀧口)—利部丞基員(實は繼孫、武藏國、下河邊左衛門尉政義子也。武藏國に住して、野本左衛門と號す)——左衛門尉時基(野本二郎)」と見ゆ。時基に二子あり、長は押垂十郎重基、次を同三郎景基と云ふ。

また時基の弟「左衛門尉時員(能登守)——太郎時秀—孫太郎行員、」また時秀の弟に「左衛門尉行時、三郎時成、左衛門尉四郎貞頼」等見ゆ。野本條參照。又中興系圖に「野本。藤姓、竹田右衛門尉頼基が三代左衛門尉基員、之を稱す。息押垂十郎重基」とあり。

氏は東鑑卷三十一に野本太郎時秀、四十一、四十五に野本二郎行時を載せ、新編風土記、比企郡條に「按ずるに野本の名は舊きことによ。諸家系圖に瀧口五郎基親が男野本左衛門尉基員と云ひし人、當國に住し、貞永元年九月十八日、九十二歳にて卒すといへり。此の人この地に住しかば、かく名のりしなるべし。其の子を野本四郎左衛門尉時基、云ふ。時基

二子あり、長は押垂十郎重基、二男を押三郎景基と稱す。又時基に令弟あり、野本次郎左衛門時員と稱す。其の子太郎時秀、孫・孫太郎行時とあり。又東鑑に據れば、野本次郎行時の父は能登守時員とあり、是れ系圖とは異同あるが如し。もしくは此の二人・系圖とは自ら別人にて系圖にもらせしにや。それはともあれ、是等の人物こゝにをりしなるべし。又村内無量寺建長六年の鐘銘に野本村と鐫り、關東合戦記、永享十二年村岡合戦の條に「長棟庵主は七月八日、神奈川を立ち、野本唐子に逗留云云」とあり。長棟庵主は上杉安房守憲實なり、是によれば中古しばしば戦争の地となりし事知らる。永祿の頃は、此の地を上田案齋齋、遠山丹波守、宇野藤五郎等が領せしこと、小田原役帳に見えたり。成田家の分限帳にも野本右近と云ふもの、當所にて廿五貫文の地を領せし由みゆ。此の人武州の人と云ふときは、かの野本の子孫なるべし」と。

又埼玉郡に存し、野本氏(久下村)。先祖野本但馬守は、元和七年に死とのみ傳へて、家系は失ひたれど、古比企郡野本村より來り住せる由をいへり。按ずるに、

野本村家系圖に於ける文祿四年の機札に「野本二十儀、久下郡野本野馬守久吉」とあり。これ恐らくは但馬守の父なるべし。さあらんには當村へ土着せしも古き事なり。又永祿の頃、武田信玄、此の邊往來の時、先祖但馬守土地の案内をなせし褒賞として、甲州郡内へ往來の朱印を與へしとて家に藏せり。されど末には多田覺八申請と有て野本の名は見えざれば、全くこの家に限りしものとも定かならず」と。又足立郡に見ゆ。

2 桓武平氏千葉氏族 般若院千葉系圖に「千葉二郎大夫常長—常兼—大介常重—胤元—胤茂(野本太郎)—胤義(太郎)—義成」と見えたり。

3 常陸の野本氏 將門記に見ゆ。大串條第三項參照。

4 清和源氏 信濃發祥の名族にして、源三位頼政の男仲綱の曾孫光仲が七世孫勝政の後也と云ふ。

5 越後の野本氏 常國村松城(村松町)は天文十一年、三條長尾平六俊景が舉兵の際、野本大膳を置き、下郡を防がしむ。

6 清和源氏足利氏族 江戸幕臣にして、家紋瓜の内に二引龍、五七桐。足利氏經

の孫經久の後也と云ふ。

7 藤原姓 これも江戸幕臣にして、家紋丸に五三桐、鏡の内に唐花。寛政系譜に「武兵衛千忠—十郎兵衛千充」等見ゆ。

8 秦氏族 秦川勝の裔にて、今春四郎次郎が六代大藏虎明の子虎重を祖とす。家紋丸に遠鷹羽、丸に向梅。寛政系譜に「長大夫虎仙—一郎兵衛虎知—文左衛門尹虎—同虎純」等見ゆ。

9 平姓 阿波の野本氏にして、故城記、板東郡分に「野本殿。散代、平氏、水色小形」と載せ、一本に「前代、平氏、三麟形」と見ゆ。

10 伊豫の野本氏 河野家譜に「四郎通任。野本式部大輔貞政と對馬入道の手に屬して、豫州官軍を攻め、和介濱、及び井門、高井の兩城の戰に武勇の譽あり」と見ゆ。

11 日向の野本氏 日向記に野本藏人頭等見ゆ。

12 薩隅の野元氏 鹿兒島郡に野本邑あり關係あるか。島山國明(重頼)の執事に野元藤次季安あり、始良郡帖佐餅田邑に據る。地理纂考に「萩峰城。五代島津貞久の時、島山直頼の執事野元藤次季安、居城なり。直頼・加治木に屯する時、島津

見よ。又紀伊熊野の侍に野老源三あり、應仁記卷二に見ゆ。

野老山 ノラウヤマ トコヤマ條を見よ。
野良田 ノラダ 近江に此の地名あり。

告 ノリ ツゲ
○ 告首 播磨の古姓にして、播磨風土記に「須受武良首、云々、天皇(景行)勅して云はく、好く告れる哉と。故に告首と號す」と見えたり。

乗 ノリ

1 乗公 前條と關係あり。
2 清和源氏 信濃の豪族にして、乗太郎爲衛、その子太郎爲貞等あり、中津、知久、中津乘等の條を見よ。

則岡 ノリヲカ

1 楠性楠木氏族 紀伊國の豪族にして、續風土記、在田郡南村舊家條に「則岡利兵衛。左馬頭楠正備の子河内三郎正則の裔なり。正則、島山右衛門佐基國に仕ふ。正則の子小次郎則綱、文安二年島山氏の岩室城を築きし時、城中の政務を行ふ。則綱の子左近將監久明は、島山尾張守政長に仕ふ。久明の子治部少輔長久(後に勘齊入道と改む)、島山政能同高政に仕へ、長久の子を伴左衛門尉久榮といふ、後に

勘解由左衛門と改め、始めて則國を氏とす。久榮の子を勘解由左衛門尉貞久といひ、島山家に仕ふ。貞久の子甚兵衛久宗、大和納言秀長補に仕へ、南龍公の時、六十八地土となる」と見ゆ。

2 雜載 その他、則岡分大夫あり、宮崎條を見よ。又鈴木條參照。

乘岡 ノリヲカ
教川 ノリカハ 蜂須賀氏創業文武有功の士に此の氏見ゆ。

乘兼 ノリカネ

乗木 ノリキ ノキ 清和源氏足利氏の族にして、尊卑分脈に「今川五郎國範—中務少輔仲秋(萬里少路)—大藏少輔直秋(從五下、家系圖に兄貞秋の子とす)—中務少輔持弘(與五郎)—五郎氏弘—中務大甫氏直(乘木惣九郎)」とある後也。その他、ノキ條參照。

法木 ノリキ ホフキ條を見よ。

則定 ノリサダ 能登國の名族にして、系譜と傳記に「白波の打鷲かす岩の上に、ねいらで松は幾世経ぬらん、とは、一時世に時めきし平時忠が、能登國珠洲の三時に流された時の歌で、源平盛衰記に「岩間に生たる濱松の、岸うつ波に願れて、其の根あ

らに在けるを、心細くもちとけて、靡いらざれば、我が身の思ひになぞらへて」と云ふ言葉書きがある。此の人の後裔が、此の國に傳はつて居る事は、越登加三州志に「按ずるに、今、能登の土人、相傳、珠洲郡大谷村は時忠崩左遷の地と云ふ、其の末孫として、乗定の宗左衛門と云ふ民の居住の地、即ち崩の配所の館跡として、今も魂堂寺あり。又崩の古墳と云ふも、宗左衛門の家側にあり、其餘、崩の遺器として今存するよし也。又崩の支流として頼兼など、名のる者今十有人あり、是を大谷の十二名と呼ぶ」とある」と、猶ほ大谷條を見よ。

又三河國賀茂郡にも此の地名存す。

則貞 ノリサダ
法澤 ノリサハ 石見に此の氏あり。

則重 ノリシゲ 石見に此の氏あり。又刀鍛冶に多し。

乘島 ノリシマ 阿波國の豪族にして、麻植郡乘島邑より起る。故城記に「麻植郡分乘島殿、柿原、源氏、家紋五骨扇中二竹」と載せ、また一本に「乘島殿、源氏」と見ゆ。又これより前、永正十一年文書に「麻植庄柿原別當日那職云々、乘島殿一族子孫」などあり。

乘杉 ノリスギ

則田 ノリタ 尾張の豪族にして、則田光氏

は愛知郡大喜村に據ると云ふ、張州府志に見えたり。大喜、森部等の條を參照せよ。

乘田 ノリタ 陸奥津輕に此の氏あり。

乘竹 ノリタケ 但馬出石藩士に乘竹九郎右衛門東谷あり、老臣にして、四百石を領す。その後、明治に乘竹孝太郎・名聲を擧ぐ。次條氏に同じかるべし。

則武 ノリタケ 尾張、美濃に此の地名存す。

1 尾張の則武氏 愛智郡の則武庄より起る。此の地は源義朝の子福公圓成が、伯母尼淨圓跡として、知行せし地也。愛知條參照。而して大喜邑の城「一は則田光氏、之に居ると、張州府志に載せたり。森部條を見よ。

2 美濃の則武氏 方縣郡の則武邑より起る。伊勢條參照。

3 雜載 その他、關部小出藩用人に此の氏あり。又堀尾吉晴家臣に則武三大夫・見え、堀尾山城守給帳に「五百石則武三太夫、二百石則武助左衛門」等を擧げたリ。備前等にも存す。

乘地 ノリチ
則近 ノリチカ 備前地方に此の氏あり。

範頭 ノリツ ハントウ條を見よ、又吹井條參照。

則次 ノリツグ 武藏國入間郡に則次名あり、新編風土記に「應永三十三年尼澤智が法恩寺領寄附狀に「入四郡越生郷則次名、箕輪田窪田五町五段事云々」とあり。箕輪田は今も村名に唱へ、窪田はかの箕輪田の小名となれり。此の餘建治二年同寺の寄附狀に廣瀨名と云ふものあれど、是は全く村と建べきを誤り記せしならん」と。

又備前地方に此の氏あり。

法月 ノリツキ

乘附 ノリツケ

野里常 ノリツネ

祝詞 ノリト 用明天皇の朝、備後の人に祝詞善四郎なるものありと。後藤條第三十九項を見よ。

乘富 ノリトミ

乘濱 ノリハマ 和名抄、常陸國信太郡に乘濱郷を收む。

乘穂 ノリホ 和名抄、美濃國多磨郡に乘穂郷を收む、高山寺本には垂穂郷に作る。

則松 ノリマツ

1 清和源氏土岐氏族 美濃國則松より起る。土岐系圖に「賴清—美濃守賴忠(池

田賴世)一月海太郎光忠—賴久 則松民部少輔)一益世(則松治部少輔)一益豐(民部)と見ゆ。

2 清和源氏山田氏族 美濃國方縣郡則松邑より起る。分脈に「山田重村・則松郷地頭」と載せ、新撰志に「則松村、山田孫四郎重村は、こゝの地頭云々」と、山田條を見よ。

3 豐前の則松氏 角田家系に「則松主計頭鎮重は、八屋尾張守宗鎮の從弟なるに依りて、四月十八日討死、成名松岩院月峰道賢居士」と。八屋條參照。

乘松 ノリマツ

則元 ノリモト 名和氏の族にして、名和系圖、一族に列す。

乘本 ノリモト

法元 ノリモト ホフゲン條を見よ。

乘吉 ノリヨシ 遠江國磐田郡に乘吉氏、森知加氏の二苗あり。山東村百姓にして、二人・勝栗を賦せしにより、家康よつて乘吉、森知加の名字を與ふと云ふ。乘吉氏は乘吉坐大明神の神主家にして、森知加氏は森脇坐神の神主家也。

則行 ノリユキ 豐前國上毛郡の豪族にして、天文永祿の頃、則行主計頭あり。

ノリマツ—ノリユキ

官只吉と稱し、宗貞國の請を以つて接待すと見ゆ。

報恩寺 ハウオンジ 紀姓の氏族にして、

石清水嗣官系圖に「善清寺向清(後嵯峨院皇胤云々)―康清―永清(新善法寺)―要清―空圓(報恩寺)」と見えたり。

伯岐 ハウキ ハハキ 次條に併せ收む。

伯耆 ハウキ ハハキ 山陰に伯耆國あり、古くは伯伎、伯岐等に作る、ハ、キを古訓とす。和名抄に波波岐と註す。又下野に伯耆川あり。

1 伯岐國造 伯耆一國の大國造にして、延喜神名帳、當國川村郡に波波伎神社を收むるを見れば、この附近に治所ありて、當社は其の氏神と考へらる。承和二年に從五位下、齊衡三年に正五位下、貞觀九年に正五位上を授け奉り。

この國造は隣國出雲臣と同族にして、國造本紀に「伯岐國造。志賀高穴穗朝(成務)御世、李邪志國造同祖、兄多毛比命の兒大八木足尼を國造に定め賜ふ」と見ゆ。

2 泊耆造 前項國造家の氏姓か。天武朝に至り、連性を賜ふ。

3 泊耆連 前項氏の後にして、天武紀十三年條に「泊耆造云々、姓を賜ひて連と

曰ふ」と見ゆ。

4 伯耆宿禰 姓名餘抄、拾芥抄等に見ゆ。前項氏の後か。

5 無尸の伯耆氏 日本紀略、延暦四年條等に見ゆ。

6 大和の伯耆氏 西宮記卷二十三等に見ゆ。

7 名和氏族 名和長年・伯耆守に任補せられしにより、子孫・伯耆を稱號とするもの多し。名和系圖に長子義高・伯耆大夫と載せ、一本に伯耆大夫判官と見ゆ。又那波系圖に「長田行高―長高(伯耆小太郎)―甚長―泰興

顯孝此ノ子孫顯孝八代房長年任守土領伯耆顯眞・教長・顯興・顯忠・武顯・行興・行良と載せ、又名和系圖に「武顯の子重行(伯耆二郎太郎)」とあり。

又十五代顯孝・伯耆左衛門尉と稱し、その弟を伯耆角左衛門行良と云ひ、又長興以後、伯耆を氏とす。中興系圖には「伯耆・村上、名和餘流」と見ゆ。氏人は出雲大社文書に「伯耆大夫判官顯」と、義高の事也。又太平記卷三十一に伯耆太郎左衛門長生を擧げたり。その他は

名和條を見よ。

8 清和源氏土岐氏族 正中の變に美濃國住人士岐伯耆十郎賴貞あり、土岐、多治見等の條を見よ。又梅松記卷下に土岐伯耆六郎を擧げたり。

9 淡路の伯耆氏 護國寺文明二年の結番定書に「三番・伯耆殿」と見ゆ。

10 桓武平氏 葛西清親、その子清時、共に伯耆守たりしより、子孫伯耆を稱號とするもの多し。

東鑑卷三十五、三十六に伯耆前司清親、三十六、三十七に伯耆前司清時、三十六に伯耆前司五郎、三十九に伯耆兵衛尉、三十九、四十三、四十六に伯耆四郎左衛門尉光清、四十に伯耆新左衛門尉、四十一、四十五に伯耆右衛門尉、四十二に伯耆太郎左衛門尉、伯耆次郎左衛門尉、四十三、四十六に伯耆新左衛門尉三郎清經、四十六に伯耆三郎左衛門尉等見ゆ。

11 伯耆鍛工 大原、久坂等の條を見よ。

12 雜載 承久記卷一に、ははうきのぜんし師範を擧ぐ。その他、なほハハキ條を見よ。

伯耆田 ハウキタ
芳會 ハウクワイ

判官

ハウグワン ハングワン 官名を稱號とせし也。東鑑卷一に判官那通、卷三十に判官代大夫隆那等見ゆ。

判官坂 ハウグワンザカ ハングワンザカ 清和源氏村上氏の族にして、尊卑分脈に「爲國(村上判官代)―明國―仲盛(深草坂、判官坂、後白川判官代)―業光(本頼重、後白川判官代、左兵尉)―仲光」と見ゆ。その他、屋代條を參照。

芳草 ハウサ 和名抄、志摩國英虞郡に芳草圃を收む。

寶藏院 ハウザウキン 寶藏院流槍術の祖胤榮は中御門薩摩の子、同武藏の弟也。二代寶藏院胤舜は山城加茂の士、滿田出雲守の裔、三世胤清は滿田氏の義子、四世胤風は滿田權右衛門清原胤成の男、第五世は同權右衛門胤勝の三男にて、前代の甥也。

寶藏坊 ハウザウバウ 尾張熱田神宮の社僧にして、尾張氏の族也。尾張志に「寶藏坊。二百年以前の書に見えたれど、今は廢す」と見ゆ。

傍示塚 パウジツカ 上野國邑樂郡傍示塚邑より起る。鎌倉大草紙に、傍士塚修理助、見ゆ、永享頃の人也。

傍士塚 パウシツカ 同上。

傍島

パウシマ ハウシマ 1 桓武平氏 猿樂四座の一にして、寶生蓮阿彌の創めたる稱號なり。蓮阿彌は觀世世阿彌の弟にして、春日社に奉仕す。始めは外山座と稱せしが、足利義滿に仕へ、寵を得て寶生と稱し、應仁二年八月卒す。その子「宗阿彌(明應三年六月卒)―美阿彌(將軍家、及び上杉家に仕ふ、大永四年六月卒)―一閑(北條氏の時選俗、服部四郎左衛門時政と號す。永祿元年八月卒)―寶山(實は觀世道見の男。一に古寶生と呼ばる。徳川家康の寵を得、天正十三年八月卒)―勝吉(實は金剛孫太郎の弟也。初め寶山の子に宗全ありしも、觀世家を嗣ぎてその九世となる。故に此れを養子す。この人、初めて江戸幕府に仕へ、入道して道奇と號し、寛永七年八月卒)―重房(九郎左衛門、寛文五年六月卒)―重友(將監、古將監とて名人の譽あり、貞享二年八月卒)―友春(九郎將監。上手の名あり、享保十三年八月卒。第三郎次郎重賢は觀世十二代。その弟佐大夫は越前家に仕ふ)―暢榮(造酒之丞、丹次郎、九郎、三男。主馬、加内、皆早

世により、加賀藩に仕へしを辭して宗家を嗣ぐ。その弟を勝之助と云ふ)―友精(九郎、實は寶生新次郎の三男、母は暢榮の姉也。明和九年十一月卒)―友通(九郎、實は金剛三郎二男、安永四年五月卒)―友勝(九郎、實は觀世繼部三男、寛政三年十二月卒)―英勝(將監。支族寶生彌三郎明喬の嫡男也。文化八年十二月卒)―友千(彌五郎、英勝の孫、那保の男。文久三年七月卒)―知榮(九郎)也。

2 脇師 脇師春藤權七の男新之丞・寶生氏を繼ぐ。その弟權七・その後を繼ぎ、脇師家元の一なり。その子新次郎、その裔に寶生金五郎あり。

圓漣 ハウシヤウ 寶生に同じ。

彭城 ハウシヤウ サカキ條を見よ。

防城 ハウシヤウ
坊城 ハウシヤウ
1 菅原姓 菅原家の稱號にして、菅原氏系圖に「高辻參議(長成)―清長(文博)―長宣(左馬頭、防城從三位)―國長(左馬頭、大膳大夫、應安三變)―長衡(文博、右京大夫、康應元變)―長長(式部大輔、應永廿一變)―長廣(同、文博、享徳四變)―繼長(權大納言、文博)―長直(同上)―章

- 長(中納言、文博)―長雅(文博)と見ゆ。嚴長は文明七年七月二日、加州にて薨す。
- 藤原北家 尊卑分脈に「師輔・九條殿」と號し、又坊城右丞相と號す」と見ゆ。
- 同上閑院流 西園寺實宗は坊城内大臣と號す。
- 村上源氏 尊卑分脈に「具平親王―師房―顯房(以上久我、中院等條を見よ)―國信(號坊城中納言、天永元薨)―信時―顯信(國時、左中將、治部卿)―清信(左中將)―顯平(參議、實治二薨)―實平(權中)―顯資(參議)―實榮(參議)―實具」と見え、又顯資の弟「親平(參議)―清平(左中將)」、弟國資(參議)―實忠」と載せ、また親平の弟「親教(師教、師親)―教明(親國)」とあり。
- 藤原北家勸修寺家流 尊卑分脈に「高藤八世孫爲房(號坊城大藏卿、號勸修寺)―爲隆(參議、永昌記の筆者)―光房―經房(權大)―定經(參議)―(吉田大貳)資經―經俊(號坊城中納言)―俊定(坊城大納言入道、總治三出、延慶三薨)―定資(俊隆、權中)―俊實(權中)―俊冬(權中)―俊任(權大)―俊繼(實前介、應永十九卒)―俊國(右中辨)―俊秀(權大、寛正六薨)」

―俊顯(權中、文明三卒)―俊名(權中、天文九六薨、實は経茂男)と見ゆ。俊名の後は、知譜拙記に「俊名―俊房(參議、改俊昌)―俊完(正二、權大納言、法名紹空)―俊廣(正二、權大)―俊方(中宮大進、真享元右大弁、藏人頭、正四上)」と。この家を小川坊城家と云ふ。その後は「俊完―俊廣―俊清―俊將(權大、茶道にて名あり)―俊逸―俊親―俊明―俊克―俊政―俊章」と也。名家の一、現今伯爵。氏は太平記卷二に防城宰相經顯、卷八に坊城左衛門尉、二十四に坊城大納言經顯、三十三に坊城三位等見ゆ。經顯は俊實の弟にして、勸修寺家の祖也。徳川時代、百八十石、方領百石、後百八十石。荒神通。雜掌高須、淺野、山科、山本。寺は龍光院。内々。

寶石寺 ハウシヤクジ ハウセキジ 山城に此の寺院名あり。

寶積寺 ハウシヤクジ 下野、岩代等に此の地名あり。

防所 ハウシヨ 高山寺本和名抄、肥前國佐嘉郡に防所郷を收む、サキモリ條參照。

寶松庵 ハウシヨウアン 遠州流挿花の家名、初代は幕臣土屋左衛門の二男清二郎。

一玉と號す。二代は幕臣飯田銈之助有承。また一玉と云ふ。

噉代 ハウシロ、伊賀國山田郡噉代邑より起る。高橋條を見よ。

保田 ハウダ ヤスグ條を見よ。幕末近江膳所藩士保田正全の榮子・保田信六郎正經(信解)は、柴田勝正の三男にて勤王家として名あり。

芳野 ハウノ ヨシノ條を見よ。

坊野 ハウノ

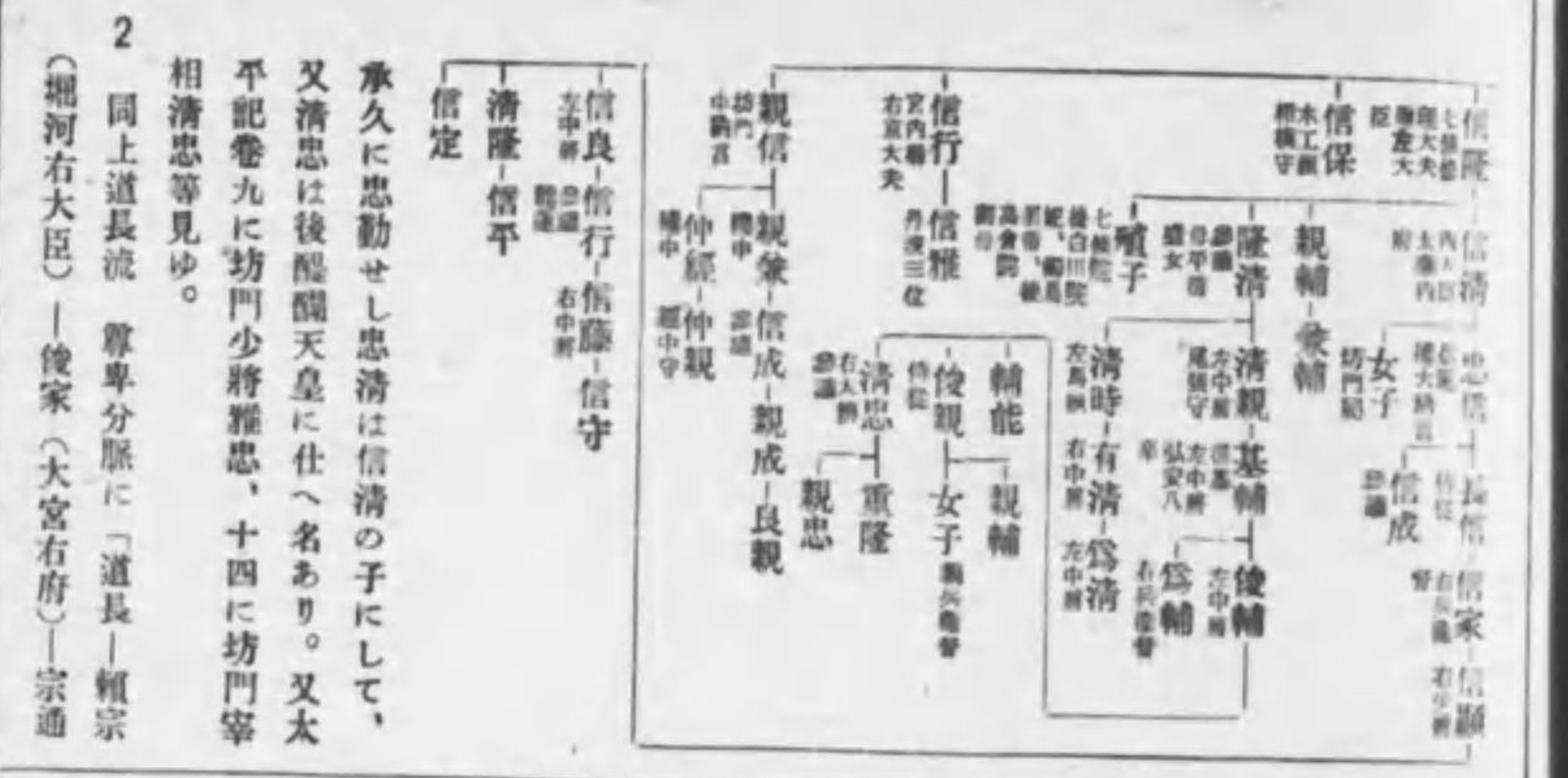
保母 ハウボ 幕末、肥前國島原藩士保母誠之進景光(建)は國學者にして勤王家、天誅組に入りて死す、贈從五位。その他はホモ條を見よ。

坊本 ハウモト マチモト

○坊本朝臣 拾芥抄に見ゆ。

坊門 ハウモン 京都の地名より起り。多くは雲上家の稱號也。

1 藤原北家道隆流 尊卑分脈に「道隆(中關白)―隆家(大炊帥)―經輔(權大)―師信(播磨守、内藏頭)―經忠(堀川中納言)―信輔(太秦入道)―信定―信長 陸清山條參照



(權大納言、號坊門)

信通 行通 通時 通隆
 伊通 爲通 泰通 經通
 伊實 伊輔 伊時 伊長 伊定
 呈子 成通 泰通 經通 氏通
 重通 國通

- 白河、堀河、大宮等の條參照。
- 三條坊門家 村上源氏久我家流なり。三條、中院等の條に詳か也。
- 嵯峨源氏 渡邊系圖に「正(松浦小源次)―安(瀧口源五大夫)―傳(源大夫)―雙(坊門左馬九)―重(左馬九)―備(加(坊門次郎)と見ゆ。
- 清和源氏足利氏族 足利二代將軍義隆は坊門殿と云へり。
- 佐藤氏族 雍州府志卷八、古跡の部に「佐藤忠信屋敷、七條坊門不動堂東南に在り。相傳ふ、忠信・在京の日、斯の處に棲む。今に至りて其の地を耕種せず。忠信に一男子ありて、成長の後、坊門三郎と號す。凡そ武家に在りて、則ち坊門と稱する者は多く是れ忠信の裔也」とあり。

坊山 ハウヤマ

寶蓮花院 ハウレンゲキン 山城の名刹にあり。

飯江 ハエ 筑後に此の地名あり、又イヒエ條參照。

番長 ハナ パンチャウ

- 番長首 姓名錄抄、拾芥抄等に見ゆ。
- 無戸の番長氏 日用重寶記に見ゆ。前項氏の後なるべし。

羽尾 ハヲ ハネヲ條を見よ。

番賀 ハガ 和名抄、尾張國智多郡に番賀郷あり。

芳賀 ハガ 下野國に芳賀郷あり、和名抄に波加と註し、郡内に芳賀郷を收む。又常陸國那珂郡に芳賀郷、次に上野國勢多郡に芳賀郷を收め、波加と訓じ、高山寺本には波可に作る。次に陸奥國安積郡(磐城)に芳賀郷、出羽國最上郡(羽前)に芳賀郷あり。されど多くは下野芳賀郷より起りし也。猶ほ前後數條參照。

- 清原氏族 下野國芳賀郷より起る。傳へ云ふ、清原高澄の男高重・花山院の勅勅を蒙り、下野に配流され、芳賀郷大内庄に住す。これ清原の祖にして、内・芳賀氏最も榮ゆ。此の高重は夏野六世の孫

吉澄の子と傳へられ、其の七世孫次郎大
夫高親は宇都宮宗綱の旗下となる。東鑑
文治五年八月には波賀次郎大夫に作る。
其の五世孫高名は太平記に芳賀禰可入道
とある人にして、其の子を高貞と云ふ。
芳賀系圖に「清原氏。芳賀高俊―高直―
高久―高名―高貞―高朝―成高―高益―
景高―高勝―高孝―高照―高定―高規―
高武」と見ゆ。

また一本芳賀系圖に「清原氏。芳賀左兵
衛尉高俊。芳賀伊賀守高直。芳賀左兵衛
尉高久。芳賀左兵衛尉高名。尙安(應安
か)五癸亥十一月晦日。法號直山禪
可。芳賀伊賀守高貞。此の代に五所より
引越。芳賀伊賀守高朝。芳賀右兵衛尉成
高。法號純雙道清。芳賀左兵衛尉高益。
法號忠翁道賢。芳賀左兵衛尉高。法號
花陰道春。芳賀左兵衛尉高勝。法號天賢
道高。芳賀右馬九高孝。法號家山建高。
芳賀二郎高照。法號芳山道賢。芳賀伊賀
守高定。法號横山道賢。芳賀伊賀守高規。
文祿元年壬辰六月十三日。法號直山道
正。芳賀左兵衛尉高武。慶長壬子九月廿
日。法號慈山道光。此の仁家來小倉
長左衛門・眞岡城代。

芳賀左兵衛尉高俊より、芳賀左兵衛尉高
名迄四代、眞岡島村の内、五所と申す所
に住居。左兵衛子息伊賀守高貞代に、眞
岡城を取り立て、五所より引越す。伊賀
守より芳賀左兵衛尉高武迄十一代、眞岡
城主。左兵衛の家來小倉長左衛門。眞岡
城代。左兵衛備は宇都宮綱三郎に付き、
罷り在り。七十年以前、宇都宮綱三郎関
所の時分、眞岡芳賀左兵衛も、一所に關
所に罷り成り、程なく眞岡領は蒲生飛騨
守の領知に成り、家來町野長門。城代に
指し置く也」と見ゆ。

また宇都宮興廢記に「芳賀家は人皇四十
代天武天皇の皇子一品舍人親王九代の後
裔、瀧口藏人清原高澄の男高重。花山法
皇の勳勳を蒙り、下野に配流せられ、芳
賀郡大内庄に住して、七世の孫次郎大夫
高親が時に、宇都宮宗綱の旗下と爲る。
其れより五世の孫左兵衛尉高名入道禰可
が時に至りて、越後の守護職に補せられ、
宇都宮氏綱の後見として、近國に威を振
ひけるが、鎌倉の管領基氏の計らひにて、
越後の守護職を召放され、武藏野にて合
戦しけるが、敗軍して遂に改易せられけ
り。

其の後、左兵衛尉成高が時に、續男太郎
丸は宇都宮の外孫たるに依りて、前下野
守明綱の家督を継ぎ、正綱と號し、下野
守に任じ、二男次郎三郎を以つて、芳賀
伊賀守高益と名乗らせ、同根の因めるに
依りて、兩家ともに繁昌し、京都將軍の
御内書をも拜受し、關東に於ては、歴代
規模ある家筋にて、當時五千貫文の分限
なり」と。又下野國志に「芳賀系圖。一
品舍人親王九代後裔、瀧口藏人清原高澄
七代嫡孫・高親(芳賀次郎大夫)を載せ
たり。以下各項を見よ。

2 紀姓 前項の如く、下野の芳賀氏は清
原氏の族裔なるに、又紀臣族なりとも云
ふ。蓋し紀清兩黨・相混じて、紀黨より
清黨を嗣げるか、紀氏系圖に「麻呂(大
納言)―猿取(從五上)―船守(大納言)―
梶長(中納言)―興道(下野守、從四上、
藏人)―本道(筑前守)―清主(下野大夫。
一本に下野大掾、住下野國)―朝氏(紀檢
校)―弟長有(芳賀小太郎)―有行(左衛門)
―清行(紀三郎左衛門)―弟有任(左將監)、
弟有雅(木工助)と載せ、また堀田芳賀
系圖に「興道(右兵衛督)―水道(藏人、
下野大守、齊衡三年、筑前守に任ず)―清

主(下野守、宇都宮別當)―朝氏(紀檢
校、宇都宮別當)―弟朝有(號芳賀)―有
行(左衛門尉)―有任(右近將監、弟に紀三
郎清行、木工助有雅と收む)―高任―高
行―高吉―高信(芳賀次郎大夫)―高俊
(法名禰香、宇都宮大明神に奉仕するは、
紀氏、清氏の兩家也。是れを紀清兩黨と
謂ふ。然るに此の比、清氏・中絶の間、
紀高俊・賴朝公に仕へて、軍忠あり、御
旗を賜ひ、紀清兩家の旗頭と爲る。則ち
芳賀入道。是れ也。紀家たりと雖、清黨
の旗頭也)―高直(伊賀守)―高久(兵衛
尉)―高貞(伊賀介)―高名(伊賀守、左兵
衛尉。法名直山禪可、源尊氏を忠節、越
後國守護を賜ふ)―高朝(伊賀守公頼と改
名、又高貞とも)―成高(兵衛尉)―高益
(伊賀守)―景高(伊賀守)―高勝(伊賀守)
―高孝(芳賀刑部少輔)―高定(兵衛尉、
法名梳山道賢)―高規(兵衛尉、法名道
正)と。又中興系圖に「芳賀。紀姓、本
國下野、大納言船守六代小太郎長者。之
を稱し、芳香とも」と。

三 歴代 今諸系圖、及び國志等により、
此の氏・代々の略譜を載すれば次の如し。
一代 高親・高澄七代嫡孫・芳賀次郎大夫。
二代 高親・高貞の男、芳賀太郎、承元元
年丁卯六月六日卒。
三代 高行・高貞の男、小太郎。天福元年
癸巳十月九日卒。
四代 高明・高行の男、大炊助。曆仁元年
戊戌三月十七日卒。
五代 高俊・高明の男、左兵衛尉。永仁六年
戊戌九月十三日卒、六十八、法名雄山宗
泰。善徳院と號す。弟重廣は大膳亮、那
須賴實に仕ふ。その子重行は芳賀左衛門、
那須那波澤郷に住し、後孫は奥州に在り。
第七項參照。
六代 高直・高俊の男、伊賀守。正安二年
庚子三月廿二日卒、法名英心道鑑、生天
院と號す。その弟高房は肥後守、四郎、
同郡八木岡を領す。子孫・八木岡條を見
よ。その弟高眞は三河守、五郎、同郡小
宅を領す。小宅、并に八幡社司東宮氏の
祖也。その子高置は小宅藏人と稱す。觀
應二年卯十二月廿七日、駿州薩埵山に於
いて討死す。
七代 高久・高直の男、左兵衛尉。實は宇
都宮景綱の二男、建武元年甲戌卒、法名

智山道基、光名院と號す。
八代 高名・高久の男、從五位下、左兵衛尉、
入道禰可、越後守護職。應安五年壬子十
一月晦日卒、法名を松林院直山禪可と號
す、八十二。その弟高高は岡本信濃守、
觀應二年、駿州薩埵山に於いて討死。そ
の子正高は信濃守。貞治二年八月廿六日、
武藏野に於いて討死す。
九代 高貞・高名の男、從五位下、伊賀守、
彈正少弼、兵衛助。初名公貞、實は宇都
宮貞綱の長男。歌人、法名本性院徹山道
覺と號す。一本に貞高に作るは非也。そ
の弟高家は駿河守、實は高名の長子、同
郡飛山城主。その子高清は駿河守、氏家
郷勝山に移住す。
十代 高朝・高貞の男、伊賀守、八郎。法
名普天道照。その妹は武度美濃守時景の
室、泰藤及び上三川泰朝、大山田泰敏等
の母也。
十一代 成高・高朝の男、一に成時、右兵衛
尉(左兵衛尉)。入道光阿、法名純慶道清。
その長男正綱。一に太郎丸、宇都宮明綱
の家督となり、下野守と稱す。次に次男
高益は十二代、三男高盛は若色氏の祖也。
又正綱の男興綱は芳賀綱四郎、後宇都宮

の家督となり、下野守と稱す。

十二代 高益・成高の次男、一に二郎三郎、時綱、左兵衛尉、一に伊賀守、法名忠翁道賢。

十三代 景高・高益の男、左兵衛尉、初名益親。法名華陰道泰、一に道春。弟景秀は袋方式部少輔、法名永存。越後國袋方城に住す。その長男高義は修理大夫。永祿九年十二月、佐竹義重の爲に討死、法名淨安。二男建高(高孝)は芳賀惣領、三男貞清は眞岡氏祖也。次に次男高義の男朝高は厚木美濃守、北條氏政に屬して厚木に住す、法名芳樹院觀山淨光。

十四代 建高・袋方景秀の次男、利部大輔、右馬允、初名高孝。一本には高孝を十五代とし、次の高勝を十四代とす。芳賀惣領、法名建好宗敬、一に家山建高。

十五代 高經・建高の男、右兵衛尉、初名高勝。天文八己亥八月生害、法名天賢道高。弟重季は玉生和泉守、玉生權樂助藤原綱宗の家督と爲る。

十六代 高照・高經の男、芳賀次郎、沙彌。弘治元年乙卯三月生害、法名芳官(一に芳山)道賢、高照院と號す。その妹は那須修理大夫藤原資胤の室、資晴の母也。

その妹は玉生美濃守藤原高宗の室也。

十七代 高定・高照の嗣、芳賀左衛門大夫、實は益子勝宗の男。天正十六年戊子正月四日卒、六十八、法名雄台院機山道鑑。

十八代 高繼・高定の嗣、一に高規、伊賀守、十郎。實は高經の三男、高照の令弟、法名直山道正。文祿元年辰六月十三日。十九代 高武・高繼の嗣、左兵衛尉、十郎。實の字都宮廣綱の三男。慶長十七年壬子十月廿日卒、四十一、法名天徳院惠經道光。

二十代 高成・高武の子、十郎、水戸家に仕ふ。

4 氏人 東鑑卷九、文治五年九月十日條に「字都宮左衛門尉朝綱の郎從、紀權守、波賀次郎大夫(友)已下七人、安藤次を以つて山の案内者と爲す云々」と載せ、同廿日條に「次に紀權守、波賀次郎大夫等、勳功の事、殊に御感の仰せを蒙る。但し所領を賜ふに及ばず、旗二流を下さる。子孫の眉目に備ふべきの由、仰せらる云々」と見ゆ。その後、承久三年宇治川合戦手負の中に波賀小太郎、卷四十に波賀太郎を擧ぐ。次いで太平記卷十九に「字都宮が郎等に

清の新左衛門爲直」と、この族か。また「字都宮左少將公綱・紀清兩黨千餘騎にて國司に馳はる。然れ共、芳賀兵衛入道禪可一人は、國司に屬せず。公綱が子息加賀壽丸を大将として、尙ほ當國字都宮の城に據る」と。又「清の黨旗頭・芳賀兵衛入道禪可も、元來將軍方に志有りければ、清の黨千餘騎を率して馳せ加はる」と。

その後卷三十に「芳賀伊賀守貞經、同肥後守、紀黨益子出雲守、藥師寺云々」と。又三十九に「芳賀兵衛入道軍の事。此の時、芳賀兵衛入道禪可は、越後國の守護にて有けるが、降參不忠の上杉に思ひ替へられ奉つて、忠實恩補の國を召し放さるべき様やあるとて、上杉と芳賀と、越後國にて合戦に及ぶ事數月也。禪可遂に打負けしかば、當國を上杉に奪はるゝのみならず、一族若黨、其の數を知らず落機に皆討たれにけり。禪可是を忿りて哀れ不思議も有りて、世の中亂れよかし、上杉と一合戦して、此の恨を散せんと憤けり」(正平十九年)と、また「我が身は字都宮に有りながら、嫡子伊賀守高貞、次男駿河守に八百餘騎を差副へて、武藏

字都宮國綱の連枝たるに依りて、威勢を振ひ、慶長二年、合見國綱の皇子の事に付いて、内亂を引起し、豐臣殿下の命に背ける故に、一族郎從殘らず國所せらる。されど芳賀系圖に「高貞の令弟駿河守高家(禪可の實長男)を飛山城主」と注す。されば飛山は天正以前より、早く別館たりしかと云ふ。

6 支族 また依上郷大子村館主に芳賀河内守・見え、また後世、字都宮の名譽に芳賀東亭あり。

7 藤原姓 磐城國田村郡の豪族にして、下行合館(高瀬村下行合)に據る。芳賀右近一實に至り田村義顯に屬し、文龜二年より住す。其の子勝道・田村隆顯公に反し、討破せられ廢す(芳賀系圖)とぞ(遠藤又一)。

此の芳賀は一本芳賀系圖(田村郡高瀬村下行合、芳賀彦太郎氏藏)に「家紋、旗紋トモエ、但し白地紺紋。幕紋ツタ同。指物紋キリ地空色。氏神稻荷大明神、守本尊聖徳太子、但し木像御作也。公範・式部大輔、從五位下、公範は攝州豐島郡藤原範風の三男也。弓馬の譽れに達し、和哥に妙、入道院と稱す。後鳥羽

國へぞ遣はしける」と。又櫻雲記に「貞治八年八月、基氏・武州岩殿山にて、芳賀伊賀守高貞入道禪可と合戦す」と。又字都宮系圖に「貞綱の弟高久・芳賀左兵衛尉、芳賀家督」と。下りて鎌倉大草紙に芳賀伊賀守等見ゆ。又國志に「字都宮正綱の二男興綱は編四郎と號して、芳賀の城に在けるが、結城政朝と謀りて、甥字都宮忠綱を退け、押して字都宮の城主と成り、下野守に任ず。然るに一族芳賀の惣領利部大輔高孝、同息右兵衛尉高經、并に壬生中務少輔綱雄等は、故屋形忠綱に無二の忠臣なれば、興綱を深く惡み、離れて叛きけるが、猶ほ興綱の嫡男尙綱の時に至りても、芳賀は字都宮に歸伏せず、天文八年、尙綱・芳賀高經を飛山に誅伐せらる」と。

5 居城 國志に「芳賀城は芳賀郡眞岡にあり。芳賀次郎大夫高經、はじめ築く、文治年中にて、五行川の東岸なりしを、天正五年眞岡の合に移したり」と。又野史に「正平六年九月、伊賀守高綱・眞岡城に據る」と。のち芳賀の城は、益子勝宗の三男、十郎高定・相繼して在りけるが、尙綱討死の後は、幼主彌三郎を芳賀に引取り、守り育て、其の後、那須が一黨、千本十郎資俊を語らひ、天文廿年、那須高資を討たせ、また弘治元年三月、芳賀次郎高照を、字都宮より眞岡へ欺きつり寄せて腹切らせ、常陸の佐竹義昭を頼みて、壬生綱雄を追伐し、弘治三年十二月、幼主彌三郎を字都宮の本城に歸し入れ、廣綱と名乗り、下野守に受領させ、佐竹の息女を娶らせて、高定は身退き、芳賀の家督は故高綱の三男高繼を以つて相繼させ、伊賀守と名のらせけり。高繼は男子なきに依りて、廣綱の三男十郎高武を以つて家督とし、其の身は同郡飛山の城に引移りけり。

また眞岡般若寺記録に「當城は天正五年、芳賀伊賀守高繼の時築く。古城は御前と云ふ所なり」とあり。さてまた高武は、

院に御仕へ奉る。遠州佐野郡岩手に於いて悪を作す賊等を討ち亡ぼして軍功を顯はす也。

公實・從五位下、右京太輔、後堀河院に奉仕、和歌達人。
則顯(無官、日子太郎)―房範(幼名龍王丸、下野前司)―公豐(幼名千勝丸、下野前司)―公綱(幼名字津太郎五郎。公綱は宇津宮城主、鶴ヶ城に住す。爰に建武二年四月二十八日、楠多門兵衛正成がため薄城、一門敗軍散亂)―公氏(宇津宮五郎)―公長(但馬)―正象(三津藏人)―公一(五郎)と。

次に公綱の弟「範景(安藤二郎)―金道(安藤太郎。金道は下野國安藤郡木戸崎館に住す、故に家號を安藤氏と名乗り、建武亂討死)次に範景の弟勝義(芳賀三郎、勝義は、公綱の兄也。下野芳賀郡の領主、太子堂館に有りて住居、武剛、隣郷芳賀郡の領主、故に家號を芳賀と改む、是れ當家中興の祖也。下野國芳賀郡本神郷、正徳太子尊像の由来を尋ぬるに、公範、後鳥羽帝に奉仕し、仁平二年四月、公範、勲命を蒙りて鬼賊等を討平、此の時軍功を、後鳥羽院、御感ありて、正徳太子の

尊佛を賜ふ。是れを當家の守本尊とす。
正慶二年十月二十四日、勝義、館の鬼門に安置す。依りて太子堂と號し、館之を略す。延文四年八月二十九日卒去有りて、寺院を開基して、芳賀寺山勝最院と名附く。芳賀〇戸神村に建立す、則ち法名は勝最院〇〇(儀公大禪定門)―勝綱(左馬介、爰に應永十年五月、奥州守護として、鎌倉左兵衛滿兼公の兄弟・奥州に下向ありて、藤川に築き城居して東國を治む。此の時、供し奉りて安積郡榎館に居住す。故に村號を改め、芳賀谷村と名附く、是れ當家奥州の祖也。藤川御所と唱へ、後世世川と改む。評に曰ふ、芳賀村と名附けしは、芳賀氏にして、民家有るか、無きが如く成る各地の所に移り來て、村を開く功あり、故に名けて芳賀谷村と唱ふか。永享二年八月十九日卒す、空晴四光大禪定門)―正則(左衛門大夫)―勝道(帶刀。長祿元年三月二十三日卒、花源淨春大禪定門)―盛實(任和泉守、盛實は會津城主齊名家に屬す、鹽田村館主となる)―正勝(彈正、後に源太左衛門。齊名家に仕ふ、其の後二本松島山家に仕る。正勝の子孫は伊達掛田村百姓に成り、長

三箇所に城有る故にて、前々は松崎村也。その妹は金澤村館主馬場左馬介の室。弟是久は手代木村館主遠藤丹波の養子。文祿〇年、四本松の内、大田村に之れ有る遠藤儀左衛門の先祖也。爰に天正十八年に至りて仙道殘らず伊達政宗に賣れ落さる、安達、安積、會津、四本松、三春、政宗を入れ申し候。依りて威勢、朝日の如し。時移りて天正十八年の秋、太閤秀吉公・相州小田原北條氏直を退治して御下向有りて、直に奥州に御發行有り、奥州御改め之れ有り、政宗多年肝膽を碎き、萬民の命を何萬人とも數を知らず失ひ、押領の城館ども太閤の武威に恐れ、切り取りし領知を殘らず指上げ、本領米澤長井庄に退城す。依りて近國、皆會津領と成り、城主百二十萬石にて、蒲生飛騨守氏郷公・在住して近邊を殘らず領す。此の時、當家も浪人して、行合村〇百姓と成り、會津より代官にて、蒲生左平權・守山に御出で成され、御改めこれ有り候。おそくとも、こゝろははやくつく胸の、武士の氣は彌々の光りそ。元和二年九月二十三日海西光行居士)―吉則(村長の子藏人、後半之丞。弟吉景は隼人、彦之丞

役相勤むる也、名百姓と唱ふ。
次に正則の弟義綱(雅樂介)―勝國(因幡)―女(安積郡榎田村館主伊藤備前守)、弟勝嘉(幼名多門、應仁二年七月二十一日卒、修理亮、梁崎元棟大禪定門)―春時(因幡、時に文明十年四月二十三日卒、法名堅室道因大禪定門)、妹は小針右近大夫防義室、弟勝〇(佐野佐)、弟正實(左馬介)。次に春時―寛則(修理亮、明應九年二月三日死、清峰良英禪定門。弟に則永あり)―一實(幼名右近、日子丸。爰に文龜二年、故有りて芳賀谷村館より落ちて行合村に住居す、則ち太子堂安置。爰に守山城主田村義顯君に隨ひ、行合村牛村を領す。御代田館主三河守の世話に成り、寺を建立す。享祿四年二月十三日卒、知良淨光禪定門。その弟に信實あり、出家と成り、濱〇村寺に住す。其の後須賀川長祿寺大和尚と成る。その弟信勝は二階堂臣館岡館主鈴木理正の養子也)。次に一實の男勝道(先名因幡、雅樂介。爰に永祿三年九月、三春城主田村隆顯公の家臣黒木村館主黒木信遠守・軍勢を引率して當村に發向也。之を防ぐと雖も、身方小勢にて敗北して、御代田村に退く。

彦右衛門。弟、友則は雅樂介、半右衛門、衛門。妹は横川村、橋本利部左衛門の妻。次妹は柳沼太郎左衛門の妻。次は守山石井豊太郎の妻)と。
8 陸前の芳賀氏 餘目舊記に「留守のひくはん年來の事、芳賀、佐藤、南宮笠、云々」と。芳加條を見よ。
9 岩代の芳賀氏 會津郡古町館跡は小沼と云ひ、永祿中芳賀大炊某居住せしと云ふ。又磐瀨郡等にも存す。
10 越後の芳賀氏 新編會津風土記、魚沼郡條に「藤川村宇都宮神社神職芳賀和泉。明曆三年、左京勝吉と云ふ者・神職となり、今の和泉喜治まで六世なり」と云ふ。
11 武藏の芳賀氏 新編風土記、大井村條に「四光寺。系圖一卷、當寺中興開山榮空の系圖なり。其の譜の大略に云ふ、榮空沙門俗稱は芳賀出雲守定仲と云ひ、織田信長の麾下なり。信長の死後、比叡山延曆寺へ隠れ、法徳坊を師として剃髮染衣のすがたとなり、三年を歴て東都へ下り、やがて當寺の住職となれり。定仲の父は下野國司芳賀豐澄の後裔右近介定明と云ひ、後に入道して支覺と稱す。武田

御代田大和守人數を借して、又候當村に來る。見るに守護佛聖徳太子の尊像を持ちて三春に退陣す。是より當家も武運隆くして浪人に相成り、御代田大和守の家臣と成り、行合村大字領之内に一家出來、住居して野武士の身分と相成り申し候。誠に應仁天下亂れて、國家治らず、依りて萬民其のなげき言語にたえたり。天正度に至りて岩瀨、安積、安達、會津、岩城、相馬、三春の諸將・大に亂れ、強は弱を討ち、謙は其の旗下に屬す。世の盛衰日々に替り、數代の名家、城主も其の時に應ず。〇或は君臣の禮儀を失し、又は敵身方・日々に變化す。隣郷隣村の館主、明募合戦・止む事なし。目前志羅の有様、筆中に殘しがたく之を略す。よしさらと疊らばくもれ、くもるとも、心の月の道ぞしるきや。天正三年乙亥三月二十七日、大譽和光居士、行歳七十三歳。その弟正眞は安積片平館主伊藤泉州養子。その弟正勝は伊達政宗に隨ひ、遠藤主水と名乗る。その弟勝久は二階堂家に仕へ、安積高倉高山氏合戦の時に討死す)―村長(但馬人成、半之丞と改名、弟道長は穴澤主水の養子、慶長頃、三城目村と名附く、故は

三箇所に城有る故にて、前々は松崎村也。その妹は金澤村館主馬場左馬介の室。弟是久は手代木村館主遠藤丹波の養子。文祿〇年、四本松の内、大田村に之れ有る遠藤儀左衛門の先祖也。爰に天正十八年に至りて仙道殘らず伊達政宗に賣れ落さる、安達、安積、會津、四本松、三春、政宗を入れ申し候。依りて威勢、朝日の如し。時移りて天正十八年の秋、太閤秀吉公・相州小田原北條氏直を退治して御下向有りて、直に奥州に御發行有り、奥州御改め之れ有り、政宗多年肝膽を碎き、萬民の命を何萬人とも數を知らず失ひ、押領の城館ども太閤の武威に恐れ、切り取りし領知を殘らず指上げ、本領米澤長井庄に退城す。依りて近國、皆會津領と成り、城主百二十萬石にて、蒲生飛騨守氏郷公・在住して近邊を殘らず領す。此の時、當家も浪人して、行合村〇百姓と成り、會津より代官にて、蒲生左平權・守山に御出で成され、御改めこれ有り候。おそくとも、こゝろははやくつく胸の、武士の氣は彌々の光りそ。元和二年九月二十三日海西光行居士)―吉則(村長の子藏人、後半之丞。弟吉景は隼人、彦之丞

信玄の甥にて、屢々戦功ありし人と云ふと見ゆ。

12 参河の芳賀氏 瀧美郡草間城(高師村磯部)は芳賀入道禪可が末孫芳賀七郎の居城也、今川氏に属す。後時田監物・代る。

13 濃尾の芳賀氏 新撰美濃志に「芳賀氏宅跡は村の内うち、山の麓にあり。里老のつたへに、むかし芳賀太郎、芳賀二郎といふ人・帷子の諸村を領して、こゝに住みしよし、へり」と。また池田輝政家臣に芳賀内藏允あり、頻りに功ありて二千石を領し、老臣たり(野史)。

14 大和の芳賀氏 宇陀郡明山氏配下の將に芳賀氏あり、五千石を領せりと云ふ。

15 菅原姓 美作の芳賀氏也。堀和條を見よ。

16 雜載 その他、秀康繪給帳に「三百石芳賀左衛門」、また堀尾山城守給帳に「百五十石芳賀彌三右衛門、百石芳賀四郎兵衛」等見え、又香宗我部記録に「芳賀九郎左衛門頼久(延寶)、又京都の俳人に一品、芳賀治貞あり、權林派也。又筑前に存し、又近き世、國文國語學者に芳賀矢一先生あり、越前の人也。

波賀 ハガ 前後數條參照。

1 清原姓 前條氏に同じ。

2 常陸の波賀氏 新編國志に「波賀。又羽賀、信太郎羽賀村より出たり。長祿三年口月、小田氏の被管波賀彦三郎と云ふ者、小田氏に従つて、足利成氏の兵と信太庄に戦ひ討死せる由、御内書案に見えたり。この子孫と見えて、羽賀四郎左衛門と云ふもの、この地に住して、土岐氏の家人たり、天正年間のことなり」と。

羽賀 ハガ 常陸、岩代、若狹等に此の地名あり、又前後數條と通じ用ひらる。

1 上總の羽賀氏 千葉氏配下の將にて、芳賀、坪賀等にも作る。武射郡鴨戸驛の西なる城壘に據れり。總森記に「鴨戸城は羽賀越前守常道の居なり。天正十八年、豊南城主武田信英、大瀧城主正木大膳、白井城主原式部の萬木城を攻むるや、鴨戸の羽賀氏も之に與黨たり」と。蓋し鴨戸は本來千葉氏の屬城にして、印東の族・移りて之に居り、後沿革ありて、羽賀の族・之に居りしならん(國志)と。

2 菅原氏族 美作古城記に「菅公廿代の後胤羽賀祐房―堀和助盛―淡相貞盛―景盛」と見ゆ。堀和條に詳か也。

3 美濃の羽賀氏 芳賀氏に同じきか。羽賀五郎左衛門等あり。

4 雜載 狩野派畫家に羽賀林眞あり。又信濃、備前等に存す。

羽我 ハガ 鉦客に羽我一心齋あり。

芳香 ハガ 中興系圖に「芳香、紀姓、武内宿禰十九代下野太夫清主・之を稱す」と見ゆ。芳賀氏に同じ。

芳加 ハガ 芳賀氏に同じ。餘自舊記に「宇都宮と留守は兄弟のながれにて、うつ宮やく、芳加もち候程に、宮城の役をも、はが持つべく候を、所詮當國の案内者たるにて、家景・頼まれ候て、供いたし候故に佐藤役を持ち候」と見ゆ。

芳我 ハガ 前後數條氏に同じ。

八賀 ハガ 同上。

坪賀 ハガ 次條氏に同じ。

堀和 ハガ ハクワ

1 菅原姓 美作國久米郡の堀和庄より起る。當國菅家黨の一にして、太平記卷七、船上山に馳せ參する士に「美作國には、菅家の一族、江見、芳賀、澁谷、南三郎」と。また二十九に「美作國の住人、芳賀、角田(河津條參照)など見ゆ、早く者はれしを知るべし。

されど、その古系詳かならず、一に「有元管四郎佐弘―佐廷(末子、芳賀太郎、久米郡堀和邑住)―二郎佐保」なりと云ふ。佐保の孫羽賀八郎佐盛は、栗井城主也。栗井系圖には「菅承相二十代羽賀美作守祐房(一に美濃守、久米北條郡和田北村鶴田城主、法名善賀、羽賀を領す)―助盛(堀和美作守、山名伯耆守義氏に順ひて、多領得納而、吉野郡栗井城に居る)―貞盛(淡相貞後守)」と載せ、東作志、古城記等、これに同じ。又天文中、堀和八郎佐盛見ゆ、佐盛の事なるべし。

次に作陽誌、久米郡山川條に「堀和郷鶴田堡(和田)城主を堀和八郎爲長と曰ふ」と載せ、同所「高城堡城主竹内善十郎爲能は其の子」なる由見ゆ。即ち系圖に堀和八郎爲長(和和田村鶴田城に居る。堀和、杉山、竹内、皆同族にして、世々堀和家族たり。爲長以前は不詳、開けて今に至る。子孫・四郡に散在す)―竹内善十郎爲能(和田村高城に居り、兵を以つて毛利に屬し、備前兵と相支ふる年ありしが、城陷る後、此の地に在り、竹端に塚あり)と。

氏は永享以來御番帳に「五番堀和筑前入道、堀和左京亮、堀和修理亮」と、その他

「御番帳御相伴衆、堀和筑前守」を載せ、又文安年中御番帳に「五番、堀和筑前入道、詰衆、堀和右京亮」を擧げ、又常徳院江州動座着到に「堀和右京亮」見ゆ。而して見聞諸家紋に、

五番 堀和筑前守

2 相摸の堀和氏 小田原分限帳に「中郡沼部郷、堀和又太郎領」と。

3 武藏の堀和氏 上田條を見よ。

4 上野の堀和氏 小田原分限帳に「五十貫文、上野國森の内中村の郷、堀和亦太郎・之を知行す」と。

馬加 バカ マクワリ條を見よ。

墓崎 ハカサキ ツカサキ 齋藤氏の族にして、尊卑分脈に「後藤内則明

政明―助明―宗明―清明

惟峰―惟重―貞成

付録 墓崎二 墓崎氏

と。また桐原系圖に「齋藤範明―範門(肥前國。住墓崎)―助明―宗明(墓崎五郎)」など見ゆ。又中興系圖に「墓崎。文德源姓、坂戸判官則明の四代五郎宗明・之を稱す」とあるも、此の族也。

その他の事は、ツカサキ條に詳か也。又後藤條參照。

博士 ハカセ 官職名を稱號とせしにて、源平盛衰記に「博士判官兼成、博士判官章真」等見え、又岩代に博士山あり。

伯多 ハカタ 伯太條を見よ。

伯田 ハカタ 同上。

伯太 ハカタ 和名抄、備後國御調郡に伯多郷を收む、後世白太邑あり。その他、河内、和泉等に此の地名存す。

1 伯太首 和泉國和泉郡の伯太邑より起る。姓氏錄、未定姓、和泉の部に「伯太首。天表日命の後と云へり、見えず」と載せたり。神名式、和泉郡に博多神社を收め、又河内國安富郡に伯太産伯太姫の兩社あり。また表日は、栗田氏の説に表春の諱にて、是れ八意思兼神の子かと云ふ。

2 雜載 飛鳥、田邊、阿智等の條參照。又伯太首神人條を見よ。

博多 ハカタ 和名抄、常陸國新治郡に博多郷を收め、又筑前に博多あり。而して、磐城に此の氏存す。

博多探題の事は、鎮西探題、及び北條條を見よ。

博田 ハカマ 撰解文集に此の氏見ゆ。
伯太首神人 ハカタノオビトカミビト
ハカタノオビトミワビト 一本に狛田首神
人に作る。神人條を見よ。

博沼 ハカヌマ 信濃に此の氏あり。

波賀野 ハガノ 丹波國多紀郡波賀野村よ
り起り、波賀野城に據る。矢代氏吉の弟波
賀野右衛門兵衛の後也と。波賀野氏は太平
記に見ゆ。矢代、酒井等の條参照。

波川 ハカハ 土佐國高岡郡の豪族にして
南海通記に「吾川郡兵役記。當郡の國人土
は、片岡、云々、波川の城持小身の者とも、
皆元親の家人となる」と見ゆ。その他の事
はナミカハ條にあり、又野賀瀬條に波川神
主見ゆ。

葉川 ハカハ 雲上家の稱號にして、藤原
北家なり。尊卑分脈に「近衛基實(攝政關
白)―忠良(鳴瀧大納言)―基良(波葉川、大
納言)―良教(波葉田、大納言)―經良(中納
言)―忠輔(備前)と。又良教の弟に「良教
(待從)、教嗣(藤井)、良守、忠源等あり。
羽川 ハカハ ハネカハ條を 上。その他、
武藏國埼玉郡川口の人太田辨次郎は本姓眞
中、浮世畫に巧にして、羽川珍重と號す。
その門羽川藤水も亦名あり。

り。仁徳紀六十年條に「白鳥陵守等を差し
て役丁に充つ。時に天皇役所に臨み給ふ。
後に陵守目杵・忽ちに白鹿と化して走る。
是に於いて天皇・詔して宣はく、是の陵は
自ら本空なり、故に其の陵守を除かんと欲
し、而して甯めて役丁に差ししに、今是の
怪を視て甚だ懼し。陵守を動かさしと。則
ち且く土師連等に授け給ふ」と見ゆ。此に
據れば、陵守は土師連の管理する民たりし
が如し。次に顯宗紀に「狭々城山君韓帝宿
禰、事・皇子押磐を謀殺し奉るに連り、誅
に臨みて叩頭し、言詞・極めて哀なり、天
皇・戰を加へ給ふに忍びずして、陵戸、兼
ねて守山に充て給ひ、籍帳を削除して、山
部連に歸し給ふ。惟・後帝宿禰は妹置目の
功に因り、仍ち本姓狭々城山君の氏を賜ふ」
とあるは、押磐皇子の陵墓の陵戸に充てた
る也。狭々城は、蓋し陵(サ、キ)より出で
たるか。

その後、持統紀五年條に「詔して宣はく、
凡そ先皇の陵戸は五戸以上を置き、自餘の
王等、有功者には三戸を置く。若し陵戸の
足らざるは百姓を以つて充て、其の補役を
免じ、三年に一替す」と定められたり。其
の新に陵戸、守戸を置きたる一二を擧ぐれ

袴田 ハカマダ

1 大友氏族 豐後の豪族にして、大友系
圖に「能直―一萬田太郎左衛門尉景直(或
は時景。袴田云々等の祖)と載せ、また
淺羽本に「能直―時景(景直)―光景(太
郎)―官景―支長(袴田殿)とあり。又一
萬田系圖に「時景―光景―太郎左衛門尉
宣顯(宣景)―支長(袴田左衛門尉)と見
ゆ。

2 度會氏族 伊勢國度會郡袴田邑より起
る。度會神主の族也。

名勝志、地名辭書等に「磯村の袴田と字
する地に古墳あり、面積一百二十歩、土
俗若子三味と呼ぶ。即ち大若子命の墓也。
大若子一名・大幡主と云ひ、倭姫命に
隨從し、大神宮鎮座の際に忠勤し、伊勢
國造、兼大神主と定めらるゝ事、古典に
散見す。天日別命の裔にして、度會神主
の祖なり。後世神郡の謚に、袴田衆、大
藏衆と云ふは、其の族黨なり。按ずるに、
延喜式度會郡磯神社、又磯上神社あり。
磯部姓は、和銅四年度會神主と改め、其
の氏人の神宮に奉仕したる事は、續日本
紀、延暦儀式帳等に歴然たり。又倭姫世
記に「飯野高宮より伊蘇宮に遷幸、大若

ば、靈龜元年四月紀に「藤見山陵(垂仁陵)
に守陵三戸、伏見山陵(安康陵)に四戸を充
て給ふ」と。また寶龜八年十二月紀に「井
上内親王を改め葬り、其の墳を御墓と稱し
て、守家一畑を置く」と載せ、また同九年
三月紀に「勅す、淡路親王の墓を宜しく山
陵と稱すべし、其の先妣・當麻氏の墓を、
御墓と稱すべし。隨近百姓一戸を宛て、之
を守らしむ」など見ゆ。

而して大寶の制、此等の墓守の民は、諸陵
司の管する所とす。職員令に「諸陵司。正
一人、陵壘を祭る事、喪葬、凶禮、諸陵、
及び陵戸の名籍の事を掌る。佐一人、令史
一人、土部十人、凶禮を贊相するを掌る。
(義解に「凶禮とは、送終の禮なり。即ち土
師宿禰の年位高進の者、大進と爲り、其の次
は少進と爲り、並に紫衣刀劍して、世々凶
儀を執る。其の文多し、故に載せざる也」
と註す)。員外は臨時に取り充つ。使部十
人、直丁一人」と見ゆ。

また諸陵寮式に「凡そ山陵には、陵戸五畑
を置きて、之を守らしめ、有功臣の墓には
墓戸三畑を置く。其の陵墓戸に非ざるは、
差點して守らしむる者、先づ陵墓に近き戸
を取りて之を充つ」と云ひ、また「凡そ陵

子命・玉拾伊蘇國と申して、御願濱を定
め奉る」とあるも此れ也。或は伊勢は磯
の轉訛とも説けり」と。イセ、イソ、ワ
タラヒ等の條参照。

3 藤原姓 遠江の名族にして、寺田右京
進眞宗の男を袴田利宗と云ふ。

4 雜載 その他、信濃等にも存す。

袴垂 ハカマダレ 平安朝盜賊の異名也。
袴塚 ハカマツカ 桓武平氏大塚氏の族に
して、常陸國那珂郡(茨城郡)袴塚邑より
起る。大塚系圖に「馬場大塚資幹(小二郎)
―親幹(袴塚三郎)と見え、又大塚傳記に
「馬場は横倉・竈たり、袴塚云々、此等は
馬場の名字也」とあり。

墓守 ハカモリ 職業部の一にして、陵
を守るを職とせし戸を云ふ。中古に於いて
は陵民の一種として取扱はれたれど、上古
に於ては左程賤しめられしにあらざるが如
し。陵戸、墓戸の二種あり。前者は、天皇、
皇后が御陵の墓守にして、後者は皇族、功
臣等が御墓の墓守たりき。而して陵戸、墓
戸のなき時は、附近の百姓に命じ、年を限
りて庸務を除き、陵墓を守らしむ、之を守
戸と云へり。

戸、及び守戸の計帳は、寮・事當人を差し、
名を注して省に申さしむ」と。また主計式
に「凡そ左京、五畿内、伊勢、近江、紀伊、
淡路等の職國陵戸帳は、諸陵寮勵し畢りて
後、彼の寮の移を待ちて、大帳返抄に收む」
など見えたり。

而して天平神護二年四月紀に「大和國人高
志毗登久美咩等十七人、諸陵寮に寛枉せら
れ、没せられて陵戸と爲る。是に至りて披
訴して雪ぐを得、陵戸の籍を除く」等と云
ふを載せ、また令集解に「常陵守、及び墓
守、并せて八十四戸、云々、調務を免づる也。
公計帳文に納る莫く、別に計帳を爲る也」
と記し、また「借陵守、及び墓守、並に百
五十戸云々。右件は、公計帳文に納め、
而して借陵守と記す也」など見ゆ。

1 大和の陵戸 諸陵寮式に「景行陵(城
上郡一)、顯宗陵(葛下郡一)、欽明陵(高
市郡五)、舒明陵(城上郡三)、皇極陵(高
市郡五)、文武陵(高市郡五)、岡宮陵(高
市郡六)、文武陵(高市郡五)、垂仁陵(添
下郡二)と載せ、また令集解に「常陵守、
及び墓守・倭國廿七」など見ゆ。

2 河内の陵戸 諸陵寮式に「仲哀陵(志
紀郡一)、應神陵(志紀郡二)、允恭陵(志

紀郡一)、雄略陵(丹比郡四)、清寧陵(古市郡四)、安閑陵(古市郡一)、推古陵(石川郡一)と載せ、また令集解に「常陸守、及び墓守・河内國廿七戸」など見ゆ。

3 和泉の陵戸 諸陵寮式に「仁德陵(大島郡五)、履仲陵(大島郡五)、反正陵(大島郡五)」とあり。

4 山城の陵戸 諸陵寮式に「天智陵(宇治郡六)、仁明后後山科陵(葛野郡假陵戸五)、光孝帝母中尾陵(愛宕郡島部郡五)、光孝後田邑陵(葛野郡田邑郡四)、醍醐帝母小野陵(宇治郡小野郡五)、文德后白河陵(愛宕郡下栗田郡三)」と載せ、また令集解に「常陸守、及び墓守・山代國五戸」など見ゆ。

5 攝津の陵戸 令集解に「常陸守、及び墓守・津國五戸」とあり。

6 大和の墓戸 諸陵寮式に「山背大兄王墓(平群郡二)、間人女王墓(平群郡二)、石前女王墓(平群郡二)」とあり。

7 山城の墓戸 諸陵寮式に「仲野親王墓(葛野郡一)、當宗氏河島墓(葛野郡一)、藤原氏八坂墓(愛宕郡八坂郡一)、藤原繼拜志墓(愛宕郡島月郡一)、藤原前公墓(宇治郡一)、藤高藤墓(宇治郡小野郡〇)、

時平墓(宇治郡一)とあり。

8 大和の守戸 諸陵寮式に「神武陵(高市郡五)、綏靖陵(高市郡五)、安寧陵(高市郡五)、懿德陵(高市郡五)、孝昭陵(葛上郡五)、孝安陵(葛上郡五)、孝靈陵(葛下郡一)、孝元陵(高市郡五)、崇神陵(城上郡一)、垂仁陵(添下郡三)、成務陵(添下郡五)、神功陵(添下郡五)、安康陵(添下郡三)、顯宗陵(葛下郡三)、武烈陵(葛下郡五)、宣化陵(高市郡五)、元明陵(添上郡五)、元正陵(添上郡四)、文武后宮子陵(添上郡五)、聖武陵(添上郡五)、聖武后光明陵(添上郡五)、稱徳陵(添下郡五)、春日陵(添上郡五)、光仁母紀氏陵(城上郡五)、光仁陵(添上郡五)、光仁后宇智陵(宇智郡一)、崇道陵(添上郡二)、平城后陵(添下郡五)、平城陵(添上郡五)、飯豐埴口墓(葛下郡三)、押坂産人兄皇子墓(廣瀬郡五)、和氏牧野墓(廣瀬郡一)、大枝氏大野墓(平群郡一)、良繼墓(宇智郡一)、安倍命村國墓(添下郡一)、武智麻呂墓(宇智郡一)と載せ、令集解に「借陵戸、及び墓守・倭國五十八戸」など見ゆ。

9 山城の守戸 諸陵寮式に「桓武母大枝陵(乙訓郡五)、桓武陵(紀伊郡五)、桓武

后高島陵(乙訓郡五)、桓武后宇波多陵(乙訓郡五)、淳和后石作陵(乙訓郡五)、嵯峨后橘陵(葛野郡三)、仁明陵(紀伊郡五)、文德陵(葛野郡五)、陽成母後深草陵(紀伊郡深草郡三)、惟那守治墓(宇治郡三)、百川相樂墓(相樂郡一)、橘清友墓(相樂郡一)、冬嗣墓(宇治郡二)、清和外祖母源墓(愛宕郡一)、桓武夫人墓(葛野郡大岡郡一)、良房墓(愛宕郡一)、深草墓(紀伊郡一)と載せ、令集解に「借陵守、及び墓守・山代國三戸」など見ゆ。

10 河内の守戸 諸陵寮式に「仲哀陵(志紀郡四)、應神陵(志紀郡三)、允恭陵(志紀郡四)、仁賢陵(丹比郡五)、安閑陵(古市郡二)、敏達陵(石川郡五)、用明陵(石川郡三)、推古陵(石川郡四)、孝德陵(石川郡三)、春日山田皇女墓(古市郡二)、聖德墓(石川郡三)、石姫皇女墓(石川郡三)、仁明外祖母田口氏墓(交野郡二)と載せ、令集解に「借陵守、及び墓守・河内國五十七戸」など見ゆ。

11 京師の守戸 令集解に「借陵守、及び墓守・京廿五戸」と見ゆ。

12 和泉の守戸 諸陵寮式に「五十理敷入彦命墓(日根郡二)」と見ゆ。

13 近江の守戸 諸陵寮式に「息長(舒明祖母)墓(坂田郡三)」と見ゆ。

14 伊勢の守戸 諸陵寮式に「熊野野墓(鈴鹿郡三)と載せ、令集解に「借陵守、及び墓守・伊勢國三戸」など見ゆ。

15 紀伊の守戸 諸陵寮式に「龜山墓(名草郡三)と載せ、令集解に「借陵守、及び墓守・紀伊國三戸」など見ゆ。

16 攝津の守戸 諸陵寮式に「磯體陵(島上郡五)とあり。

17 淡路の守戸 諸陵寮式に「淳仁陵(三原郡一)とあり。

18 陵戸村主 百濟族なり。陵戸の長たりし氏か。大同元年二月紀に「和泉國人陵戸村主黒人に姓を村主と賜ふ」と見ゆ。

19 陵邊君 漢族なり、田邊條を見よ。

20 雜載 その他、中宮、サ、キ、モリベ等の條參照。

墓守部 ハカモリベ 前條を見よ。

波加利 ハカリ 甲斐に波加利庄、波加利本庄、波加利新庄等あり、また安藝にも波加利庄見ゆ。此の氏の事は前長條參照。

計麥 ハカリムギ ケイバク 正訓不明。但馬の豪族にして、但馬國太田文に「七美郡馳添庄、歡喜壽院領、領家按察二位家御跡、

二十六町六反三百四十歩、地頭射添彌三郎入道、公文計麥太郎入道・御家人」と見ゆ。

把伎 ハキ 和名抄、筑前國上座郡に把伎郷を載せ、波木と註す。後世把木邑と云ふ。

萩 ハギ 攝津國島上郡に萩莊、その他、三河、長門等に此の地名存す。

1 藤原南家熱田大宮司族 三河國寶飯郡萩邑より起る。尊卑分脈に「範忠(熱田大宮司)―忠孝―忠兼―忠成(大宮司。刑部權少輔。猶子。實父大膳大夫大江廣元也)―忠成(大宮司。刑部少輔。猶子。同大江氏云々)―忠廣(大宮司。萩左京亮)と載せ、又忠氏の弟「時光―顯廣―經廣(大宮司)とあり。而して毛利系圖に「忠茂―忠氏(萩大宮司。忠成猶子)―忠廣(萩大宮司)―行廣(大宮司)―康廣(萩大宮司)と載せ、中興系圖に「萩。藤原姓、範忠六世三河四郎季兼の末左京重廣・之を稱す」と見ゆ。

氏人は永享以來御番帳に「四番・萩小太郎、萩彌五郎」を載せ、又文安年中御番帳に「四番・萩内匠助、在國宗・萩左京助」など見ゆ。又常徳院江州勅書着到に「四番衆・萩又三郎信平」を載せ、又見聞諸家紋に

室町時代、寶飯郡萩邑萩城に據る。三瀬、清家等の條參照。

2 雜載 その他、田中藩知行割帳に「持弓頭二百四十石(廿五人)萩市郎大夫」を載せ、又萩彦次郎あり。

葉木 ハキ ハノキ

1 清和源氏足利氏族 駿河國の豪族にして、今川氏の族裔、大藏少輔直秋を祖とす。今川、葉木等の條參照。

2 遠江の葉木氏 前項氏に同じ。遠江國高林、葉木等の氏族は今川の末葉なりと。又新風土記等に見ゆ。

羽木 ハキ ハネキ 奥州の豪族にして、清和源氏、南部光行の子實氏を祖とすと云ふ、次條、及びハネキ條を見よ。

波木井 ハキキ 南部條を見よ、又武田、加賀美等の條參照。

1 清和源氏加々美氏族 甲斐國南巨摩郡波木井邑より起り、又羽切、羽桐、波切、羽切井、破切居等に作る。南部光行の男實長・波木井、御牧、飯野の三庄を領して、波木井氏を稱せしに始まる。秋山系圖に



南部三郎光行—實長(南部羽切六郎。日蓮上人の弟子、日本法華宗の始、法名日圓)—實繼(羽切祖)—長繼と見え、又實繼の弟「祐光(彌三郎、甲州南部祖)—祐政(六郎)」とあり。又南部家譜に「實長・三郎、六郎、羽切井を稱す。八月祖」と載せたり。實長の男は彌六郎長教也。氏人は太平記、觀應二年薩摩山條に「南部一族・羽切遠江守」見え、身延山縁起に「實長十代 破木居三河守實實は、大永七年武田信虎のために、一門衆悉く峰の城にて生害なし、義實より三代次郎實春は、天正十一年、信州高岡寺にて戦死、此の時、甲州破木居氏永く断絶す」と見ゆ。その居城なる波木井城は波木井村にありて、國志に「波木井六郎實長の居址なり。村の西北の山上に在り、古は村戸も此處にありしと云ふ。城址は道の北に傍ひ、一級高く平なる處本丸なり。身延縁起に「大永中、福島上總、亂入の時、波木井三河守實實之に黨するに因りて、武田信虎の爲に峰の城に於いて貴殺さる」とあるも、此の城の事なるべし」と。後裔は誠忠舊家録に「甲斐源氏加賀美遠光朝臣男・飯野、三牧、波木井、三郷の領主波木井六郎實長後胤。身延里波木井禮部實好」などあり。

陸奥の破木居氏 盛風記に「破木居政長は甲州より奥州に下り、工藤大助が家を繼ぎて、子孫は八戸南部氏となる」と。又八戸五世傳に「師行は八戸氏、又次郎と稱す。南部政行の次男にして、出で、同族長繼の家を承く。長繼の系は南部光行の三男實長より出づ。實長より長繼に至る三世は甲州波木井に居る。元亨二年、奥人安藤勢・北條氏に叛す。高時・足立時光を遣はして、之を征せしが克たず。是より先、長繼・肉徒を奥州糟郡に討ち事平ぐ。會ま時光・援を乞ふ。即ち馳せ赴き、畑時能と相諷して、夜・安藤氏を襲ひ、斃勢、及び族將數人を獲たり。職名、大いに著はる。長繼の子貞繼天す。遂に師行を納れ女を配して嗣と爲す。建武元年、源頼家・陸奥國司に任ぜられて宮城郡に居る。師行・國代と爲りて之に従ひ、始めて城を糟郡八戸に築いて居る。頼家・視して曰く、是れ本州を蕩平する根本の城なりと。因りて根城と號し、遂に根城近傍の地を賜ひ、以つて采邑と爲す。適ま鹿角郡地頭

に闖あり、又併せて之を賜ふ。是に於いて師行・諸郡を巡視し、以つて盜賊を捕へ、滯冤を濫ぎ、部内大いに治る。二年、頼家・詔を奉じて西上す。國中、未だ服屬せず、故に師行父子を留めて之を守らしむ」と。その他の事は南部傳、及び八戸、工藤等の條を見よ。

羽切井 ハキキ 清和源氏加賀美氏の族、前條氏に同じ。

破切居 ハキキ 同上。奥羽水慶軍記等に見ゆ。

破木居 ハキキ 同上。

破木井 ハキキ 同上。

萩井 ハキキ 同上。又陸中盛岡の人萩井尚綱は盲人なれど易學に長ず。

萩岩 ハキイハ

萩内 ハキウチ 永享以來御番帳に「四番・萩内近助入道、萩内八郎」と。前者は文安年中御番帳に「四番・萩内匠助」と云ふに當るか。

萩尾 ハキヲ 藤原姓なりと。大村藩士系録に「萩尾(長岡)、藤姓、萩尾嘉右衛門の裔也」と見ゆ。又豐薩軍記、天正十四年、岩屋城攻條に萩尾顯可を擧ぐ、同族か。

萩萩 ハキヲキ 中興系圖に「萩萩。大江

姓、本國、故吉字三星」と見ゆ。

萩久保 ハキクホ 信濃等に此の氏存す。

萩窪 ハキクホ 信濃に此の氏存す。

萩倉 ハキクラ

萩坂 ハキサカ 加賀に此の地名あり。

萩澤 ハキサハ 伊勢國の豪族にして、永正の頃、萩澤若狭守あり、同四年に横瀬荒次郎直行を破る、横瀬條參照。また弘治二年、千種氏配下の將・萩澤備前守は、近江佐々木義賢の將小倉三河守を破る。伊勢軍記に見えたり。

掃石 ハキシ ハキイシ

1 神掃石公 三輪氏の族にして、出雲國島根郡の豪族也。後に大神掃石朝臣姓を賜ふ。

2 大神掃石朝臣 前項氏、及び神人公の朝臣姓を賜へる氏也。神護景雲二年八月紀に「出雲國島根郡人外從八位下神掃石公文麻呂、意字郡人外少初位上神人公人足、同郡人神人公五百成等の廿六人に、姓を大神掃石朝臣と賜ふ」と見ゆ。その後、仁和三年三月紀に大神掃石朝臣あり、此の氏と同じかるべし。

萩島 ハキシマ 備中に此の地名あり。

萩須 ハキス 伊勢國桑名郡の豪族にして、

桑名邑南城は萩須氏の居城と云ふ。萩須の誤也。大儀須、萩須等の條を見よ。

萩園 ハキノノ 東鑑卷四十七に萩園朝太郎・見ゆ。

吐田 ハキタ ハンダ條を見よ。

萩田 ハキタ 萩田と誤り混ず、合せ見よ。

1 三河の萩田氏 設樂郡須長村古屋鋪は池田家臣萩田庄助・天正十八年より當所に據ると。二葉松等に見ゆ。

2 雜載 秀康船給帳に「千石萩田主馬、三百石萩田助市」を載せたり。

萩津 ハキツ 信濃に存す。

萩庭 ハギニハ

萩沼 ハギヌマ

萩之 ハギノ 信濃に現存す。

萩野 ハギノ ハイノ 伊勢、羽前等に此の地名あり。

1 本間氏族 本間系圖に「海老名季定の子季時(萩野五郎)と見ゆれど、萩野なるべし。ヲギノ條を見よ。

2 丹後の萩野氏 丹後國諸庄福保徳田數目録帳に「丹波郡御殿保、十町四段百八十一歩内、五町六反百四十四歩、萩野將監、奥佐郡山田郷、二十七町三十四歩内、一町九反七十二歩、井上分萩野將監」な

ど見え、下りて永享以來御番帳に「四番・萩野彈正左衛門尉」、文安年中御番帳に「四番・萩野彈正左衛門尉」を載せ、又常徳院江州動座看りに「四番衆(丹後)萩野下總守光弘」とあり。相當の豪族たりしを知るべし。

3 土佐の萩野氏 解詁大夫十二代孫萩野繼部の後也と云ふ。國司一條家に仕へしが、後長曾我部氏に降る。「野仲、假倉、萩野云々、此の分一組・親泰へ降る」など見ゆ。

4 桓武平氏 中興系圖に見ゆ。

5 伊勢の萩野氏 安濃郡萩野邑より起り、萩野城に據る。名勝志に「萩野城址。萩野村字大屋垣内に在り、面積六百五十坪許、周圍石疊を廻らす。古老傳へ云ふ、應永中、萩野彌左衛門・之に居り、北畠氏に屬すと。其の子孫・今尚ほ存せり」(五給遺書、背書國誌)と。ヲギノ條參照。

6 佐々木氏族 中興系圖に「萩野。宇多源姓、佐々木分流」とあり。

7 奥州の萩野氏 田村家臣に此の氏ありて、田村郡彈正館は大總紀伊守臣萩野彈正住せりとぞ。又伊達政宗家臣萩野又兵

衛は、道明寺戦に後藤又兵衛を鉄にて討つ。又輩名家臣に萩野氏ありと、萩野の誤か。

8 雜載 承久記卷一に萩野の三郎、ヲギヲ也。又小金本土寺過去帳に「萩野大和守、萩野小太郎・江戸」等見ゆ。

その他、福井松平藩重臣、吉田伊達藩用人等に存し、又秀康廟給帳に「四千石、御普請與頭、萩野河内」。また「五百石萩野牛十郎、萩野長兵衛」等見ゆ。又丹波、三河、甲斐の萩野氏は萩野條參照。

又堀尾山城守給帳に「八百石萩野彦之丞、二百石同矢島、百三十石萩野七右衛門」を載せ、又儒者に春亭萩野實(子恕、東井)あり。又家傳史料老人賀宴次第に萩野檢校豊種・見ゆ。又攝津、志摩、備前、信濃、武藏に多し。又近世世、史學の泰斗たりし萩野由之先生は佐渡の人也。

萩之谷 ハキノヤ

萩原 ハキハラ ハギバル 山城に萩原殿、その他、大和、尾張、甲斐、下總、常陸、美濃、飛騨、備後、安藝、紀伊、阿波、讃岐、豊後、肥後、日向等此の地名多し。

1 佐々木氏族 佐々木系圖に「佐々木五郎義清—泰清(出雲守、隱岐守、信濃守、

弘安雲州死)一茂清(五郎左衛門、母葛四伯耆守平清親の女、法名覺清、正應五年正月二十九日死去)一茂頼(號萩原三郎左衛門、正中二年三月八日死、法名覺阿)一貞茂(但馬權守、母松田九郎の女)一直茂(次郎左衛門)、弟師茂(三郎左衛門)と。又貞茂の弟に貞義(孫四郎)見ゆ。

2 菅原姓 遠江介古人の後裔河内守忠良、近江國萩原に住して家號とすと云ふ。正次より系あり。家紋梅輪内、杏葉、美葉。寛政系譜に「帶刀正次(忠滿、朝倉義景、後小早川秀秋に仕ふ)一久左衛門正利一長左衛門利久一三左衛門宣久一久左衛門久茂一伯耆守美雅一主水雅忠一越前守雅實」を載せ、また「善兵衛房水一長右衛門房長一房輝(五百石)等と云ふもあり。

3 卜部姓 雲上家の稱號にして、卜部兼照の十世兼治(左兵衛佐、大藏卿)の二男兼從を祖とす。吉田、豊臣條參照。

「兼從一員從(左衛門佐、實は富小路頼直二男、姓を藤原に改む)一兼澄(實は大納言隆貞男)一兼武一員領(元は兼領)一員幹(元は兼幹)一從言一員輔一員光一員種」にして、徳川時代、卜家、新家、千石。吉田村、寺は玉圓菴。内々、神祇道。

12 尾張の萩原氏 中島郡萩原邑より起る。萩原助十郎は織田氏に仕ふ。

13 清和源氏土岐氏族 美濃發祥也。池田郡に萩原邑あり、その地より起るか。山縣系圖に「多藝三郎頼經の子時經(萩原)と載せたり。また同族淺野氏の族にもありて、土岐系圖に「(淺野)判官代備氏(又太郎)の子國實(孫二郎、號萩原)と載せ、新撰志に萩原孫二郎・見ゆ。

14 參河の萩原氏 實飯郡丹野山城(大塚村相樂字荒井)は、萩原備後守(左衛門尉)芳信、同左衛門佐等、居城せしが、文明二年落城すと云ふ。末裔・今泉氏と云ふ。

15 三枝姓 甲斐國の豪族にして、山梨郡萩原邑より起る。三枝七名の一也。後世、中萩原(大森村)の氏族に此の氏存す。萩原源五左衛門、同治郡左衛門、同朝兵衛、同久右衛門等、國志に見ゆ。なほハイバラ條參照。

16 村上源氏 これも甲州發祥の萩原氏にして、寛永寛政兩系譜、村上源氏に收め、村上天皇九代の後胤・流落して、甲斐國

現今子爵。



吉川源三郎先祖書に「萩原兼從(吉田同姓)、萩原三位從員」等見ゆ。

4 大和の萩原氏 宇陀郡萩原(樓原)より起る。郷士記に「萩原九門、萩原右衛門」等を載せたり。

又平群郡の豪族に萩原氏あり、南生駒村萩原城に據る。郷士記に「萩原加助、萩原加賀守・見ゆ。鳥氏の麾下にして、部下に勝尾氏、小明氏等あり。鳥條參照。

5 河内の萩原氏 長祿寛正記、河内勢に萩原三郎・見ゆ。

6 赤松氏族 播磨の豪族にして、赤松系圖に「赤松左衛門尉久範一太郎左衛門尉茂則一光則(萩原孫三郎)一敦範(萩原)と載せ、また石野系圖に「赤松播磨守久範一光則(萩原孫三郎)一敦則(萩原)一有範(萩原)」と見え、又岡本系圖に「久則一茂則(白幡城主、次郎左衛門尉、太田肥前守賀、二十七歳死)一光則(孫三郎、萩原と申す)一敦則(二代、ハキハラと號)」とあり。

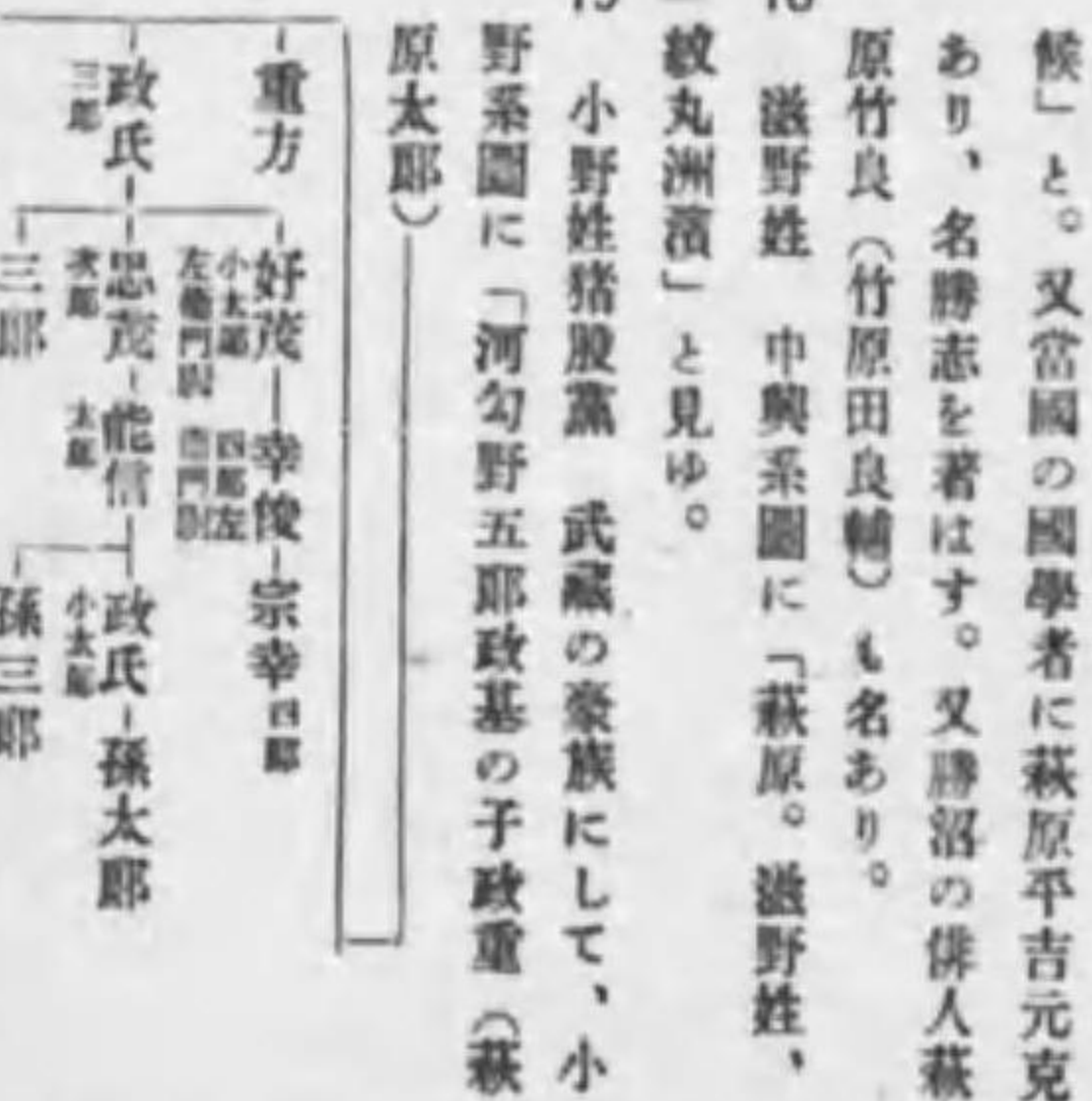
萩原に住すと云ふ。第六項と關係あるか。系譜に「宗左衛門重次(市左衛門興重、武田信玄、明智光秀、豊臣秀長、同秀保等に仕へ、山城に死す)一市左衛門無重一瀨兵衛重正一十兵衛重成一市左衛門重道(十大夫)」等あり、家紋丸に「文字三星、丸に釘抜。寛永系圖には星梅五ツ枝、二百石。

又東山梨郡小屋敷邑の萩原氏は小野氏の族と云ふ。こは萩原の誤り也。

17 甲斐の萩原氏 前二項參照。その他、一宮社家に萩原織部あり、寺社由緒書に「神澤村長百姓にて社役相助め罷り在り候」と。又當國の國學者に萩原平吉元克あり、名勝志を著す。又勝沼の俳人萩原竹良(竹原田良輔)も名あり。

18 滋野姓 中興系圖に「萩原。滋野姓、一紋丸洲濱」と見ゆ。

19 小野姓猪股黨 武藏の豪族にして、小野系圖に「河勾野五郎政基の子政重(萩原太郎)」



伊波己里和希—麻和加介—阿加波智君—

手波智君—都奴幸斯君

阿那爾比彌—振媛—繼體天皇

汗新王

此の系の誰の時から、此の國に移つたか、それはわからぬが、大兄彦王は石衛別四世の孫で、羽咋國造初代だから、それと同世数の阿加波智君頃には、既に越前に移られて居つたのであらう。其の子手波智君は、此の國の江沼國造の女と婚して居るから、此の國に住んで居たと思へる。振媛の事は、上宮記に「汗新王・彌乎國高島宮に坐す時、此の布利比賣命の甚だ美女なるを聞き給ひ（彌乎は三尾で、此の氏族の根據地である。汗新王は其の地に御座して、布利比賣の美女なるを聞いたと云ふ事から考へると、此の氏族の一部が、此の國に移住しても、始終本據に居る本家と交通して居たのがわからう）、人を遣はして、三國坂井縣より召上げられて娶り（布利比賣の三國に住居せられた事がわかる）、生み給ふ所は伊波禮宮にて天下を治め給ふ乎富等大公主也（繼體天皇の事）。父汗新王崩去して後、王の御

母布利比彌命言して曰ふ、我獨り王子を親族部の無き國に持ち抱き、唯我獨り養ひ育てひたし難しと、言擧して宜ふ（布利比彌の父祖の早く三尾の本家より別れたるを知る事が出来る。親族部が無いとは、近い親族のない事である。其の實此の三尾の地は、媛先祖の地でな）。爾の時、祖の在る三國に下り去りて、多加牟久の村に坐し給ひ（媛の父祖阿加波智君や、手波智君の三國に住居せられたのがわかる）。と見え、又繼體記に「母を振媛と申す。振媛は活目天皇（垂仁帝）の七世の孫也。天皇の父・振媛の顔容・姝妙にして甚だ嬌色あるを聞き給ひ、近江國高島郡三尾の別業より使を遣はして、三國坂中井に聘せしめ、納れて以つて妃となし、遂に天皇を産み給ふ。天皇・幼年にして父王薨す。振媛・適ち歎じて曰く、妾・今遠く桑梓を離る、安ぞ能く膝養するを得んや、余高向（高向は越前國の邑名也）に歸寧して天皇を養ひ奉らん」とあるので、此の氏族が三國地方に居つた事がわかる」と。

別王は、羽咋君、三尾君の祖」と見え、又前項の如く、繼體天皇の御母振媛は、此の後裔に御座し坐す也。上宮記に「伊久牟尼利比古大王（垂仁帝）が生める御兒伊波都久和希（石衛別）、兒倭波智和希（石城別）、兒波己里和氣、兒麻和加介、兒阿加波智君、兒乎波智君・余奴臣の祖。名は阿那爾比彌を娶りて、生める御兒都努幸斯君、妹布利比彌命也」と見え。こは繼體記に「男大連天皇云々、母を振媛」と曰ふ。振媛は活目天皇七世の孫也」とあるに合す。此の氏、姓氏録、右京皇別記に收め「羽咋公。同天皇（垂仁）の皇子磐衛別命の後也。亦の名神御別命也。續日本紀に合す」と載せたり。

吐山

1 荷田姓 山城の氏族にして、伏見稻荷社の社家也。當社の祠官の多くは秦姓にて、秦中家忌寸の後と云へど、此の系統のみは、荷田宿禰姓を稱し、雄略天皇の

羽倉

1 荷田姓 山城の氏族にして、伏見稻荷社の社家也。當社の祠官の多くは秦姓にて、秦中家忌寸の後と云へど、此の系統のみは、荷田宿禰姓を稱し、雄略天皇の

皇子磐城王裔と稱す。羽倉御殿預家、四羽倉目代家、京羽倉家等ありて、御殿預家は又東羽倉家とも稱す、下社の御殿預たりし家也。イナリ條參照。その分家に北羽倉家あり。東羽倉系圖に「磐城王裔（荷田氏大祖、荷田殿、稻荷山の地主也。和銅四年後、嗣官と爲る）—嗣（天平年中）—早（延暦年中）—龍……—延秀—延俊—延胤—延範—信次—重次—信當—信吉—信詮—春滿（春滿は荷田條參照、國學の四大人也。その甥在滿（東之進、持之）その業を繼ぎ、その名又著はる。その妹蒼生子も亦名あり。次に信彌（子晨、攝津守）は一に「春滿—信滿—信彌」と見え、詩歌を善くす。四羽倉家は蓋し東羽倉家より分れしならんか。下社の目代たりし家にて、四羽倉系圖に「龍……—廣—崎—光—師—康—延備—信景—時延—延盛—延幹—延憲—延

忠—政信—延次—延重—信辰—信元—信合—信之—信賢—信資—有信—信度—延要—應仁記卷三に「社務羽倉出羽守」を載せ、又應仁別記にも「社務羽倉、出羽守」と。また應仁私記に羽倉平六（見ゆ、同族か。次項を見よ。下りて徳川時代、春滿、在滿の外、荷田御風、その嗣惟徳（子馨、藏井氏）、また羽倉信愛、同信美（上總介）等皆學名あり。2 藤原姓 應仁私記に「羽倉平六（藤原定利）」見ゆ、若狭の豪族か。3 山陰の羽倉氏 尼子氏の將に羽倉孫兵衛元隆あり、陰徳太平記に見ゆ。又安西軍策にも羽倉氏の事あり。4 幕臣羽倉氏 寛政系譜、未勅に此の氏一家を載せたり。前諸項と同異を詳にせず。家紋五七桐。彌左衛門光周—權九郎秘教」等見え、家傳史料に羽倉權九郎を載せ、又簡堂羽倉外記用九（士乾）あり、大阪の人、學問と能吏とを以つて知らる。

葉栗 ハクラ 尾張國に葉栗郡あり、和名抄に波久利と註し、神護景雲三年九月紀に、葉栗郡とあるを初見とす。尾張志に「むかしは墨俣川、又厚見郡の堺川をもて、西北の堺としたりしを、天正十二年秀吉公のからひにて、起川を國さかひにあらため、川四の村々を美濃に屬せられたり。その美濃の地は今羽栗郡とかけり」と。郡内に、葉栗郷を收む、大日本史に「今光明寺村、葉栗尼寺あり、即ち郷名の遺」と見え。又山城國久世郡に羽栗郷ありて、延喜式に雙栗神社を載せたり。1 葉栗臣 春日氏の族にして、山城國久世郡羽栗郷より起りしならん。古事記、孝昭段に「天押帶日子命は、春日臣、葉栗臣、云々の祖也」とある後也。此の國なるは、寶龜七年八月紀に「山背國乙訓郡人外從五位下羽栗翼に、姓を臣と賜ふ」と見え。此は庶流の人ならん。翼は羽栗吉麻呂の子也。吉麻呂、靈龜二年、阿倍朝臣仲麻呂に従ひて入唐し、唐女を娶りて、翼、及び翔を生む。翼、天平六年父に隨ひて歸國し、後また遣唐判官となりて唐に赴く。遂に内膳正、侍醫に進み、延暦十七年卒す。また羽栗馬長（渤海

海語を學ぶ、葉栗臣乙真(齊衡元年紀)あり、此の族か。(尾張の方、本貫か)。姓氏録には左京皇別に收め「葉栗臣。和安部朝臣と同祖。彦雄津命三世の孫建穴(一本・安に作る)命の後也」と見ゆ。

2 近江の葉栗臣 天平廿年の寫書所解に「羽栗臣國足(近江國犬上郡尼子郷戸主羽栗臣伊賀麻呂の戸口)見ゆ。

3 尾張の葉栗臣 前述の如く、當國には葉栗郡ありて、郡内に、葉栗郷、若栗郷、若栗神社等、古書に見ゆ(和名抄、神名式)、此の氏と縁故あるべし。遺書抄原段に「八麻呂と云ふは、歌仙の外にはなき歟。尾州葉栗郡に光明寺と云ふ寺あり。ハクリの尼寺と名づく。是をば飛鳥淨御原(天武帝)御宇(丁丑)、小乙中葉栗臣人麻呂、始めて建立す」と見えたり。是れは歌仙には非ず、同名也。蓋し葉栗郡領家、和邇部臣より分れし氏か。

4 羽栗宿禰 姓名錄抄、拾芥抄等に見ゆ。羽栗臣の後也。

5 無戸の葉栗氏 山城に在り、葉栗臣の族類也。此の國無姓葉栗の臣姓を賜へる事は第一項にて云へり。また姓氏錄、山城皇別に收め「葉栗、小野と同祖。彦國

6 丹治姓丹黨 武藏の豪族にして、丹黨と云へど、前項諸氏と關係あらん。此の氏の事は、七黨系圖に「(井戸)政成一家(七)——(葉栗)國經(葉栗五)——時綱(五)、弟經國(九)、弟有國(十)」と載せ、又國經の弟に「行綱(九五)、頼茂(彌四)」の二人を擧ぐ。井戸葉栗系圖には「政成(山田八郎、岩田、井戸)——行成(九郎)」



羽栗 白鯉館 ハクリクワン 狂歌師の家名にして、初代白鯉館伊賀は伊賀の人、木室七左衛門朝忠、二代伊賀は和田新五兵衛定記也。羽栗 ハクリ 羽前國東田川郡羽栗山より起り、陸中、陸前、磐城、岩代、下野、越後、佐渡、尾張等、此の地名多し。1 羽栗山社 羽栗山は、式内伊氏波神社にして、出羽國の宗祀也。中頃、修驗道の道場となり、紀の熊野、和の金峰、

加賀の白山等と相並び、湯殿山、月山とを並せて三山と稱し、東南に雄視す。神祇志に「伊氏波神社は、今羽栗山に在りて、羽栗權現と稱す。古は皇野に在り、中頃、之阿久谷に移り、後に又大堂に遷る、即ち今の地也。羽栗山は舊名を伊氏波山と云ふ、後世修驗者の崇奉する所となり、漸く古名を失ふ。出羽風土記に曰ふ、本堂に嘗て古額・存し、題して伊氏波神社と曰ふ、亦以つて證と爲すべき也。相傳へて玉依姬命を祀る(出羽風土略記)と云ふ」と。

羽源記に「開山能除太子と申すは、上古出現、神通自在權化の聖者にて、聖德太子の御從弟也。父は泊瀨王子とて、崇峻天皇のいまだ春宮に立ちたまはぬ以前の御子にて、御形異相、偏に夜叉の容なりければ、幼稚の時、師へ捨て進らせられたるを、謫公と云ひし異人・之を仙境へ誘ひ行き、夫より以降四十餘年を経て、敏達天皇の御宇(聖德太子御十四の時)顯跡四乙巳年、弘海大德と名乗りて、其の御年四十一にして、北海奥羽八乙女浦に至り給ふ。用明帝丁未年六月、蘇我馬子、弘海大德を尋ね、精舎を營み進せんと欲す」とあり。

す」とあり。鞍部多須奈・下りて、弘海に謁し、馬子の趣意を談しけれども、弘海・肯ぜず、推古天皇の吉貴元癸丑、馬子・聖德太子と讓して、上に奏し、官符を弘海に賜はり、靈鳥の奇瑞に因りて、山を羽栗と名づけ、「乘妙典の正體、普門德益の淨刹也」とて、即ち寂光寺と稱し、靈應崇敬の故に、能除大師と賜號せらる」と見ゆ。その他、傳説多けれど詳かならず。當社の社名は、三山雅集に「古來は宮司ありて、大宮と稱し、諸國の禰宜へも免狀を附與せしめしに、今は絶ゆ」と。後世、藤島に羽栗山の社名とて、神祇官吉田殿の下知を受けざるものあり。假名を兵部大夫、長門大夫、刑部大夫、泉大夫などと稱しながら、羽栗山より院號の免狀を受けて、修驗道を兼帶す。凡そ庄内の諸山は舊幕時代、寺家の勢強くして、社職を是准せんとし、社家は勢・微にして、寺家の下に屬するさまなりき。又羽栗山の神子は、今も左(七日町)寄木(仙道)とて、兩女ありて、六石三斗宛を料せり。羽源記に「仙道の寄木、大梵寺の左などいふ神子共、一生不犯の行體にて

加持しけるに」と載せ、又三山雅集に「女別當職と云ふものありて、諸國の巫女を司り、神託勸禱の家業なり」と云ひ、又源平盛衰記に「安元三年、殿下の御母・御立願の所に、出羽の羽栗より上りたる身吉と云ふ童御子の籠りたりけるが、十禪師の御前にて、俄かに狂ひ出で、舞ひ出す」などある、皆關係あらん(風土略記)。また在願とて真田氏・代々其の職を傳ふれど、後世、勢・微にして、知行なかりしも、一山會席の時、三先達の次、前寺家の上に座し、神事法式の席へも、上下を着して出でしとぞ。サナダ條を見よ。又羽栗山中興覺書に「一、當山は往古・莊内三郡を社領とし、衆徒・所々方々に居住す。清僧、修驗、社人、禰宜、神子等、都合七千餘坊あり。大山たるに依りて、徒黨蜂起・絶えざれば、鎌倉將軍家・出羽國司に訴へ、惡事者修有る時は之を討す。西明寺時頼公の廻國の時、三ヶ年此の山に來り、夏中、本社に承仕役を勤め玉ふ。」

史職に補せられ、一月を十日代に仕置を致さる。これによりて衆徒、山伏等、上旬、中旬、下旬と、三長吏に配分にて伺公す。上旬の家老は太田氏、中旬の家老は三澤氏、神林氏、下旬の家老は眞田氏、吉住氏也。上旬、中旬の子孫は断絶し、下旬の末葉、寛文中迄これ有り。知行三十石にて、女別當役を勤め、神子、社人を支配す。常喜坊・是れ也。一、別當職は武家持にて、武藤氏なり。下大寶寺とて、今の鶴岡即ち居城也。武藤の末葉・空山、法山、守壽、慶壽と號し、四代目の慶壽は俗名義氏、此の時屋形號を申し請け、羽栗山領・少分に宛て行はれ、自分放逸・奢侈たるに依りて、惡屋形、惡義氏と國民・之を申す」と。武藤、大寶寺等の條を見よ。又羽源記に「羽栗衆徒は、其の長者を上旬と名づけ、僧道の事を執行はせ、中旬とて賢者を一人定めて、政務を司らしめ、下旬とて武きを一人立て、刑罰を司らしめたり」など見ゆ、各氏條を參照せよ。2 澁谷氏族 佐渡國賀茂郡羽栗色より起る。澁谷黨の一にして、羽栗三郎左衛門附眞住。此の地に據り、十箇村の地頭た

りしが、天正中に至り滅亡す。又種太郎にもあり。

3 下總の羽黒氏 小金本土寺過去帳に、「羽黒修理亮・福徳元辛亥三月、馬橋萬満寺にて布施殿に誅せらる」と。

4 良岑氏族 尾張國丹羽郡羽黒色より起る。良峰氏系圖に「原大夫高成—散位高長—次郎長高—(羽黒)長俊(號羽黒二郎)—吉綱(同二郎、弟に僧幸範あり)—高元(左近將監)、弟安義」と載せ、また長俊の弟、箱羽大夫吉高の男高俊に羽黒二郎と註す。

4 雜載 近江の人牧野左平治成實は羽黒養澤と號す。

羽黒堂 ハクロータウ 陸前國江刺郡羽黒色より起る。封内記に「田茂山邑の古壘・羽黒堂對馬の所居」と載せたり。

馬關田 バクワンダ マクワダ 日向國の名族にして馬關田庄より起る。北原氏の家臣に長關田右衛門尉あり、日向記に見ゆ。猶ほキタハラ條一八九九頁を見よ。

波介 ハケ 土佐に此の地名あり。

波氣 ハケ 陸中國下閉伊郡箱石邑より起る。佐々木氏の末裔と稱す。義如・南

部氏に仕ふ。家較四目結、五七桐。閉伊氏の族にして、奥南高指録に「鎮西八郎爲朝の裔」とす。ヘイ條を見よ。

箱浦 ハコウラ 和泉、讚岐等に此の地名あり。

箱川 ハコカハ 豫章記、正平頃の人に「箱河四郎、得能人々、越後守父子」と。又筑紫にて當參の人々には、箱川又太郎兄弟、伊東、湯淺、馬場、松永、其の外數輩」とあり。南朝の忠臣也。

箱河 ハコカハ 前條氏に同じ。

箱木 ハコギ 攝津國八郡郡の名族にして播磨國美奈郡箱木邑より起ると云ふ。衛原、千年等の條を見よ。藤原房前の子藤河の裔と傳へらる。

箱崎 ハコザキ 筑前國糟屋郡箱崎町に宮崎宮ありて、應神天皇を奉祀す。延喜式には「那珂郡八幡大菩薩宮崎宮一座」と見ゆ。その他、武藏、岩代、陸前、陸中、壹岐等に此の地名存す。

1 秦姓 宮崎宮の大宮司家にして、その記録に「波多準男宿禰か十餘代の後胤・大宮司正四位秦宿禰遠疑は、醍醐天皇に仕へ、延喜年中、始めて秦姓を賜ひ、正四位に叙せらる。是れ箱崎大宮司の始祖

也」と。又「箱崎宮管領大宮司第四世を秦宿禰遠久と云へり。此の人・天元年中、從四位上に叙せられ、長徳中迄在職し、自ら宮崎の名を稱す。故に時人・宮崎長者と號す。弓馬の道にも心を盡し、近郡に威を振へり。其の子を滿遠と云ふ。又箱崎殿と稱せり。此の人・長保より萬壽の頃迄在職す」と。かの謡曲に云へる箱崎殿とは、此の父子を云ふならん。

又續風土記に「箱崎神領の事は、文治三年八月、源賴朝より箱崎大宮司親重に賞を行はる。那珂郡四郷、糟屋郡四郷等なりと東鑑に見えたり。其の神官の遠孫今もあり。文明十年、大内政弘の書には「箱崎神領・筑前國早良郡倉光上下庄七十丁」とあり。また永祿二年、筑紫下野守惟門・那珂郡にて、百八十町の地を寄進せる由の文書あり。又享祿年中、大宮司が私領八十九町ありしよしの文書も存すとぞ。以下田村條に詳か也。

2 藤原姓 前項宮崎邑より起り。尊卑分脈に「冬嗣—良門—利基十二世孫信景(以上近藤條に詳か也)—基貞(左衛門尉、猶子云々。花山院忠雅公家人、鎮西、宮崎の社人、宮崎左衛門尉と號す)—基景(使、

主馬正、馬允、右衛志)—基景(使、筑前守、右衛尉)—基茂(右衛門尉)、弟基貞(右馬允)と載せ、又基景の弟「基種は右衛尉」と見え、中興系圖に「宮崎。内舍人良門十四代左衛門尉基貞、これを稱すと。海東諸國記に「安直。丁亥年、使を遣はして漂流人を送り、書して筑前州宮崎津寄住臣藤原孫右衛門尉安直と稱す。八幡神留守殿管下」と見ゆ、此の族ならん。又「直吉。丁亥年、我が漂流人を送り、書して筑前州宮崎津寄住藤原兵衛次郎直吉と稱す。信重が兄の子。八幡神留守殿の管下にして宮崎津に居る」と見ゆ。信重とは藤原佐藤四郎信重の事也、佐藤條参照。

3 宮崎宮社家 神領文書に「筑前國宮崎宮領高千石配分之事。三百石・御造營料分、三十石・正月元朔御供料、四十石五斗・同日御酒迎、一石・正月十一日御芹立、三十石・正月十二日、十二月十四日御誕生會連歌、十二石・正月十四日御本地講、二十一石・月別御供、二十五石・八月十五日放生會料、七石五斗・御道具仕替料、九石六斗・御幣料、二百三十五石二斗五

升・座主坊五智輪院法印、七十二石三斗五升・大宮司秦朝臣管領、二十八石二斗五升・勸進坊、二十四石七斗一升・留主職平朝臣、二十四石二斗五升・赤幡坊、十石・彌勒寺、十四石六斗五升・一御灯坊、十五石二斗・二御灯坊、十四石五升・蓮城坊、十四石四斗二升・乘賢坊、十三石五斗二升・一乘坊、十一石五斗六升・智禪坊、二十三石四斗・權大宮司大神朝臣、二十二石三斗八升・執行安部朝臣、九石二斗三升・權大宮司安部朝臣、四石九斗九升・同藤原朝臣、四石五斗七升・同仲原朝臣、五石六斗六升・祝太夫、六石六斗・圓臺坊、六石二斗一升・定禮坊、五石五斗九升・學頭坊、二石八斗九升・四ヶ所戸次朝臣、一石九斗一升・別當安部朝臣、七石七斗八升・一番坊、六石二斗七升・二番坊、六石二斗三升・三番坊、二石八斗九升・金藏坊、六石一斗七升・樂所座三人、三石二斗五升・伶人座三人、三石九斗・御油座三人、四石三斗・佛座三人、六石一斗五升・御炊座六人、一石二斗一升・少宮司安部朝臣、九石六斗・權小宮司十四人、九斗・神別當、九斗・新勾當、四石九斗七升、總大工中、一石

寺(座主坊兼)勸進坊、同六石九斗二升五合・宮島山大真院光嚴寺一乘坊、同七石八斗二升・宮島山龍城院金藏寺(蓮城坊兼)一御燈坊、同八石一斗三升・宮島山寶相院定光寺(圓善坊兼)二御燈坊、同十一石一斗九升・大宮司田村大和守、文政三年辰十月より御代官米二十五俵宛、年々仰せ付けられ候。同八石三斗五合・留守河内介、文政四年巳十月より御代官米十五俵宛年々仰せ付けられ候。同八石五升・執行安倍伊藤介、文政四年巳十月より御代官米十俵宛年々仰せ付けられ候。同九石七斗三升・權大宮司大神丹後、同三石三斗九升・權大宮司仲村若狭、同三石二升・四ヶ所、同二石四斗九升・祝部大神多門、同七石二斗一升・一番(武内氏)周榮、同四石五斗九升・二番(田代氏)定意、同四石二斗六升・三番(藤氏)祐誠、同三石二斗四升・御油座奥善吉、同二石六斗三升・訪座有馬傳右衛門、同二石二斗二升・同桑田吉右衛門、同一石三斗・同清水惣右衛門、同一石五斗五升七合五勺・恰人桑田甚七、同二石六斗七升・同桑田久右衛門、同一石五斗五升七合五勺・同荒巻久平、同一石一斗三升

四合・權少宮司桑田典作、同七斗八升・同小山利助、同一石三斗一升一合・同桑田典六、同二斗七升四合・同四田長次郎、同二斗四升四合・同四田清吉、同五斗八升三合・同大神善吉、同六斗四升三合・同四田仁平、同四斗四升一合・同桑田茂平、同二斗四升三合・同藤崎善次、同一石一斗七升八合・同四田仁助、同四斗三升九合・同四田勸助、同九斗五升九合・御炊戸慶勝平、同九斗五升九合・同戸慶伊大夫、同九斗五升九合・同高橋忠大夫、同五斗七升一合・同山口惣右衛門、同五斗七升一合・青木喜平、同五斗七升一合・同古田源之丞、同一石九斗一升一合・工匠柴田利平、同一石七斗八升・神別當戸慶和三大夫、同四斗八升二合・鐘撞音議。

料、田一反三畝十五歩・放生供養料、右は貞享二年丑七月拜領仰せ付けられ候。御證文所持仕り候。執行安倍和泉頭。一、田四畝余・右は貞享年中、執行先祖田村惣右衛門拜領仰せ付けられ、御證文所持仕り候處、正徳年中、類焼にて焼失仕り候由、申し傳へ候。右の外、御寄附の米銀、田島等は御座なく候以上。文政十年八月、田村大和守判、座主坊判、久野作右衛門殿、田中仁左衛門殿と。

4 座主 五智輪院、筑紫條を見よ。
5 阿倍氏族 陸中國閉伊郡崎崎邑より起りしなるべし。親直の後、慶修を祖とすと云ふ。家紋違鷹羽。
6 雜載 立花氏配下に箱崎黨あり、立花條參照。

宮崎 ハコサキ 前條氏に同じ。
箱田 ハコダ 武藏、常陸、上野等に此の地名存す。

1 藤姓成田氏族 武藏國幡羅郡箱田邑より起る。成田氏の族にして、保元物語に箱田次郎を載せ、又牛井本には「箱田次郎・大事の手を貰ひ引退き、玉井四郎入道、惡七別當に馬の腹を射させて引退く。

玉井三郎以下云々」に作る。又東鑑卷十に箱田太郎・見ゆ。而して新編風土記、埼玉郡條に「箱田村、古へ箱田三郎と云ふもの住せし地なり」と。又成田系圖に「箱田右馬允、其の子利部系廣忠、其の子三郎兵衛尉能忠、其の子三郎助忠」など云ふあり。是等成田の一族にして爰に住し、箱田を以つて家號とせしものならん」と。又中興系圖に「箱田。藤原姓、本國武藏、成田太郎太夫助廣の男小次郎廣能・これを稱す」とあり。其の他、成田、玉井等の條を參照せよ。

2 秀解流藤原姓佐野氏族 上野國勢多郡箱田邑より起りしか。「小見下總守正國、伊勢守行國一行吉(箱田安房守、左門、藤岡に住す)」と見ゆ。

3 雜載 備後の名族に存す、桑田氏の配下也。

箱館 ハコダテ 北海道渡島の箱館より起る。箱館加賀守などあり、カキザキ條を見よ。今函館區谷地頭町に函館八幡宮あり、品陀和氣命を奉祀す。

箱作 ハコツクリ 職業部の一にして、箱を作るを職とせし品部也。和泉國日根郡に

箱作庄あり。

1 勾舌作造 昔は宮の護衛にて、大和國勾の地にありし宮作部の伴造家なるべし。後に連性を賜ふ。

2 勾舌作連 天武紀十二年條に「勾舌作造、云々、姓を賜ひて連と曰ふ」と見ゆ。

3 和泉の宮作 日根郡箱作莊は賀茂注進雜記に「神領。壽永三年(元暦元年)四月廿四日壬辰、賀茂社領四十二ヶ所、云々。和泉國深日宮作庄」と見ゆ。

宮作 ハコツクリ 前條氏に同じ。
宮戸 ハコツクリ 職業部の一にて、令集解に「宮戸。別記に云ふ、宮戸は百九十七戸。年料一丁・長二尺、廣一尺八寸、深四寸。若干具・長一尺六寸、廣一尺四寸、深三寸、二具。雜戸と爲して調役を免ず」と見ゆ。

宮部 ハコツクリ 同上。
宮部 ハコツクリ 舊は宮にて、前條の宮部に同じかるべし。豐前國丁里戸籍(正倉院文書)に宮部屋賣なる者を載せたり。

箱根 ハコネ 相州箱根山より起る。東鑑卷一、治承四年八月廿四日條に「爰に宮根山別當行實・弟常永實を差し、御駄前を持たしめて、武衛(賴朝)を尋ねしむ、云々。

實平・云ふ、世上、無爲に屬すれば、永實を宜しく宮根山別當職に撰補せらるべしと。武衛・亦之を諾し給ふ。其の後、永實を以つて仕承と爲し、密かに箱根山に到り給ふ。行實の宿坊は參詣の編素・群集の間、隱密の事、其の便なしと稱して、永實の宅に入れ奉る。此の行實と謂ふは、父良尋の時、六條廷尉藤室(爲義)・并に左典義(義朝)等と、聊か其の好あり。茲に因りて、行實・京都に於いて父の讓得、當山別當職に補せられ、下向の刻、廷尉藤室・下文を行實に賜ひて傳ふ、東國の輩、行實・若し相催さば從ふべしと。左典義の御下文に、駿河、伊豆の家人等は、行實・相催さば從ふべしてへり。然る間、武衛・自ら北條に御坐の比、御祈禱を致し、専ら忠貞を存す云々。石橋合戦・敗北の由を聞き、獨り懇款を含む云云。弟等は數ありと雖、武藝の器を守り、永實を進め奉る云々」と。

又廿五日條に「武衛・宮根山に御座の際、行實の弟智藏房良遷、故前廷尉藤室の祈禱師なるを以つて、兄弟行實、永實等に背き、忽ち惡徒を聚めて、武衛を誘ひ奉らんと欲す。永實・此の事を聞き、武衛と兄行實に告げ申す」云々など多し。

新編相模風土記に「箱根別當金剛王院は、古義眞言宗にて、東福寺と號す。院號は豐覺法親王(花山院皇子)當山座主の時、銘せられしと云ひ、開山聖占仙人、四世中興は萬卷上人なり。十九世行實が父良尋は、六條判官爲義、及び左馬頭義朝と好みあるが故に、賴朝・豆州北條に配流の頃、新歸の事等を勤め、殊に忠節を存せしとぞ」と見ゆ。

古代は毛野氏の氏神也、ケヌ、キミコベ、コマガタ、ウツノミヤ、アカギ等の條參照。

宮根 ハコネ 前條に同じ、相州兵亂記に「宮根別當云々」と。

箱森 ハコノモリ ハコモリ條を見よ。

宮森 ハコノモリ 同上。

箱羽 ハコハ 尾張の豪族良峰氏の族にして、良峰系圖に「原大夫高成—高長—長高—吉高(高大夫、從五位下)—高俊(羽黒二郎)、弟行高(二郎)—安氏(左近將監)」と載せたり。

運戸 ハコビト 正訓不明。山北小野寺義道家臣に見ゆ。

宮戸 ハコベ 職業部の一也。ハコツクリ條を見よ。

宮村 ハコムラ 秀郷流藤原性、中沼氏の族にして、一に宮室に作る。結城系圖、及び長沼系圖等に「長沼淡路守時宗—時村(宮村七郎)」と見えたり。後の二條參照。

宮室 ハコムロ 秀郷流藤原性にして前條氏に同じ。尊卑分脈に「秀郷八世孫中沼宗政—淡路守時宗—時村(宮室七郎)」と見ゆ。又時村の子時泰は宮室左京大夫と稱す。又中興系圖に「宮室—藤原、長沼淡路守時家男七郎時村・之を稱す」と載せたり。猶ほ次條を見よ。

箱森 ハコモリ ハコノモリ

1 秀郷流藤原性 下野國都賀郡箱森より起る。宮室、或は宮村に作る。前二條を見よ。一本長沼系圖に「淡路守時宗—時村(宮森七郎、皆川莊宮森郷を領す)」と。

2 同上細體流 清政を祖とすと云ふも詳かならず。

宮森 ハコモリ ハコノモリ 前條氏に同じ。

箱守 ハコモリ 常陸國新治郡關城八幡宮別當大龍庵は遺俗して箱守氏と稱す。

箱柳 ハコヤナギ 信濃に此の氏存す。

箱山 ハコヤマ 信濃國小縣郡の豪族にして、箱山城主に箱山判官正あり。

波佐 ハサ 石見に此の地名存す。

羽坂 ハサカ ハネサカ

1 秀郷流藤原性小山氏族 秀郷流氏族系圖に「小山(下野大塚四郎)政光—政村(左衛門尉、下野大塚、羽坂等先祖)」と載せ、また結城系圖に「(小山)政光—小山小四郎朝政—左衛門尉朝長(又政義)—長村(五郎大夫判官)—政村(左衛門尉、出羽守、村田、四條、藥師寺、羽坂等祖)」とあり。藥師寺、村田、四條等の條參照。

2 紀伊の羽坂氏 當國の名族にして戰國の頃、鈴木孫一に味方す。

羽崎 ハサキ 榎宜上、ハネサキ條に收む。

波崎 ハサキ ナミサキ條參照。

羽佐田 ハサダ

追 ハサマ 以下數條參照。又陸前に追川あり。

1 大友氏族 豐後の豪族にして、大友系圖に「能直の子詔摩能秀・扇迫、竹道云々等の祖」と載せ、淺羽本には追祖と見ゆ。次條氏に同じ。

2 菊池氏族 追問條を見よ。

狭間 ハサマ 前後數條參照。

1 大友氏族 豐前國大分郡狹間邑より起る。大友系圖に「親秀の子重直(或は直

重、狹間大炊四郎。母は阿波藤内左衛門尉の姉、狹間の祖」と載せ、また一本に「有重、狹間四郎、母は阿波藤内兵衛の姉」と。又一に「直重、狹間大炊四郎、重直に改む」と見え、諸家系圖は第一に同じ。又豐隆軍記に「狹間は大友親秀の四男、四郎直重が八百貫文の知行所なり。直重は勇猛怪異の人なりし故、鬼狹間とも云ふ。文永十一年の夏、蒙古勢筑前へ襲來の時、直重・勇名最も高く、人目を驚かせり。其の十五代山城守鎮秀は、天正十四年、當時國中の諸士・大友家を背く折なりけるに、鎮秀は別心なく勳功をあらはしたり。殊に猿渡村權現嶽に楯籠り、薩州勢を懼したり。此の城は大龍山永景等の上に在り」と。

南龍原の權現嶽城は、天正の役、狹間鎮秀・之を保ち、且つ支城を燕島嶽に構へ、平松、向井二氏をして之に據りて、彼此相保護せしむ。既にして薩將新納某・阿南の諸城を屠り、遂に此の城に迫るや、鎮秀、戒備勉勵、每戰・皆利あり。是に於て薩軍・其の勝つべからざるを計り、夜に乗じて逃走す」と。

2 伯耆の狹間氏 會見郡の豪族にして、狹間平五郎は小浜村三輪山城に據る。

追問 ハサマ 前後數條參照。又上野、肥後等に此の地名存す。

此の氏見ゆ。肥前國彼杵郡の豪族にして、波佐見邑より起る。橋姓内海氏の族也。ウツミ條參照。

波佐見 ハサミ 肥前國彼杵郡の豪族にして、波佐見邑より起る。橋姓内海氏の族也。ウツミ條參照。氏は博多日記裏書に「波佐見彦次郎（正中二五二）、波佐見次郎忠平（嘉曆三）、波佐見彦四郎、波佐見一重丸」等載せ、また正平十七八年應安等、彼杵郡一揆連名帳に「波佐見修理亮橋泰平、同綱三郎」とあり。南朝の忠臣江中氏の族也。

橋 ハシ ハシノ、ハニシ等の條參照。東鑑卷三十二に橋右馬允・見ゆ。

梯 ハシ カケハシ條參照。又特須賀藩創業文武有功の士に此の氏あり。又攝津國の名族に存し、享徳年間、梯八郎なるもの、四成郡順照寺を開基す。土師氏裔か。

階 ハシ キザハシ 承久記卷二に階の太郎・見ゆ。土師條參照。端 ハシ タン タナベ 佐々木氏の族にして、馬淵系圖に「端但馬守重時、端伊豆守易重、端四郎右衛門重頼」等見ゆ。子孫近衛家に仕へ、譜大夫たり。マブナ條に詳か也。猶ほタナベ條參照。又加賀藩給帳に「五人扶持端丈吉」を擧ぐ。土師 ハジ 今恒宣上、ハニシ條に收む。

馬士 バシ ウマシ 小田原旗本に馬士別當あり、富澤記録に見ゆ。

橋井 ハシキ 和名抄、陸奥國江刺郡（陸中）に橋井郷あり、高山寺本に橋井に作る。此の氏は伯耆の名族に存し、又伊勢、志摩、備前、備中等にもあり。又藤原姓と傳ふとぞ。

箸尾 ハシヲ 大和國廣瀨郡箸尾莊より起る。此の莊名は東寺天永二文書に見ゆ。その莊司にして藤原姓と稱し、箸尾城に據る。郷土記に「箸尾平城・箸尾宮内」と見ゆるもの之也。

春日若宮神社主祐臣が、正和四年の祭禮記に「流鏑馬十騎・芳野二騎、箸尾二騎」と載せ、また至徳元年四月、大和武士交名に「箸尾殿」とあれば、鎌倉以來の豪族にして、箸尾の地に住し、大和武士中川黨の領袖として、若宮會に預れり。大徳武士頼主人勲番次第に「中川等箸尾、姓は藤原。大宿所、隔年に之を勤む。廣瀨郡箸尾住。六萬石」とあり。

應永中、筒井氏と戦ひて互に勝敗あり。東大寺樂師院書記（藥師院氏藏）に「應永十三年戊二月、大和國武家・公方の命令によりて、箸尾と十市殿兩所を悉く發向せしむ云々。應永十六年七月廿四日より、箸尾

と筒井と合戦ありて筒井負け、八月三日落居す。京都より御教書に依りて合戦を俟つ」と。次いで文正中、島山義就の當國に入るや、箸尾入道宗信は、筒井、布施、高田、多武峰と合體し、公方の爲めに越智、萬財等と兵を交へ、利を失ふ、爲に筒井等、箸尾城に入りしと尋ね正記に見え、その後、永正中、箸尾上野守爲國は國列衆十二人の一たり。宮内少輔高春に至り、筒井の麾下に屬す。されど猶ほ布施、萬財、南郷等の諸士を麾下とし、合せて四萬石程の地を領せりと云ふ（大和志料）。その他、筒井條、及び關係各條參照。

郷土記には「箸尾氏・藤原氏、箸尾信濃守爲榮、同宮内少輔爲政、同兵部大輔時家、同勳兵衛休可（筒井諸記を案するに、箸尾常念寺に位牌あり。『箸尾勳右衛門、法名正覺院殿淨覺休可居士、慶安二五年正月十七日卒』と記せると同人なるべし。然らば兵衛は右衛門の誤りかと云ふ）、同金右衛門保榮、同女子於徳女、同服部大炊介時秀、同善右衛門、同助右衛門、同宮内少輔忠榮、同又三郎盛秀、同宮内少輔高春（筒井順慶の姪、知行二萬五千石、後慶長十九、大阪に籠る。大野主馬に寄る）、同九郎兵衛秋定

（一本に秋祐に作る）、同女子於徳。幕下、布施、萬歳、南郷、寺田、唐院等、合せて一萬五千石、都合四萬石」と。見聞諸家紋に



和州の箸尾藤徳丸

又十市家事記に「十市、箸尾、筒井、越智を、大和の四家と云ひて、昔より當國にありて、南郡を守りぬ」と見え、又筒井諸記に「廣瀨郡箸尾城地圖、箸尾氏代々居住。平城也。村に今に追手口、馬出し等の字之れあり」と。又大和軍記に「廣瀨郡箸尾と申す所に、箸尾宮内少輔と申す仁、居らる。先祖より代々の居城にて、其の旗下には、布施、萬財、南郷、東院等と申す人々あり。今の知行高、二萬石許に候。筒井國替の後、其の儘、本領を給はり候處、石田逆亂の刻、直に改易にて本知を放れ申し候」と。又一に「箸尾爲春。知行二萬五千石。麾下、布施、萬財、南郷、寺田、唐院等一萬五千石」とし、また箸尾重春に作る。高春は筒井氏・伊賀移封の後、留りて大和納言に仕へ、後大野の招きに應じ、大坂城に入る。大和記には「順慶が妹の夫箸尾

初鹿野 ハジカノ 利仁流藤原姓加藤氏族 甲斐國の豪族にして、東山梨郡初鹿野より起る。寛永系圖には、家傳を引き、「先祖加藤景康の後胤なり。傳右衛門昌久がとき、武田信玄の命により、改めて初鹿野と稱す」とあれど、寛政の呈請には「武田陸奥守信武が三男藤原守公信・初鹿野を稱す」と云ふ。次項を見よ。

2 清和源氏武田氏族 武田系圖に「武田五郎三郎信時の子與次政頼に初鹿野」と見え（ハジカ條參照）、又前項の如く家譜には「武田信武の三男（一に四男）公信を祖とす。其の男源五郎某・信玄に仕へ、川中島の役に討死す。よりて加藤駿河守の六男傳右衛門信昌（寛永系圖には昌久・信玄の命により、其の名跡を繼ぎ、野字を加へて初鹿野と稱す）とあり。家紋丸に花菱。又野史に「源五郎忠次、川中島に戦死す。信玄・加藤信邦の季子彌吾郎昌次（大阪軍記に昌備、武徳編年集成に正備、後に傳右衛門）をして其の遺跡を嗣がしむ」と。

初鹿野傳右衛門尉は武田氏の職將として知らる。武田、土屋等の條參照。子孫江

宮内少輔は、只一子あり、關が原の後、箸尾・所領を失ひしに、松倉・所縁に就きて養ふ。大坂の事起りし時、箸尾・重代の家人等が勤めに因り、城中に籠り、城敗れし後、本國に隠れ居て死す」と。同郡百濟村大字廣瀨の常念寺は、享祿三年、箸尾宮内少輔爲次の創立する所にして、阿彌陀佛を本尊とす。淨土宗知恩院の末、寺に箸尾氏の神主あり、其の文に「箸尾宮内少輔高春、法名、本覺院殿心淨淨啓大居士。本覺院殿、室筒井氏、覺譽知榮大信女。天正己巳年二月七日、松樹院殿源淨定居士（真書河合三郎爲貞とあり）箸尾勳右衛門、法名正覺院殿淨覺休可居士、慶安二五年正月十七日卒（真書に正徳年中三輪善藏着賢とあり）」と（筒井諸記、大和志料）。

丹幕府に仕ふ。寛政系譜に「駿河守—丹後守(武藏根崎討死)、弟傳右衛門昌久(信昌、家康に仕へ、七百石)—勘解由信吉(傳四郎)—傳右衛門昌次(依立)—市郎兵衛信只(彌兵衛)」と見ゆ。千二百石。分家七百石。



初鹿野傳右衛門

3 武藏の初鹿野氏 加藤係一五七二頁を見よ。

橋川 ハシカハ 和名抄、下總國海上郡に橋川郷あり、橋川の誤かと云ふ。

階上 ハシカハ

葦 ハシカミ 三河に此の地名あり。

椒 ハシカミ 紀伊、但馬に此の地名存す。

橋ヶ谷 ハシガヤ、ハシヤ條参照。

橋木 ハシキ 大隅國壺郡霧島山霧島六所権現社司に橋木休大夫あり。

波敷野 ハシキノ 伊賀國波敷野邑より起る、平信兼の裔、川合氏の一族也。

橋口 ハシクチ 此の地名、場所名は全國到處にあるべし。

1 藤原性 紀伊國那賀郡貴志莊の豪族にして、續風土記、同庄小野村舊家條に「地士橋口氏。家傳に云ふ、其の祖を橋口半人正藤原友重といふ。内大臣周藤(高倉帝の時の人なり)の末葉なり。周藤の子孫・後鳥羽院の時に當りて、上州佐位郡河村に有りて、羽五郎といふ。羽五郎、治承四年豆州に於いて、平族・佐原五郎、會津藏人等を討ち取る、時に歳僅に十五歳、其の賞として、金の座を賜ひ、菊銅の紋を勅許あり。友重・義教將軍に仕へ、關東にて數々戦功あり。又駿河にて、千葉六郎、齊田左衛門を討ち取り、又河内古市にて、杉本孫四郎を討ち取る。後鳥羽院の徒を討ち取り、又關崎源藏を討ち取る。永享二年、朝廷、其の功を賞して、河内、伊豆の兩國を賜ふ。友重・河内高貴城に住す。

友重の子忠藤と云ふ、應仁元年、阿波大膳・高野山に亂入の時、家臣櫻井利部等を率ひて、大膳以下五十六人を討ち取る。其の賞として高野山より田若干を與ふ。忠藤の子を成國といふ、永正五年、川根新八といふもの、備後國高野領に亂妨す。成國・備後に下り、其の亂を平らぐ、其の賞として高野山より田若干を與ふ。永祿元年、天下大旱の時、高野山に勅して雨を祈らしむ。此の時、成國の季子又三郎といふもの、八歳にて、勅使の前に出で謠曲をなす。時に大雨忽ち降り、帝・歡感ありて、高野山に黄金百枚を賜ひ、又三郎に國次の大刀、及び黄金一枚を賜ひ、高春大夫といふ名を賜ふ。明年五位に任ぜらる。其の後、橋口甚太郎といふもの、天正年中安樂川騒動の時戦死す(時に二十二歳)。

刀、及び村中にて屋敷地、山林若干を與へ、諸役を免許し、旗をあげ、領内の惣下知を掌らしむ。其の領地、都合五百七十石餘ありしといふ。今は其の家甚だ衰ふ。屋敷跡四百坪許、高野よりの免許地なり。家に古き假面を藏む。文祿年中、櫻井利部・貴志川國主社の傍の淵に入りて、取り来る所といふ。高野領内、神社改造供のとき、神前にて、其の面を付けて舞をなす。又三郎の故事によるといふ。家の文書は、今高野山興山寺に藏む」とあれど、眞偽詳かならざるもの多し。

伊集院の夢生田城に據る。地理纂考、鹿兒島郡夢生村夢生田城條に「橋口兼弘の居城なり。系圖に『兼弘は大隅國肝付の領主・肝付河内伴兼石の第二子、肝付兵衛兼市の裔にて、兼市・日向三侯院郡司職なり、故に三侯とも稱す。兼市の嫡嗣を肝付八郎兼重といふ。累代肝付を領す。兼重より五世、備前清兼(五世は兼重、兼幸、兼元、兼次、清兼也)に三子あり、長男孫市郎兼始、蚤く卒す。次を孫市左衛門といふ。第三子は當邑妙顯寺に入りて僧となり、覺雲と號す。文明十八年丙午、孫市左衛門・日向飯肥に於いて戦死す。是れを以て、清兼に世嗣なし、因つて覺雲に命じて歸俗せしむ。清兼・肝付に歸り奉り、覺雲遺俗して、清兼が統を續ぎ、備前兼廣と號し、當邑上神殿村橋口に住居し、家號を橋口といふ」と。

以つて陣没す。其の子を彌一郎兼元といふ、天正十四年丙戌、島津義久、島津中務大輔家久・豊後の大友左衛門尉義鎮を討ちし時、是に従ひ、豊後の利滿城に於いて、十二月十二日遂に戦死す。其の子土佐兼持といふ、軍功あり。兼弘より兼持に至り、諸所の軍務に勞し、忠績あるに依り、家久・宅地を與へて、鹿兒島に移す。爾來昆裔・鹿兒島に蕃衍せりと。子孫鹿兒島津藩の重臣たり(武鑑)。又大田村八幡神社は橋口兼弘建立す。兼弘は大隅國肝付の領主肝付氏と同族にて、大友天皇の後裔なる由傳ふ。又幕末、藩目付役橋口與三次の男に與一、傳藏(贈從四位)、覺之進(神山資紀)あり、又橋口莊介(贈從四位)等、皆勤王家として知らる。

橋門 ハシト 和名抄、紀伊國郡賀郡に橋門郷を收む、高山寺本に橋門に作るをよしとす。

橋戸 ハシト

橋富 ハシトミ

橋波 ハシナミ 河内國美田郡に橋波莊あり(東西橋波色)。

梯並 ハシナミ 安西軍策、陶方將に梯並佐渡守・見ゆ。

端根 ハシネ 石見の名族なりと。石州小笠原十二代長定の妹は端根室と見ゆ。

橋野 ハシノ 陸中國閉伊郡橋野邑より起る。遠野阿曾沼氏の族にして、奥南舊指録に「譜代並橋野は遠野の別也」と載せ、參考諸家系圖に橋野忠左衛門善員、橋野治五右衛門易定、同林左衛門監國等見ゆ。

端野 ハシノ 河内國交野郡の名族にして、土井城主端野氏の裔也と云ふ。

羽柴 ハシバ

1 出羽の羽柴氏 大江姓寒河江氏配下の將にして、殊に羽柴勘十郎は剛強を以つて名あり、山形軍記に「寒河江の領主羽柴勘十郎」と載せ、羽源記には橋間に作る。その他、サガエ、及び城取條を見よ。

2 木下氏族 藤吉郎秀吉・丹羽長秀、柴田勝家の二人の武勇を慕ひ、一字宛とりて羽柴と稱せしが、後豐臣姓を賜へり。而して秀吉・羽柴を稱するや、その異父弟秀長(美濃守、大納言)、その嗣秀俊(秀吉の子、三位法印一路の男、大和大納言)、及び秀吉の養子、皆この氏を稱す。

3 秀吉家臣 秀吉に従ひし諸將は多く豐臣姓を賜ひ(トヨトミ條を見よ)、また苗字まで羽柴と名乗りしもの夥からず。萩藩閩閩録所載朝鮮征伐の陣立に「羽柴對馬侍從(對馬の宗義智)、羽柴豐後侍從(豐後の大友義統)、羽柴薩摩侍從(薩摩の島津義弘)、羽柴土佐侍從(土佐の長曾我部元親)、羽柴筑前侍從(小早川隆景)、羽柴柳川侍從(立花宗茂)、羽柴久留米侍從(毛利秀包)」等見ゆ。

又太閤記に「千人・羽柴河内侍從、三百人・羽柴下總守、三百人・羽柴三吉侍從、六千人・羽柴豐後侍從、一萬人・羽柴薩摩侍從、三千人・羽柴土佐侍從、三萬人・羽柴安藝宰相、一萬人・同小早川侍從、千五百人・同久留米侍從、二千五百人・同柳川侍從、三千五百人・羽柴丹後少將(後醍醐川越中守)、五千人・羽柴東郷侍從(元長谷川藤五郎也)」と載せ、また「羽柴美作守、羽柴河内守、羽柴右近、羽柴加賀宰相利家、羽柴河内守、羽柴松任侍從長重、羽柴久太郎、羽柴美作守、」また「三百人・羽柴下總守、三百人・羽柴三吉侍從」など多し。以つて一般を察すべし。その他、以下皆然り。

4 宇都宮氏族 宇都宮系圖に「國綱・從四位侍從、下野守、稱羽柴」と見ゆ。

5 村上源氏北島氏族 北島系圖に「木造參謀俊茂の子雄親・初め僧と爲りて、木造源城院に居り、遷俗瀧川三郎兵衛と號し、瀧川信雄に仕へ、後秀吉公に奉じ姓名を賜ひて、羽柴下野守と號す。その男某(羽柴勘右衛門)」と載せたり。

又家忠日記に「神戶城は遷徙羽柴下總守、是を守る」と瀧川勝雅の事也。

6 織田氏族 信長の男秀勝・秀吉の養子となりて此の氏を稱し、又その弟信吉も同様にて、羽柴武藏守と云ふ。近江にて二萬石を領す。オダ、オクラ(九一五)等の條を見よ。

7 雜載 安西軍策に「羽柴美濃守、羽柴筑前守、羽柴藤吉、羽柴七郎左衛門尉」、和州諸將軍傳に、羽柴伊賀守定次など見え、又北條五代記に羽柴下總守、太閤記

「間人遣、間人宿禰と同祖、譽屋別命の後也」と載せたり。

2 間人直 神護景雲元年三月紀に間人直足人なる者を載せたり。

3 間人連 神魂尊の裔にして、天神本紀に「天玉櫛彦命、間人連等の祖」と見ゆ。氏は、推古紀に間人連、齊明紀に間人連御願、天智紀に間人連大蓋など多し、蓋し此の流なるべし。天武朝に至り宿禰姓を賜ふ。

4 中臣間人連 中臣氏の族か。孝德紀に中臣間人連老なる者見えたり。

5 間人臣 出雲の古姓也。蓋し出雲臣の族か。天平十一年の賑給歴名帳に「波知里間人臣小馬」等三人を載せたり。

6 阿間間人臣 安倍氏の族にして、姓氏錄、右京皇別に「阿間間人臣、同氏(伊賀宿禰)」と載せたり。

7 阿間間人公 前項と同族か。姓名錄抄、拾芥抄等に見ゆ。

8 間人宿禰 仲哀帝裔にして、第一項間人遣の宿禰姓を賜へる者也。姓氏錄左京皇別に「間人宿禰。仲哀天皇皇子譽屋別命の後也」と見ゆ。正倉院天平寶字八年文書、越前國司公驗に「左京六條二坊戸

主從七位上間人宿禰甘の戸口・正八位下間人宿禰鷹雲が田地、并に家地」とあるは此の族か、次の流に詳かならず。此の人は越前の人にて、左京に移れるなるべし。其の家地、越前坂井郡にあればなり。

9 神別の間人宿禰 神魂尊の裔、間人連の宿禰姓を賜へる者也。天武紀、十三年條に「間人連云々等に、姓を賜ひて朝臣と云ふ」と見ゆ。姓氏錄は、左京神別に收め「間人宿禰。神魂命五世の孫・玉櫛比古命の後也」と載せたり。

10 越前の間人宿禰 前々項に云へり。

11 丹比間人宿禰 尾張氏の族にして、大寶二年正月紀に「丹比間人宿禰足島」なる者見ゆ。

12 丹後の間人氏 竹野郡間人郷・和名抄に見ゆ。丹後舊事記に據るに「用明帝の時、穴穂部王・蘇我馬子の忌む所となり、竹野郡間人浦に匿る」と。間人皇后の湯沐色なれば也。その後、正應田數目録に「竹野郡間人郷田二十五町二段」と。

13 越前の間人氏 第十項間人宿禰の族類也。天平神護二年此の國の國司解に「敦賀郡津守郷戸主間人石勝」なる者見ゆ。

ハシハ—ハシヒト

ハシヒト

ハシヒト

ハシヒト

ハシヒト

ハシヒト

ハシヒト

ハシヒト

ハシヒト

ハシヒト

ハシヒト

ハシヒト

ハシヒト

ハシヒト

ハシヒト

ハシヒト

ハシヒト

ハシヒト

ハシヒト

ハシヒト

ハシヒト

ハシヒト

ハシヒト

ハシヒト

ハシヒト

ハシヒト

ハシヒト

ハシヒト

ハシヒト

に羽柴小一郎等多し。又現今、志摩、信濃等に存す。

波志波 ハシバ 河内國に波志波庄あり、又波志葉に作る。

橋場 ハシバ 武藏、陸中巖手郡等に此の地名存し、而して上野國新田郡荳懸村大字久宮に橋場太平と云ふ名族あり。祖先は埼玉縣秩父郡久々字村より來ると傳説す。家紋は丸に三つ柏、菩提寺は大原村新義眞言長谷寺末金性寺也。又一に「常陸より移ると傳ふ、丸に三つ柏」と。その他、信濃等にも此の氏あり。

榛原 ハシバミ ハイバラ條を見よ。

椅原 ハシハラ 和名抄、上總國時蘇郡に椅原郷を收む。

橋原 ハシバラ 信濃の名族にて伊那、諏訪等に存し、家紋丸に橋。

間人 ハシビト ハシウト ハシフト マムト 御名代部の一種か。

1 間人遣 仲哀帝の御裔也。間人とは蓋し一種の部民にして、此の氏は其の伴造かと考へらる。山城の古族にして、東大寺娘婢帳、天平十三年六月廿六日の山背國司解に「乙訓郡山崎里戸主間人遣東人」と云ふを收め、姓氏錄も山城神別に收め

14 備中の間人氏 和名抄、備中國邊口郡に間人郷を収め、萬無土と註し、高山寺本には波之布止に作る。神邊方に「間人久壽里は備の中國間人定守等が傳ふる所、元は武内宿禰の方なり」と載せ、大同類聚方には「間人郷、備中國邊口郡の人云々」と見ゆ。

15 攝津の間人氏 兵庫の名族也。家系に依れば、中臣間人連老の裔と云ふ。老は孝徳紀に見ゆる人也。昔は阪本村邊に住せしが、後走水村に移り、天文年間、大洪水の爲、更に二ツ茶屋村に移住したりと云ふ。近世間人近直、その子近正、共に歌道と能書に名あり。

16 雜載 萬葉集に間人老(遺唐判官)、間人大浦等を載せ、下りて撰解文集に間人姉妹丸・見ゆ。

箸人 ハシヒト ハシウト 和名抄、肥後國山鹿郡に箸人郷あり、高山寺本には箸人に作る。間人氏のありし地ならん。

橋姫 ハシヒメ 堀尾山城守給儀に「四石松江橋姫」と。又山城、伊勢に橋姫社あり。

橋邊 ハシベ 橋堀 ハシホリ 因幡志、氣多郡鹿野村に橋堀清藏屋敷を收む。

橋間 ハシマ 出羽の豪族也。ハシベ條を見よ。

羽島 ハシマ 美濃に羽島郡あれど近世の稱也。その他、薩摩等に此の地名存す。

1 武藏の羽島氏 幡羅郡善ヶ島村八幡社の神主也。

2 日向の羽島氏 日向記に羽島六郎次郎・見ゆ。

階見 ハシメ 承久記卷四に階見の太郎見見ゆ。

橋村 ハシムラ 1 度會姓 伊勢外宮の祠官にして、權備官家系書に「橋村。小事廿二代國正裔」と載せ、地下權備官家系に「橋村(正立)。度會、小事廿一代の孫國正裔。(正敬)血系・飛鳥廿三世永用の男の裔」と。その他、寧國、正充、淳風、正理、正恒、親正、正道、正實等數家あり。又支族に中山氏あり。

2 源姓 江戸幕臣にして、家紋に一文字、十六葉菊。寛政系譜に、八兵衛明教(久次郎)、八十八明誠等見ゆ。

橋目 ハシメ 石見に此の氏存す。

始關 ハジメセキ 正訓不明。

始澤 ハジメザハ

橋頭 ハシモト 和名抄、山城國葛野郡に橋頭郷を收む、嵯峨のほとりの地也。

橋本 ハシモト 前條參照。また近江に栗津橋本御厨、後宇多院御領目録に上總國橋本庄、また備中に橋本庄等見ゆ。その他、山城、大和、和泉、遠江、上總、下總、常陸、岩代、因幡、紀伊等に此の地名あり。諸國猶ほ多かるべし。

1 和田氏族 和泉國日根郡橋本より起りしか。和田氏の一黨にして、楠木、和田氏と共に官軍として忠勤を抽んず。元弘建武には八郎正員あり、正成に従ひ功多し、遂に淡川に戦死す。太平記卷十六に「橋本八郎正員、字佐美云々等、思ひく」に並び居て、一度に腹をぞ切りたりける」と。而して廣嚴寺楠木一族靈牌に橋本八郎正員と載す。

その後、岸和田編五郎治氏軍忠狀に「延元元年云々、天王寺より中院右少將家、並びに楠木一族橋本九郎左衛門尉正茂已下云々」と。高木、和田條參照。又太平記卷三十四に橋本判官・見ゆ。新判官正高の事なるべし。正高は正平中、檢非違使、後民部大輔となる、終始王事につくす。天授四年、宇佐美紀伊次郎正種、神

宮寺小太郎師總と共に、義旗を擧ぐ、十一月、細川氏春・之を攻めしも勝たず。北軍・更に細川頼元、山名義理、同氏清等三萬騎を以つて之を攻む。城兵支ふる能はず、五年正月吉野に退き、北軍去りて後、正高・復土丸城に據りしも、山名氏に攻められ、六年七月十七日山名氏清と高良に戦ひて死す。

又「天授六年七月、前河内守橋本入道正高・紀州にて討死」と見ゆ。同族に宮内大輔正督あり、節を失ひ敵に走る。

2 攝津の橋本氏 四成郡の名族にして、和泉和田氏の族と云ふ。又神戸の名族橋本氏は「其の先き楠公の部屬なりし橋本氏より出づ」と云ふ。又摂津の儒者に樂郊橋本字藏藏あり。又川邊郡伊丹邑橋本教左衛門の養子香坂橋本半介通(上野國沼田の人)は鎌門の秀才、勤王の志深く、幕府に捕へられて死す。

3 中臣姓 これも攝津の名族にして味原氏の族也。一二七頁を見よ。

4 大和の橋本氏 當國の豪族にして筒井順慶葬式目録に「青清、橋本主馬」を載せ、又葛下郡の豪族岡崎氏の家老に橋本氏(郷土記)見ゆ。徳川時代、新庄の名族

たり。

又十津川郡道徳由緒書に「小森村庄屋橋本武右衛門」を載せ、幕末丹生川上社の神官橋本若狭綱幸(藤馬)は勤王家にして、天誅組に入り、下市なる彦根藩兵を夜討す(南山讀雲錄)。若狭、實は益田氏、橋本善平の養子となりし也。贈正五位。

5 山城の橋本氏 以下三項參照。その他、大炊御門家諸大夫に此の氏見え、又北野天神社々家神部五家の一に見え、藤原重俊裔と云ふ。又岩清水八幡祠官醫固莊士等に此の氏ありて源姓と稱す。また北野社鍛冶工楡皮工家系に「橋本、藤原姓」と載せたり。又仁和寺坊官に橋本惣在廳法印、橋本少將・見ゆ。

6 藤原北家四國寺家流 雲上家の稱號にして、尊卑分脈に「(四國寺)通季(大宮權中納言)―公通(藤大納言)―實宗(大宮内大臣)―公經(一條入道太相國)―實氏(常磐井相國)―公相(冷泉相國)―實顯(參議、左中將、正四下。母は定家嫡女中納言典侍、號冷泉、號橋本、文永八十一・出家、同九年十二・薨)。弟實俊(春宮權亮、參木、正三位。母は別當基氏女。嘉元二―出家空支)―季經(從四下、左中



7 清和源氏 山城國櫻喜郡の橋本より起る。家紋抱澤湯、十六葉菊、打邊澤湯、唐花。寛政系譜に「喜平次敬近(喜三郎)―

六歳也。幕府井上町喜慶寺。綱常・家業の醫を嗣ぎ、名を天下に擧げ、軍醫總監となり、遂に子爵に列せらる(現今長後)。

25 藤原姓 丹波の橋本氏にして、紋釘貫なりと。

26 源姓、これも丹波の名族にして、中川氏より分る、ナカガハ條に詳か也。

27 丹波の橋本氏 與謝郡岩ヶ鼻城(養老村岩ヶ鼻)の城主を橋本豊後守と云ふ、天正六年冬陣に討死す。

28 田住氏族 因幡國邑美郡橋本邑より起る。同村橋本城は永祿中、橋本將監の築く所也。山名幕下の將たりしが、武田氏に滅さる。その子を田住左衛門と云ひ、又家臣に徳川氏あり。

29 備前日下部姓 日下部系圖に「日下部朝臣吉行(備前國橋本城男祖)一信行(備前日向)一頼行」など見ゆ。

30 美作の橋本氏 東作志、英田郡川會庄小井原村條に「古墳。三星城全盛の日小出村に橋本帶刀と云ふもの有り。縁談の遺恨により、三星城より討手八人を差向くる處、橋本・驍勇にして、此の色中村といふ處にて戦ひ、八人ともに討取り、

人馬一箇に小井原村に葬る。其の墳・田園中に在り」と。

31 佐々木氏族 先祖橋本彦兵衛正利は相摸北條家臣、後江戸幕府に仕へ、紀州家附屬となる。家紋丸に四目結、蛇目、左巴。寛政系譜に「正利一彦兵衛正房(橋本、和田、吉房等祖)、四代孫覺左衛門忠良(他之助)一同忠辰(民部)一千之助忠充」と見ゆ。五百石。

32 紀伊の橋本氏 在田郡の名族にして、續風土記、湯淺村舊家條に「橋本九郎次郎。天正中、右衛門大夫・顯如上人の染筆を所持す。又湯淺氏の時功ありて、橋本の姓を賜はる。其の子甚左衛門、甚左衛門の子治右衛門、貞享二年大庄屋役を勤め、三代相續す。元文の頃、命にて藤代墨を新製す」と。

33 又在田郡廣庄廣色地土に橋本與十郎、橋本新平、橋本忠次郎を載せ、又名草郡大野莊日方浦地土に橋本甚三郎を載せたり。

34 淡路日下部姓 淡路の橋本にして關東四氏の一也。日下部、飛松等の條を見よ。

34 筑後の橋本氏 天文廿年高良山神領檢地帳に橋本九郎三郎、永祿十三年のもの

に橋本右京・見ゆ。又宇都宮略系圖(由布筆記)にあり。

35 田中氏族 大村藩士にして、士系錄に「橋本(橋口)。和州田中氏の末葉、佐嘉橋本之産」と見ゆ。

36 肥後の橋本氏 宮崎家藏文書、忠廣花押文書に「益城郡矢部の内梅木村三百石云々、橋本藤左衛門殿」とあり。

37 雜載 永祿六年諸役人付に「外様詰衆以下・橋本與五郎、橋本鶴千代。足輕衆・橋本與次」等を擧ぐ。

又徳川時代、藤堂藩用人、勝山酒井藩用人、結城永井藩家老、五島藩用人、龜山松平藩添役、伊達藩重臣等に見え、又秀康船給帳に「二百石橋本惣右衛門」を載せ、又赤穂淺野藩士に橋本平左衛門(百石)あり、早く國難に殉ず。又京極殿給帳に「百五十石、小人頭、橋本三四郎」見ゆ。又浪華の蘭法醫に橋本宗吉郎あり、一時其の名高かりしも、異教(豐田實)の事に座して礎せらる。

越前敦賀の畫家に橋本仙柱、又奥州花巻の畫家に雪齋橋本素淨、また斯界の巨擘橋本雅邦は、もと京都の人橋本伊貞の養子兼吉(晴、團扇邦)の子にして、狩野

門、初め長瀬と云へり。又豊國門寄世繪師に橋本兼次郎貞秀あり。

又加賀藩給帳に「百三十石橋本橋太夫」を載せ、又堀尾山城守給帳に「六十石三人、橋本與左衛門、三十石三人、橋本中太夫」と。又岡山藩に存し、又關長門守侍帳に「二百石橋本青之助」見ゆ。又國學者に橋本彦八直香、興正寺家司に橋本司書、又藝術の國學者に中壘橋本稻彦あり。又佐州諸役人付に「源姓・橋本橋平」見ゆ。

又大分縣名産七島鐘は往昔橋本五郎右衛門、初めて大隅國七島(琉球に近し)より其の草種を傳へしものにて、今や百萬に上るとぞ。大分櫻町の人也。青島神社に奉祀す。また銀座由緒書に「京都住人橋本十左衛門」を載せ、又甲斐、信濃、越後、美濃(墨那郡明智)、豐前、近江(紋丸に橋)、志摩、岩磐、紀伊、駿河、遠江、讃岐、備前、備中等に多く、又朝隆師橋本又次郎の子市藏は橋本とて名高し。

橋元 ハシモト 前條と通ず。

1 下總の橋元氏 前條第十五項參照。相馬郡の豪族にして、内守谷邑に據る。常陸軍記に橋元石見・見ゆ。

2 岩磐の橋元氏 新編風土記に「耶麻郡

春日寺社家橋元忠大夫、延享の頃、善香と云ふより今の忠大夫善明まで四代なり」と。又田村家臣にも見ゆ。

箸本 ハシモト 清和源氏一條氏の族にして、時光を祖とす。

波沙 ハシヤ 紀州の族にして、清和源氏奈古氏の族也。紀州武田系圖に「武田範長一有長(幸徳二郎)一季長(波沙次郎)」と見えたり。

橋屋 ハシヤ 岩代に此の地名あり。

橋谷 ハシヤ ハシガヤ ハシタニ

橋谷田 ハシヤダ 新編會津風土記に「河沼郡手尾村箱崎、その一は橋谷田七郎太夫某、或は勝光と云ふ者住せりと云ふ」と見ゆ。

端山 ハシヤマ ハヤマ條を見よ。

橋山 ハシヤマ 秀康廟分限帳に「七百石橋山八藏」を載せたり。

柱 ハシラ 三河、周防、筑前等に此の地名存し、又因幡に柱明神社あり。

柱田 ハシラダ

柱野 ハシラノ

柱本 ハシラモト 攝津に此の地名存す。

走井 ハシリキ 河内に走井庄あり。而して近江番場蓮華寺過去帳に「走井三郎家景

(十八歳)を載せたり、六波羅の士也。

走尾 ハシリヲ

走越 ハシリコシ 正訓不明、見聞諸家紋に

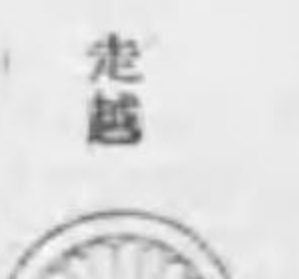
走水 ハシリミツ 天平七年の相摸國封戸帳に御浦郡走水郷を收む、其の地より起りしにて、又走水神社(祭神日本武尊)あり。桓武平氏三浦氏の族にして、横須賀系圖に「(杉本)大夫判官貞清の長子某走水、母遊女、之に依りて家を繼がず」と見ゆ。

羽白 ハシロ 筑前國夜須郡の土豪にして日本書紀、神功皇后攝政前紀に「荷持田村に羽白熊鷹なる者あり。其の人と爲り強健にして、又身に翼ありて能く飛び、以つて高く翔る。是を以つて皇命に従はず、毎に人民を略盜す」と見ゆ。荷持田(能登利)邑は野鳥谷邑ならんかと云ふ。

橋渡 ハシワタリ ハシト 信濃に此の氏あり。

蓮 ハス 武藏に此の氏あり。

蓮井 ハスキ 京極殿給帳に「三百石蓮井角兵衛」を擧げたり。



走越

佐々木本

蓮池 ハスイケ ハスノイケ 攝津、相模、

土佐、肥前等に此の地名あり。
 1 秀郷流藤原姓。土佐國高岡郡蓮池邑より起る。平治物語に「土佐へ流し、種義を襲て。當國の住人蓮池次郎、權守家光に仰せ付けらる」と。又東鑑、壽永元年九月廿五日條に「故小松内府家人蓮池權守家綱(吉川本に家綱)あり、土佐冠者希義を殺す、土佐、氣良、吉良等の條参照。子孫、大平氏と稱す。讃岐國三野郡伊合郡院發掘筒銘に「蓮池入道殿、親應三壬辰年」など見え、又系圖に「蓮池殿、建久八年丁巳」などあり、詳細は大平條第一項、第二項を見よ。
 2 夜須氏族。同上蓮池より起る。南海通記に「香美郡司夜須七郎行宗は鎌倉殿の仕承として蓮池に居す。世人、蓮池殿と稱す」と見え、其の他の諸書も多く新く云へり。地理志料に「東鑑、壽永二年條に土佐の住人夜須七郎行家、文治三年條に土州夜須莊、秦氏地檢帳も同じ。南海治亂記に、香美郡司夜須七郎行家は、壽永中、源希義を扶く。後、頼朝・實として、香美、長岡の二郡を興ふ。蓮池城に居りて、蓮池氏を稱す」と。詳細は夜須條を

見よ、又長曾我部、一條等の條参照。

3 長曾我部氏族。同上土佐の蓮池より起る。長曾我部系圖に「覺世—親貞(後に蓮池城に居るに依りて、蓮池吉良左京進と號す)—某(左京進、號蓮池、領七千石)と見え、某は親實の事なり。蓮池大明神に奉祀す。詳細は吉良條を見よ、又長曾我部條参照。
 4 肥前の蓮池氏。神埼郡蓮池邑より起る。文治の頃、蓮池三郎忠國あり、龍造寺文書等に見ゆ、龍造寺條参照。
 5 能登の蓮池氏。田數目錄には「邑知院。承久二年檢云々、蓮池左近將監」とあるは、邑知の地頭なりしかと云ふ。
 6 雜載。明德記に「蓮池云々」と。
 蓮浦 ハスウラ 越前に此の地名あり。
 蓮江 ハスエ、
 蓮尾 ハスヲ
 蓮岡 ハスヲカ 備前國兒島郡郡本莊村に蓮岡新太郎氏あり。
 馬杉 ハスギ ウマスキ マスキ ウマスキ條を見よ。なほマスキ條参照。
 蓮田 ハスタ 武藏等に此の地名あり、その他多かるべし。
 1 山城の蓮田氏 寛正三年九月十一日、

京都に土一撰起る。長祿寛正記に「大将

は蓮田兵衛と云ふ牢人の地下人也。時の奉行飯尾左衛門大夫、布施下野守・承り、所司代多賀豐後守に仰付けられて、是を退治せんとす、云々。十月朔日、土一撰の大将蓮田・淀にて誅せられけり」と。
 2 東國の蓮田氏。加須屋文書に見え、又常陸國茨城郡伊勢畑邑の蓮田氏は三ツ銀杏葉を家紋とし、同郡澤山邑の蓮田氏は三ツ巴を家紋とす。又櫻田變、當國の志士に蓮田市五郎正實あり、榮助宗道の子にして、從五位を贈らる。
 蓮波 ハスナミ ハスハ
 蓮沼 ハスママ 武藏、上總、上野、岩代、越中等に此の地名存す。
 1 小野性猪股黨。武藏の豪族也。當國佐原郡、播磨郡、及び豐島郡に蓮沼邑存す、それ等より起りしか。小野氏系圖に「内島五郎國綱—國家(蓮沼六郎)—忠國—行忠(兵衛門尉)」と載せ、また七黨系圖に「國部忠綱(五)—國綱(五)—(蓮沼)—國家—忠國—行忠(六)」と見え。
 氏人は源平盛衰記に「蓮沼太郎忠俊、同六郎國長」を載せ、また東鑑卷十に「荷沼三郎、荷沼八郎等見え、その後太平記に

蓮沼氏見ゆ、新田氏に從ひて勤王す。又康正三年六月廿九日狀に蓮沼右衛門尉宗貞あり、沼尻條参照。又鎌倉大草紙に蓮沼安藝守あり、應永・大應氏に從ふ。下りて蓮沼徳兵衛は横見郡蓮沼新田を開發す。
 2 會津の蓮沼氏。新撰會津風土記、耶麻郡條に「太田村、館述・天正中、蓮沼備中某居住せり」と云ひ、又同郡、大津村、館述・蓮沼信濃某居りし」と見え。
 3 越中の蓮沼氏。磯波郡の蓮沼邑より起る。遊佐條参照。
 4 雜載。高山彦九郎の祖父・傳左衛門貞正、實は蓮沼圖書正房の長男也。その次男正隱は蓮沼要右衛門と稱す。上野新田郡に蓮沼の地名ありと。高山條参照。又河内國の友人に蓮沼文範氏あり。
 荷沼 ハスママ 前條氏に同じ。
 蓮野 ハスノ 田中藩知行割帳に「持弓頭、五百五十石(廿五人)沼野勝右衛門」を擧ぐ。
 蓮佛 ハスホトケ 伊勢にあり、レンブアツ條を見よ。
 羽隅 ハスミ 三河吉良氏の裔なりと、清和源氏なるべし。石見、安藝等にあり、又文祿朝鮮の役、羽隅備左衛門・戦功あり。
 蓮見 ハスミ 上野、下野地方、石見、出

雲地方に此の氏あり。

羽住 ハスマ
 筥見 ハスマ
 長谷 ハセ ハツセ ナガタニ ナガヤ 各條参照。又ハセベ、ハセガハ條を見よ。地名としては、和名抄、大和國城上郡に長谷郷を收め、波都勢と註す。古くは泊瀨の字を用ひ、又後世初瀨邑と云ふ。雄略天皇の泊瀨朝倉宮、武烈天皇の泊瀨列城宮、共に此の地にありて、長く帝都たりき。故にその御名代として、長谷部、小長谷部の兩氏・起る。ハセベ、ツハセベ條を見よ。又欽明紀に泊瀨榮藏宮・見え、下りて名蓋長谷寺(觀音)あり、六人部、辛矢田部條を見よ。
 その他、越中國新川郡に長谷郷ありて、高山寺本に波世と註し、又肥前國基肄郡にも長谷郷・見え。その他、山城、攝津、伊勢、遠江、相模、上總、下總、常陸、下野、岩代、陸前、播磨、筑前、肥後等此の地名多し。又信濃に長谷神社、鎌倉の長谷觀音も名高し。
 1 長谷連 物部氏の族にして、長谷部連と云ふに同じきか。承和九年七月紀に「越前國人散位正六位上長谷連貞長、同姓貞

「信濃」とあり。徳川時代、新家、御藏米(三十石餘、明治二百五十四石餘)、院參町四角、寺は十念寺、外様。



長谷

御合印

- 7 伊賀の長谷氏 名張郡の豪族にして、天喜四年、藤原實遠の讓狀に「名張郡司長谷某」見ゆ。
- 8 伊勢の長谷氏 波瀾條を見よ。
- 9 參河の長谷氏 二葉松等に「設樂郡白鳥山城(津具村)は後藤善心の居城也。外に屋敷跡二ヶ所あり、是れ武田家人中村泰庵、長谷勘左衛門とて、金堀の奉行なり」と。
- 10 桓武平氏千葉氏族 下總國匝瑳郡長谷邑より起る、長尾條參照。東氏の族にして、千葉支流系圖に「海上次郎胤方(左衛門尉胤景(阿玉郷主)―太郎左衛門胤胤(横根郷主)―左衛門五郎胤貞(長谷)、弟胤忠―胤顯(常陸介)―胤廣(常陸六郎)―胤胤(彌七)」と見ゆ。又小金本土寺過去帳に「長谷新五郎イヤトミ」とあるは此の族か。

- 11 桓武平氏岩城氏族 磐城系圖に「岩崎忠隆―基行(富田五郎)―氏基―隆氏(長谷)」と載せ、仁科岩城系圖に「岩崎忠隆(三郎太郎)―基行(北郷五郎)―隆憲(長谷助二郎)」と見ゆ。
- 12 伊達氏族 伊達家譜に「持宗の子郡宗(長谷五郎)」と見ゆ。又餘目舊記に「十三代目に男子なくて、伊達大膳大夫持宗の息長谷五郎郡宗、遺跡に立たれ候」と。
- 13 巨理氏族 陸前國名取郡長谷邑より起る。巨理長谷系圖に「巨理因幡守元胤に三子あり、長を彦五郎と云ふ、早世。次は則ち右近大夫宗元にして嫡家と爲る。三男美作守胤重は長谷氏の始祖にして、名取郡南長谷館に住す。一女あり、之を兄宗元の次子重景に配して、長谷氏を繼がしむ。胤重は天文二年卒、六十一、名取郡南長谷邑水源寺に葬る。水源は後に靈視と改む。重景の子修理亮景重は、天正十八年、封を遠田郡百ヶ館に換ゆ」と。
- 14 因幡の長谷氏 當國の名族にして、因幡志「智頭郡春谷村加茂大明神主(萬歳邑)長谷氏」等を取む。
- 15 清和源氏小笠原氏族 石見の名族にして、丸山小笠原系圖に「四代長氏―長谷

- 殿」と載せ、又「十一代伊豫守長定―長爲(長谷)」とあり。
 - 16 秀郷流藤原姓 小野崎氏の族にして、額田系圖に「通郷の次男頼祐・是を長谷別當となす」と。小野崎條を見よ。
 - 17 安藝の長谷氏 賀茂郡長谷邑より起る。長谷内藏助の宅跡あり(通志)。
 - 18 阿波忌部姓 御衣御殿人の一にて、元弘三年文書に長谷吉定・見ゆ。永谷條參照。
 - 19 豐前豐後の長谷氏 建久の豐後國圖田帳に「當國住人長谷主人道信覺」見ゆ。ワサダ條參照。
 - 20 肥前の長谷氏 基肆郡長谷郷より起る。郡中・長谷氏多く、又九州軍記等に見ゆ。
 - 21 雜載 太平記卷二十九に長谷與一・見ゆ、又大阪城士に長谷中大夫あり、後に徳川氏に仕ふ。
 - 又遠江、駿河等に存し、現今神蔵界に長谷外余男氏あり、權原神宮々司たり、北國の人也と。
- 泊瀬** ハセ 前條に併せ云へり、猶ほハセ條參照。
- 波瀾** ハセ ナミセ
- 1 村上源氏北畠氏族 伊勢國一志郡波瀾

邑より起る。北畠系圖一族に列す。北畠條を見よ。名勝志に「一志郡波瀾城址(波瀾館址)、波瀾村に二處あり。一は字井の口の山上に在り、舊形尙ほ存す。今熊野神社の社地たり。里人云ふ、木造雅俊・之を築き、歴代の居城とす。雅通に至りて、天正五年三月、北畠信雄の兵と戦ひ、自殺して城廢すと。

一は字野口の愛宕山上を云ふ。舊址僅に存し、愛宕社を安んず。傳へ云ふ、建仁元年、平家盛・城を築きて之に居る。十二世盛朝に至りて滅亡すと。其の據る所を詳にせず。波瀾館址は字室の口に在り、今宅地となり、僅に舊形を存す。永祿中、北畠氏の族具祐・之に居る、因りて氏とす。州人呼んで波瀾御所と稱す(五鈴遺傳)と。

2 同上 伊勢國飯高郡にも波瀾邑ありて波瀾城址・村の城山にあり。天正四年、北畠氏の亡ぶるや、是より先き、具教の弟某・僧となり、南都東門院に在り、孝縁と稱す。本宗の衰亡を聞き、憤惋に堪へず、伊賀に走りて長木の吉原某に懇み、還俗して具親と改む。因りて義故を集め、兵を擧ぐ。來り屬するもの多し。

波瀾、峰、乙斐の諸族、之を奉じて森城に入る。五年春、河俣谷、瀧野、有馬野、鐵中の諸城を築く。北畠信雄、其の將瀧川一益等をして之を攻めしむ。諸城奪いで陥る。波瀾城固く守りて屈せず、敵將日置次大夫等・力を盡し、之を攻む。城陥り城將自殺す。敵兵亦死するもの多し。森城奪いで陥る。具親、遂に山陽に奔りて毛利氏に投ず(五鈴遺傳)とぞ。

3 參河の波瀾氏 渥美郡に波瀾邑、波瀾城あり、波瀾條參照。

4 桓武平氏 第一項を見よ。

初瀬 ハセ ハツセ 長谷條を見よ。又大村藩に存す。

馬瀬 ハセ ウマセ マセ條を見よ。

長谷井 ハセキ 岩代に走井の地名あり。

長谷河 ハセガハ 次條氏に同じ。

長谷川 ハセガハ 長谷、長谷部條參照。

1 中原姓 大和國十市郡の豪族にして、十市縣主の裔中原姓なれど、一に藤原姓とも稱す。春日若宮至徳元年四月の大和武士交名に「長谷川藤、唐古殿、云々、十市殿」など載せ、又大徳武士春日大宿所勅番次第に「長谷川等(藤)、十市、姓中原。十市郡山城住、十萬石」と見ゆ。

その詳細は十市、中原等の條を見よ。見聞諸家叙に

長谷川

2 在原姓 式上郡長谷より起り、長谷川黨と稱し、又法貴寺黨と云ふ。前項所載至徳の長谷川黨とは、此の氏を指すならん。氏は新編常陸國志に「長谷川。大和國長谷より起る。多武峰縁起に、承安年中の人・長谷川三郎季俊、長谷川主殿正經など云ふものあり。これ長谷川氏の初祖と見えたり」と。その他の事は法貴寺條に詳か也。又糸井條參照。

3 秀郷流藤原姓尾藤氏族 これも大和發祥と云ふ、蓋し前二項と關係あるべし。家譜に「帶刀左衛門尉公澄―準人正知基(左京少進)―尾張守知昌―玄蕃頭知忠(尾張守)―左兵衛尉知宗―左兵衛尉季康―武者所宗遠―有經(多島權守)―遠經―左衛門尉宗兼―同宗康―同宗繼―同宗重(刑部丞)―民部丞宗有―刑部左衛門尉有經―左衛門尉秀光―同秀宗―同宗昌―同宗輝(惟康親王に仕ふ)―同秀久―刑部丞秀仁―藤左衛門尉宗忠―左衛門尉滿兼

(義滿に仕ふ) 一 刑部左衛門尉秀知 一 左衛門尉基昭 一 源三郎知經 一 左衛門尉宗茂 (源三郎、寛永系圖に此の時、長谷川を稱すと。一本に大和國に住し、義政に仕へ、長谷川の稱を賜ふと) 一 左衛門尉宗常 (源三郎) 一 源三郎宗的 (住大和) 一 同宗仁 (刑部卿、法眼) 一 源三郎守知 (初め重隆、徳川氏に仕へ、一萬石を領す。寛永九、十一日卒) 一 健殿助正尙 (三千石) 一 弟小兵衛守俊 (初め尙知) と。一族多し。正尙の弟「三左衛門守勝 (三千百十石) 一 五左衛門守知 一 三次郎勝房、義弟喜内勝清 一 丹後守勝富 一 岩吉勝字 一 乙之助」と。三千百十五石。家紋三藤左巴、丸の内に豎三引。



長谷川乙之助

宗仁に至り、織田、豊臣に仕へ、其の子守知 (右兵衛尉、式部少輔) は、關ヶ原の役、石田三成に與みする體にて、佐和山城に入りし人なり。太閤記に長谷河宗仁法印・見ゆ。

4 秀郷流藤原姓下河邊氏族、これも大和國發祥と稱す。駿河の豪族にして、登頭郡小河邑小川長者法榮の後裔と傳へらる。

新風土記に「志太郡小川村の法榮長者は、永正中の人にして、長谷川氏の祖也」と。而して高草山林聖院傳説に「文明三年、小河村の東濱に精舎を建つ、長谷川正宣の本願にして、遠州高尾石雲院の賢仲和尚を開山とす」と云ひ、又野秋の弘徳院、享祿二己丑雲版の識に「登津郡小河莊住人・長谷川長重・寄進すと雖、今に至り大破に及ぶ、よりて同國馬場村住人鈴木平左衛門・菩提の爲に之を再鑄す」などあるは此の氏人也。

家譜に「下河邊四郎政義の二男小川次郎政平より、三代次郎左衛門政宣・大和國長谷川に住す。之より長谷川を氏とす」と云ふ。今川義元家臣に次郎右衛門正長あり、駿河國登頭郡田中城に據る、元龜元年、甲州勢に乗取らる。後に家康に屬す。家紋左三藤巴、釘抜。左藤巴、藤丸、八藤、本支十六家。

寛政系譜に「紀伊守正長 (藤丸) 一 筑後正成 (藤丸) 一 刑部正澄 一 準人正定 (太郎左衛門尉) 一 刑部正利 一 監物正冬」と。又正成の弟「伊兵衛重次、弟久三郎正吉 (讚岐守。上野國四千七十石) 一 淡路守正信 一 久三郎正相 一 五兵衛正明 一 久三郎正

武 一 讚岐守正誠」と。(高野瀨條參照)。
5 清和源氏宇野氏族 義實を祖とす。
6 山城の長谷川氏 紀伊郡竹田村に長谷川氏あり、その他、上賀茂社々家に存し、又稻荷社々家 (役人) にも見ゆ。

7 菅原姓 江戸幕臣にして、家紋葉銀梅八、向梅。寛政系譜に「善右衛門孝保 (五郎兵衛) 一 善之丞孝正 一 左仲高寛」等見ゆ。

8 清和源氏攝政流 攝津國能勢郡長谷邑より起る。山田左衛門景政の次男を長谷川刑部景通と云ふ。山田、長谷等條參照。又豊中村新免に長谷川氏の名族あり。

9 中臣姓和田氏族 和田系圖に「(郡戸) 中大夫貞親の子貞言・長谷川中務と稱し、その子に僧實執」を載せたり。

10 同河内和田氏族 丹比郡の名族にして、和田正遠より出づと云ふ。その後裔、城蓮寺村に住し、後長谷川と改む。

11 利仁流藤原姓進藤氏族 伊勢國發祥にして、進藤爲輔の後なれど、藤直の時、外家の號を留して、此の氏を稱す」と云ふ。寛政系譜に「宮内少輔有國 (伊勢國壹志郡に住す) 一 内記後國 一 次郎兵衛俊春 一 加賀守義俊 一 三郎左衛門藤直 一 波右

衛門重吉、弟左兵衛藤廣、弟忠兵衛藤重」と見ゆ。家紋丸の内二引、藤の丸に輪扇。

重吉の弟左兵衛藤廣は家康に仕へ、長崎奉行となり功多し。その子に左兵衛廣貞、中兵衛廣水、五兵衛廣直、左馬助廣清等あり。

12 利仁流藤原姓石黒氏族 尾張國春日井郡如意村の名族にして、尾張志に「長谷川大炊助藤原重行は本氏・石黒、應永三十一年山田郡神戸に隱る。是れもと越中の宮方にして、信濃宮に忠ありし者也」と。越中石黒氏の族人にて、中興系圖にも「長谷川、藤原姓、利仁將軍の裔、石黒氏分流」とあり。

13 尾張の長谷川氏 前項參照。又中島郡赤池邑の人に長谷川孫八郎あり。又粟栗郡北方村の人に長谷川藤五郎秀郷、初め竹と稱し、又貞長とも見ゆ。信長に仕へ、後秀吉に従ひて越前國東郷を領し、東郷侍從秀一と云ふ。豊鑑卷二に羽柴長谷川藤五郎、また卷三に長谷川右兵衛尉を擧ぐ。又甫菴太閤記に「伯耆比田城、長谷川藤五郎」と。

14 橘姓 美濃發祥にして、家紋輪扇、丸に橘。新編美濃志に「長谷川彦右衛門は、金屋の住人にて、武勇すぐれたりしよし、金山記に見えたり」と。此の族か。

15 遠江の長谷川氏 周知 (山名) 郡三澤村



長谷川主膳正

の名族に見え、又幕末、濱松の神官に長谷川貞雄あり、明治に及び功多し。

16 駿河の長谷川氏 第四項を見よ。

17 相模の長谷川氏 天正末、三浦郡代官に長谷川七左衛門長綱あり、海寶院を創建す。又西來寺文書に「長谷川七左衛門殿」と。

18 武蔵の長谷川氏 當國にも多し。新編風土記、荏原郡大井村條に「土人の傳に據れば、昔當所の地頭に長谷川豊前守と云ふ人あり。此の人、天正八年の頃檢地せしが、其の繩いと嚴密なりしかば、阡陌を開くとしもあらで、許多の畝歩を打出せしにより、村民等貢税の重きに堪ざりしと云ふ」と。分限帳に長谷川彌五郎見え、「郡筑郡成合村にて十二貫八十四文を領す」とあり。

また高麗郡柏原村の名族にあり。先祖は長谷川内膳久吉と稱す。古書若干ありしが、故ありて百年前に散逸すと云ふ。天正年間の水帳の遺冊にのする處、今の段別と異にして畝歩と云ふものなく、二百歩を大歩と唱へ、百五十歩を半歩、百歩をとせり。或る筆記に天正十九年檢地奉行寺田右京が糺せし下野國足立郡羽

田村水頼にかゝる例見えたり。されど其の水頼は一段三百六十歩の古法にて大小の歩を用ひしと云ふ。これぞ、その頃糺せしものなるべし」と。又新座郡菅澤村の名族に存す。

又御府内備考に「下谷上野新黒門町長谷川七郎右衛門。右七郎右衛門方・元和人參と唱へ候儀は、長谷川安清と申す者の先祖長谷川和泉と申す者、高麗御征伐の節、武功を以つて、月池翁人參傳記、並に朝鮮人參の種を取り候儀、一人に傳へ來り候に付、本朝人參出生を安清より御役所に書留これ無きを御訴訟申し上げ、元祿三年七月廿日、御免許これ有り候處、同十一寅年十二月十日、安清の居宅、願焼致し、禮義の節、二代目七郎右衛門義・厚く養育致し候爲、謝禮として「人參造作製法諸事算用十に割四分の徳用・相渡すべき旨、元祿十二年十月十五日、堀越七郎右衛門殿・長谷川安清」と認め候證文一通、並に「人參沾湯・江戸、京、大坂國々、貴殿一人に申し渡し候間、上性候人參のため、宜敷く致す」べき旨、前書同様の月日證文一通、外に京都に於いて駒井半兵衛、同五兵衛と申すもの賣弘め、

徳用割合相下し申すべき旨、元祿十五年閏八月二日、右安清、七郎右衛門兩人宛名の證文一通これ有り、御當地にては、七郎右衛門方一軒に限り、和人參賣場と申し相弘め候前、追々紛らしき人參製法致し候もの之れ有り、自然渡世も薄く相成り、享保の頃より相止め候趣申傳へ候。尤も證文類三通は只今以つて持傳へ申し候、長谷川安清居所、并に右銘式の義相知れ申さず候」と。

19 上野の長谷川氏 相州文書、應永廿五年三月廿日のものに「上野國淨法寺内、平塚、牛田、岩井三所の事云々、長谷河山城守押妨」と。

20 常陸の長谷川氏 大和長谷川黨の流にして、第二項の族也。新編國志に「茨城郡福田村の長谷川氏は著姓なり。天正年中、長谷川豊前信綱、弟豊後綱重等は、この村の人なり」と。又和光院過去帳に「はせ川但馬守新右衛門父」など見ゆ。

21 岩磐の長谷川氏 田村家臣に存し、又新編會津風土記、河沼郡黒澤村條に「館述・長谷川主殿某と云ふ者住せし」と云ひ、又青津(生江)氏四家老の一に見ゆ。又安積郡福良村鬼渡神社の神職に長谷川

日向あり、その先を遠祖丞某と云ひ、延寶中始めて訓號となり、四世にして今の日向家長に至る」と見ゆ。又會津若松に存し、又岩瀬郡の名族に見ゆ。

又大沼郡小谷村舊家に長谷川難右衛門あり、此の村の肝煎なり。先祖は長谷川五郎國義とて、大和國長谷に住す。後河内守と改め、莊園多く領せしが、九代の孫越中守某・宰人して會津に來りしより、此の村の長となれり」と見ゆ。

22 越後の長谷川氏 蒲原郡行地村の舊家也。また小河氏と云ふ。新編會津風土記に「高田村舊述。相傳へて、文治年中、此の村の地頭長谷川土佐某が居宅なりと云ふ」と載せ、また同郡榑畑邑に存し、又天正の頃、長谷川近内あり、齊名氏に屬す。

又「舊家長谷川源左衛門、村の肝煎なり。長谷部信連が子孫と云ひ傳ふれども、系譜を失ひ、如何なる故にて、長谷川を名乗りしか知れず」と。又「廣瀬村の肝煎長谷川甚八と云ふ者、文祿三年の水頼を藏む」と。又「行地村の肝煎長谷川義右衛門・古文書數通を藏す」など新編風土記に見ゆ。

又齋藤弘重配下の士に長谷川基遠(盛正記に秋直)あり、川中島決戦の日、謙信の命を受け、甲軍の將安間弘重と戦ふと傳へらる(野史)。又彌彦社中條の神官に此の氏見え、又幕末、蒲原郡栗生津村長谷川誠の子に饑之進世傑(公興、號強庵)あり、勤王の士也。又三條の畫家に長谷川嵐溪(茶、芳溪)あり。

23 山陰の長谷川氏 伯耆國の名族に見え、又但馬村岡の醫師に長谷川樹徳あり。

24 山陽の長谷川氏 藝澤通志に「山陽郡中原村長谷川氏。先祖長谷川彦左衛門は吉川家士淺技因幡に仕ふ。天文年中、淺技氏・上石村に移り、彦右衛門をして其の故宅に居らしむ」と。

又山口毛利藩士に長谷川好道あり、明治時代、將軍として功多く、伯爵を賜ふ。その嗣子猪三郎也。

25 紀伊の長谷川氏 那賀郡國分莊の名族にあり。續風土記、國分莊西國分村舊家條に「六十人地主長谷川牛左衛門。其の家傳云ふ、其の祖は澤越中といふ人の臣にして、長谷川助右衛門といふ。備中高松城水責のとき戦功あり、越中、淡路を領し、助右衛門は須木浦の船奉行たり。

其の後池田勝入に屬し、又中村孫平次に屬す。根來一亂に泉州岸和田にて戦功あり。其の後又諸家に屬すといふ。三代目半右衛門といふもの浪士となり、當村に來り、元和五年地主となり、代々當村に住す。家に天正文祿の文書を藏す」と見ゆ。

26 阿波の長谷川氏 蜂須賀藩文武有功の士に此の氏見え、爾來同藩の重臣たり。又寛永中、稻田氏と共に淡路洲本城を築く。又當國の國學者に長谷川貞彦あり。

27 讃岐の長谷川氏 大島城主也。長川條を見よ。

28 伊豫の長谷川氏 豫章記、正平頃の人に「鹽川長谷川箱河四郎、得能人々」と。

29 肥前の長谷川氏 古史傳に富士講の由來を説き「天文年間に肥前長崎に生れし長谷川左近竹松と云ふ人、富士修行を爲し、正保三年に百六歳にて人穴に入定す、法名角行東覺と云ふ。其の道統は日珣、増心、月珣と相續し、元祿享保の頃、其上光清と、月行、并に食行(身祿)との二派と爲る」と。

30 日向の長谷川氏 日向記に長谷川中務

31 豐前の長谷川氏 京都郡の榮族にして永享應仁の頃、長谷川正氏あり。

32 畫師長谷川家 長谷川流の祖等伯は、能登國七尾の人、初め狩野家に學び、後雪舟の流を傳む雲谷派に入り、名譽を擧げ、大坂城に繪く。その子宗也、久藏、養子等林(本姓小野)、門人等的(本姓小野)、族人等重、等林の養子等作等、皆名あり。その他左近(等伯の男と云ふ)、等悅(雲澤)、宗宅、宗圓、その子等雲、宗清(字右衛門)、雲嶺(法橋)、その子雲買(等美)、珠長等、皆雪舟派の畫伯也。又長谷川雲旦(宗秀、法橋)、その子雲堤(宗一)、その子雲塘あり。又狩野派に長谷川養長等皆名高し。

次に浮世繪にも多く、長谷川雲朝(平四郎)、長谷川新之丞、長春(雪舟末孫と云ふ)、永春(光信、梅翁軒)、信春、その子永信等殊に名あり。

33 雜載 松平近江守用人、府中毛利藩用人、古河土屋藩用人、福島板倉藩用人、松山松平藩用人、徳島松平藩須賀藩用人、岡中川藩重臣、松平高松藩重臣に見ゆ。又瑞尾山城守給帳に「千石長谷川半右衛

門、四百石同角左衛門、二百石長谷川清次郎、三百石長谷川嘉兵衛、三百石長谷川宗右衛門、二百石長谷川長藏、百五十石長谷川三藏、百五十石長谷川喜助、百四十石長谷川七大夫」を載せたり。又南部家臣に長谷川又左衛門安利、長谷川流砲衛の祖に長谷川八郎兵衛一家(土井藩士)、又長谷川流砲道の祖に長谷川宗喜あり。又幕府藝者の書付に「二百優醫師長谷川玄通、今程五百石、寄合長谷川玄通」と。寛政系譜、未勅に收め「玄通(正壽院)―道益(玄通)―名可(多之助、玄通)」と見ゆ。また今出川家侍に見え、又和泉の國學者に長谷川三折管轄(宣長門)あり。又秀康船給帳に「五百石長谷川次郎右衛門、五百石長谷川作兵衛、及び長谷川彌兵衛」を載せ、また稻葉美濃守家臣長谷川市左衛門安利、注連三枝松、藤巴、京極殿給帳に「七百石鐵砲方一人長谷川齊、四百五十石長谷川加兵衛、百五十石長谷川兵左衛門」等を擧げ、また關長門守御家中侍帳に「百五十石長谷川藤右衛門」見え、又田中藩知行別帳に「歩行小姓、百石長谷川左源太」あり。

江戸の詩人に昆溪長谷川城、石州流茶人に長谷川主膳正、共に名あり。又銀座由緒書に「長谷川長兵衛(安永、明和)」を載せ、又大久保西山先祖書に「嫡祖大久保甚右衛門長重、母は長谷川源右衛門安久女」と。また長谷川主計あり。長谷川延年あり、本姓は藤原氏、名は守真、又庸勅、字は士淳、山隱樵夫、玉洲外史、楓洞等の號あり。又稲光齋博愛堂と云ふ。享和三年京都に生る。妻は杉原氏、純左衛門の女にして、名をセツと云ふ。杉原氏は河内八尾庄内の豪家にて、代々大庄屋を務めたり。結城七郎朝光十五代の孫なりといふ。長谷川氏は、其の祖もと豊臣氏に仕へしが、後三條家の家臣となり、傳へて延年に及べり。延年、大阪に來り、上町松屋町本町北之筋松江町に住し、軍學並に柔劍術を子弟に授く」と。又鶴江藩(長谷川恰三郎、長谷川平治)、岩鷲、攝津、津輕、志摩、備前、武藏、相摸、上野、下野、讃岐、伊豫等に多く、又影刺師に長谷川彌右衛門好春あり。又藤繪師に長谷川重美、竹本座狂言作者に長谷川千四(大和の人)あり。

長谷倉 長谷倉 次條氏に同じ。支倉 ハセクラ 陸前國柴田郡支倉邑より起る。桓武平氏高望七代孫景常が曾孫常隆次男常久の子久成の後也と云ふ。同邑に其の居城址あり。大槻氏云ふ「支倉氏に古文書類ありて、古くは長谷倉とも記せり。支と書きて、はせと讀む、と評ならず。支部の丈の字の訛などにやあらむとの説もあり。又走の字の訛かと思へど、何れも據りどころあるにあらず。仙臺城下に、今も支倉通といふ巷街あり、支倉氏の邸ありしより呼べるなり」と。氏人は伊達世次考に「天文十一年九月、穂宗公・書を長谷倉新右兵衛忠常に致す。同十二年、判書を支倉郷中に賜ひ、支倉郷棟役の事、云々と。又天文十三年、穂宗公・判書を支倉新右兵衛に賜ひ、菊田莊小柴郷内、光明寺分在家二軒、云々」など見え、又政宗家臣に支倉六右衛門常長(奥市)あり、羅馬に使用するを以つて名あり。慶長十八年九月十五日、月の浦を發し、隨行六十八人と共に、十九年十一月西班牙マドリッドに着し、翌年九月三十日ローマに入り、法王ポール五世に謁す。元和八年死。その子勘三郎常頼・弟權四郎常直が異教を信ず

るに坐し、その子又兵衛常信に至り、五貫文を賜ふ。

長谷田 ハセタ 加賀地方に此の氏存す。

長谷堂 ハセダウ 羽前に此の地名あり。

丈部 ハセツカベ 丈部とは、もと馳使部にして、配下として驅使せし意なるべければ、職業的品部と見るべきなれど、多くは安倍氏配下の氏なりしが如し。今その證據を擧ぐれば、(1) 丈部の伴造なる丈部臣、丈部直、及び丈部造等が、何れも皆安倍氏の族と稱する事實、(2) 丈部の民が奈良朝より平安朝にわたって、氏姓を賜ふ際、殆んど總べては、安倍の二字を冠する事實、即ち安倍陸奥公、安倍陸奥臣、安倍信夫臣、安倍兼田臣、安倍會津臣、安倍安積臣の如き、これ也。(3) 次に丈部は極めて數多き部族なるに、殆んど東國にのみ榮え、西國には甚だ尠し。若し馳使部の意にて、一般的の職業部とすれば、西國にも存すべきにあらずや。(4) 次に阿倍氏は大産命、武渟川別命父子東北經略以來、多くは東國に榮え、丈部の分布と一致する事實、(5) 部名を帯びざる豪族は、總べて數多の私有部曲を有せるに、安倍氏は上古屈指の大豪族なるに係はらず、他に其の部曲

と思はるゝ者なし。但し安倍は安部なれば、其れ自身、既に一の品部にあらずやと思はれざるにあらずやと、安部には、安倍氏以外、部民と思はるゝ者なければ、此は地名より起りたる氏名と見るべし。

以上五個の事實より推して、丈部は安倍氏が私有せし部曲なりと云はんと欲す。但し其の語原は恐らく馳使部より來りしなるべけれど、これは朝廷の馳使部にあらずして、阿倍氏の馳使部と解すべきなり。蓋し阿倍氏は其の語尾にべ字を帯ぶるを以つて、他の氏の如く、其の部曲を呼ぶに阿倍部と稱し難きにより、其の驅使する意より、丈部と稱せしものならん。

凡そ東國より奥羽に亘り、最も榮えたる氏は阿倍氏と毛野氏なり。これ大産命、武渟川別命(安倍氏祖)、豐城入産命、御諸別王(毛野氏祖)の偉業に基因す。而して前者の部曲なる丈部は、後者の部曲なる君侯部(公子部、吉備侯部)と共に、此等地方に於いて最も榮えたる部にして、此の地方の諸小國造の如きは、殆んど皆其の下風にたちて此の部を稱し、又蝦夷族の歸順せるものも、多く此の部名を貢ふ。以下の條々及びキミコベ條を見よ。

- 1 越後の丈部 阿倍氏の率ゐし部族名なれば、當國にも多かりしならん。
- 2 佐渡の丈部 類聚國史五十四に「天長六年十一月丙戌、佐渡國人丈部若刀自賣、三男を産み、正税三百束、乳母一人、三箇年の糧料を給す」など見ゆ。
- 3 越中の丈部 高山寺本和名抄、當國新川郡に丈部郷を載せ、又正倉院天平賣字二年文書に、當國丈部氏を載せたり。
- 4 越前の丈部 天平十二年の江沼郡山背郷計帳に「丈部古豆賣」を載せ、また天平神護二年の越前國司解に「小名郷月主丈部僧」など見ゆ。
- 5 美濃の丈部 和名抄、當國不破郡に丈部郷を收め、正倉院文書、大賣の中里戸籍に丈部古麻等を載せたり。
- 6 京師の丈部 これは春日氏の族と稱す。姓氏錄、左京皇別に「丈部。天足産國押人命の孫比古意部豆命の後也」と載せたり。
- 7 山城の丈部 前者と共に異例にて、鴨縣主の族と稱す。姓氏錄、山城神別に「丈

- 8 西望部 前者と同族にして、姓氏録、山城神別に「西望部。鴨蘇主と同祖。鴨建玉依彦の後也」とあり。ハツカシベ條を見よ。
- 9 大和の丈部 榮山寺文書、正暦三年十二月廿一日符に此の氏見ゆ。
- 10 和泉の丈部 多臣の部曲にて、大部の誤寫なり。オホベ條を見よ。但し當國に丈部首存す。第四十六項參照。
- 11 伊勢の丈部 和名抄、當國朝明郡に杖部郷を收め、鉢世部加倍と註す。
- 12 遠江の丈部 天平十年の駿河國正稅帳に「佐登郡散事丈部鹽麻呂」を載せ、また萬葉集卷廿に「山名郡丈部眞麻呂、同郡丈部川相、佐野郡丈部眞當」など見ゆ。山名郡の方丈村は此の遺跡かと云ふ。
- 13 駿河の丈部 天平十年の當國正稅帳に「朝集舞丈部大島、丈部手麻呂、丈部多麻呂」等を載せ、また萬葉集卷廿に「丈部額麻呂、丈部足麻呂」などを載せたり。
- 14 甲斐の丈部 貞觀十八年十月紀に「甲斐國都留郡百姓丈部豐長」なる者見ゆ。
- 15 伊豆の丈部 齊衡二年九月紀に「伊豆

- 16 相模の丈部 天平十年の駿河國正稅帳に「相模國餘綾園大毅大初位下丈部小山」を載せ、また藥師寺文書、天平勝寶八年二月六日の相模國朝集使解に「雜掌足上郡主頓代・丈部人上」など見ゆ。
- 17 安房の丈部 和名抄、當國長狹郡に丈部郷を收め、波世豆加倍と註す。
- 18 下總の丈部 第四十八項の丈部直を見よ。
- 19 上總の丈部 萬葉集卷廿に「武射郡上丁丈部山代、長狹郡上丁丈部與呂麻呂、天羽郡上丁丈部鳥」を載せ、また天平勝寶元年五月紀に「金を獲る人・上總國人丈部大麻呂に従五位下を授く」と見えたり。
- 20 武藏の丈部 兒玉條を見よ。
- 21 常陸の丈部 正倉院文書の常陸國戸籍に「戸主丈部顯人」外五人を載せ、また寶龜元年七月紀に「常陸國那賀郡人丈部龍麻呂、また那賀國史卷五十四に「天長二年三月云々、常陸國人丈部子氏女に、位二級を叙し、終身其の戸の田租を免す」

- 22 上野の丈部 第四十項參照。
- 23 下野の丈部 和名抄、當國芳賀郡、及び河内郡に丈部郷を載せたり。而して萬葉集卷廿に「崎屋郡上丁丈部足人」を載せ、また承和十年十二月紀に「下野國那須郡大領外從六位下勳七等丈部益野、勳課、農田一千五百七十一町、増益の戸口二千四十一人、國司哀舉して、借外從五位下に叙す(一本・大部に作る)」など見ゆ。後者は那須國造家也。ナヌ條參照。又當國上神主より發掘せし文字瓦に丈部と見ゆるものあり。
- 24 磐城の丈部 神護景雲三年三月紀に、「磐城郡人外正六位上丈部山際に、姓を於保磐城臣と賜ふ」と見ゆれど、こは大部の誤寫なり。但し當國にも此の部あり、次項を見よ。
- 25 樺葉の丈部 神護景雲三年三月紀に、「樺葉郡人正六位上丈部賀例勢等、阿倍陸奥臣を賜ふ」と。また承和十五年五月紀に「磐城國權主政外從七位下丈部本成等、

- 26 白河の丈部 神護景雲三年三月紀に、「陸奥國白河郡人外正七位上丈部子老に、阿倍陸奥臣を賜ふ」と。白河、及び陸奥條を見よ。
- 27 信夫の丈部 當地方の豪族にして、同上紀に「信夫郡人外正六位上丈部大庭等に、阿倍信夫臣を賜ふ」と。信夫條を見よ。
- 28 會津の丈部 當地方の豪族にして、同上紀に「會津郡人外正八位下丈部庭虫等二人に、阿倍會津臣を賜ふ」と。會津條を見よ。
- 29 磐瀨の丈部 承和十五年五月紀に「磐瀨郡權大領外從七位上勳九等丈部宗成に、阿倍陸奥臣を賜ふ」と載せたり。當地方の豪族にして、石背國造家を凌ぐ程の勢力を有し、同二月紀に「陸奥國磐瀨郡權大領外從七位上丈部宗成等に、特に職田を給す。民を視るに方あり、公勳・柳らざるを以つて也」と。石背、陸奥等の條參照。
- 30 安積の丈部 これも豪族にして、貞觀十二年十二月紀に「陸奥國安積郡人丈部清吉等に、阿倍陸奥臣を賜ふ」と載せ、

- 31 耶麻の丈部 承和七年三月紀に「陸奥國耶麻郡大領外正八位上勳八等丈部人麻呂の月一畑に姓を上毛野陸奥公と賜ふ」と見えたり。
- 32 柴田毛野族の丈部 承和七年二月紀に「陸奥國柴田郡云々、同國人丈部繼成等廿六人に、姓を下毛野陸奥公と賜ふ」と見ゆ。柴田、陸奥等の條を見よ。
- 33 加美の丈部 神護景雲三年三月紀に「加美郡人丈部國益に、阿倍陸奥臣を賜ふ」と見ゆ。陸奥條參照。
- 34 柴田安倍族の丈部 同上紀に柴田郡人外正六位上丈部島足に、阿倍柴田臣を賜ふ」と載せ、また承和七年二月紀に「陸奥國柴田郡權大領丈部豐主等に、阿倍陸奥臣を賜ふ」とあり。柴田、及び陸奥條を見よ。
- 35 新田の丈部 延暦十八年二月紀に「陸奥國新田郡百姓弓削部虎麻呂の妻丈部小廣刀自女」等見ゆ。
- 35 磐井の丈部 和名抄、磐井郡(陸中)

- 36 出雲の丈部 天平十一年の賑給歴名帳に「波知里丈部若男、外一人。河内郡伊美里丈部妹賣、滑狹郡丈部佐流、外二人」を載せたり。
- 37 周防の丈部 延喜年間の玖珂郷戸籍に「丈部家成實」等二人を載せたり。
- 38 丈部臣 磐城の豪族にして、安倍氏の族也。承和十五年五月紀に「磐城國權少陸奥丈部繼島に阿倍陸奥臣を賜ふ」と。磐城、及び陸奥條參照。
- 39 上野の丈部 承和十年三月紀に「上野國新田郡人勳七等犬狹子羊、弟眞虎等の二人に、姓を丈部臣と賜ふ」と載せたり。
- 40 上總の丈部 安倍氏の族にして、天平廿年の寫書所解に「丈部臣曾禰麻呂(上總國山邊郡岡山郷戸主丈部臣古万呂の戸口)」と云ふ者見ゆ。丈部の伴造家也。
- 41 京師の丈部 正倉院天平勝寶九年文書等に見ゆ。
- 42 出雲の丈部 出雲臣の族か。天平十一年の當國賑給歴名帳に「漆沼郷工田里丈部臣深足等の三人、出雲郡朝妻里丈部

臣石足等の九人、伊知里丈部臣廣立等の三人、多級里丈部臣奈保等の三人」を載せたり。丈部の伴造家也。

44 丈部造 安倍氏の族にして、丈部の首長たりし氏ならん。氏は靈龜二年三月紀に「相模國足上郡人丈部造智積、君子尺麻呂、並に閑里に表し、終身・事なからしむ。孝行を誦はす也」と載せ、また萬葉集卷廿に「助丁丈部(部なるべし)造人麻呂」なる者見ゆ。

45 杖部造 安倍氏の族にして、姓氏錄、右京皇別に「杖部造。同上(前條に曾加臣、孝元天皇皇子大彥命の後也)」と載せたり。

46 丈部首 紀臣の族と稱し、姓氏錄、和泉神別に「丈部首。同上(紀角宿禰の後也)」と載せたり。

47 丈部直 安倍氏の族にして、神護景雲三年三月紀に「安積郡人外從七位下丈部直繼足に、阿倍安積臣を賜ふ」と。本條第三十項、及び安積條參照。

48 下總の丈部直 天平十年の駿河國正稅帳に「下總國印波郡采女丈部直廣成」を載せ、また天應元年正月紀に「下總國印波郡大領外正六位上丈部直牛養、常陸云々、並に外從五位下を授く。軍類を進むるを以つて也」と。また萬葉集卷廿に「印波郡丈部直大藏」等見ゆれど、こは大部直にあらざるか。

49 美濃の丈部直 安倍氏の族也。

50 丈部忌寸 正倉院神護景雲元年文書に「少初位上丈部忌寸濱足(右京人)なる者見ゆ。丈部の伴造家の後なるべし。

51 丈部宿禰 姓名錄抄、拾芥抄等に見ゆ。前項氏の後か。

52 八丈部朝臣 東大寺續要錄、寶藏篇等に見ゆ。

杖部 ハセツカベ ツエベ 前條、及びツエベ條を見よ。

八丈部 ハセツカベ 丈部條を見よ。

丈凡 ハセツカベ 同上。

丈部路 ハセツカベノミチ ミチ條參照。

1 丈部路忌寸 倭漢板上氏の族か。天平寶字八年十月紀に「丈部(一本に大部ともあれど、丈部なるべし)路忌寸並倉」なる者見ゆ。

2 雜載 また變老中、漆部司丈部路石磨あり。その子祖父麻呂、安頭麻呂、乙麻呂兵衛なる者にて、直義朝臣の御教書、其の外、證判數多、これ有り候。福昌寺の地は、長谷場六郎久純が定地にて候を、元久公・御處望遊ばされ、福昌寺を御建立遊ばさるべしと思し召され、長谷場へ御所望あり。惣べて彼の邊を長谷場と申し候に、今内之丸小路を長谷場と唱ふ」と。

又地理纂考に「伴姓肝屬氏・大隅國肝屬郡を賜り、同郡高山に移る。自後、伊數彌次郎忠純・伴操館に守護たり。忠純は長谷場六郎久純が二男にて、伊數村に住す、故に氏とす」と見ゆ。

3 大友姓 同上氏は一に大友純友の裔とす。これ等より考ふれば、肝付氏の族か。

4 日向の長谷場氏 此の氏の事は前述せし如く其の系圖は信用なし難きも、建武より貞治に至る北朝の年號を用ひたる文書多く存し、兵庫九(六郎)久純、十郎兵衛幸純、鶴丸等の名あり。多くは島津庄日向國紙肥郷に關する物也。此等より長谷場氏は、南北朝の頃日向國紙肥に在りて相當榮えしを知るべく、而して同族と稱する矢上氏とは、反對に島津氏の配

呂の三人、孝道により父の罪をゆるす。長谷沼 ハセツカ

長谷置始 ハセノオキソメ 大和長谷にありし置染部の伴造家也、オキソメ條參照。

○ 長谷置始連 物部氏の族にして、姓氏錄、右京神別に收め、「長谷置始連。同神(饒速日命)七世の孫大新河命の後也」と見ゆ。

長谷場 ハセバ 薩隅の豪族也。蓋し其の名稱は長谷部より來りしものか。一に鹿兒島に此の地名ありと云ふ。

1 藤原北家純友流 長谷場系圖に據れば此の氏は藤原純友の男直純の後にして、直純の代鹿兒島に下ると稱し、「直純(鹿兒島郡司、鹿兒島越前守)一師純(鹿兒島越前守)一水純(同上、長谷場十郎兵衛)一遠純(十郎兵衛尉)一同行純(日向紙肥南北郷辨濟夫)一彌四郎經純(同)一經純(同)一資純(同)一宗純(同)一又、經純(十郎兵衛尉時純)一彌五郎、五郎左衛門尉、飯肥兩郷辨濟使)一澄純(彌五郎、十良兵衛、遠江橋頭)一彌盛丸(五良左衛門尉、白川藏人)など見ゆれど、古文書、古書に徵證あるもの殆んどなく、反つて旁系の人には、その文書に徵すべきもの

下にありしものと思はる。下りて明治に長谷場純孝あり、政治界に令名高し。

長谷原 ハセハラ

長谷部 ハセベ 御名代部の一にして、雄略天皇の御諱・大長谷若建命の長谷を名に貰ひ奉りし也。此の天皇は長谷朝倉宮に坐せり、長谷は、和名抄に大和國城上郡長谷郷(訓波郡勢)とある地にして、天皇の御名は此の地名を貰ひ給へる也。而して古事記、雄略段に「又長谷部舍人を定む」と見ゆるを思へば、此の御名代部は天皇の舍人部の裔なるを知るべし。猶ほ長谷條參照。

1 參河の長谷部 神護景雲二年九月紀に「參河國磐海郡人長谷部文選云々、少初位上を授く」とあるは此の部の裔にして、また和名抄、磐海郡に谷部郷を收む、谷部は長谷部の上略也。

2 遠江の長谷部 鹿玉郡に長谷神社あり。

3 上總の長谷部 當國長柄郡に谷部郷あり。和名抄に波世倍と註す。

4 下總の長谷部 正倉院文書、大島郷戶籍に長谷部小宮實など見えたり。

5 美濃の長谷部 貞觀五年九月紀に「美濃國可兒郡人左史生從八位上長谷部貞宗

あるも、何れも南北朝頃の人也。唯一人、純友の曾孫永純に註して長谷場十郎兵衛とし、建武四年尊氏の領土安堵の下知狀ありと云へど、古文書上にては、此の十郎兵衛は幸純とありて永澄とあるなし。たとへ一步譲りて幸純の一名を永澄とするも、之を同じく純友裔と稱する有馬、並に大村系圖に見ゆる永澄とする時は、平安末期より南北朝の頃まで生存せし人とせざるべからざる也。豈かよる事あらんや。猶ほ三氏の系圖、何れも純友裔として、代々澄字、或は純字を名乗の一字とせりと云ふも、總べて徵證なく、反證は甚だ多し。よりに探るべきにあらず、詳細は有馬、大村等の條を見よ。

2 桓武平氏 同上氏が鹿兒島郡司の裔と稱するを見れば、蓋し建久の圓田朝に見ゆる本郡司平忠純の裔ならん、純の字も此の純也。カゴシマ條を見よ。

薩藩舊記には「藤原姓長谷場氏は、上世より國人にて候、忠久公の御時の舊記に『鹿兒島郡司』とこれ有るは長谷場氏にて『道譽公・鹿兒島の内徒を御退治』と之れ有り候は、此の一族の矢上杯にて、これ有るべく候。元弘建武の比は、長谷場十

を、左京職に貫附す」と載せたり。

6 越中の長谷部 當國新川郡に長谷部ありて、高山寺本和名抄に波世と註す。

7 その他、諸國に多く、後世は多く長谷部信連に附會す。以下各項、及び、ナヤウ、ナガ等の條を見よ。

8 長谷部造 物部氏の族にして、長谷部の伴造家也。姓氏錄、大和神別に「長谷部造。神饒速日命十一世の孫千速見命の後也」と載せたり。

9 長谷部君 武内宿禰裔波多氏の族也。これも長谷部の伴造家ならん。古事記、孝元段に「波多八代宿禰は、長谷部君云々の祖也」とある後にして、氏は正倉院神護景雲四年文書等に見ゆ。

10 長谷部直 景行帝の御裔にして、三河長谷部の伴造家也。皇孫本紀に「五十狹城入彦命は、三河長谷部直の祖」と見ゆ。五十狹城入彦命は景行皇子にして、額田郡に額前神社あり、此の皇子と縁故あるか。

11 長谷部連 物部氏の族か。又長谷部の伴造家にして、第八項氏の連性を賜へる者か。拾芥抄に見ゆ。

12 長谷部宿禰 除目大成抄、拾芥抄など

18 尾張の長谷部氏 中島郡の豪族にして

長谷部信連の庶胤信近(大塚村)の子民部大輔源政(嗚呼)、其の子政泰入道明阿、その孫長又三郎持信は建武年間の人也。性海寺縁起に「郡主民部大輔源政は、貞觀帝第六皇子貞純親王の苗裔、長谷部信連の庶胤、信近の子也」と載せ、又長谷部系圖に「信連の曾孫信近—嗚呼—政泰(明阿)、孫長又三郎持信」など見ゆ。

19 幕臣長谷部氏 寛政系譜、長谷部一家

を載せ、家傳に「長氏也と云ふ」とあり、第十四項氏の裔也。家紋三銀杏、丸に三引。「清右衛門(仁左衛門)—仁左衛門(清助)—同信貞(太郎吉)—清右衛門利實(勘太夫、松休)—信利」等と見ゆ。

20 源姓 これも幕臣にして、寛政系譜、

未勘源氏に載せたり。家紋丸に三柏、寫。「藤右衛門長明—惣十郎長技—藤右衛門長登」等見ゆ。

21 丹波の長谷部氏 氷上郡佐野高見城主

に大西長谷部忠房あり、大西條を見よ。

22 但馬の長谷部氏 ナヤウ條三七—二頁

を見よ。

23 伯耆の長谷部氏 日野郡下榎村殿島神

社は、長谷部信連の子孫・殿島より勸請

に見ゆ。長谷部連の後か、又君、直の裔なるべし。

13 長谷部朝臣 除目大成抄に長谷部朝臣忠連なる者見ゆ。前項氏の後なるべし。

14 能登の長谷部氏 長谷部の裔にして、源平盛衰記に「高倉宮に仕へ奉れる侍に長谷部信連あり、長兵衛尉と稱す」と。後頼朝より能登國珠洲郡大屋庄を賜ふ。東鑑卷六、二十三(死)等に見え、文治二年四月條に「右兵衛長谷部信連は、三條宮の侍也」と。また建保六年十月條に「長谷部信連法師、能登國大屋庄河原田に於いて卒す。是れ本の故三條宮の侍、近くは關東御家人也。長馬新大夫爲連の男也」など見ゆ。此の子孫・單に長を以つて氏とす。ナヤウ、及びナガ條を見よ。

15 越後の長谷部氏 新編會津風土記、蒲原郡榎村條に「信連、村民傳へて、治承年中、長谷部兵衛尉信連、高倉宮にて從

すと傳へ、而して舊神主は長谷部氏にて、古き神札に長谷部氏の人・多く見ゆ。長門本平家物語に信連の事を「本所衆所右馬九た、つらが子なり。伯耆國にれみちくして、金持が邊にへめぐりけるを、云々」とあると縁故あるべし。金持條を参照せよ。

24 備後の長谷部氏 甲奴郡の豪族にして藝藩通志に「薄子山は深江村にあり。長谷部右衛門(信連の裔と云ふ)の居城也。一説に、右衛門は、郡内上下村、鹽國山に城す、これ其の支族の所居なるべしといふ。兩所に居りしも、忘るべからず」と。

また「長谷部信連の子良連、承久三年、官軍敗走の後來りて、甲奴郡に設居す。其の子孫、或は官軍に屬し、又尊氏に屬し、應仁の頃は、山名に屬し、又其の後、尼子に従ふ。凡そ十二代を歴て、元信より、毛利家に屬し、元近、秀近、實連同じく戦功あり」と。子孫・ナガ條を見よ。

25 安藝の長谷部氏 賀茂郡の名族にして

藝藩通志に「長谷部氏。先祖長谷部信良、毛利氏に仕へて戦死す。遺子あり、母に

ひ來り、守護の爲此に築く。信連もと大和國廣瀨郡廣瀨郷を領せしかば、故郷忘れ難く、此の名を此に移し、廣瀨郷と名づけしとぞ」と。

16 甲斐の長谷部氏 長谷部左衛門尉景氏の後也と云ふ。誠忠實家錄に「長谷部左衛門尉景氏の後胤、西野村長谷部與市左衛門亮長」と云ふを載せたり。

17 武藏の長谷部氏 榛澤郡小前田邑の名族にして、新編風土記に「先祖長谷部信連の末葉と云ふ。今も信連が遺物として小袖一つあり。按ずるに、東鑑に「長馬新大夫爲連の男左衛門尉長谷部信連法師、能登國大屋庄河原田に於いて、建保六年十月廿七日卒せしこと見ゆ。今加賀藩士長甲斐守等は、其の子孫なりと云ふ。されど其の族遠く當國へ移ること、いかなる故にや、今に傳へず。兵庫は鉢形北條に仕へ、氏邦落去の後、農民となり、當國に住せり。又村内荒川の邊に備前守居住せし跡と云ふあり。今も屋敷蹟と呼べり。成田氏長、及び北條氏邦よりの文書あり」と。

又「古長谷部勝呂殿なる者あり、勝呂村に住すと云ふ」とあり。スゲロ條を見よ。

26 豊後の長谷部氏 津江の豪族にして、

これも長谷部信連の裔と稱す。ツエ條、及びキチチ條参照。又肥後國志に「豊後國津江山の住人、長谷部山城守信經、菊池家と連年不和なりしが、或る時、肥後守武光・道開川に遺遺しけるを、信經・聞き附け、手勢三百人を率ゐて馳來り討んとす。武光・信經に二十四人の人數にて、信經を追ひ散し、百餘級の頭を討取る」と。又樋口系圖に「豊後楠木邑津江周防守長谷部盛成女」を載せたり。猶ほ次項参照。

27 筑後の長谷部氏 前項参照、將士軍談に「長谷部氏。長谷部信連。開基績に云ふ『生葉郡田籠村諏訪大明神・開元建立未だ詳かならず。寛正四癸未年、長谷部時信の再興』云々と。或る記に云ふ『長谷部信連は、新川村長岩に居り、新川、田籠、小鹽、妹川、小坂、流川、溝尻、朝田、隈上、山北、大石、原口、橋田等の數村を領し、時信に迄んで十七代、其の家断絶』と。今按ずるに、姓氏錄に長谷部造は神速日命十二世の孫千速見命の後也と。豊後津

江住津江周防守長谷部盛・竹野郡中に有ししと物に見えたり。時信は此の祖先なるべし。加賀侯の老臣系魚住の城主は長九郎左衛門長谷部信連の苗裔にして、長の一文字を取つて家號とす。異本太平記、延文四年に長九郎兵衛あり。見行本、康安元年に長九郎左衛門あり。肥後玉名郡石貫村廣福寺の所藏・菊池武重が眞蹟文書に、兵藤山まゐりて候事こそ目出度候へとあり。兵藤山とは豊後日田郡兵藤村にて、當時、津江住人故高倉宮の侍長兵衛尉が後に、長谷部信雄と云ふ人の所領なりき」と。長、及び津江條参照。

又「生葉郡新川村長岩城跡。山腹岩間あり。本丸北面、東西十間、南北十五間。二の丸・東西十間、南北十五(或は三十間、又は三十五間)(集)。或は云ふ、此の城は、長谷部氏の築く所にして、代々之に居ると。未だ詳かならず。系圖に「安藝守經豐・之に居る」と。地盤、實記に、重直・初めて之を築くと。西國城館集に云ふ「刑部少(一)に大輔統景・之に居る」と。系圖を按ずるに、統景は經豐の子、初め次郎左衛門と號す。集記、地盤・並

に云ふ「重直の子次郎右衛門・天正中、大友の旗下と成り、十三年之に據る」と。其の後、小早川隆景に仕へ、朝鮮役に戦死す。其の子三右衛門・立花家に仕へ(集記)、三百五十石を食む(記)。子孫今猶ほ存す(集記)。黒木勢・當城を攻めし時、村中栗木名の山中に陣す。其の地を黒木陣と云ふ。天正中、秋月勢攻め來りし時、其の地にて合戦ありき(寛)と見ゆ。28 雜載 萬葉歌人に長谷部古麻呂、また長元の頃、典藥少屬長谷部永盛・見ゆ。下りて秀康廟給帳に「四千石長谷部采女」を收め、又岩代(耶麻郡、慶長六年文書に長谷部一領)、武藏、伊勢、志摩等に存す。

長谷部舎人 ハセベノトネリ 御名代部の一也。長谷部條に云へり。
 馳間 ハセマ 美作國苦田郡一宮中山神社の社名にして、名族なりと。中島、中山等條参照。
 長谷山 ハセヤマ 山部條参照。
 ○長谷山直 物部氏の族にして、長谷山部の伴造たりし氏也。姓氏錄、大和神別に「長谷山直。石上朝臣同祖、神饒速日命六世の孫伊賀我色男命の後也」と見えたり。

羽染 ハソメ 岩代の豪族にして、新編會津風土記、會津郡條に「濱野籍述は羽染越後守某・居住せしと云ふ」と。
 秦 ハタ ハタ 天下の大姓にして、其の氏人の多き事、殆んど他に比なく、その分支の氏族も亦夥からず。而して上代より今に至る迄、各時代共、恒に相當の勢力を有する事も、他に類例なかるべし。猶ほ後述の如く此の氏は韓土より渡來の氏と傳へらるゝも、後世皇別、神別の波多、八多等の氏が、反つて秦氏と稱するも、此の氏の偉大なるを語る一資料たるべし。以下各條参照。

一 概観 予輩嘗つて記あり、系譜と傳記に「秦氏程、偉大な氏は一寸ない。従つて其の調査は面白い、と云つた丈では納得すまいから、今急に思ひつひた其の偉大さの一部を列記して見よう。
 此の氏族は、傳説に據ると、應神天皇の御代、弓月君の云ふ人が己が率ゆる百二十七縣の百姓を伴つて歸化したと云ふ事になつて居る。(應神紀、古事記、姓氏錄)。應神紀には百二十縣、姓氏錄には百二十七縣とも、又は二十七縣とも傳へて居る。その後、雄略天皇の朝、小子部雷に命じて調べさせた處、九十二部一萬

八千六百七十人あつたと云ひ(雄略紀、古語拾遺、姓氏錄)、次いで欽明天皇の朝には「秦人戸數惣七千五百三十三」と、書紀に載つて居るのである。

分布 新羅に氏人の數が多かつたばかりでなく、其の分布が極めて廣い。粗密の度こそあれ、既に中古の初めに於いて、北は奥羽より西は九州に亘つて居たのであつて、何處の國の氏族を調査しても、大抵な處には、此の氏族が見出されるのである。

氏 此の氏族に屬する氏は極めて多い。即ち朝原、朴市秦(依智秦)、依智、太秦、太秦公、大藏、大藏秦、葛野秦、香登、加美能、河勝、惟宗(伊統)、櫻田、宗、高橋、高尾、時原、寺、秦、秦下、秦許、秦子、秦部、波陀、秦性、秦冠、秦大藏、秦佐比佐、秦物集、秦田村、秦栗栖野、秦川邊、秦倉人、秦前、秦常、秦高橋、秦達布、秦中家、秦人廣幡、秦長藏、秦長田、秦井手、秦小宅、秦原、廣幡、物集、三林、令宗、井手、川邊、倉人、達布、中家、長藏、前、常、原、小宅、井手、長田、國背央人等で、此等は主として、六國史、姓氏錄から集めたもの、其

の詳細は各條を見てもらひたい。

而して以上の上代姓氏は、鎌倉時代以後に於いて、幾多の苗字を發生せしむるに至つたのであるが、其の内、特に有名なものは、薩隅の島津氏、越中の神保氏、對馬の宗氏、及び稻荷松尾兩神社の社家族である。就中島津氏一族には、阿蘇谷、伊佐、伊集院、石坂、河上、給寧、樺山、北郷、末弘、新納、原、道祖、町田、山田、知覽院、宮里、中沼、大野、和泉、佐多、上總、給良、磯山、根占、鎌田、桂、伊勢等の名族があつて、今日も顯貴の地位に上つて居る人が少くない。猶ほ此の秦氏と同族に己智族がある、それには、己智(巨知)、己智部、長岡、奈良(僧、梓)、大瀧、山村、山村許智、目佐(譯語)等が姓氏錄等に見える。

此の秦氏は、最初公姓を稱し、後遺姓を賜ひ、天武朝連姓、程なく思寸姓、次で宿禰姓を賜ふのであるが、一族中には勝姓、首姓、毘登姓、伊美吉姓等があつて、秦部、秦人、秦人部、秦子(又秦許)等の小首領たりしを表はして居る。しかし、これ等は他の大族中にも存在して居るから、未だ異とするに足らないが、

此の秦氏中には、なほ秦冠、秦性、秦下、秦前等の如く、冠、姓、下、前等と云ふカバネらしきものも存在して居る、これがなかなか面白い事で、カバネ研究上頗る注目すべきものと思ふ。(以上の外、波多臣、波多祝、波多君、波多國造、波多村主、波多造、八多(羽田)真人、八多朝臣等もあるが、國史姓氏錄の上にて異流となつて居るから、暫く別のものとして置かう。)

政治上の勢力 以上の如き大氏族であるから、政治上に及ぼした影響も實に大きいものであつたが、特に財政上に貢獻した點は特筆大書せねばならぬ。即ち雄略天皇の朝、大藏を創設した場合、此の氏の酒公が其の長官となつたのである。其の後、大藏秦公志勝と云ふ人が見え、次いで欽明天皇の朝には、秦造大津父が大藏省の長官なる大藏卿に任じられて居る。つまり世襲的に此の氏は、大藏を掌る、換言すれば財政方面の重鎮であつたのである。皇極天皇の朝、蘇我入鹿が聖德太子の御子山背大兄王の威望高きを嫉んで、失ひ奉らんとした際、三輪文屋君は大兄王に勤めて、深草屯倉に移り、東

國乳部の民を以つて戦へば、入鹿を破る事が出来ると云つた深草屯倉は、此の秦氏の根據地で、以つて秦氏の勢力の大きであつた事が想像出来るのである。以上は上古の事だが、中古には惟宗氏あり、代々明法博士として其の名高く、鎌倉以後には、四海の重鎮島津氏、また宗氏あり、共に天下の治亂興廢に關係なく、よく七百年間、雄藩たる地位を保つたが、殊に維新の大業に當つて島津氏の貢獻の大きなは、余輩の蛇足を俟たないであらう。外交方面 上古にありては、此の氏族の一部なる己知部が、奈良曰佐、山村曰佐、相樂郡の曰佐、野州郡の曰佐となりて、漢土、韓國との譯語通事を掌り、又近古以來、宗氏は朝鮮との、島津氏は琉球との外交を掌つて居る。一體室町以來、外交の衝に當つた氏は、大内氏にしろ、宗氏にしろ、島津氏にしろ、皆歸化族であると云ふ事は偶然ではあらうが、不思議な感を興へる。

産の守護神となつた事とに原因する點が、少くないのである。又松尾神社、上下賀茂神社の發展も、此の氏に負ふ處が多からう、松尾神が酒の神となつたのは、秦酒公との關係を認めねばならぬ。又鎮西の大社宮崎宮、讃岐の一宮等、此の氏人を大宮司とする神社が甚だ多い。佛教方面 秦川勝が聖德太子に仕へて弘法に功の多かつた事、太秦の廣隆寺が其の時代に建てられた大刹である事のみを載せても、此の氏の佛教に貢獻した點がわからう。その他、秦氏から出た名僧高德には大法師勒操、護命僧正、觀賢僧正等、少くない。殖産工業方面 秦は機に通ずる程、此の氏は養蠶機織と關係が深いのである。姓氏録には、應神天皇の朝、此の氏が金銀、玉帛、種々寶物を獻じたこと云ひ、次いで仁徳天皇の朝、秦氏を諸郡に安置して、養蠶、織絹に従事せしめたこと見える。書紀雄略巻にも多く其の事を載せて居る。新羅に偉大な秦氏族の起原は、何であらう、それは我古代史を鮮明ならしむるに重大なる使命を持つて居るものである。

應神帝紀十四年條に「是の歲、弓月君、百濟より來歸せり。因つて奏して曰ふ、臣、己が國の大夫・百廿縣を領して歸化す。然れども新羅人の拒ぐに因つて、皆加羅國に留まれり」と。爰に葛城縣津彦を遣はして弓月の入夫を加羅に召す。然れども三年を経るまで、襲津彦來らず」と見え、次に十六年八月條に「平群木菟宿禰、的戶田宿禰を加羅に遣はし、仍つて精兵を授け詔して曰く、襲津彦久しく還らず、必ず新羅人の拒ぎによつて滞れるならむ。汝等急に往き、新羅を撃ちて其の道路を披けよ。是に於て木菟宿禰等、精兵を進めて新羅の境に莅む。新羅王・愕れて其の罪に服し、乃ち弓月の入夫を率ひて襲津彦と共に來れり」と載つてある。この書紀の記事中には、魏志や百濟記など云ふ外國史籍から材料を採つたものが、少くなく、而して其の文を干支によつて、各天皇の治世年數にあてはむる際、書紀編者が神功皇后を魏志所載女王卑彌呼にあて奉つた根本的大錯誤より、其の天皇の治世にあらざる後世の事迄を、其の天皇の御代中に收めたものが多い。かゝる外國關係の記事中には、殊にそれが多

いのであるが、此の事件は古事記の如きも、應神段に「此の御世、秦造の祖、漢直の祖・參渡り來つ」と載せ、且つ文の内容から、我國の古記録、又は古傳説に基いたものと考へられる故、應神朝の事件として差支ないと思ふ。姓氏録山城諸蕃秦忌寸條も、大體書紀と同様で「物智(一本功滿)王、弓月王、譽田天皇十四年來朝、上表、更に國に歸り、百二十七縣の伯姓を率ひて歸化、並に金銀、玉帛、種々の寶物を獻ず、天皇之を嘉し、大和朝津間腋上の地を賜ひ、之に居らしむ」と見えるが、同書、右京諸蕃太秦公宿禰條は此等と少しく違つて居る。即ち「秦始皇帝三世孫孝武王の後なり。その男功滿王は、仲哀天皇の八年來朝し、その男融通王(弓月)は、應神天皇十四年來朝、百二十七縣百姓を率ひて歸化、金銀玉帛等の物を獻ず」とあつて、最初の來朝を仲哀朝として居る。なほ同じく秦氏と同様、秦皇帝の後裔と傳ふる己智部は、欽明朝に歸化したと云ふ事になつて居る。即ち欽明天皇紀元年二月條に「百濟人己知部、投化せり、倭國添上都山村に置く。今山村己知部の先

也」と見えるのである。以上によつて、秦氏族渡來年代に關する傳説は、次の四となる。1、仲哀朝八年、功滿王來朝。2、應神朝十四年、弓月君(融通王)來朝。3、應神朝十六年、秦の入夫渡來。4、欽明朝元年、同族己智部渡來。此の内、前三者は接近せる年代であるから、殆んど同時代と見てよい。獨り第四のみは隔絶して居る。従つて渡來後も、全く同族としての關係はなく、前者が秦の民とか、秦氏とか云ふ、大きな團體を形成して居たに對し、後者は紀氏配下で一團體をなして居たのみである。それ故、兩者を混同せず考へを進め行く方がよからうと思ふ。さて秦氏の大部隊が來たと云ふ事件を、或は仲哀朝八年と云ひ、或は應神朝十四年、若しくは十六年と云ふは容易に信ずべきものでない事は勿論である。けれど之を實際の年代に當てはめると、凡そ皇紀の千年代の上半期であつて、韓史の上にも聊か思ひ當る事が起つて居るのである。應神朝を千年代の上半期と云ふ事は、宋書との比較より、仁徳朝及び反正朝が

千年代の後期に當つて居る事から云つても、又百濟王の年代から考へても、左様に云へるのである。予輩の調査に據れば、仲哀朝は一千二年に始まり、應神朝は一千四十八年に終つて居る(日本古代史新研究參照)。支那では東晉の世で、江北では秦符堅が威張つて居た時代であるが、この符秦の江北一統時代は朝鮮史、殊に新羅史にとつて最も注意を拂はねばならない時と云はねばならぬ。それは新羅が初めて支那と交通を始めたこと云ふ重大事件が起つて居るからである。これより前、西晉時代には辰韓が支那と交通して居たのに、此の時代になつて、辰韓の國なる新羅が交通を始めると云ふ事は、新羅が勃興し、辰韓が微弱となつた事を表はして居るのでなく何であらう。而して秦氏が、秦韓、又は其の内の一國の遺民であると云ふ事は、先輩諸氏の殆んど一致する處である。果して然らば、秦韓諸國の一大變動、それが秦氏の來朝と一大關係があると考へねばならないではないか。私はかやうな立場から、秦氏の移住は應神朝で、その殘留した者が己知部と考へたいのである。

然らば秦氏の來朝は、その應神朝の何年か云ふに、應神紀が秦氏來朝の歲とする十四年、十六年兩條の記事は、神功紀六十二年引用百濟記に「壬午年、魏津彦をして新羅を討たしむ」との記事と甚だよく似て居る故、恐らく同一事であつて、秦氏來朝の實際の年は、此の壬午、即ち應神朝の二十四年、即ち西紀三百八十二年、晉孝武帝七年、秦符堅建元十八年の事と思ふ。その考證は拙著日本古代史新研究第八編、四五頁より四六〇頁を見られたし。

3 故國 秦氏の故國と思はるゝ秦韓國、即ち辰韓は、四方の馬韓、南方の弁韓と共に三韓と併稱されて居る。此の國に關する記事中、古く、且精しいのは、魏志東夷傳であるから、先づ其の文を次に載せよう。辰韓は馬韓の東に在り、其の耆老・世に傳へて自ら言ふ、古の亡人・秦の役を避けて、來つて韓國に遷く。馬韓、其の東界の地を割いて之に與ふと。城柵あり。其の言語・馬韓と同じからず、國を名づけて邦となし、弓を弧となし、賊を寇と爲し、酒を行ふを觴を行ふとなし、相呼んで皆徒となす。秦人に似る處あり。

但し燕齊の名物に非ざる他。樂浪の人を名づけて、阿瓊となす。東方の人我を名づけて阿と爲す。樂浪の人・本と殘餘の人なるを謂ふ也。今之を名づけて秦韓となす者あり。始め六國あり、稍分れて十二國となる。

弁辰・亦十二國、又諸小別邑あり、各渠帥あり。大なる者は臣智と名づけ、其次に險側あり、次に樊濼あり、次に殺奚あり、次に邑備、又邑邑あり。已抵國、不斯國、弁辰、難離、難凍、弁辰接檢國、勳書國、難離、難凍、弁辰古實、難凍國、弁辰古淳、是國、冉英國、弁辰中路國、弁辰樂奴國、軍彌國、弁辰半路國、弁辰彌鳥邪馬國、如滿國、弁辰甘路國、戶路國、州鮮國、馬延國、弁辰狗邪國、弁辰定濱國、弁辰安邪國、馬延國、弁辰濱盧國、新羅國、倭中(又倭由)國あり。韓辰韓、合せて二十四國、大國は四五千家、小國は六七百家、總べて四五萬戸、其の十二國は辰王に屬す。辰王、常に馬韓の人を用ひて之をなす。世々相繼ぐ。辰王自ら立つて王たるを得ず。魏略曰く、其の流移の人たる事を明かにす、故に馬韓の爲めに割せらる。

土地肥美にして、五穀、及び稻を種るに宜し、蠶桑を曉り、織布を作る。牛馬に乘駕す。嫁娶禮俗、男女別あり。大鳥羽を以つて死を送る、その意、死者をして飛揚せしめんと欲する也。

魏略曰く、其の國・屋を作るに果木を横たへ之を爲る、牢獄に似たる處ある也。國・鐵を出す。韓・濼・倭・皆從つて之を取る。諸市買ふに皆鐵を用ふ、中國の錢を用ふるが如し。又以つて二郡に供給す。俗・喜んで歌舞飲酒す。瑟あり、其の形・筑に似たり、之を彈する亦音曲あり。兒生るゝ時は、便ち石を以て其の頭を壓し、其の彌ならんを欲す。今辰韓人、皆彌頭、男女・倭に近く、亦文身步戰に便す。兵仗・馬韓と同じ。其の俗行く者相逢へば皆往路を讓る。弁辰・辰韓と雜居す。亦城郭、衣服、居處ある、辰韓と同じ。言語法俗・相似たり。鬼神を祠祭し、異ある時は施す。龜、皆戸の西に在り。其の濱盧國は倭と界を接す。十二國亦王あり、其の人形皆大、衣服潔清、長髮、亦廣幅、細布を作る。法俗特に嚴峻なり」と。

韓の爲に傳を載せて居るが、其の資料は魏志から採つたものらしく思はれ、且つ殆んど魏志の範圍を出でないものであるから、特に此處に載せる事をやめて、必要部分のみ引用する事としよう。さて辰韓は十二國、韓韓を加へても二十四國に過ぎない。之を馬韓の五十餘國に比較すると約半數弱、即ち辰弁兩韓を合しても、韓全體の三分の一に達せないのである。従つて其の勢力は馬韓に遠く及ばなかつたであらうし、且つ支那から遠ざかつて居たので、漢史に見ゆる數も少いので、研究が甚だ困難である。けれど其れ丈、我國に近く、且つ數弱な丈、我が勢力は早く此の兩韓の地に及んだのである。上に引いた様、魏志に「辰韓人・皆彌頭、男女・倭(日本)に近し」と云ひ、又弁辰の方では、其の「濱盧國・倭と界を接す」とあるので、當時既に彼我の交通の盛んであつた事が想像されよう。上文引用魏志の文、弁辰韓合せて廿四國とあるが、其の實、國數廿六に及んで居る、しかし馬延國が重複して居るから、その一を除けば、残りは廿五となり、更

に軍彌國の次に弁軍彌國と云ふのが見えるが、これは軍彌國を載せ、次に弁辰彌鳥邪馬國を記す際、弁字一字を書し、再び軍彌國を誤載したものと思はれる。つまり廿六の内、馬延國一つと、弁軍彌國とは誤載として、省くべきものであらう。或は思ふ、弁辰狗邪國と云ふのは倭人傳中の狗邪韓國と同一のものであつて、之のみは弁辰中の一國でなかつたのかも知れない。さうすると軍彌國と云ふのも、弁軍彌國と云ふのもあつた事になるが、恐らくは前説の方がよからう。かく廿六國中、重複したと思はれる馬延國と、弁軍彌國とを省いた廿四國中、弁辰の二字を冠した十二國が弁辰十二國で、他の十二國が辰韓である。けれど弁辰の古實彌凍は小伽耶(古自伽耶)で、書紀の古嚩國に當り、古淳國は古陀伽耶で、書紀の己吞、半路國は星山伽耶で、書紀の伴跋であらう。又甘露は書紀の加羅、走清馬は書紀の卒麻、安邪は安羅、濱盧は多羅と思はれるやうに、弁辰十二國は我が國史、並びに韓史に相當する國名が見出されて、其の所在を明白にする事が出来るのであるが、辰韓十二國中、新羅

國が新羅である以外は、其の所在を見出すのに極めて困難である。これは弁辰諸國が永く我が屬國となつて、其の命脈を續けたに反し、辰韓諸國は早く新羅に併呑され、その郡縣に合せられて、名稱を失つたからに違ひない。さう云ふ考へから、三國史記新羅本紀、及び三國遺事から新羅が勃興するに従つて、附近の諸國を併呑した、その國名を披萃して見よう。「婆娑尼師今・廿二年春二月、音汁伐國と悉直谷國と疆を争ひ、王に詣つて決を請ふ。王、之を難しとし、謂へらく金官國首露王・年老ひ、智識多しと。召して之を問ふ。首露・議を立て、争ふ所の地を以て、音汁伐國に屬せしむ。是に於て、王、六部に命じ、會して首露王を襲せしむ。五部・皆伊婁を以つて主となす。唯漢祇部・位卑きを以つて主とす。首露・怒り、奴救下里に命じて、漢祇部の主保齊を殺して歸る。奴逃れて、音汁伐の主薩都干の家に依る。王、人をして其の奴を索む、薩都・送らず。王怒り兵を以て、音汁伐國を伐つ。其の主・衆と與に自ら降る。悉直、押督二國王・來り降る。同廿九年、兵を遣はして比只國、多伐國、

草八國を伐ち、之を併す。
伐休尼師今・二年二月 波珍雲仇道、一
吉倉仇須兮を拜し左右軍主となし、召文
國を伐つ。

助賈尼師今・二年七月 伊倉子老を以つ
て大將軍となし、甘文國を討破り、其の
地を以て郡となす。

同七年春二月 骨伐國王阿音夫・衆を率
ゐて來り降る。第宅田莊を賜ひて之を安
んじ、其の地を以て郡となす。

備禮尼師今・十四年春正月 伊西古國・
來つて金城を攻む。我れ大いに兵を擧げ、
防禦するも捕ふこと能はず。忽ちにして

異兵の來るあり、其の數・勝つて紀すべ
からず。人皆竹葉を珥み、我が軍と與に
同じく賊を撃つて之を破る。其の歸る所

を知らず。或は竹葉數萬・竹長段に積め
るを見たりと。是に由りて國人謂ふ、先
王・陰兵を以つて戰を助けし也」と。

又三國遺事年表に「祇磨尼叱今・是の王
の代、音實國(今安康)、及び押梁國(今
章山)を滅す」と。又第三誓禮王の條に
「建武十八年、伊西國を伐つて之を滅す」
などあり。

時、沙伐國を取りて州となす。開羅郡・
本召文國、景德王改名。開寧郡・古の甘
文小國也。眞興王十八年、梁の永定元年、

軍主を置き、青州と爲す。火王郡・もと
比自火郡(一に比斯伐)、眞興王十六年に
州を置き、下州と名く。嶺山郡・祇味王

の時、押梁小國(一に督に作る)を伐ち、
郡を置く。臨泉郡臨川縣・助賈王の時、
得骨大小國を伐ち、縣を置けり。義昌郡

音汁火縣・婆婁王の時、音汁伐國を取り、
縣を置く。江陽郡八縣縣・もと草八分縣。
三沙郡・もと悉直國、婆婁王の世、來り
降る」と。

これを表にすれば「音汁伐(音實)、婆婁
併吞、音汁火。悉直谷(悉直)、同上、三
沙。押梁(押梁)、婆婁、或は祇味併吞、

嶺山。比只、婆婁併吞、比自火(比斯伐
か)。多伐、同上。草八(草八分)、同上、
八縣。召文、伐休併吞、開羅。甘文、助
賈併吞、開寧。骨伐(得骨斃)、同上、(臨
川か)。伊西古(伊西)、誓禮併吞。沙伐、
沾解併吞、尙州)也。

此等の諸國は恐らく魏志所載辰韓十二國
内の國々に相違なからんも、名稱變つて、
何れを何れと定め難し、後の考究を俟つ

と。
以上の如く秦氏は秦韓(辰韓)國の遺民に
して、その十二國中の一國たる新羅國、

即ち新羅國の勃興と共に次第に衰へ、遂
に滅亡の悲運に遭遇し、その王者、並に
上流階級人は、相率ゐて我が國に投ぜし

に外ならず。その種族は太古日韓人の一
種にして、多少地方的風俗、その他の相
違ありしならんも、人種上差異ありしも

のと考へ難し。されど傳説に據れば、支
那の秦の遺民と稱し、その主長は秦始皇
帝の直胤と傳へらる、以下各項を見よ。

4 秦公 秦氏の首長にして、應神朝、内
地に移りし弓月君の後也。弓月君は秦始
皇帝三世孫孝武王より出づと傳へらる。

其の事・容易に信じ難けれど、秦の遺民
が韓半島に逃れし事も想像し難きにあら
ず。我が國に周代の古昔の存するは、其
の結果と説く人あり。支那にても、古く

より三韓中の一なる辰韓を、一に秦韓と
も云ふは、其の民が秦の遺民よりなるが
故なりと説けり。要するに弓月君は秦韓
國王の裔なるは、争ふの餘地なかるべし。
猶ほ喜田博士は、歴史地理誌上に、此の
事を論じ、天の日槍族を以つて、秦氏族

最初の日本移住者とし、此の氏族移住を、
一層古き時代、所謂神代之事とせられた
るも卓見と云ふべし。されど日本に於け

る傳説、及び記録には、此の兩氏族を同
一視すべき材料なきが故に、猶ほ今暫く
舊説に據る。

弓月君の歸化は、記紀、姓氏錄、其の他
の古典・總べて應神朝とす。即ち古事記、
應神段に「秦造の祖、漢直の祖、云々等、

參渡り來つる也」と載せ、また應神紀十
四年條には「弓月君・百濟より來歸せり。
因りて奏して曰ふ、云々」と(前に引用)。

次に十六年條に「八月、云々。新羅王愕
きて、其の罪に服し、乃ち弓月の人夫を
率ゐ、農津彦と共に來る焉」と。また姓

氏錄、大秦公宿禰條に「秦始皇帝が三世
孫孝武王の後也。男功滿王・仲哀天皇八
年來朝し、男融通王、應神天皇十四年(一

本には譽田天皇、諡應神)に來朝、二十
七縣百姓を率ゐて歸化」と載せ、また秦
忌寸條に「物智(一本巧滿)王、弓月王・

譽田天皇の十四年來朝し、上表して更に
歸國し、百二十七縣の伯姓を率ゐて歸化
し、大和朝津間腋上地に居る焉」など見
ゆ。百二十七縣の秦氏の數は頗る多かり

しなるべし。其は姓氏錄に「秦氏九十二
部、一萬八千六百七十人」(雄略朝)と見
え、又欽明紀に「秦人戸數惣七千五百三

月」とあるにより容易に知る事を得。蓋
し古代・内地に移りし韓族中、第一位を
占めたるが如し。

而して此の族の首長は弓月君の後裔にし
て、秦公と云ふ。公は原始的カマホにし
て、秦は仁德朝に賜へりと稱す。即ち姓

氏錄、大秦公宿禰條に「仁德(一本に大
鷲鷲)天皇(一本に諡仁德)の御世、百二
十七縣の秦の民(一本・氏に作る)を以つ

て諸郡に分置し、即ち置を養ひ、絹を織
りて之を買せしむ。天皇・詔して宜ふ、
秦王の獻する所の絲絹帛は、朕服用して

柔軟、肌膚に溫暖なりとて姓を波多公と
賜ふ」と載せ、また秦忌寸條に「(弓月王)
の男眞德王、次に普洞王(古記に曰ふ浦

東君)大鷲鷲(仁德)天皇の御世、姓を賜
ひて波隨と曰ふ。今秦字の訓也」など見
ゆれど信じ難し。

雄略朝に至り、秦酒公あり。秦民の伴造
となり、大秦公姓を賜ふ。雄略紀十五年
條に「秦の民・分散し、臣連等・各々欲に
隨ひて驅使し、秦造に委ぬるなし。是に

由りて秦造酒・其だ以つて愛と爲し、而
して天皇に仕ふ。天皇・之を愛寵し給ひ、
詔して秦の民を聚めて、秦酒公に賜ふ。

公・仍りて百八十種勝部を領率して、庸
調、御調を獻じ奉る也。絹織・朝廷に充
積す。因りて姓を賜ひて禹豆麻佐と曰ふ

(一に云ふ、禹豆母利麻佐、皆盈積の貌な
り)と載せ、また十六年條に「秋七月、
詔して桑に宜しき國縣に桑を殖え、又秦

の民を散遣して、庸調を獻せしむ」と
見え、また古語拾遺に「長谷朝倉朝に至
り、秦の氏・分散し、他族に寄隸す。秦

酒公・進仕して寵を蒙り、詔して秦の民
を聚めて、酒公に賜ふ。仍りて百八十種
の勝部を率ゐ領し、蠶織し、貢調・庭中

に充積す。因りて姓を字豆麻佐と賜ふ」
と見ゆ。

又姓氏錄、秦忌寸條に「普洞王の男秦酒
公・大泊瀨稚武天皇の御世、奏して稱す、
普洞王の時、秦氏・總べて劫略せられ、

今見在者は十に一も存せず。請ふ勅使を
遣はし、檢括招集し給へ」と。天皇・使とし
て小子部雷を遣はし、大隅阿多軍人等を
率ゐて、搜括鳩集せしめ、秦氏九十二部、
一萬八千六百七十人を得、遂に酒に賜ふ。

爰に秦氏を率ゐ、美置・朝を織り、諸を關に盛りて貢進する、岳の如く、山の如く、朝廷に積蓄す。天皇之を嘉し、特に寵命を降し、賦を賜ひて、禹都萬佐と曰ふ。是れ益積・利益あるの義なり。諸秦氏を役一本に供、或は使して、八丈の大藏を宮側に構へ、其の貢物を納る。故に其の地を名づけて、長谷朝倉宮と曰ふ。是の時、始めて大藏官員を置き、酒を以つて長官と爲す」など見ゆ(ウヅマヤ條参照)。欽明朝に至り、秦大津父あり。天皇の寵愛を得て、秦伴造となる。造姓を稱するは、これよりなるべし。されど一族中、後世に至るも、公姓を稱する者も亦尠からず。次を見るべし。

此の氏雄略朝に、太秦公姓を賜ひし事、上述の如くなれど、此の後も、秦の總領的伴造は、猶ほ單に秦造とのみ稱せり。秦造大津父、秦造河勝の如き皆然り。猶ほ天平十四年八月紀に「詔して造宮録正八位下秦下島麻呂に從四位下を授け、太秦公の姓、并に錢一百貫、綿一百疋、布二百端、綿二百屯を賜ふ。大宮垣を築くを以つて也」とある島麻呂は、天平十七年五月紀に至りても、猶ほ秦公島麻呂と

載せたるを以つて、太秦公とは稱號の如きものにて、秦公と云ふと殆んど同一に取扱ひしを知るべし。されど後世にては、宗家のみ太秦公を稱し、庶流は秦氏を稱せしが如く、姓氏録には兩者を區別す。(島麻呂は天平十九年紀に「秦忌寸島麻呂」と見ゆ。後に忌寸姓を賜へる也)。

此の秦公の本據は、大和朝津間原上の地なりしならむも、後には山城に移れるが如し。即ち酒公の賜ひしと云ふ太秦なる稱は、葛野郡の地名となり、其の地にある大酒神社は酒公を祭ると傳へらる。而して神名式、葛野郡松尾神社二座とある大社は、實に此の氏の氏神にして、子孫・此の社の祠官たり。又酒公の子孫にして秦伴造となりし秦大津父は「山背國紀伊郡深草里の人」と書紀に見ゆ。此の地なる稱神は、此の流秦氏の氏神にして、子孫・此の社に仕ふ(秦中家、及び稻荷條を見よ)。

なほ上下賀茂社も此の氏の崇敬を受け、關係深し。即ち秦氏は、葛野、愛宕、紀伊三郡を根據とし、松尾、稻荷、賀茂の三神を奉じて、天下の秦氏を率ゐしを知るべし。猶ほ秦造條を見よ。

5 京師の秦公 元慶七年十二月紀に「左京人明法博士秦公直宗あり。惟宗朝臣姓を賜ふ。コレム本條を見よ。

6 河内の秦公 姓氏録、河内諸蕃に「秦公。秦始皇帝の孫・孝德王の後也」と載せたり。

7 近江の秦公 東寺貞觀八年十月十一日文書に「愛智郡大國郷秦公」を載す、なほ依智秦公など多く見ゆ。

8 美濃の秦公 正倉院天平四年三月廿五日文書に「秦公豐足(美濃國當耆郡垂穂郷三宅里戸頭秦公慶の戸口)」なる者見ゆ。

9 播磨の秦公 播磨風土記、攝津郡條に「少宅里は、本名漢部里。後少宅と改むるは、川原若狹祖父・少宅秦公の女を娶り、即ち其の家を少宅と號く。後に若狹の孫賀麻呂・任ぜられて里長と爲る。此に由りて庚寅年少宅里と爲す」と載す。

10 讃岐の秦公 秦部の裔也。承和二年十一月紀に「讃岐國人從六位上秦部福依、弟福益等の三烟に、秦公の姓を賜ふ」と載せ、また元慶元年十二月紀に「讃岐國香河郡人左少史正六位上秦公直宗、弟彈正少忠正七位上秦公直本、並に本居を改めて、左京六條に隸す」と載せたり。

また東寺天平寶字七年十月廿九日文書・山田郡弘福寺田後出注文に「復擬主政大初位上秦公大成」と見ゆ。

11 賀茂縣主流の秦公 稻荷社にては、伊呂具を賀茂建角身命廿四世賀茂下社禰宜賀茂縣主久治良の季子とし、一名禰依に作るとし、その子「山守」・「主」・「伊比積」・「峰守」・「陸清」・「植積」・「伊比盛」・「中家」と見ゆ。子孫イナリ條、及び本條第七十一項を見よ。

12 伊侶具秦公 秦氏の族也。イログ條を見よ。

13 依智秦公 近江なる秦氏の族也。エナ條を見よ。

14 大(秦)公 秦氏の族なり、オホクラ條を見よ。

15 太秦公 秦氏の宗家也。秦公、及びウヅマヤ條を見よ。

16 秦勝 秦部の内、少しく名ある家なれば、勝姓を稱するなるべし。姓氏録、和泉諸蕃に「秦勝。同祖(秦忌寸、太秦公宿禰)と同祖、融通王の後也」と見ゆ。

17 大和の秦勝 天平神護二年紀に「大和國人正八位下秦勝古麻呂等に、秦忌寸姓を賜ふ」と。

18 攝津の秦勝 承和四年九月紀に「攝津國人右衛門醫師秦真身、武散位同姓仲主等の三烟、本姓を改めて秦勝を賜ふ」と見ゆ。

19 讃岐の秦勝 神護景雲三年紀に「香川郡人秦勝倉下等あり。秦原公姓を賜ふ。若狹の秦勝 貞觀十年三月紀に「節婦若狹國三方郡の人・秦勝綱刀自、位二階に叙し、戸内の租を免じ、以つて門閭に表す」と見ゆ。

21 秦造 秦公大津父・欽明朝、天皇の寵愛を受けて、秦の伴造となる。大津父は欽明即位前紀に「天皇・秦大津父なる者を寵愛せば、壯大に及び、必ず天下を有たんと。竊驚・使を遣はして晋く求め、山背國紀伊郡深草里より得たり。姓字・果して夢にみる所の如し云々。乃ち近く侍せしめ、優寵・日に新た也。大に饒富を致し、踐許に至るに及んで、大藏省に拜す」と。省は蓋し卿なるべし。帝皇本紀、欽明天皇條には「大藏卿に拜す」と見ゆ。次いで同紀元年條に「秦人、漢人等、諸蕃の投化者を召集して、國郡に安置し、戸籍を編貫す。秦人・戸數惣べて七千五十三戸、大藏條を以つて、秦伴造

と爲す」とあり。七千五十三戸とあるを以つて、全國に散在せし秦部の總領的伴造となりしにて、其の勢力の大なりしを想像すべし。

此の子孫に秦造河勝あり。推古紀十一年條に「皇太子・諸大夫に謂ひて曰はく、我に尊き佛像あり、誰か是の像を得、以つて恭拜せんかと。時に秦造河勝・進みて曰く、臣・之を拜せんと。便ち佛像を受け、因つて以つて峰岡寺を造る」と見ゆ。峰岡寺は即ち廣隆寺にして、山城州葛野郡楓野大壺郷廣隆寺來由記に、其の由來詳かなり。

同書に引く秦氏系圖に「秦始皇帝―故亥皇帝―孝武皇帝―竺區宋孫王―法成王―功滿王(始めて來朝)―融通王―普洞王―酒秦公―意美秦公―忍秦公―丹照秦公―河秦公―國勝秦公―川勝秦公、秦始皇帝より、小德位大花上秦造川勝廣隆廟に至る、已上十五代也」と見ゆ。されど姓氏録を併せ考ふれば、その系は、次の如きか。

孝德王―孝武王―功滿王(仲真八年に來朝)―融通王(一に云ふ弓月王。應神十四年に來朝、百三十七縣の百姓を率ゐて歸化)

眞徳王
 普洞王—秦公酒—
 在記に傳世者
 雲師王
 大藏秦公志勝—丹照秦公
 武良王

川勝は丹照秦公の曾孫に當る。皇極紀に葛野秦造河勝と見えたるにより、葛野郡に據りしを知るべし。その後、天智紀に小山下秦造田來津、天武前紀に秦造熊、天武紀に「少錦下秦造綱手」(壬申の功にて大錦上)等、皆此の後也。

この氏・天武紀十二年に至り、連性を賜ひ、次いで十四年に忌寸性を賜へり。猶ほ持統紀十年に、忌寸性を賜へるもあり。されど後にも支庶にして秦造を稱する者尠からず。即ち姓氏錄、左京諸蕃に「秦造。始皇帝五世の孫・融通王の後也」などある之れ也。

22 播磨の秦造 貞觀六年八月紀に「播磨國赤穂郡大領外正七位下秦造内麻呂に、外從五位下を借叙す」と見ゆ。アカマツ條参照。

23 備前の秦造 正倉院實龜五年三月十二日文書に「備前國邑久郡積梨郷戸主秦造國足」なる者見ゆ。

24 朴市秦造 秦氏の族也。エナ條を見よ。

諸國に盛りて貢進する岳の如く、山の如く、朝廷に積蓄す。天皇・之を嘉し、特に寵命を降して號を賜ひ、萬都萬佐と曰ふ、是れ盈積、利益あるの義也。諸秦人を役(一本に侯、或は使に作る)して、八丈の大藏を宮側に構へ、其の貢物を納る、故に其の地を名づけて長谷朝倉宮と曰ふ。是の時、始めて大藏官員を置き、酒を以つて長官と爲す。秦氏等、一祖にして子孫、或は居地に就き、或は行事に依り、別れて數腹と爲る。天平二十年、京畿に在る者は、成な改めて伊美吉の姓を賜ふ也」と載せたり。

次に其の二には「秦忌寸。秦始皇帝十五世の孫川秦公の後也」と見え、第三は「秦忌寸。秦始皇帝五世の孫弓月王の後也」など載せたり。

氏人の内、明白に山城と載せる者には、正倉院天平實字六年文書に「先位秦忌寸足人(山城國)」見え、また承和四年十月紀に「山城國人秦忌寸伊勢麻呂、本居を改めて、右京九條四坊に貫附す」と見ゆるなどあり。その他、下の各項を見よ。また此の秦忌寸姓より他姓を賜へる者には、朝原忌寸、時原宿禰、太秦公宿禰、

25 葛野秦造 秦氏の族也。第二十一項、及びカドノ條を見よ。

26 秦伴造 第二十一項を見よ。

27 秦連 秦造の秦性を賜へる者也。天武紀十二年條に「秦造云々、姓を賜ひて連と曰ふ」と見え、程なく忌寸性を賜ひしも、猶ほ法隆寺良訓補忘集に此の氏人・見えたり、天平實字六年頃の人也。また第七十五項参照。

28 秦忌寸 秦連、秦造、その他、秦氏の族にして、忌寸性を賜へる者極めて多し。

されど天武紀、十四年條に「秦連云々、姓を賜ひて忌寸と曰ふ」とあるは、此の族の宗家なるべし。次に持統紀十年條に「大錦下秦造綱手に詔して、姓を賜ひて忌寸と爲す」と載せ、なほ下の諸項に多し。姓氏錄、左京諸蕃に、此の氏二流を載せ、「秦忌寸。同王(融通王)五世の孫丹照の後也」と云ひ、また「秦忌寸。同王四世孫大藏秦公志勝の後也」と見ゆ。

次に右京諸蕃には河流を收む。即ち「秦忌寸。太秦公宿禰同祖。功滿王三世の孫秦公酒の後也」と云ふと、「秦忌寸。太秦公宿禰と同祖。功滿王の後也」と云ふと、「秦忌寸。太秦公宿禰と同祖、(一本には

始皇帝十四世の孫尊義王の後也」と云ふと、「秦忌寸。始皇帝四世の孫功滿王の後也」と云ふの四者也。以つて其の數の多かりしを知るに足らん。

29 山城の秦忌寸 次に姓氏錄、山城諸蕃に三流を收む。一には「秦忌寸。太秦公宿禰と同祖。秦始皇帝の後也。物智(一本功滿)王、弓月王、豐田天皇十四年に來朝し、上表して更に國に歸り、百二十七縣の伯姓を率ゐて歸化し、並に金銀、玉帛、種々の貢物等を獻ず。天皇・之を嘉して、大和朝津間原上の地を賜ひて、之に居らしむ焉。男眞徳王、次に曾洞王(古記に浦東君と曰ふ)・大鷦鷯(仁徳)天皇の御世、姓を賜ひて波陀と曰ふ、今秦字の訓也。次に雲師王、次に武良王、普洞王の男秦酒公は、大泊瀬稚武(雄略)天皇の御世・奏して稱す、普洞王の時、秦氏・擡べて幼略せられ、今見在する者は十に一も存せず、請ふ勅使を遣はして、檢括招集し給へと。天皇・使として小子部雷を遣はし、大隅阿多卑人等を率ゐしめて搜括、鳩集せしめ給ひ、秦氏九十二部、一萬八千六百七十人を得たり。遂に酒に賜ふ。爰に秦氏を率ゐて、雲置織績し、

に秦公島麻呂とあるを、同十九年三月紀に秦忌寸島麻呂と載せたり。その間に忌寸を賜へるならん。

33 秦忌寸 秦長田、秦倉人、秦姓等の諸氏の忌寸性を賜ひしものにして、神護景雲三年十一月紀に「彈正史生從八位下秦長田三山、造宮長上正七位下秦倉人皆主、造東大寺工手從七位下秦姓綱麻呂に姓を秦忌寸と賜ふ」と見ゆ。

34 穴咋流の秦忌寸 これも秦氏の族にして、延暦七年八月紀に「對馬島守正六位上穴咋皆麻呂に、姓を秦忌寸と賜ふ。誤りて母姓に從ひしを以つて也」と載せたり。

35 朝元流の秦忌寸 秦辨正・大寶中入唐し、圍棋を以つて唐帝に好遇せられ、朝元、朝元の二子を生む。朝元・歸朝し、唐語と醫方とに通ずるによりて名高し。養老三年四月紀に「秦朝元に忌寸性を賜ふ」と載せ、又天平二年三月紀に見え、又萬葉集にその歌出づ。

36 物集流の秦忌寸 これも秦氏の族にして、承和元年二月紀に「山城國葛野郡人從八位上物集廣水、同姓豐守等に、姓を秦忌寸と賜ふ」と載せたり。

伊統朝臣、伊統宿禰、惟宗朝臣、秦宿禰、奈良忌寸、民伊美吉、朝原宿禰等あり。各條を見よ。

30 伊呂具流の秦忌寸 伏見稻荷社の社家にして、賀茂縣主姓と稱す。第十一項を見よ。「中家に至り、秦公を改めて、姓を秦忌寸と賜ふ」と見ゆ。

31 物部流の秦忌寸 松尾社の秦氏にして「神饒速日命の後、徳山秦忌寸都理の裔」と稱し、又「川邊腹男秦都理」とも見ゆ。又秦宿禰ともあり。伊呂波字類抄に引たる本朝文集に「松尾社。大寶元年、秦都理・始めて神殿を建立し、阿禮を立て、齋子をきき仕へ奉る。天平二年に大社に預る」と載せ、秦氏本系帳には「正一位勳一等松尾大神の御社は、筑紫胸形に坐す中都大神・戊辰年三月三日、松崎日尾に天下りまし、大寶元年、川邊腹の男・秦忌寸都里、日崎峯より、更に松尾に請じ奉る。又田口腹の女・秦忌寸知麻留女、始めて御阿禮を立て、知麻留女の子秦忌寸都駕布、戊午年より親と爲り、子孫相承けて、大神を祈祭る云々」など載せたり、マツノヲ條参照。

32 島麻呂流の秦忌寸 天平十七年五月紀

- 37 河内の秦忌寸 姓氏録「河内諸蕃に「秦忌寸。秦宿禰と同祖。融通王の後也」と見ゆ。
- 38 和泉の秦忌寸 姓氏録、和泉諸蕃に「秦忌寸。太秦公宿禰と同祖。融通王の後也」と見ゆ。
- 39 攝津の秦忌寸 正倉院天平神護元年文書に「散位正八位上秦忌寸豐穗(攝津國豐島郡人)」を載せ、また神護景雲三年五月紀に「攝津國豐島郡人正七位上井手小足等の十五人に、姓を秦井手忌寸と賜ひ、西成郡人外從八位下秦神島、正六位上秦人廣立等九人に、姓を秦忌寸と賜ふ」と見え、また第三十三項所載、秦忌寸姓を賜ひし秦長田三山、秦倉人啓主、秦姓綱麻呂も當國の人かと云ふ。又姓氏録、攝津諸蕃に「秦忌寸。太秦公宿禰と同祖。功滿王の後也」と云ふを擧ぐ。
- 40 大和の秦忌寸 天平神護二年十二月紀に「大和國人正八位下秦勝古麻呂等四人に姓を秦忌寸と賜ふ」と載せ、また寶龜七年十二月紀に「左京人從六位下秦忌寸長野二十二人に、姓を秦良忌寸と賜ふ」など見ゆ。姓氏録、大和諸蕃には「秦忌寸。太秦公宿禰と同祖」と云ふを擧ぐ。
- 41 出羽の秦忌寸 元慶四年二月紀に「出羽師秦忌寸能人」なる者見ゆ。
- 42 越中の秦忌寸 越中國官舎納穀交替記に「擬大領秦忌寸(延喜九年)」など見えたり。
- 43 讃岐の秦忌寸 貞觀六年八月紀に「讃岐國多度郡人美作兼從六位下秦子上成、弟無位秦子彌成等の三人に、姓を忌寸と賜ふ。本系は秦始皇帝より出づる也」と見ゆ。
- 44 秦公忌寸 山城に在り、蓋し秦忌寸と云ふに同じかるべし。弘仁五年十月紀に「興福寺傳燈大律師位常模・卒す。俗姓・秦公忌寸、山城國葛野郡人也」と載せたり。
- 45 太秦公忌寸 秦族の宗家也。ウヅマサ條を見よ。
- 46 秦伊美吉 秦忌寸に同じ。天平二十年五月紀に「右大史正六位上秦老等一千二百餘人に、伊美吉姓を賜ふ」と見ゆるなどは、蓋し秦忌寸庶流の家ならん。姓氏録、秦忌寸條に「秦氏等一祖にして子孫、或は居地に就き、或は行事に依り、別に數腹と爲り、天平二十年に京畿に在る者は、成な改めて伊美吉姓を賜ふ也」とあり。
- 47 山城の秦伊美吉 天平勝寶七年三月廿七日の造東大寺解に「佛工秦祖父(右京人)、鑄工先位秦常大吉(山背國葛野郡人)、鑄工先位秦物集廣立(山背國葛野郡人)、鑄工先位秦船人。右件の祖父等の訴を得て云ふ、天平勝寶四年の籍、秦伊美吉の姓を授け已に訖んぬ。今雜工に補せられ、公驗を取扱ふに、伊美吉の字なし。望み請ふ、公驗を改正して、伊美吉の字を授けんと欲すといへり。其の訴を司計するに、理・默すべからず。仍りて狀を具し、便ち祖父等の申途を付す。謹んで官錢を請ふ、謹んで解す」と載せたり。
- 48 秦宿禰 秦忌寸の宿禰姓を賜へる者なり。延曆十五年七月紀に「外從五位下秦忌寸都岐麻呂を小工と爲す」と見ゆる都岐麻呂は、大同元年三月紀に「外從五位下秦宿禰都岐麻呂」と載せたるを以つて、其の間に宿禰姓を賜へるを知るべし。猶性天長十年二月紀に「左京人左大史正六位上秦忌寸貞仲に、姓を宿禰と賜ふ」など云ふもあり。
- 49 河内の秦宿禰 姓氏録、河内諸蕃に「秦宿禰。秦始皇帝五世の孫・融通王の後也」と見ゆ。後に朝原宿禰姓を賜へる者あり。
- 50 隱岐の秦宿禰 大開書に見ゆ。
- 51 畿西の秦宿禰 長元三年三月の大宰府解に「大監正六位上秦宿禰時康」同五年の解にも見ゆ。又永承七年六月の大宰府々官の連署に「大監秦宿禰」を載せ、また保安元年六月廿八日の大宰府符に、從五位下行大監秦宿禰」等見ゆ。
- 52 伊呂具流の秦宿禰 第三十項の裔にして陰滿に至り姓を秦宿禰と賜ふ。
- 53 太秦公宿禰 秦氏族中第一の名流なり。ウヅマサ條を見よ。
- 54 大秦宿禰 前項氏を誤れるなるべし。
- 55 秦姓 秦氏の族也。姓はカバネの一種と見るべし。天平二十年十月紀に「正七位下廣幡牛養に秦姓を賜ふ」と載せたり。
- 56 攝津の秦姓 神護景雲三年十一月紀に「東大寺工手從七位下秦姓綱麻呂なる者あり。秦忌寸の姓を賜ふ。
- 57 河内の秦姓 姓氏録、河内諸蕃に收め、「秦姓、秦始皇帝十三世の孫・然能解公の後也」と載せたり。
- 58 秦子 秦氏の族にして周防國に見ゆ。子は蓋し子部など云ふと同じく、秦子とは秦の子人を云ふなるべし。延喜の當國玖珂郷戸籍に「戸主秦子法師丸」なる者見ゆ。
- 59 讃岐の秦子 貞觀六年八月紀に「多度郡人美作兼從六位下秦子上成、弟無位秦子彌成」等あり。忌寸姓を賜ふ。本系は秦始皇帝より出づる也」と見ゆ。
- 60 秦許 秦氏の族にして、秦子と云ふに同じかるべし。萬葉集卷八に「秦許瀨麻呂」なる者見ゆ。
- 61 秦首 秦氏の族にして伊豫に在り、天平神護二年三月紀に載す。小殿條を見よ。
- 62 秦毗登 此の毗登は首也。天平神護二年三月紀に「伊豫國人秦毗登淨足」等ありは、此を云ふ也。
- 63 秦日佐 秦氏にして、譯語たりし者の後也。天平神護二年の越前國司解に「敦賀郡伊部郷戸主秦日佐山」なる者見ゆ。
- 64 丹波の秦日佐 船井郡に幡日佐神社ありて、神名式に見ゆ。
- 65 贊秦畫師 秦氏の族なり。スハタ條を見よ。
- 66 贊秦惠師 秦氏の族なり。スハタ條を見よ。
- 67 秦冠 秦氏の族にして、冠はカバネの一種と見るべきか。されど他に見えず。蓋し勝などと同様、其の族中の秀でたる者の稱號たりしなるべし。姓氏録、山城諸蕃に收め「秦冠。秦始皇帝四世の孫・法成王の後也」と載せたり。
- 68 秦前 これも秦氏の族なり、サキ條を見よ。
- 69 秦下 これも秦氏の族なり。シモ條を見よ。
- 70 無戸の秦氏 カバネのなきは、多く秦部の後にて、部字を省きたるなるべし。山城國、及び京師に貫したる者には、神龜三年の出雲郷計帳に「秦眞侍實、秦里

- 大系秦宿禰氏繼、本居を改めて、四條三坊に貫附す」と云ふを載せ、また元慶七年十二月紀に「左京人從五位下行下野權介秦宿禰永厚」また東實記第八、天曆五年五月一日の太政官符に「秦宿禰貞文(年卅一、左京二條二坊戸主從五位下同姓氏守の戸口)」また四宮記第四に「山城權博士秦宿禰」など見ゆ。また元慶七年に惟宗朝臣姓を賜へるものあり。コレムネ條を見よ。
- 49 河内の秦宿禰 姓氏録、河内諸蕃に「秦宿禰。秦始皇帝五世の孫・融通王の後也」と見ゆ。後に朝原宿禰姓を賜へる者あり。
- 50 隱岐の秦宿禰 大開書に見ゆ。
- 51 畿西の秦宿禰 長元三年三月の大宰府解に「大監正六位上秦宿禰時康」同五年の解にも見ゆ。又永承七年六月の大宰府々官の連署に「大監秦宿禰」を載せ、また保安元年六月廿八日の大宰府符に、從五位下行大監秦宿禰」等見ゆ。
- 52 伊呂具流の秦宿禰 第三十項の裔にして陰滿に至り姓を秦宿禰と賜ふ。
- 53 太秦公宿禰 秦氏族中第一の名流なり。ウヅマサ條を見よ。
- 54 大秦宿禰 前項氏を誤れるなるべし。
- 55 秦姓 秦氏の族也。姓はカバネの一種と見るべし。天平二十年十月紀に「正七位下廣幡牛養に秦姓を賜ふ」と載せたり。
- 56 攝津の秦姓 神護景雲三年十一月紀に「東大寺工手從七位下秦姓綱麻呂なる者あり。秦忌寸の姓を賜ふ。
- 57 河内の秦姓 姓氏録、河内諸蕃に收め、「秦姓、秦始皇帝十三世の孫・然能解公の後也」と載せたり。
- 58 秦子 秦氏の族にして周防國に見ゆ。子は蓋し子部など云ふと同じく、秦子とは秦の子人を云ふなるべし。延喜の當國玖珂郷戸籍に「戸主秦子法師丸」なる者見ゆ。
- 59 讃岐の秦子 貞觀六年八月紀に「多度郡人美作兼從六位下秦子上成、弟無位秦子彌成」等あり。忌寸姓を賜ふ。本系は秦始皇帝より出づる也」と見ゆ。
- 60 秦許 秦氏の族にして、秦子と云ふに同じかるべし。萬葉集卷八に「秦許瀨麻呂」なる者見ゆ。
- 61 秦首 秦氏の族にして伊豫に在り、天平神護二年三月紀に載す。小殿條を見よ。
- 62 秦毗登 此の毗登は首也。天平神護二年三月紀に「伊豫國人秦毗登淨足」等ありは、此を云ふ也。
- 63 秦日佐 秦氏にして、譯語たりし者の後也。天平神護二年の越前國司解に「敦賀郡伊部郷戸主秦日佐山」なる者見ゆ。
- 64 丹波の秦日佐 船井郡に幡日佐神社ありて、神名式に見ゆ。
- 65 贊秦畫師 秦氏の族なり。スハタ條を見よ。
- 66 贊秦惠師 秦氏の族なり。スハタ條を見よ。
- 67 秦冠 秦氏の族にして、冠はカバネの一種と見るべきか。されど他に見えず。蓋し勝などと同様、其の族中の秀でたる者の稱號たりしなるべし。姓氏録、山城諸蕃に收め「秦冠。秦始皇帝四世の孫・法成王の後也」と載せたり。
- 68 秦前 これも秦氏の族なり、サキ條を見よ。
- 69 秦下 これも秦氏の族なり。シモ條を見よ。
- 70 無戸の秦氏 カバネのなきは、多く秦部の後にて、部字を省きたるなるべし。山城國、及び京師に貫したる者には、神龜三年の出雲郷計帳に「秦眞侍實、秦里

刀白賣」等見え、また當國の計帳と思はる。正倉院文書に「戸主秦足島、戸主大初位下秦少瀨」外十九人を收む。また正倉院天平寶字二年文書に「秦稻守(左京)」また天平五年の右京計帳に「秦直島、また正倉院寶龜二年文書に「秦正月慶(山城國紀伊郡大里郷戸主秦廣吉戸口)」、また正倉院天平勝寶七年文書に「佛工秦祖父(右京人、秦伊美吉の姓を賜ふ)」等多し。平安朝の物には、元慶元年十二月紀に「葛野郡人秦經尙」その他、西宮記卷二十三、朝野群載等にも見ゆ。カバネを省略せしもあるべし。

71 稻荷の秦氏 第十一項、第三十項、第五十二項参照。伏見稻荷社の社家にして、大西、松本、秋川、安田、中津瀬、鳥居南、毛利、森等の諸氏あり。イナリ條、及び各條に詳か也。

72 松尾の秦氏 松尾社の社家にして、第三十一項氏の裔也。東神主、南正禰宜、東權神主、東權禰宜、東權祝の諸家、皆秦姓と稱す。又東、南、及び月讀社禰宜松室氏等は秦宿禰姓とも見ゆ。而して徳川時代、秦式部照載(松室)、學名あり、松峯と號す。

73 その他、松尾、及び各條を見よ。山城の秦氏 第一項以下各項参照。子孫頗る多く前二項最も名あり。その他藤森條参照。また山本院下司に秦氏あり、正嘉二年の文書に「柏原院下司大進阿闍梨」見ゆ。ヤマモト條参照。又幕末、明治、當國の名鑄工に秦藏六(米藏)あり、受宕郡岩屋端の人也。御風、國風を護造す。これより前、征夷大將軍の金印を鑄造す。大江姓 丹波の秦氏にして、家傳に「姓は大江氏也。後田中又内藤と稱す」と。寛政系圖に「善秀(宗巴)徳岩(徳隣)實は阪淨慶の男」、家紋五七桐、鳳凰丸と見ゆ。

74 大和の秦氏 當國葛城(葛上郡)掖上の地は、秦族が最初に賜ひし地也。前各項参照。戸の記載なきものには、明匠略傳に「贈僧正傳燈大法師位勅操。姓は秦。大和國高市郡の人也、云々。天長四年五月七日、奄然として化す」など見ゆ。其の他、秦勝、秦忌寸等、當國に住居せり。各項を見よ。また東大寺天曆八年田券に「添上郡檜中郷戸主秦阿闍古」見ゆ。又當國樂戸に秦氏あり。地名辭書、城下郡村屋條に「延喜式に樂戸郷杜屋あり、

75 大和の秦氏 此の氏人の住みし地ならん。當國氏は正倉院天平廿年文書に「秦家主(伊勢國朝明郡秦田郷)」を載せ、また貞觀三年六月紀に「伊勢國朝明郡人秦美豆岐」、また元慶七年九月紀に「伊勢國飯野郡神戶百姓秦貞成」等あり。其の他、秦部も當國にあり。又後世には、三重郡羽木村加富神社天文五年八月の棟札に「神主秦五位綱安」を載せ、又内宮社家にも秦氏存し、又貞享頃、國學者に秦信慶あり。

76 志摩の秦氏 貞觀十年紀に「志摩國掌秦氏」見ゆ。三河の秦氏 和名抄、當國鯉豆郡に八田郷を收め、渥美郡に幡田郷を載せたり。此の氏と關係あらん。徳川時代、當國赤坂の儒者に秦貞八(惟貞)新村)あり、又ハタノ條参照。

77 遠江の秦氏 承和十四年八月紀に「遠江國秦原郡人秦成女」を載せ、また和名抄、鹿玉郡に額多郷(反田)を、また長下郡に幡多郷(列多)を收む、此の氏の居住せし地か。また秦原郡に式内社敬滿神社あり、こは秦氏の祖功滿王を奉祀せし者かと云ふ。

78 攝津の秦氏 和名抄、當國豐島郡に秦上郷、秦下郷を收む、秦氏の住居せし地也。又有馬郡に幡田郷(上下あり、發田)見ゆ。無戸なる氏人には、東大寺奴婢帳、天平勝寶三年三月三日の奴婢見來帳に、「攝津國川邊郡坂合郷戸主秦美丘儀利、戸口秦乙麻呂」、また神護景雲三年紀に「西成郡人秦神島(秦忌寸姓を賜ふ)」等見ゆ。其の他、秦忌寸、秦井手忌寸、秦勝、秦長田忌寸、秦倉人、秦姓、秦人、秦長田、及び群秦等あり、各條項を見よ。又大和國法隆寺夢殿五間の障子に、太子繪傳を描寫す。舊畫は延久三年に攝津國大波郷人秦致眞の作なりしを、天明中、吉村光貞・撰寫したりとぞ。又當國に秦佐原庄あり。

79 群秦氏 承和四年九月紀に「攝津國人右衛門醫師群秦眞身、武散位同姓仲王等に、秦勝姓を賜ふ」と。80 伊勢の秦氏 和名抄、當國志志郡に八大郷を載せ、神名式、此の郡に波多神社

村屋の一稱ならん。雅樂寮式に「凡そ四月八日、七月十五日の齊會分、樂人を東西二寺、并に寮に充て役す。官人・寺に詣りて檢校し、會の前三日、官人、史生、各々一人・樂戸郷に就きて備充す」と載せ、原注「大和國城下郡杜屋村に在り」と見ゆ。大和志を按ずるに、同寺現在の古鐘の銘に「城上郡森屋郷新樂寺。建保三年四月鑄」とありとぞ。新樂寺は今多村にありて秦樂寺と曰ふ。此の寺は蓋し樂戸秦連の氏寺にして、郡郷の所管・諸書相異するは、境域の移動に因れる歟」と。

76 河内の秦氏 當國美田郡に幡多郷ありて、和名抄に見ゆ。又幡多神社あり、此の氏と關係あるべし。無戸なる氏人には、正倉院天平寶字二年文書に「秦虫足(河内國丹比郡)」を載せ、また天平勝寶七年文書に「秦船人(高安郡人、伊美吉姓を賜ふ)」等あり。其の他、秦忌寸、秦人、秦公、秦姓、秦宿禰、及び秦伊美吉等、此の國に住めり、各項を見よ。又後世、錦部郡回野村に秦氏將藏あり、舊姓北辻氏なりと。

77 和泉の秦氏 神名式、日根郡に波太神社を載せ、又和泉郡に波多神社、波太神

84 駿河の秦氏 當國美田郡に八田郷(夜太)ありて、和名抄に見ゆ。85 甲斐の秦氏 本朝世紀に「左馬權少屬秦忠見」あり、本州の人か。86 相摸の秦氏 當國餘綾郡に幡多郷ありて、和名抄に見ゆ。その他はハタノ條を見よ。

87 武藏の秦氏 和名抄、當國幡羅郡に上秦郷、下秦郷を載せたり。88 常陸の秦氏 當國那珂郡に幡田郷ありて和名抄に見ゆ。この氏と關係あるべし。而して信太郡木原邑幡縫社に、天文廿五年・波多野利部少輔秦治宗が寄進したる經卷あり。治宗は大谷の城主とつたへらる。又龍ヶ崎の俳人に秦澄江あり。

89 近江の秦氏 類聚國史卷五十四に「大同二年云々。近江國蒲生郡人秦刀白賣」と云ふ人を載せ、また卷十七に「延暦二十一年云々。近江國人秦藏成」、また三寶元慶元年十二月紀に「近江國淺井郡人陰陽權允正八位下秦經尙を、山城國葛野郡に移實す」など見ゆ。其の他、秦倉人、秦公、賀秦畫師、賀秦、依智秦、依智秦公、朴智秦造、依智秦宿禰、秦造等、此の國に住居せり。各條項を見よ。又後世、蒲

80 伊勢の秦氏 和名抄、當國志志郡に八大郷を載せ、神名式、此の郡に波多神社

81 志摩の秦氏 貞觀十年紀に「志摩國掌秦氏」見ゆ。

82 三河の秦氏 和名抄、當國鯉豆郡に八田郷を收め、渥美郡に幡田郷を載せたり。此の氏と關係あらん。徳川時代、當國赤坂の儒者に秦貞八(惟貞)新村)あり、又ハタノ條参照。

83 遠江の秦氏 承和十四年八月紀に「遠江國秦原郡人秦成女」を載せ、また和名抄、鹿玉郡に額多郷(反田)を、また長下郡に幡多郷(列多)を收む、此の氏の居住せし地か。また秦原郡に式内社敬滿神社あり、こは秦氏の祖功滿王を奉祀せし者かと云ふ。

84 駿河の秦氏 當國美田郡に八田郷(夜太)ありて、和名抄に見ゆ。

85 甲斐の秦氏 本朝世紀に「左馬權少屬秦忠見」あり、本州の人か。

86 相摸の秦氏 當國餘綾郡に幡多郷ありて、和名抄に見ゆ。その他はハタノ條を見よ。

87 武藏の秦氏 和名抄、當國幡羅郡に上秦郷、下秦郷を載せたり。

88 常陸の秦氏 當國那珂郡に幡田郷ありて和名抄に見ゆ。この氏と關係あるべし。而して信太郡木原邑幡縫社に、天文廿五年・波多野利部少輔秦治宗が寄進したる經卷あり。治宗は大谷の城主とつたへらる。又龍ヶ崎の俳人に秦澄江あり。

89 近江の秦氏 類聚國史卷五十四に「大同二年云々。近江國蒲生郡人秦刀白賣」と云ふ人を載せ、また卷十七に「延暦二十一年云々。近江國人秦藏成」、また三寶元慶元年十二月紀に「近江國淺井郡人陰陽權允正八位下秦經尙を、山城國葛野郡に移實す」など見ゆ。其の他、秦倉人、秦公、賀秦畫師、賀秦、依智秦、依智秦公、朴智秦造、依智秦宿禰、秦造等、此の國に住居せり。各條項を見よ。又後世、蒲

80 伊勢の秦氏 和名抄、當國志志郡に八大郷を載せ、神名式、此の郡に波多神社

81 志摩の秦氏 貞觀十年紀に「志摩國掌秦氏」見ゆ。

82 三河の秦氏 和名抄、當國鯉豆郡に八田郷を收め、渥美郡に幡田郷を載せたり。此の氏と關係あらん。徳川時代、當國赤坂の儒者に秦貞八(惟貞)新村)あり、又ハタノ條参照。

83 遠江の秦氏 承和十四年八月紀に「遠江國秦原郡人秦成女」を載せ、また和名抄、鹿玉郡に額多郷(反田)を、また長下郡に幡多郷(列多)を收む、此の氏の居住せし地か。また秦原郡に式内社敬滿神社あり、こは秦氏の祖功滿王を奉祀せし者かと云ふ。

- 90 生郡上羽田邑に秦氏の名族あり。依智秦氏、秦氏の族なり。エチノハタ條七八四頁、ツキ條三七三二頁を見よ。
- 91 美濃の秦氏 承和元年九月紀に「僧正傳灯大律師位護命卒す。法師・俗姓は秦氏。美濃國各務郡の人」と載せ、また類聚符宣抄、卷七に「各務郡大領秦良實」見ゆ。カカミ條參照。其の他、當國に秦人、秦人部、秦公等あり。又徳川時代、當國の儒者に秦峨眉(原不)あり、刈谷藩に仕ふ。その男嗣・清瀨と號す、又名あり。
- 92 上野の秦氏 和名抄、當國多胡郡、及び邑榮郡に八田郷を載せたり。
- 93 下野の秦氏 秦部、此の國に住居せり。其の族か。
- 94 岩磐の秦氏 櫛倉往古由來記に「元和元乙卯年より香四石靈御支配、塙陣屋御建て、秦治右衛門の御支配となる」と。こは塙村名主古市久左衛門の祖先なりとの説あり。
- 95 陸奥の秦氏 建武元年の津輕降人文名に「秦五郎四郎是季」見ゆ。
- 96 若狭の秦氏 秦壽等、當國に住めり。其の族也。
- 97 越前の秦氏 當國に甚だ多く、天平神

護二年の當國司評に「江沼郡」額太郷戸主秦得廣、足羽郡伊濃郷戸主秦八千麿、(足羽郡)足羽郷戸主秦文廣、同郷戸主秦荒海、(足羽郡)上家郷戸主秦安信、坂井郡赤江郷戸主秦赤廣、(坂井郡)余戸郷戸主秦佐彌を載せ、また類聚國史卷五十四に「天長八年四月壬辰、越前國人秦飯持女に正税稻三百束を賜ふ。三男を産めば也」と載せ、また卷八十三に「天長九年六月己丑、越前國正税三百束を、彼の國荒道山道を作りし人坂井郡秦乙麻呂に給す」など見ゆ。其の他、秦人部、秦前、秦下、太秦公、秦日佐、秦井出、秦倉人、秦人廣幡等、此の國にあり。又系譜と傳記に「以上によつて、當國の秦氏は、敦賀郡から、足羽、坂井、江沼の諸郡に散在して、多數に存在して居た事がわからう。此等此の國の秦氏族が、その本據なる山城國と聯絡があつて、それが奈良朝頃まで繼續して居た事は、次の二つの事實が説明して居る。山城國計帳(天平時代のもの)に「秦倉人秦世麻呂戸口秦倉人麻呂、越前坂井郡水尾郷」と見え、又「秦倉人安麻呂戸口秦倉人刀自實、同多刀實、右の二人、和銅二年に

- 98 越中の秦氏 當國磯波郡に八田郷あり而して天平實字三年十一月十四日の東大寺越中國諸郡庄園總卷に「射水郡秦吉虫女」等を擧ぐ。其の他、秦忌寸、依智秦公、秦人部等の條項を見よ。
- 99 佐渡の秦氏 雜田郡に八多郷ありて、和名抄に見ゆ。

- 100 丹波の秦氏 當國何鹿郡に八田郷あり而して類聚國史に「延暦廿一年云々、丹波國人秦乙成」を載せ、また仁和三年六月紀に「丹波國何鹿郡人秦良雄」を擧げたり。其の他、秦日佐等、此の國に見ゆ。又後世當國の田中氏はもと秦氏なりと云ふ。その他、畑、波多野等の條を見よ。
- 101 但馬の秦氏 二方郡に八田郷(波多)ありて、和名抄に見ゆ。
- 102 出雲の秦氏 當國飯石郡に波多郷ありて、和名抄に見ゆ。
- 103 播磨の秦氏 當國には小宅秦公、秦造等住みたり。各項を見よ。又赤穂郡坂越の大酒神社は、明神社記に大勝太神と見ゆ。蓋し秦氏の祖神にして、三代實録、貞觀六年條所載赤穂郡大領秦造が宗祀として山城國太秦なる大酒より勧請したるかと思ふ。峰相記にも秦造内慶が矢野郷に造寺の事見ゆ。

十五歳にして大臣の位を授け、而して五朝に奉じ、以つて推古女王の時に至り、豐聰太子・監國祭神し給ふ。河勝・因りて六十六番の面を作り、假鏡眞を弄し、之を名づけて申樂と曰ふ。河勝・途に舟に乗りて播磨の岸に著く。土人聚りて其の形を觀、非常の人なり、豐盛長るべしと。共に謀りて神祠を立て、之を祭り、大光明神と曰ふ」とあるも此の神なるべし(地名辭書)。又名所圖會に「聖德太子に仕へし秦川繼は、齋磨郡余部庄を領有したるが、其の裔孫武繼に至り、事によりて鎌倉に籠居す。月夜に川繼・我を忘れて笛吹きしかば、賴家公・之を感ぜられ、播磨の古里笠寺へ返したまふ。笠寺は舊實法寺と云ふ。今は飾西驛の人家の後に、藥師堂のこれり」と。其の他、赤松條參照。下つて戰國の頃、秦桐若あり、黒田幸高に仕へて軍功あり。十人力ありて、近國の者ども、桐岩が指物を見れば、近付かざと云ふ。其の嫡女は竹森松若が妻、二男は早世、三男を孫右衛門、四男を喜右衛門と云ふ。後年、孫右衛門・漆工となり、喜右衛門は鑿工となる。後に福岡に

- 104 安閑帝裔の秦氏 播磨の秦氏にして、紹運錄に「安閑天皇皇子豐彦王・現神。播磨國大御大明神・是れ也。秦氏の祖云々」と見えたり。
- 105 美作の秦氏 貞觀七年十一月紀に「美作國久米郡人秦豐永・天性孝行にして、志恭順に在り、幼稚の年二親を致養し、父母の亡後、常に墳墓を守る。位三階に叙し、同務の課役を免じ、門閭に表して衆庶をして知らしむ焉」と云ふを載せ、また元亨碑書に「禪慧達。姓は秦氏、美州の人、元慶二年八月二日滅」などあり。下りて笠懸寺記に「吉野郡弘山郷(舊夢六石)秦武貞」と云ふを載せ、又隆生寺記に「州の菩提寺院主觀覺は秦氏、棲巖兒の叔父也。初め台嶺に在りて大業に達せず、以つて遺憾と爲し、筆めて南都に移り、法相を學び、深く精旨を探る也。觀覺得業と稱し、兒の聰慧にして、眞の法器なるを識り、乞うて弟子と爲す。兒、喜んで就學す。天材發機、覺之を喜し、伴つて叡岳に登り、書を源光に投じて曰ふ、活文珠像一區を進上すと。時に天養二年三月廿一日、兒年に十三」と。兒と

は源空の事なり。
又「秦氏は久米の名門也」と載せ、久米南條郡豐樂寺所藏の延文三年戊戌七月十三日如法經大施主名標中に「秦安近、秦眞安、秦義雄、秦利平、秦延國、秦成安」等の名見ゆ。猶ほ其の頃は秦氏・久米郡に在りて此の族裔なりしか(東作志)と。又津山の金工に秦勘平友房(勘七の男)あり、名高し。

- 106 備前の秦氏 當國上道郡に幡多郷ありて、和名抄に見ゆ。又文武紀二年四月條に「倭備前國人秦大兄」を載せ、香登臣姓を賜ふ。また寶龜元年三月紀に「内掃部司員外令史正六位上秦刀良、本。是れ備前國仕丁、巧に狹覺を造り、直司四十餘年、勞を以つて、外從五位下を授く」と云ふを載せ、また仁和元年十二月紀に「備前國上道郡人白丁秦春貞」と云ふ人を載せたり。その他、秦造、秦部等も此の國に住めり。
- 107 備中の秦氏 秦人部・此の國に住めり。其の族なるべし。
- 108 備後の秦氏 安和中、秦吉光あり、子孫を吉光氏と云ふ。ヨシミツ條を見よ。
- 109 安藝の秦氏 藝藩通志、豐田郡條に「秦

氏、片島村。元祖は源左衛門とて、右衛門府生秦武文の後胤といふ。源左衛門は備後三原より田野浦に移る。偶々小方島八幡宮の祀官、斷絶す。小早川家より命じて、其の職を譲はしむ。是を秦河内と稱す」と。

- 110 防長の秦氏 延喜の玖珂郷戸籍に「秦氏助(付祚原郷戸主秦末成戸)、戸主秦今吉戸」等十餘人を載せ、その他、秦人、秦子等、此の國にあり。また用田の二井寺は「天平十六年玖珂郡大領秦皆是の建つる所」と傳ふ。又長門の儒者に秦守節(貞夫)あり。
- 111 紀伊の秦氏 名草郡大野庄の地頭に秦宿禰守利あり。その裔・東鑑、文治六年六月條に「廿九日、壬午、御隨身左府生秦兼平、去る比、使者を遣む。是れ八條院領紀伊國三上庄は、兼平が諸弟相傳の地也。而るに關東より定補せらるる所の地頭豐島權守有經、事に於いて對捍し、乃實抑留す。早く恩赦を蒙るべきの由を訴へ申す。仍りて先例に任せ、濟物を沙汰すべきの旨、御下文を給ふの間、彼使者今日歸洛す云々」と載せ、又建久二年に御隨身左府生兼峰、猶ほ湯淺條參照。

112 息長姓 紀伊國續風土記、相賀莊古本村萬家莊司條に「莊司職を勤め、遂に此の職名を苗字の如く稱し來れり。此の家、舊は息長姓なるに、中古より秦を姓とす。今の居宅は建保七年より相續し來れるといへり」と見ゆ。詳細は莊司條を見よ。

- 113 淡路の秦氏 當國三原郡に幡多郷(波多)ありて、和名抄に見ゆ。
- 114 阿波の秦氏 延喜の板野郡戸籍に「秦正月實等、十餘人」を載せたり。
- 115 讃岐の秦氏 貞觀八年十月紀に「香河郡人秦成吉」を載せ、また諸門跡譜に「觀賢僧正。秦氏、讃岐國の人、延長三年入滅」と。また元亨釋書第三に「釋道昌、姓は秦氏、讃岐香河の人、弘仁七年云々、」また初例抄に「讃岐國人、秦氏(延喜年中)など多く見え、その他、秦子、秦忌、秦許、秦人部、秦公、秦部、秦時、秦原公等、當國に住居せり。各項を見よ。下つて、寛弘元年の大内郡入野郷戸籍に「戸秦常眞、外卅一人」の名を載せ、又後宇多院御領目錄に「讃岐國萬壽池・秦久勝」と見ゆ。
- 116 藤原姓 香川郡一宮田村神社の宮司家にして、藤原家成の裔と稱す、田村條を

見よ。全讀史には秦人部秦世の裔、讀史朝臣の支流とす。

- 117 伊豫の秦氏 秦首の後也。また健福寺(川上村大願寺)建久七丙辰十一月鐘銘に「鑄師秦末則」見ゆ。
- 118 土佐の秦氏 當國幡多郡名は此の氏と關係あるか。後世、當國に榮えたる長曾我部氏は、秦姓と稱す。チャウソカ條に詳か也。長岡郡四榮寺康永三年供僧職相傳に秦楠丸・見ゆ、或は此の族か。また豐岡城主秦信能(長曾我部新左衛門尉)、秦文兼など諸書に多く見え、又安藝郡川北村清水寺金堂文祿四年棟札に「大檀那秦元親、同盛親」、また香河郡高福山雲興寺銘口銘に「大檀那國君盛親公秦氏朝臣、相當任五位侍從」など、皆長曾我部氏也。また土佐郡に秦泉寺あり、南路志に「舊秦と云ひし在所にて、寺ありて清泉涌出でしに因りて、秦泉寺と名づく」と見ゆ。
- 119 大宰府の秦氏 第五十一項の裔にして天承二年閏四月の大宰府在廳官入解に、「監代秦宗貞」見ゆ。猶ほ次の四項參照。
- 120 波多姓 當時宮の大宮司家にして、秦宿禰姓なれど、武内大臣の子羽田矢代宿

禰の後、波多朝臣の裔と云ふ。田村條、及び當時條を見よ。又本は、宗像七月の大宮司とて宗像社に仕へしが、中古當時宮の神官となれる。由、宗像社の縁起に見ゆ。また住吉社天文頃の神官に秦正道(通)あり、住吉條を見よ。

- 121 筑後の秦氏 高良山古記に「秦遠範(隼男が父也)。當時大宮司後子の末孫、秦少貳の先祖也」と。
- 122 豐前の秦氏
- 123 肥前の秦氏 佐嘉郡眞手山健福寺建久七年鐘銘に「鑄師秦末則」を載せ、また宇佐大鏡に「肥前國小城の東西莊田百六町二段、延久五年、太宰大監秦時廣の寄する所」と。また「小城郡伴部郷田四百十町。延久五年領主大監秦時廣より買得す」と(地理志料)。また松浦古來略傳記に八並吉慶・姓は秦氏」と。八並條を見よ。
- 124 肥後の秦氏 當國天草郡波多郷は、此の氏人の住みしよりの地名なるべし。
- 125 對馬の秦氏 海東諸國記に「秦盛幸。本を唐人に傳く。島主宗成職の時、書契文引を掌る。丁丑年、島主の請に因り、圖書を受け、歲ごとに一船を遣はすを約す。書して海西路關所領守・秦盛幸と稱

す」と見ゆ。

- 126 薩隅日の秦氏 コレムネ、シマツ等の條を見よ。
- 127 鐘載 天武紀に「近江將秦友尼」、また秦忌寸石勝、萬葉歌人に秦石竹、秦田麻呂、秦八千鳥、高良社齊衡三年文書に筑後大目秦忌寸案田、元亨釋書に秦武元等見ゆ。下りて保元物語に「瀧口秦助安(右大臣の御供)」、また佐康等を載せ、また源平盛衰記に「左番長秦兼宗、右番長秦兼景」等見ゆ。次に東鑑卷三十六に「秦次郎府生兼種、秦三清種」等を載せ、承久記卷一に「はだのきんうち」、また「はだのかねみね」等あり。又撰解文集に秦貞安を擧ぐ。
- 次に太平記卷二に「隨身秦久武」、十八に右衛門府生秦武文、二十四に秦久文、同久幸・等多し。
- 下りて徳川時代、栢原織田藩の重臣、上ノ山松平藩用人に見え(武鑑)、又江戸の儒者に秦部あり、關江、半月齋等と號す。又信濃等にも存し、又江戸の書家に秦源藏其馨(子馨)あり、星池と號す。その男源十郎鐘・星鳩と號す、また名あり。又浪花の書家に秦茂包あり、竹深と號す。

波多 八女 大和高市郡に波多郷ありて和名抄に見え、後に波多庄、起る。又式内波多神社あり。次に出雲國飯石郡にも波多郷ありて、風土記、和名抄に見ゆ。次に肥後國天草郡に波多郷を收む。その他、相摸に波多庄、大和に波多小北庄、また信濃、土佐、肥前等に此の地名存す。

1 波多國造 天韓襲命の裔と稱す。波多國とは、後の土佐國幡多郡附近の地を云ふ。國造本紀に「波多國造、瑞籬(崇神)朝の御世、天韓襲命・神教に依りて、國造に定め賜ふと云ふ」と載せたり。蓋し韓襲命は長國造の祖韓背と同人にして、韓松彦色止命の裔と考へらる。従つて長、都佐(土佐)の兩國造等と同族にして、賀茂、三島族の經營せし國なるべし。詳細はカモ、ナガ、ミシマ、トサ等の條を見よ。

延喜神名式、當郡に賀茂神社を收め、仙覺萬葉抄引土佐國風土記に「神河は三輪川と訓む。源は此の山の中より出で、伊豫國に流る。水清し、故に大神の爲に酒を醸むや、此の河水を用ふ、故に名と爲す也。倭迹々媛皇女・大三輪大神の婿と爲る。毎夜一壯士あり、密に來り、曉に

歸る。皇女・奇と思ひ、嫁麻を以つて針に貫きて、壯士の曉に去るに及び、針を以つて刺に貫きて、且になりて看れば、唯三輪のみぞ、器に遺れり。故に時人、稱して三輪村と稱ひ、社名も亦然り云々」と。ミワ條參照。

又同郡に高知坐神社あり、高知は高市にして、高市坐事代主命を祀ると云ふ。蓋し此の國造の治所は此等神社附近の地にありしならん。

2 大神波多君 三輪氏の族にして、大和高市郡波多郷より起れるなるべし。神護景雲二年に至り大神朝臣姓を賜ふ。大神條を見よ。

3 波多君(日本武尊流) 紹運錄に「武尊襲命(倭武尊の御子)は波多君の祖」と見ゆ。天皇本紀には波多臣に作る。

4 波多君(息長氏族) 應神帝の御裔にして古事記、應神段に「意富々野王は、波多君云々等の祖也」と見ゆ。此の氏も大和高市郡波多郷より起りしなるべし。意富々野王は應神皇子稚彦毛二俣王の御子なり。此の氏は又羽田公に作る。羽田條參照。

5 波多公(秦氏族) 秦條を見よ。

6 波多臣 武内宿禰の裔にして、和名抄に大和高市郡波多郷とある地名を貫ふ。武内宿禰の長男波多八代宿禰より出づ。古事記、孝元段に「波多八代宿禰は、波多臣、林臣、波美臣、星川臣、淡海臣、長谷部君の祖也」と見ゆ。神名式、高市郡に波多神社を收む。蓋し此の氏の氏神たりしなるべし。推古紀に波多臣廣庭あり。此の氏人とす。天武朝に至り、朝臣姓を賜ふ。八多條を見よ。

7 波多臣(倭武尊裔) 天皇本紀、成務帝條に「武美襲命(倭武尊の御子)は波多臣等の祖」とあるは誤なるべし。紹運錄、波多君に作るをよとす、第三項參照。

8 波多造 百濟族にして、姓氏錄、大和諸蕃に「波多造。百濟國佐布利智使主より出づる也」と載せたり。

9 波多忌寸 倭の漢坂上氏の族にして、坂上系圖に「姓氏錄に曰ふ、志努直の第三子阿良直は、是れ波多忌寸云々等、七姓の祖也」と載せたり。今本姓氏錄にはなし。

10 波多朝臣 波多臣の朝臣姓を賜ひしもの也。八多條第一項を見よ。萬葉歌人に波多朝臣少足あり。

11 波多祝 高魂尊の裔と傳へられ、姓氏

錄、未定姓、大和の部に「波多祝。高彌牟須比命の孫治方の後と云へど見えず」と載せたり。高市郡波多神社の祝か、或は神名式、當郡十市郡に目原坐高御魂神社あり。此の氏と關係あるか。

大和志料には「波多神社。高市郡大字冬野にあり。延喜式神名帳に「波多神社、整觀」と見え、今村社たり。祭神詳かならずと雖、五郡神社記に「波多神社一座、波多郷波多村平森に在り。祝部波多連の傳説に曰ふ、當社は波多氏の祖神也。未だ其の神號を知らざる也。新撰姓氏錄に曰ふ、波多門部造は、神魂命の後也」とあれば、門部氏の祖神を祭れるなり。但し波多・今畑に依り、冬野と相隣る。古へ總べて之を波多村と稱せしなるべし。

所謂る門部は本と衛門府の僚屬にして、禁門の開闢を掌る。其の祖天石門別命(神魂命の子)・天照大神の爲めに天岩戸を開きしと云へる傳説に因り、御門神と稱せられ、子孫・門部を氏とし、其の族人の波多に住するものは、波多門部の複姓を貰ひ、祖神を、に祭り、地名を以つて社號となせるものならん。姓氏錄、未定姓大和國に「波多祝。高彌牟須比命の

孫治昇の後也」と見ゆるは、即ち門部氏の祝部たりしもの、氏姓にして、亦祝部波多連の種類なるべし。因に云ふ、大同類聚方に當社の藥方を收む。左に錄して一覽に供す。「志路木藥、新羅國鎮明の傳方、大和高市郡波多神社に傳ふる所の方、元は衣通姫命方の半止加是を痛み給ふ時、用ゐ給ひて、愈えたる藥、明願れ痛みて、於茂の通らず、ほてりおそけある者に用うべし」云々と。

12 波多村主 倭の漢氏の族にして、坂上系圖、阿智王に隨ひ歸化せし村主の一とす。

13 無戸の波多氏 波多臣の族か。正倉院天平賣字六年文書等に見ゆ。

14 波多家 堂上家の稱號なり。藤原北家堀河家の族にして、尊卑分脈に「道長一賴宗一俊家(右大臣)一基賴一通基(持明院)一基家(權中)一(圓流)基氏(參議)一基顯(參議)一基兼(基隆。波多中將)」と見えたり。

15 源姓松浦黨 上松浦黨中最も有力なる氏にして、東松浦郡波多邑より起る。嵯峨源氏にして、波多系圖に「延一進一盛一定一謙(俊世保源三郎)一政(松浦丹後

守)一保一盛(實は有馬晴純の四男、母は大村純伊の息女)一某(安德)」と載せたり、松浦條參照。

但し一本波多系圖には「源賴光の孫久。御府莊加治山城に居り、松浦氏と稱す。其の族に今福、有田、大川野、峰、直賀、楠久、森田、鷹島、志佐、佐世保の諸氏あり」と。

氏は、北肥縣誌に「異賊襲來の事、建治二年云々、肥前國上松浦に波多太郎、鴨打次郎」と載せ、その後、博多日記に波多源太(江串條參照)見え、次いで鎮西要略、延文四年條に「宮方、波多二郎、また武家方にも波多氏を收む。

海東諸國記に「源泰。戊子年、使を遣はして來朝し、書して肥前州上松浦波多下野守源泰と稱す。宗貞國の請を以つて接待す。波多に居り、麾下の兵あり」と見ゆ。

同書また「源約。乙亥年、使を遣はして來朝し、書して肥前州上松浦波多島源約と稱す。圖書を受け、歲に一二船を遣はすを約す。小二艘の管下にして波多島に居る。人丁・千餘に過ぎず」と見ゆ、ハタジマ條參照。

明應三年に至り、波多氏・少貳氏に属す。而して大河野河上社文明七年棟札に「上松浦郡願主源治」とあるは此の氏なるべしと、要略永正五年條に「松浦波多下野守」を擧ぐ。また後藤家事蹟に「天文十一年、波多隱岐守」また龍造寺譜に「波多下野守も和を請ふ」と。肥前軍記には「波多河守も和平す」とあり。次に有馬世譜に「方圓公(義貞、晴直)・松浦黨波多岐守盛の女を娶り給ふ。此の事、當家には傳はらずと雖、松浦家の舊記に因りて是を記す」と載せ、松浦記に「波多河守源親迄、十七代、暮の紋ニツ引兩に三ツ星。波多十六代目に男子これ無く、女子・高久の右馬を娶にとる。其の嫡子波多三河守源親、二男有馬修理大夫、其の子左衛門佐。有馬と申すは肥後菊池の子孫也」と見ゆ。

三河守親は戰國末、當地方に於いて勢威あり。唐澤城に據り、後豐臣氏に屬し、上松浦を統べ領す。大河野河上大明神棟札に「天正十七歲、願主吉志見城主波多參河守豐臣親」と見ゆ。文祿元年、朝鮮の役に、親が怯懦の舉動ありとて、領地沒收さる。親・一に信時に作り、野史に

「信時・之を恥ぢ、慶長二年再役韓將李舜臣と戦ひて死す」と。

その他、遠江系圖に「下野守公親・母波多與信の女」と載せ、又松浦系圖、庶流に此の氏を收め、又鶴田家譜に「波多親は岸岳城に居る」と。子孫・大村藩に存す。

16 豊岐の波多氏 前項の族にして、文明中、松浦黨嶽城主波多泰・志佐、佐志、呼子、鴨打、鹽津留等、五氏の代官を逐ひ、豊岐全島を併せ、武生水口龜尾城を築き、兵を置く。天文中、泰の孫盛・卒して子なく、肥前の有馬義直の子親を迎へて嗣とす。族人・之に服せず、盛の從子隆を奉じて主となせしが、弘治元年、隆・其の下に就せられ、親・終に守護となる。既にして其の臣日高主膳正喜等、島邑に據りて時き、永祿六年、款を松浦隆信に送り、波多氏を逐ひ、全島終に平戸松浦氏に屬す。

大宰管内志に「肥前國唐津津嶽城主波多參河守の家臣日高和守資の子甲斐守・永祿十二年十二月、主人と争ひ、歲暮夜中船に乗り、豊岐島に渡る。其の夜趣きて波多政を討亡し、龜尾城に移住す」と。

17 藤原姓 應仁私記に「波多藤三(藤原抄に八太郎御厨、八太郎圓・見ゆ。次に但馬國二方郡に八太郎ありて波多と訓ず。後世八太二方庄起る。又攝津國有馬郡に八多莊あり、京師津長福寺鐘識に有馬郡八多莊と載せ、嵯鷹風土記には播多莊に作る。その他、前後各條參照。

1 八太造 海神族にして、姓氏錄、右京諸蕃に收め、八太造。和多羅(一本・罪に作る)豐(玉)命の兒布留多摩乃命の後也」と載せたり。

2 八太臣 波多臣と同じ、武内宿禰の裔也。

3 雜載 淀稻葉藩重臣に、此の氏ありとぞ。

盛衛、波田藤五(盛衛弟盛康)等を載せたり。

18 相摸の波多氏 平治物語に波多次郎義通・見ゆ。波多野條を見よ。

19 御神木氏族 石見の波多氏也、波田條を見よ。

20 雜載 谷田郡細川藩側役に、此の氏あり。又小田原家臣に波多奎・見え、又攝津、山城、武藏、筑前、豊前等に存す。

波田 ハタ ナミタ 常陸、石見、佐渡等に此の地名存す。

1 御神木氏族 石見國美濃郡波田邑より起る。益田氏の族にして、御神木系圖に「益田太郎左衛門尉發時一左衛門二郎兼久一兼國(波田與一)一兼能(太郎)一兼信(掃部助)一兼豐(修理亮)一兼光」と載せ、一本には「兼久一兼獨一兼國」と見ゆ。又兼豐の弟に兼喜あり。

2 雜載 中川系圖に「武藏守宗半の妹(波田三右衛門室)と見ゆ。

八多 ハタ ヤタ 和名抄、佐渡國雄太郎に八多郷を收む、天平勝寶四年十月二十五日造東寺司藤に「雄太郎掃多郷五十戸」と載せたる地にして、又波多に作り、今羽田に作る。その他、前後各條參照。

1 八多朝臣 武内宿禰の裔にして、波多條第六項波多臣の朝臣姓を賜へる者也。天武紀十三年條に「波多臣、云々等、姓を賜ひて朝臣と曰ふ」と載せ、氏人は天平五年の右京計帳に「八多朝臣半養、外二十七人。戸主八多朝臣虫麻呂外二人」など見ゆ。姓氏錄は右京皇別に收め、「八多朝臣。石川朝臣と同祖、武内宿禰命の後也。日本紀に合す」と註す。その後、貞觀六年八月紀に「右京人故外從五位下岡屋公祖代に、姓を八多朝臣と賜ふ。其の先は八太屋代宿禰より出づる也」と載せ、また同十一年十二月紀に「右京人無位岡屋公貞介、岡屋公貞幹に、姓を八多朝臣と賜ふ」など載せたり。

2 八多真人 應神帝裔にして、羽田條第二項羽田公の真人姓を賜へる者也。天武紀十三年條に「羽田公等の十三氏に、姓を賜ひて真人と曰ふ」と見えたり。姓氏錄は左京皇別に收め、「八多真人。諡應神皇子稚野毛二俊王より出づる也。日本紀に合す」と載せたり。

八太 ハタ ハツタ ヤツタ ヤタ 和名抄、伊勢國志都郡に八太郎を收め、鉢多と註し、神名式に波多神社(波多邑)、又神鳳

抄に八太郎御厨、八太郎圓・見ゆ。次に但馬國二方郡に八太郎ありて波多と訓ず。後世八太二方庄起る。又攝津國有馬郡に八多莊あり、京師津長福寺鐘識に有馬郡八多莊と載せ、嵯鷹風土記には播多莊に作る。その他、前後各條參照。

1 八太造 海神族にして、姓氏錄、右京諸蕃に收め、八太造。和多羅(一本・罪に作る)豐(玉)命の兒布留多摩乃命の後也」と載せたり。

2 八太臣 波多臣と同じ、武内宿禰の裔也。

3 雜載 淀稻葉藩重臣に、此の氏ありとぞ。

畑 ハタ 大和、丹波等に畑庄、また羽後、佐渡、紀伊等に此の地名存し、また場所名としては全國至る所にあるべし。その他、前後各條參照。

1 藤原姓 大和國山邊郡の豪族にして、もと白石の舊家、國津社の神職たりしが、後、北畠氏の麾下に屬して武士となる。家記に據るに「中御門經繼・水分神事の勅使となりて當村に來り、神職藤原刀爾の娘を娶りて、藤原庄司家次を生み、家次は北畠顯泰の子將監を養子とし、その

後九代の間、多田氏の目代となる」と見ゆ。

2 村上源氏北畠氏族 北畠氏は一に畑とも云ふ。

3 伊勢の畑氏 朝明郡の豪族にして切畑村島城(猿尻)に據る。戰國頃、畑定政・居り、天正五年、信長の爲に滅さる(勢陽雜記)。三國地志には「切畑堡・按ずるに畑與九郎・之に據る」とあり。

4 紀伊の畑氏 海部郡に畑村あり、續風土記、舊家條に「吉兵衛。淺野家入國以後、數代莊屋役を勤めしといふ。慶長六年、淺野家の定書一通を藏む」と見ゆ。

5 和泉の畑氏 和泉郡内畑邑(山瀨村)より起り、同邑井關城に據る。畑源助は武名あり。後胤・土州にあり。

6 攝津の畑氏 昔須磨の浦に畑太夫なる者あり、其の娘もしほ、小ふじの二女。在原行平に召されて、松風、村雨と云ふと傳ふ。

7 丹波の畑氏 多紀郡畑の莊(丹波志に、宗部郷・今畑莊と稱す)より起り、畑城(畑村)に據る。新田左中將義貞の從士畑六郎左衛門時能の子六郎二郎守治の裔也と稱し、系圖には「時能一六郎能速一六

郡右衛門能道(久作)一六右衛門守道(林吉)一六兵衛道永(林吉)一堀左衛門守永(堀太郎)一内記守重(堀太郎)一内記能重(堀太郎)一内記守綱(堀太郎)一宗右衛門忠綱(宗太郎)此の弟彈正忠守廣は矢繼城主一右近允能綱、弟牛之丞守能」と載せ、丹波志には「守綱一忠綱一守廣(宗太郎、彈正忠)」



と見ゆ。又能重の弟經重(牛之介、利部)あり、その子孫に堀大庄屋堀左衛門、又守國の長男堀左衛門(火打岩村嘉志保谷繁居、後瀬利に移住)、二男彦兵衛(右同所に住)、三男六右衛門(豊州松江城主松平出羽守に仕ふ)等見ゆ。又野尻村に堀平左衛門あり、本名吐生にて、波生乾を祖とす。紋丸に二ツ引也。野尻、及びハア條を見よ。又氷上郡に多く、丹波志に「堀氏、水間下村。古家、代々庄屋傳藏一黨、分家多し」と。また「堀久左衛門、子孫石生村。久左衛門、浪人にて來住す。代々久左衛門、

今堀久左衛門、分家共三家」と。又「堀若大夫、子孫鹿嶋村。多紀郡堀村落城の後、堀彦兵衛、同弟若大夫と二人、此處に住す」と。また「堀牛之丞、子孫春部庄下三井庄村。多紀郡城主なり、助四郎」と。また「堀中之丞、子孫大多利新知村。多紀郡堀村城主、此所に來住、往來の南に本家あり」と。また「堀兵助、子孫堀原村。黒井城に仕へ、落城の後、此所に住す。鎧術鍛錬すと。兵助、久太夫、重太夫の兄弟三人有り、大阪の役に出づ。兵助の墓地堂山根と云ふ所に在り」など多し。

- 8 近江の堀氏 勢州四家記に「蒲生氏郷方大将堀作兵衛」を載せたり。
- 9 飛騨の堀氏 奥江名子に「堀殿屋敷あり、堀氏世々此に居る。建武中、時能なる者あり、新田公に従ひて、越前に戦死す」と。次項を見よ。後に鹽屋秋貞、之を領す、因りて鹽屋村と稱すと云ふ。
- 10 藤原姓 武藏の堀氏にして、秦氏の裔か。新田義貞の臣に堀時能あり、太平記卷十五に堀六郎左衛門時能、また卷二十に「淡の城に堀六郎左衛門時能を殘

す」と。また卷二十二に「堀六郎左衛門が事。去る程に京都の討手大勢にて、攻め下りしかば、柚山の城も落され、越前、加賀、能登、越中、若狭の五箇國の間に、宮方の城一所も無かりけるに、堀六郎左衛門時能、僅かに二十七人籠りたりける。鷹巣城計りぞ、相残りたりける。一井兵部少輔氏政は、去年柚山の城より平泉寺へ越えて、衆徒を語ひ、旗を挙げんと議せられけるが、國中宮方弱くして、與力する衆徒も無かりければ、是も同じく鷹巣城へぞ引籠りける。時能が勇力、氏政が機分、小勢なりとて聞おきなば、何様天下の大事に成るべしとて、足利尾張守高經、高上野介師重、兩大将して、北陸道七箇國の勢七千餘騎を率して、鷹巣城の四邊を、千百重に圍まれ、三十餘箇所の向ひ城をぞ取りたりける。

- 11 江戸幕臣堀氏 寛政系譜、未勤に此の氏を載む。傳八郎、藤九郎等を載せたり。
- 12 松浦氏族 肥前國松浦郡の豪族也。波多氏と云ふと同じかるべし。天正中、堀三河守・高祖城主原田下野守信種と争ひ、堀の先手堀掃部助、池田、徳末、有浦等、大いに戦ふ。筑前續風土記に「天正十二年、肥前國東松浦の堀參河守信時、高祖の原田信種と鹿家にて不慮の合戦あり。双方の死者七百餘人、手負ひ數を知らず。是れ兩家衰微の基にして、後五年、堀、原田ともに其所領を没收せられ、子孫永く他家の陪臣となれり」と。詳細は原田條を見よ。
- 13 土佐の堀氏 土佐國幡多郡より起る。此の地は古代波多國のありし地にして、中世以後、幡多御庄とて攝關家の傳領地たりき。よりにて文明亂後、一條教房・當庄に入り、堀本庄の地に據りて當國々司を子孫に傳ふ。一條條參照。古文書に堀衆などあるは此の國司の配下を云ふ也。津野、有井、長曾我部、中原等の條參照。
- 14 越後の堀氏 三島郡二田村明神々主に堀氏あり、物部、二田等の條を見よ。
- 15 雜載 徳川時代、麻生新庄藩重臣、七

角くやと覺えて慘だし。其の後、信濃國に移住して、生涯山野江海の飄流を業として年久しく有りしかば、馬に乗つて懸所岩石を落とす事、恰も神變を得るが如し。唯遺父が御を取りて、千里に渡れざりしも是には過ぎじとぞ覺えたる。水鏡は又瀧夷が道を得たれば、龍龍領下の珠をも、自ら奪ふべく、弓は發由が跡を追ひしかば、弦を鳴らして、遙かなる樹頭の栖猿をも落しつべし。謀巧にして、人を呪ひ、氣健にして心、挽まざりしかば、戰場に臨むごとに敵を靡け、堅に當る事、笑噴、周勃が得ざる道をも得たりければ、物は類を以つて聚る習ひなれば、彼が甥に所大夫房快舞とて、少しも劣らざる惡僧あり。又中間に惡八郎とて、缺唇なる大力あり。又犬獅子と名を付けたる不思議の犬一匹有りけり。此の三人の者共、闇にだにをれば、或は帽子甲に鐘を著て、足輕に立立つ時もあり、或は大鐘に七つ物・持つ時もあり、櫓々質を替えて敵の向城に忍び入り、先づ件の犬を先立て、城の用心の標を伺ふに、敵の用心密しくて隙を伺ひ難き時は、此の犬、一吠吠えて走り出で、

敵の疑入り、夜廻りも止む時は、走出で、主に向ひて尾を振つて告げける間、三人共に此の犬を案内者にて、屏をのり越え、城の中へ打入りて、叫き喚げんで櫓檣無礙に切つて廻りける間、數千の敵軍驚き騒ぎて城を落されぬは無かりけり、云々。されば此の犬、城中に忍び入りて機嫌を計りける間、三十七箇所に城を掃へ分けて、逆も木を引き、屏を塗りたる向城共、毎夜一ツ二ツ打ち落され、物具を捨て、馬を失ひ、恥をかき事多ければ、敵の強きをば顧みず、御方に笑れん事を耻ぢて、偷に兵糧を入れ、忍び酒肴を送りて、然るべくは、我が城を夜討になせどと、堀を語はぬ者ぞ無りけると。三人の外、鶴澤源藏人、長尾新左衛門、兒玉五郎左衛門等も此の黨にて忠臣也。新撰風土記、高麗郡堀村條に「新田義貞の従士堀六郎左衛門時能は、武藏國の住人なるよし、太平記に見えたり。時能、及びその子六郎能速、若くはこの地に住して、在名を稱せしにや」と載せ、中興系圖に「堀、藤原姓、本國武藏、紋三編」と見ゆ。又時能の裔に素庵あり、醫を業とす。

- 11 江戸幕臣堀氏 寛政系譜、未勤に此の氏を載む。傳八郎、藤九郎等を載せたり。
- 12 松浦氏族 肥前國松浦郡の豪族也。波多氏と云ふと同じかるべし。天正中、堀三河守・高祖城主原田下野守信種と争ひ、堀の先手堀掃部助、池田、徳末、有浦等、大いに戦ふ。筑前續風土記に「天正十二年、肥前國東松浦の堀參河守信時、高祖の原田信種と鹿家にて不慮の合戦あり。双方の死者七百餘人、手負ひ數を知らず。是れ兩家衰微の基にして、後五年、堀、原田ともに其所領を没收せられ、子孫永く他家の陪臣となれり」と。詳細は原田條を見よ。
- 13 土佐の堀氏 土佐國幡多郡より起る。此の地は古代波多國のありし地にして、中世以後、幡多御庄とて攝關家の傳領地たりき。よりにて文明亂後、一條教房・當庄に入り、堀本庄の地に據りて當國々司を子孫に傳ふ。一條條參照。古文書に堀衆などあるは此の國司の配下を云ふ也。津野、有井、長曾我部、中原等の條參照。
- 14 越後の堀氏 三島郡二田村明神々主に堀氏あり、物部、二田等の條を見よ。
- 15 雜載 徳川時代、麻生新庄藩重臣、七

日市前田藩番頭、多度津京極藩用人、尖戸松平藩重臣、足守木下藩備用人等に此の氏あり。又名醫に畑柳景、その養子柳安(本性安藤、惟和、黄山)・御醫たり。又その養子勘解由維龍(柳敬)は儒を以つて名あり。又畑世吉維禎(揚州)も御醫にして、詩文を以つて聞ゆ。

又京極殿給帳に「二百七十石畑勳大夫」を載せ、小笠原流射禮家に畑五郎左衛門奥實あり、會津の人、畑流を起す。又堀尾山城守給帳に「八百石畑久左衛門、六百石畑牛之助、五百石畑十太夫、二百石畑勳八、百八十石畑勳大夫」等見え、又畑金雞(秀龍)、その子銀雞(時倚)醫師にして、狂歌狂文に長ず、第十項の裔也。又水戸藩勤王の士に畑彌平以義・贈正五位。その他、加賀、越後、備前、信濃、志摩、陸前、筑前、山城、攝津等にあり。

波太 ハダ ハブト 和名抄、肥後國天草郡に波太郡を收め、又常陸等に此の地名存す。その他前後數條參照。

1 無戸の波太氏 波多臣の族か。正倉院天平寶字八年文書等に見ゆ。

2 その他、前後數條を見よ。

○ 波陀公 秦公に同じ。

羽田 ハタ ハネダ 前後數條參照。また近江に羽田庄、その他、三河、武藏、上野、佐渡等に此の地名あり。

1 羽田臣 武内宿禰の裔にして、孝徳紀大化二年條に羽田臣・見ゆ。波多臣に同じ。

2 羽田公 應神帝裔息長氏の族。波多條第四項波多君に同じく、壬申の役、羽田公大國、その子大人と共に功あり。天武朝十三年に至り、眞人性を賜ふ。

3 羽田眞人 前項の後に、八多條第二項八多眞人に同じかるべし。

4 羽田朝臣 波多朝臣に同じ。天武紀、朱鳥元年二月條に「羽田眞人八國卒す、直大壹を贈る」と。壬申役、將軍として越の地を定む。

5 近江の羽田氏 栗本郡に羽田庄ありて、京城萬壽寺記に「江州羽田の庄」と載せ、康正二年造内裏段錢引付に「三條右大臣領、近江國羽田庄」とあり。而して後世蒲生郡に此の氏見ゆ。又上羽田村に羽田長門守正親といふ士ありて、秀吉に仕ふ。

6 美濃の羽田氏 新撰志に「羽田氏宅跡は羽田九郎兵衛と云ひし人・住みしよし

いひ傳へたり。いつの頃の人か、今知りがたし」と見ゆ。

7 下野の羽田氏 那須郡羽田邑より起る。同邑羽田城は羽田信濃守の創築にして、子孫世襲居城したりしが、延文年間、木須氏と共に黒羽城主大關家の臣となり、爾來廢城せりとぞ。

8 足利の羽田氏 下野國足利郡羽田邑より起る。東鑑、正嘉二年條に足利向田太郎あり、羽田の誤かと云ふ。

9 新田氏族 新田義貞の曾孫光田小太郎眞家の裔小次郎久方・羽田邑に住し、子孫羽田氏を稱す。羽田廣園師は此の裔なりとぞ。光田條を見よ。

10 武藏の羽田氏 荏原郡羽田邑より起る。多摩郡片山七騎の一に此の氏見ゆ。

11 三河の羽田氏 瀨美郡に羽田邑あり、幡太郡の地にて、神鳳抄に奉御厨を收む。羽田野氏は此の地の名族也。ハタノ條を見よ。又頼田郡六名村の名族に羽田氏・見ゆ。

12 藤原姓 江戸幕臣、ハネダ氏にて、家紋丸に抱蕪荷、蛇目。寛政系譜に「奥左衛門正重―源之丞正信―奥左衛門安正―幸右衛門正長」等見ゆ。

13 清和源氏足利氏族 尾張登祥、新波氏の庶流にして、羽田民部正越の後なりと云ふ。家紋丸に抱蕪荷。寛政系譜に「奥右衛門政重―長右衛門政範(倉橋を稱す)―羽田三右衛門政長―藤左衛門英宗―藤左衛門則參(勳助)―十右衛門治景―藤左衛門政武(金十郎)」等見ゆ。



羽田藤右衛門

14 越前の羽田氏 これも新波氏の族にして、越前國羽田より起ると云ふ。家紋丸に三柏。「權右衛門正直―同正勝」等寛政系譜に見ゆ。

15 備後の羽田氏 御調郡等の名族也。藝藩通志、同郡「下津村羽田氏は祖・吉光氏と同じ。永享の頃、泰源右衛門春光、二男外記・柿稻荷の社人となりしより、今の志摩に及ぶ」と見ゆ。

16 雜載 天正七年の射衛傳書に羽田將監殿・見ゆ。又伊達正宗家中に羽田氏、壬生鳥居藩用人に存し、又加賀藩給帳に「五百石(紋片喰)羽田甚右衛門、四百石(紋丸内片喰)羽田三作」等を擧げ、又淡路の名族に存し、又攝津、武藏、岩盤、山

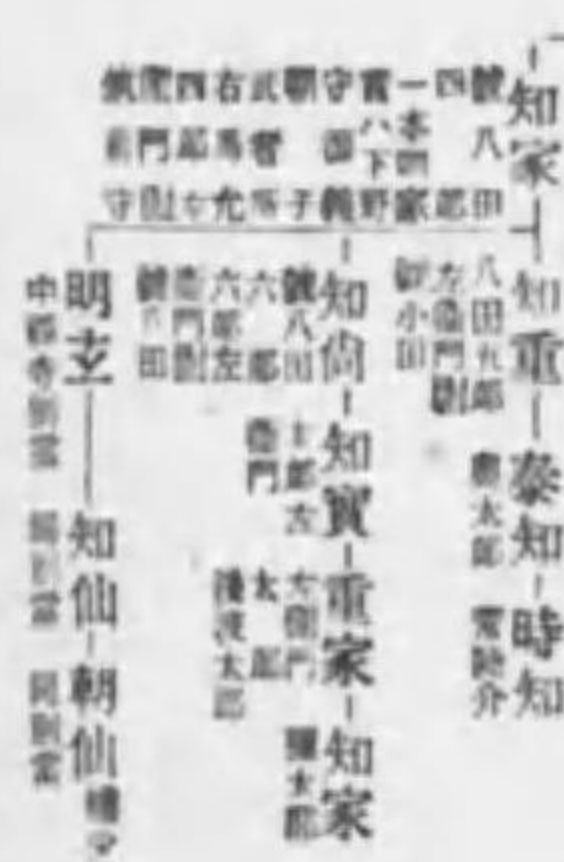
八田 ハタ ハツタ ヤタ ハチダ その訓多し。古くはハタ、ヤタと云ふもの多く、前後各條、及び矢田と通じ用ひられ、後世はハツタと云ふもの最も多し。地名としては和名抄、尾張國海部郡に八田郷ありて、尾張志に「愛知郡八田村なるべし」と載せ、次に三河國幡豆郡に八田郷ありて、後世矢田邑存す。次に駿河國益頭郡に八田郷見え、高山寺本に夜多と訓す。次に上野國には多胡郡、及び邑樂郡に八田郷ありて、後者には也太と註せり。次に加賀國江沼郡に八田郷ありて也多と訓じ、次に能登國能登郡に八田郷を收め、也太と註す。次に越中國礪波郡に八田郷、次に丹波國何鹿郡に八田郷、後の上下八田邑に當る。次に但馬國二方郡に八田郷・波多と訓じ、次に備中國下道郡に八田郷も也多と註す。次に周防國吉敷郡に八田郷あり。その他、和泉國和泉郡に八田莊ありて、二見文書、及び永享奉書案に見え、猶ほ大島郡にも八田庄あり、蜂田、及び牛陀條參照、また大和、甲斐、上總、常陸、下野、羽後等にも此の地名存す、多くはハツタ也。

1 八田宿禰 除目大成抄、延久三年正月に

「因幡大塚八田宿禰」あり、泰宿禰と同異を詳にせず。前後各條、及びヤタ條參照。

2 上野の八田氏 當國群馬郡國分寺址より發掘されし文字瓦に「八田甲斐女」と見ゆるあり、當國八田郷より起りしか。

3 宇都宮氏族 常陸國新治郡(今眞壁郡)八田邑より起る。尊卑分脈に「道兼曾孫宇都宮座主宗圓(宇都宮條參照)の子宗綱・八田權守、號座主三郎。始め叔父兼仲が相續子と爲り、後に息子宗房を生み、即ち兼仲の繼嗣と爲し、而して實父宇都宮流に歸し畢んぬ。又外記中原宗家の子と爲り、後に本姓に歸る。或は云ふ本姓中原也。中原(外記、安房守)宗忠、(外記、伊豆守)宗家、宗綱は彼の宗家の子也、云々」と見ゆ。而して其の後は「宗綱



知家は八田四郎と云ひ、保元物語に出づ。數子あり、嫡知重、家を嗣ぐ。小田氏の祖也。次に二郎左衛門尉有知は伊志良氏の祖。次に三郎知基は茂木氏祖。次に四郎左衛門家政は奥戸氏の祖。次に知尙。八田六郎と稱す。後鳥羽上皇西面の侍にして、承久の役官軍に屬し、勤王す。次に九郎左衛門尉知氏は、田中氏の祖。次に十郎時家は小田伊賀守。次に法印義勝、大浦法眼明支等あり。新編常陸國志には「小田十郎時家の次に僧盛尊、義勝房、次に僧明玄(法眼、號大輔法眼、筑波山中禪寺別當たり)」とし、盛尊の子「家長・評定家、左衛門尉」と。中條條を見よ。又知重の子に典太郎泰知、八郎左衛門尉泰重(高岡祖)、修理亮重繼(田野祖)、小幡太郎光重、小田三郎朝俊等見ゆ。また小田系圖に「義朝の子知家・八田四郎、武者所、筑後守、右衛門尉。平治没落の時、宇都宮左衛門尉知綱(八田權守宗綱の子)・養育して子と爲す。賴朝執權の時、多く源氏族を誅するの功、其の權威を恐れ、子孫藤原を稱す。或は云ふ、八田權守宗綱の子、故に八田四郎藤原知家と云ふ。康治元年二月十三日卒、七十

五歳、法名尊念、號極樂寺」と。その子知重を擧げ、また清和源氏系圖にも「義朝—八田知家」とあり。また奥戸系圖に「知家・八田四郎と稱し、武者所に預り、右馬允に任ぜられ、左衛門尉に轉じ、筑前守に兼任せらる。源義朝第十男にして義經の弟也。母は宇都宮左衛門尉藤原朝綱の女にして八田局と號す。平治の亂、義朝、及び其の一族の子孫皆害せらる。知家・幼少、其の外曾祖八田權守藤原宗綱・之を匿し、養ひて子と爲す。此の時、平家權威の盛なるを以つて、知家・源氏を變じ、外曾祖宗綱の姓を以つて、藤原と稱す。宗綱は大織冠十六代の苗裔也。朝綱は其の長子也。其の家譜別に系圖あり焉。元弘二年五月、大樹尊氏上落、此の時に方り、知家七世の嫡流正三位左近衛權中將兼常陸介治久・尊氏の旨を以つて副將軍と爲り、藤原を改めて、木姓源氏に復す。是の故に其の支流の裔孫も亦皆本姓源氏に復す」と。その他、宇都宮系圖に多し、ウツノミヤ條を見よ。又一本に「宗綱—宗綱(八田下野守、源賴朝・下野寒河川戸郷を賜ふ)

—女(八田局と號す、源義朝の妾、賴朝の乳母、小山下野守政光の妻、中山七郎朝光の母)—知家(祖父・宗綱の家督、實は義朝朝臣の男、母は八田局、從五位下、四郎、左馬介、八田或後守)」と載せ、又一本に「藤原宗綱(八田武者と號す)—朝綱(八田、又は宇都宮と號す)」と。又中興系圖に「八田。藤原姓、本國下野、道兼公の苗・宇都宮下野守家綱孫太郎左衛門知重・之を稱す」とあり。以上諸書、知家を義朝の子とすれど信じ難し、ウツノミヤ條、六八一頁を見よ。4 氏人 保元物語に「下野には八田四郎、足利太郎」と。四郎は知家也、義朝の子としては年齢合はず、義經の弟とする如き、殊に非也。次に平家物語に八田四郎武者朝家(範賴に從ふ)、源平盛衰記に「常陸の八田左衛門知家」と。又東鑑卷二、養和元年閏二月條に「八田武者所知家(吉川本に知宗)、宇都宮所信房、また四月一日條に「八田太郎知重、元暦元年六月一日條に「八田四郎知家(吉川本に知宗)」、同八月八日條に「八田四郎武者朝家、同男太郎朝重」と見ゆ。これより前、治承四年十月二日條に「今

日武衛の御乳女故(吉川本に乳母子)八田武者宗綱息女(小山下野大塚政光妻、寒河尼と號す)・鍾愛の末子を相具し、隅田宿に參向す云々。子息を小山七郎宗朝(朝光)と號す」と。その他、卷二、四、五、七、八、九、十三、十四、十六、十七に八田武者所知家、關東の名將にして、高山重忠、千葉常胤と並稱さる。また卷三、四、六、九、十三に八田太郎朝重、十一に八田右衛門尉宗永、十五に八田兵衛尉、二十一に八田三郎、また砂石集に故筑後の入道知家、下りて太平記卷三十三に八田左衛門太郎見ゆ。もと新田家臣也。八田左衛門尉知家の紋は龜甲繫ぎ也と云ふ。

5 常陸の八田氏 承久年間、八田朝綱の子知家・三村郷の地頭たり。子知重より小田氏と稱す。小田條を見よ。弟筑後六郎知尙(左衛門尉)・八田氏を襲ぎしが、承久に勤王し、大井戸に奮戦し、宇治にて殉難す。これより八田氏衰ふ。二十四輩願拜圖會に「常福寺は大曾根に在り、玉川院と號す。廿四輩第十八、八田入信房(或は飯田唯信)の遺跡なり。もと那珂郡八田郷の領家にて、八田五郎知朝と

10 近江の八田氏 當國八田家系圖に「道兼—兼隆—兼房—宗圓(宇都宮別當)—宗綱(八田權守)—知家(八田四郎、下野國新治郡、今の結城郡八田村より起る)—知重(綱家、小田八田の祖)—家任(從五位下、常陸式部大輔)—家宗(常陸前司、始め時知)—宗知(小田氏)、弟家晴(準人正、改小田中務大輔)—家信(準人正)—家教(準人正)—家實(準人助)—家序—家任(大藏介)—家仍(大藏介)—仍序—八田主膳之介家次(始めて下野村に來り、赤谷に住す。室は下野の中島嘉助の女)—家宗—家位(主膳介)—家道(主膳介)—家久(賴母介)—家集(賴母介)—家吉(賴母介、家集の嫡子、八田主膳より七代目の孫。下野の百姓となる。淺井久政公時代、弘治年中に知行指上、二君に仕へじと誓調を上る。弟家之・姉川の戦に死す。弟家實・後備となる)—家定(家吉の嫡子)—右衛門太郎(内室藤坂孫兵衛の女)—元家(大名に仕へたるも、子なし)、弟家治(下野右衛門介、法名淨念。室中島源右衛門の女、この代に名を顯はし系圖を子孫に知らしむ)—家廣(柴田林介と改む、時に元和六年庚申歳。室は今四村柴田九

太夫の女。弟家治、丁野にこの子孫現存、太郎左衛門と稱す。一家元(太郎左衛門家治の二男を養子とす。室は今西柴田藤四郎の女。弟林右衛門、この子孫丁野現存)一家香(林助、室は山田郷介の女)、弟治郎兵衛(丁野住)一治郎兵衛一治郎兵衛一治郎兵衛一治助一利介一治助一次良平一治助一と見ゆ。

家紋は丸に葛(警紋か)を使用し、昔は三つ巴など用ふ。或は治田連の裔かと云ふ。淺井氏との關係、淺井祖と稱せらるゝ三條大納言公綱の夢物語に同祖なること、又他に宇都宮家と淺井の祖とは同じく藤原氏なることの記録もあり。現今丁野に淺井長政公(兼源院殿)の位牌を左記の家々、毎年交代し奉仕しつゝあり。八田、岩橋、岩田、岩坪、脇坂、中島、淺井、木村の各家也」と。又甲賀五十三士の一に此の氏見ゆ。

11 桓武平氏 尊卑分脈に「忠盛一忠度(藤原守)一忠行(藏、八田藏人)」と載せ、諸家系圖にも「忠行(藏、八田藏人、河田藏人)」とあり。
12 清和源氏矢田氏 大和の八田氏にして、式上郡八田邑より起る。御兵士引付

に「十市八田分云々」、また郷士記に「八田勘書、八田肥前(足利新田判官代義康の二男矢田判官義清……八田次郎朝實の子孫也)」と見ゆ。
13 河内の八田氏 楠木正成配下の將に此の氏あり、楠木合戦注文に見ゆ。タスノキ條を見よ。
14 豊前の八田氏 築城郡八田邑より起り野仲城に據る。築上郡志に「野仲城跡。四八田村にあり。東西百二十間、南北六十間。八田氏代々の居城にして、應永の頃は八田太郎義朝、同治郡少輔武朝居る。應永戦覽に「此の兄弟、酒肴を身持たせて、大内盛見が鶴の湯へ着陣の慶賀を述べたる」と見えたり」と。又筑前内田文書に「十日廿四日、秋山口築城賦功、一正門・山麓、池田、土井、多々黨・治之、云々」とある八田黨も豊前の支流なりと云ふ。

15 筑前筑後の八田氏 立花氏配下に八田黨あり、前項参照。また高良山天文廿年檢地帳に「山本郡八田主馬」見ゆ。
16 雜載 岡山池田藩士に八田氏、第三項の裔にして、掃部の男正久・池田侯に仕ふ。その子久治・二千石を領す。その庶

兄宗久の孫、長興の末子憲章(子彦)・文武に秀で史館總裁たり。また飯尾保科藩重臣に見ゆ。また鹿兒島藩士に八田喜左衛門知紀あり、桃岡と號す、香川景樹門の歌人也。
また應舉門重家に八田古秀あり、希賢と號す。又播津國矢田郡神戶村の名族に見え、その他、武藏、山城、信濃、伊勢、志摩等に多しとぞ。

羽太 ハタ ハフト

1 丹後の羽太氏 當國の豪族にして、注進丹後國諸庄郷保惣田數目録帳に「加佐郡長田庄三十九町五段四歩内、十二町三段百五十一歩、丸田村羽太修理進。丹波郡大野郷二十町町一反歩、内四町九反百二十六歩、羽太兵庫助」等見ゆ。後世竹野郡高尾城(島邑)に據る、永祿の頃、羽太越前守あり。細川家に降る。
2 利仁流藤原姓 三河の羽太氏にして、額田郡下六名村の豪族也。又大門邑住とあり。利仁の後裔、保範を祖とす。寛政系譜に四家を載す。家紋井筒の内澤瀉、鶴丸。牛藏正次(庄左衛門光正)一牛藏正俊一十大夫正成(内記正盛)一權兵衛正忠(勘十郎)一權八郎正豐一權兵衛正員(内

記、十大夫)一清右衛門正方(四郎次郎)等見ゆ。
3 雜載 關宿久世藩近習頭に此の氏あり、又武藏、上野、下野等に多し。

葉太 ハタ 藤原北家の族と云ふ。前條氏に同じきか。又岩代に此の地名あり。

羽多 ハタ 前後各條を見よ。

幡多 ハタ ハツタ ハンタ 前後各條、及びハンタ條参照。地名としては和名抄、播津國有馬郡に幡多郷を收め、發多上下あり」と。今有馬郡深谷村に遺跡ありて畑に作る。後八多庄起り、一に播多荘に作る。次に河内國茨田郡に幡多郷・見ゆ、後世葉太、秦二村色ありて讀良郡に屬す。次に遠江國長下郡に幡多郷を收め、判多と註す。今長上郡に飯田村あり、即ち幡多の轉、中世飯田莊と云ふ。四天王寺御手印縁起に「封戸、長下郡幡多郷五十畑」と載せ、龜山院凶事記に「遠江國飯田莊」と見ゆ。

次に相模國餘綾郡に幡多郷あり、高山寺本に幡多野と。後世葉野色と云ふ。次に武藏國男衾郡に幡多郷あり、幡多の誤りか。次に備前國上道郡に幡多郷、高山寺本に發多と註す。次に淡路國三原郡に幡多郷を收め波太と註す。次に土佐國に幡多郷ありて、

波多と訓す、又幡多庄・諸書に見ゆ。波多條参照。

源平盛衰記に播多・見え、又土佐軍記に「伊豫守和郡北之川式部大輔親安・三藏城にて幡多依岡と引組みて死す」と。
幡田 ハタ 和名抄、常陸國那珂郡に幡田郷あり。
播多 ハタ ハンタ 前後各條、及びハンタ條を見よ。
新多 ハタ 和名抄、遠江國鹿玉郡に新多郷を收め、反多と註す、ハンダ條を見よ。
幡太 ハタ 和名抄、三河國渥美郡に幡太郷を收む、後の羽田邑なり、ハンダ條参照。
葉田 ハタ 應神紀に「天皇・吉備國葉田葉田守宮に幸す」と、吉備條参照。この地より起るか、備前、備中に此の氏存す。又嘉吉三年の菊池持朝侍帳に「葉田民部丞元國」見ゆ。

服 ハタ ハトリ條を見よ。
幡文 ハタアヤ 職業部の一にして、幡に繪くを職とせし品部也と云ふ。慶雲元年十月紀に「幡文通に造姓を賜ふ」など見ゆ。○ 幡文造 職族にして、前述部民の後也。姓氏錄、左京諸蕃に「幡文造。同上(職

畑井 ハタキ 大隅國分郡二宮大明神姫

文帝の後より出づ」と見えたり。
畑井 ハタキ 大隅國分郡二宮大明神姫兒社の社司に畑井西大夫あり。また伊勢、志摩地方にも存す。又黒石藩儒に畑井多仲常武あり、蟠龍と號す、小湊邑の人也。
秦井 ハタキ 丹波の名族にして、室町の頃秦井掃部允あり、竹上條参照。
秦内 ハタウチ 下野の豪族にして、花營三代記に秦内次郎・見ゆ。小山下野守義政配下の將也。

畑浦 ハタウラ

波多江 ハタエ 筑前國怡土郡波多江庄より起る。大藏性六家の一にして原田系圖に「種雄一穂直、弟種貞(三郎、美氣四郎種名の猶子と爲り、波多江と改む」と、ミケ條参照。波多江系圖には「種貞の初名を數實」とす。その後波多江種遠(その女は原田長門守種秀の室)、下りて波多江種家の二男次郎大夫種賢・原田家を嗣ぎ、その子種俊は波多江掃部助と稱す。一説に「波多江、池田、太郎丸、板持の中」と見ゆ。又原田中務大夫種泰の室は波多江種世の女也。又波多江系圖に「波多江若狹守種兼の女は原田隱岐守の室」と見ゆ。又續風土記に「波多江は舊莊號にて、又波多郡と號す。昔原田種

直が第三郎種貞・其の氏を波多江と稱す。種貞より代々波多江に住す。今に丹波屋敷と云ふ所あり。種貞より二十四代の孫小次郎種則・原田了榮に仕へけるが、秀吉公より領地没收せらるゝなどあり。氏人は延文四年七月、山隈原合戦に波多江氏あり、官軍に屬す。下りて戦國の頃、波多江上總介種種(泊條參照)同次郎、波多江丹後守等、多く諸書に見ゆ。

幡江

山北小野寺遠江守義道家臣に此の氏あり。

幡枝

ハタエダ

幡尾

ハタヲ 上總、下總地方の名族也。

畑岡

ハタヲカ 陸前に此の地名存す。

幡織田

ハタオタ ハトリダ

服織

ハタオリ ハトリ條を見よ。

安口

ハタカス 丹波國多紀郡安口村より起る。ヤスゲナ條を見よ。

幡川

ハタガハ 駿河に此の氏あり。

旗川

ハタカハ 上野に此の地名あり。

秦川 ハタカハ 大和繪師秦川重利あり、浮世繪師なりとぞ。

幡鎌

ハタカマ 遠江國佐野郡(小笠郡)幡鎌邑より起る。幡鎌領主八郎左衛門尉見え、又天文十八年十月十五日、今川義元・軍忠狀を幡鎌平四郎に授く。又後に備前幡鎌三吾願あり、騷客と號す。

秦上

ハタカミ 和名抄、攝津國豐島郡に秦上郷あり、後世畑邑殘る。

幡上

ハタガミ 備前に此の氏存す。

幡谷

ハタガヤ ハタタニ條を見よ。

波多岐

ハタキ 越後國に波多岐庄あり。

葉抱

ハタキ

畑木

ハタキ

爪工部

ハタクミ 職業部の一也。ツマタタミ條に詳か也。

畑倉

ハタクラ 安藝國の豪族にして、豊田郡原田邑に島倉山城あり、天文中、畑倉數馬秀盛、この地に據ると云ふ(藝藩通志)。又甲斐に島倉の地名あり。

島

ハタケ ハタ 但馬に島庄、その他、三河、陸前、羽後等に此の地名存す。中興系圖、清和源氏に此の氏を收む。又武田家臣に島加賀守あり、甘利衆也。その他、武藏、攝津、播磨等に此の氏存す。

島田 ハタケダ

島谷

ハタケダニ ハタダニ ハタヤ 常陸の豪族にして、畑谷郷より起る。二十四輩那拜圖會に「第二十三番唯信房は、常陸國依上保内の住人、俗名島谷次郎信勝といへり。信願寺を建つ」と載せ、又稻田門侶交名の中に「奥郡中村の信願房唯信、其の門弟に畑谷覺道、白岩唯念」等あり(地名辭書)。ハタヤ條參照。

島中

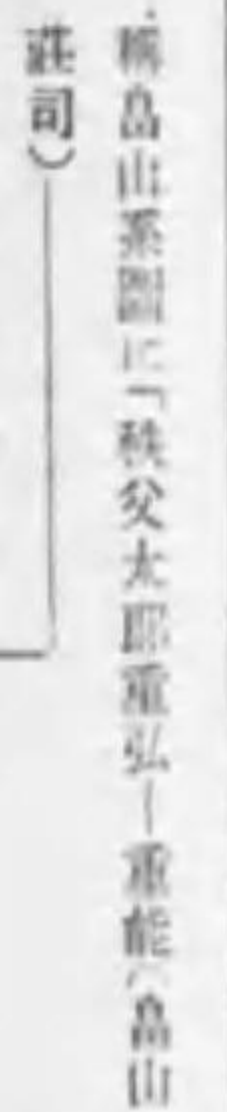
ハタケナカ ハタナカ 筑後の豪族にして、五條家文書に、永享七年の島中源六花押書あり、筑後州上斐郡黒木山内木屋村はたけ中源六がむすめ、當年十四なり云々」と。畑中條參照。

島山

ハタケヤマ 武藏國男妾郡に島山庄あり、新編風土記に「次郎重忠の父次郎太夫重能・島山庄司たりしゆへ、子孫島山を氏とせる由、島山家譜等にのせれば庄名なりしこと知らる」と。又地名辭書に「今本田村と相合せ、本島と云ふは、甚だ雅馴ならず」と見ゆ。

1 桓武平氏秩父氏族

武藏國男妾郡(今大里郡)島山庄より起る。尊卑分脈に「秩父(太)大夫重弘(重能(島山庄司))重忠(同庄司)重康」と見え、又



稱島山系圖に「秩父太郎重弘(重能(島山庄司))重忠(同庄司)重康」と見え、又三年六月廿二日討死、四十二歳。家紋初めは白地、此の重忠・代々小紋村子梅、雪霰、幕は三白二黒、但し牛引兩と申す也。布半分黒」と載せ、重保には「元久元年六月廿一日、鎌倉に於いて誅せらる」と、又重秀には「母は足立右馬允遠元の女、父と一所討死、廿二歳」と見ゆ。又井田系圖に「重忠(母は三浦介義明の女)、弟重宗(島山六郎、子孫奥州に在り)」と見ゆ。その他、秩父、小山田、稲毛、横谷、長野、中根、大窪、江戸、井田等の條參照。